鳥取市大火災誌

（災害救護篇）

鳥取市大火災誌

災害救護篇

鳥取市大火の跡　　尾崎悌之助氏筆

リッジウエー大将に救援の好意を感謝する西尾知事

長市取鳥江入の察視跡爆

折柄の風速10m～15mの強風に火は見る見る拡大（動源温泉全景）

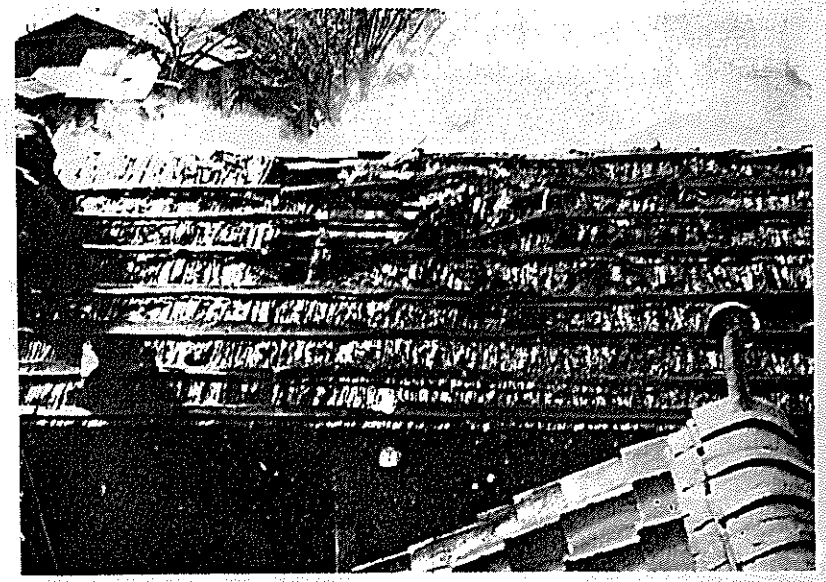

第一出火点の空家（鎮火直前撮影）
ここは間髪を入れず消火した

瞬く間に附近の民家に飛火した

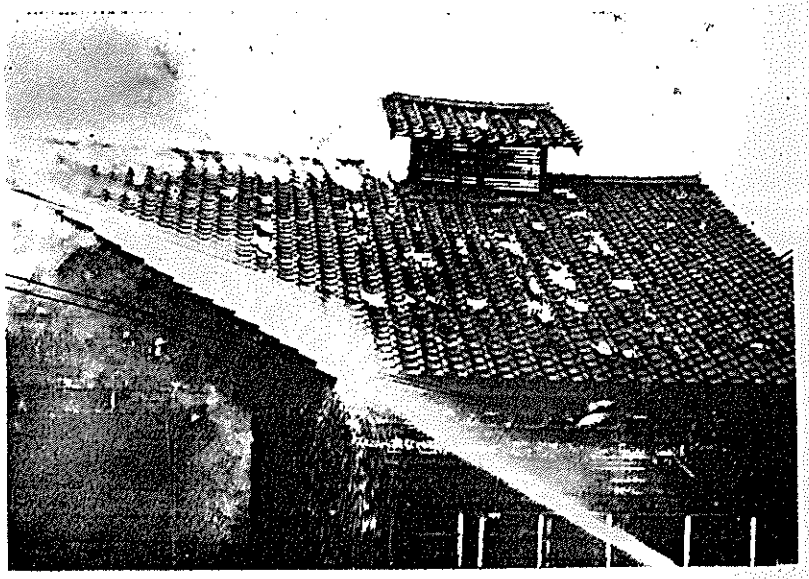

第二出火点の市営動源温泉（第一出火点と同時刻に火を噴いていたのである）

紅蓮の炎は強風と共に末広通りを越えて各に同時多発性の火災となつた（駅前・末広通り角）

万一に備えて日赤支部病院の救護班は早くも出動

望遠を通り駅前と燃え上る猛々

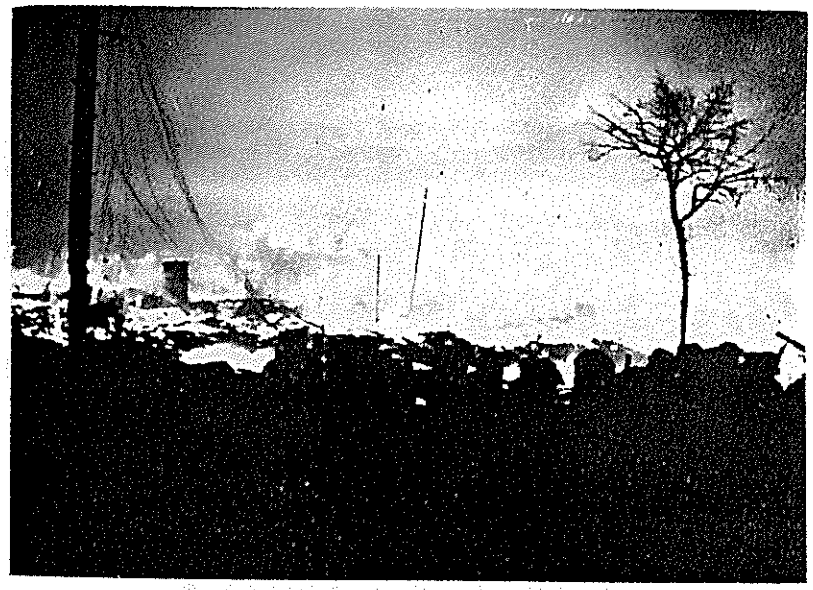

メラメラと、鉄骨3階建の国警鳥取地区署が、そして全市が火の海となつた

夜更けても業火は容易に消えなかつた

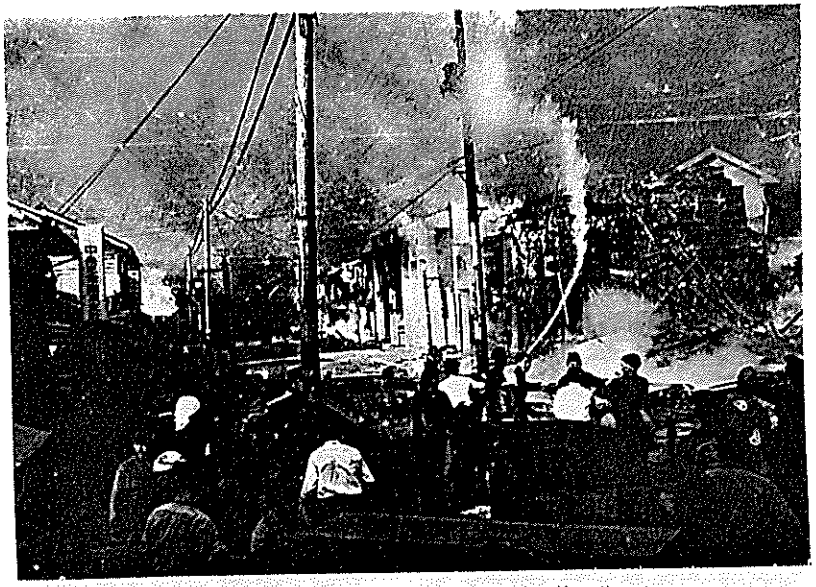

消防隊は僅かに風上に延焼する火を防ぐ以外に施す術もなかつた

駆けつけた各町村の消防隊も猛火の中では拱手傍観を余儀なくされた

然しそれは余りにも変り果てた町となつていた

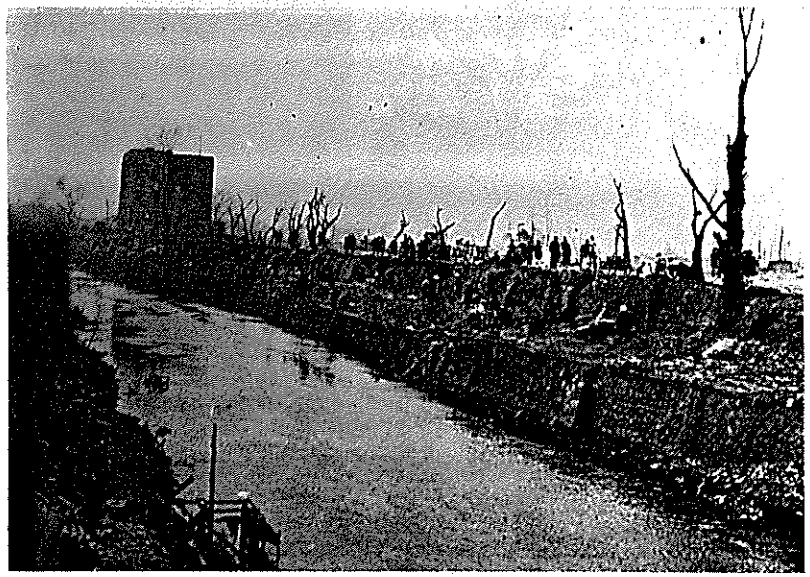

橋も焼け落ち、眼のとどく限り瓦礫の散乱した焦土と化していた

かくて4月18日午前3時漸く鎮火したが全市殆ど焼野原となつた
中央の川が袋川（航空写真）

翌朝罹災市民は我が家の焼跡に帰つてみた

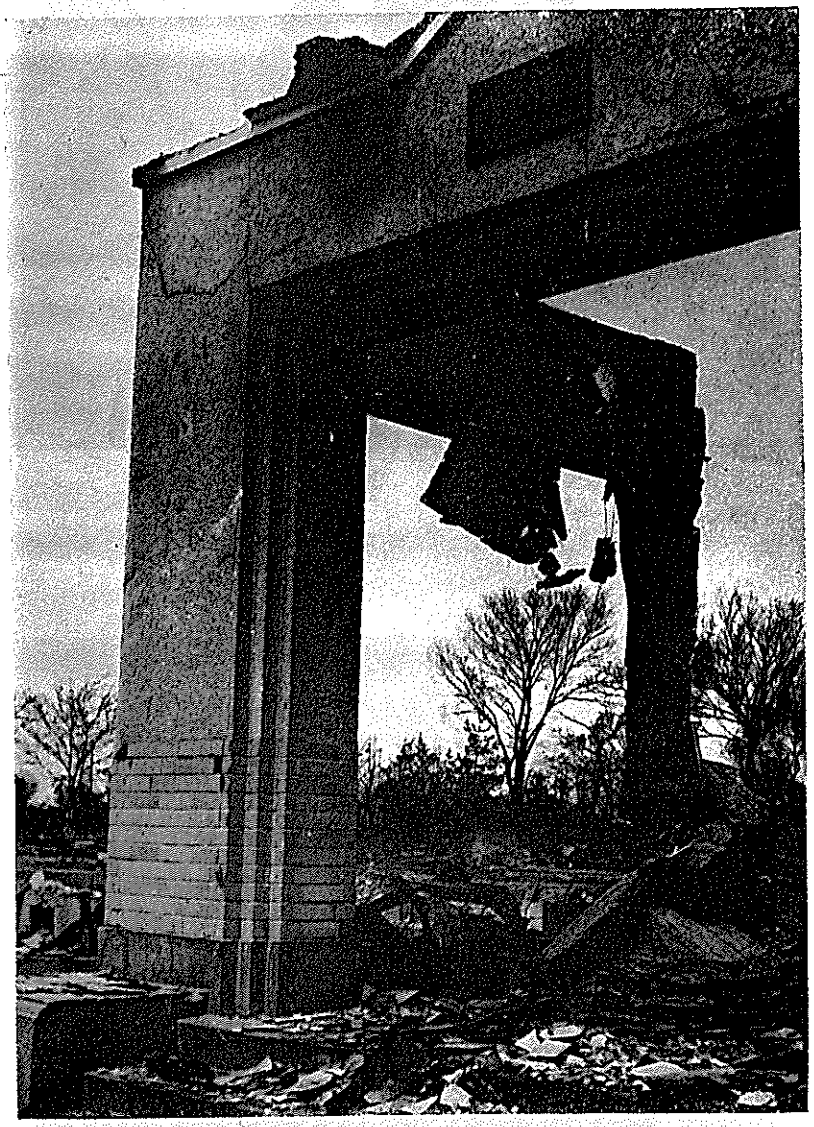

学校のコンクリートの壁面だつた

焼け残つたものは学校校庭の鉄骨と……

鳥取ガス会社のガスタンクと……

蒲団を背負つて縁故を辿る哀れな家族もあつた

罹災市民は僅かに持ち出した家財道具の中で途方に暮れた

持出した家財道具を整理運搬する市民

一包みの風呂敷が全財産という罹災者もあつた

各学校の収容所に入つた罹災市民

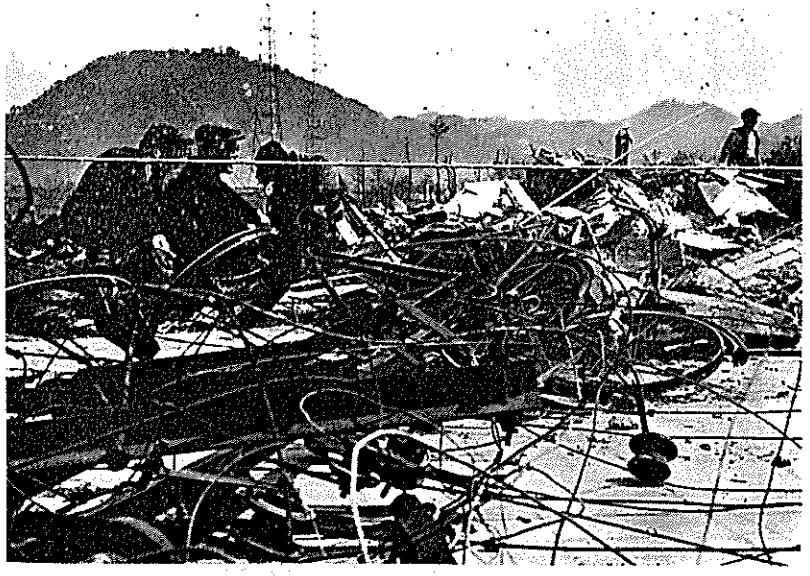

赤錆びた鉄の残骸上で吐息する自転車者

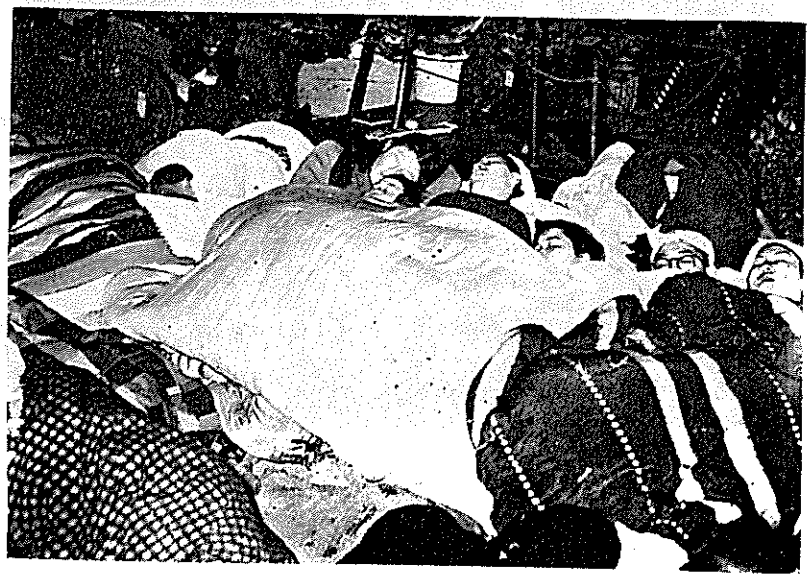

狭い乍らも収容所にまどろむ罹災者群

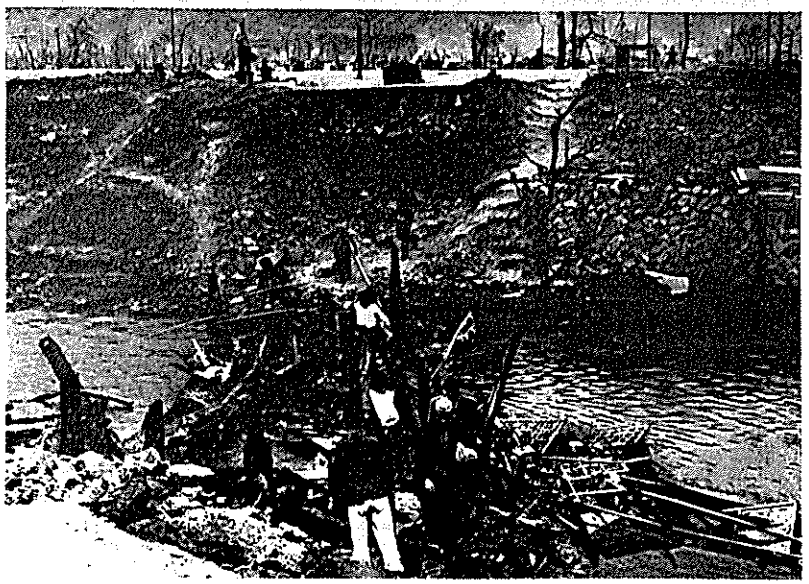

焼け落ちた橋の木片上を渡る市民

5月5日コドモの日には焼跡に日の丸が飜り子供達はバンザイを斉唱した

焼失した官公署事業場等は移転先を明示して事務事業を継続した

19日から罹災者へ毛布が配給された

この大火災にも罹災市民の生活は逞しく始められた

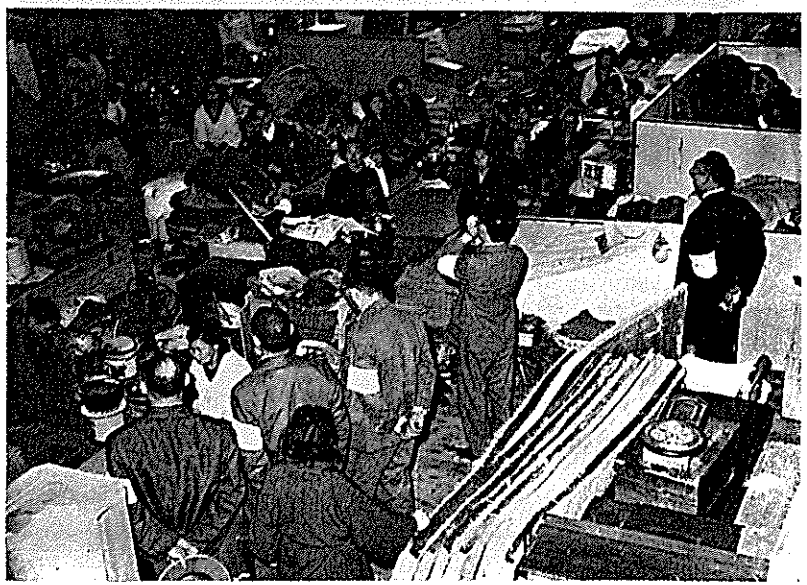

県会議員の罹災者収容所慰問

罹災状況を撮影(16ミリ)する西尾知事

予備隊員は憩う暇もなく救護、復旧作業に活躍した

鳥取大火と共に出行要請によつて警察予備隊米子部隊員が出動、17日夜隊員は鳥取駅に到着した

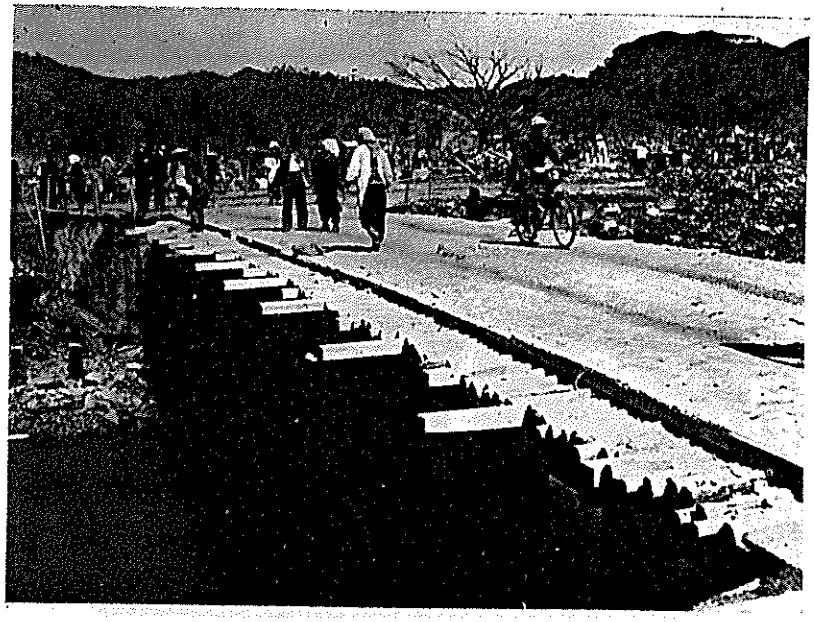

かくて予備隊員の手によつて袋川に仮木橋が架けられた

千僧部隊の機械化部隊も到着、翌日からブルトーザーが活動を始めた

NHKたすけ合い運動の先駆としてニュースカーが活躍した

鳥取赤十字病院玄関に医療本部が設けられた

医療班の巡回診療も開始された

長駆大阪から駆けつけた大阪市救護班も活躍した

大火の報に中田政義建設次官来県

野田建設大臣の来県

駐留米軍の救援物資輸送隊長と握手する西尾知事

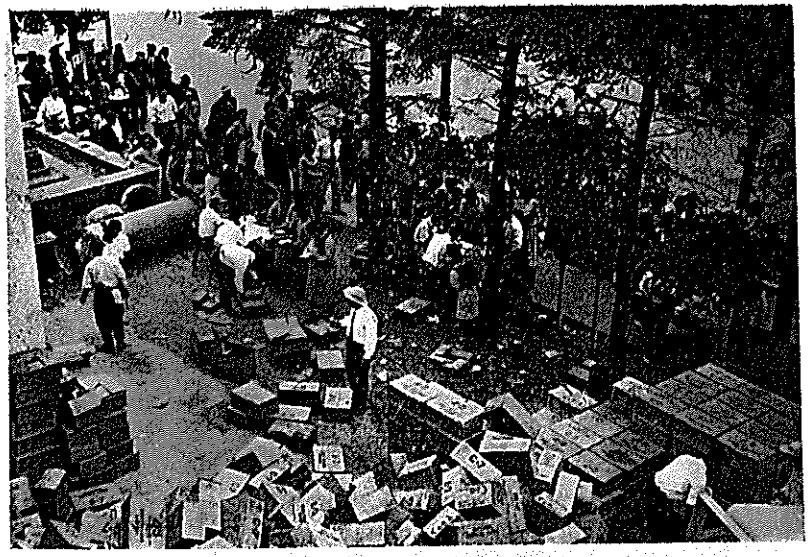

駐留米軍から一万食分のレーションが贈られ、罹災者への配給が開始された

かくて罹災地に復興への息吹きが始まつた

参議院議員視察慰問団来県

邪魔物の跡片付けが始まつた

道路の測量が始められ…

衆議院議員視察慰問団来県

智頭街道筋の道路も拡げられた

ブルトーザーが塵りをあげて整地を急いだ

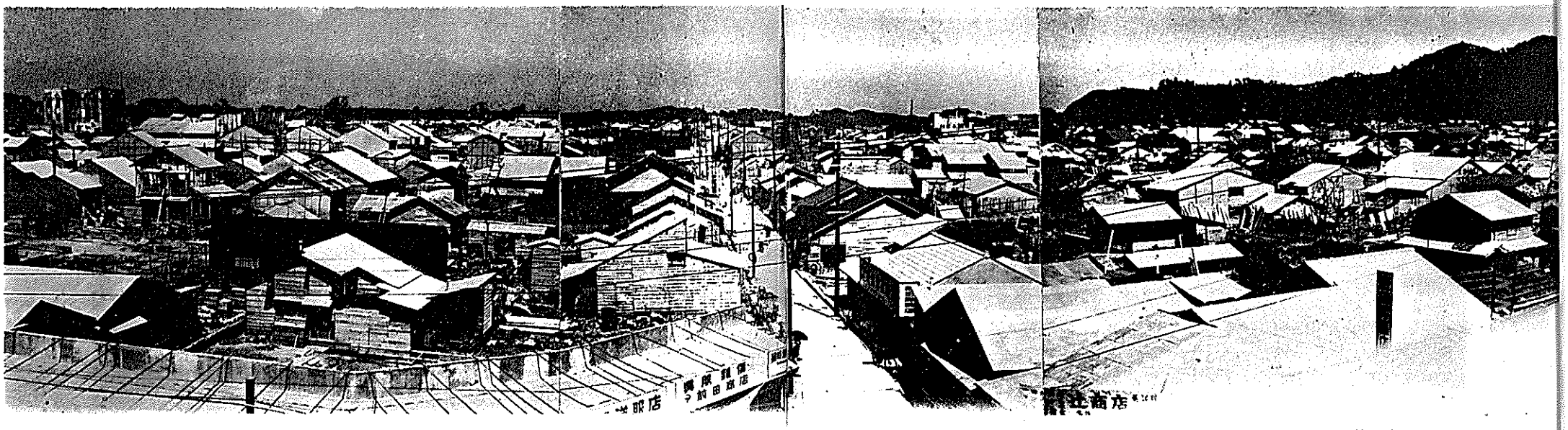

かくて大火六ケ月後には全面至るところにバラックや本建築が建ち並んだ

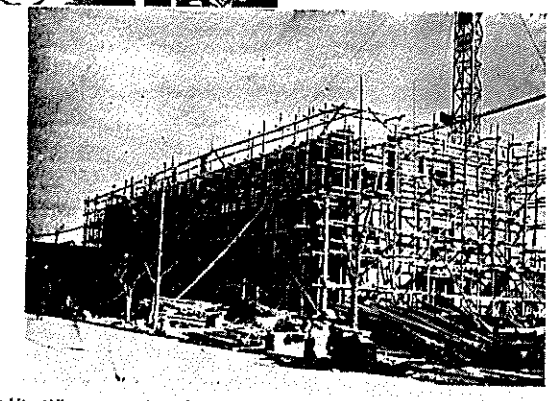

そして更に防火帯建築が進められ洋装建物の鉄骨が中空に聳え立つた

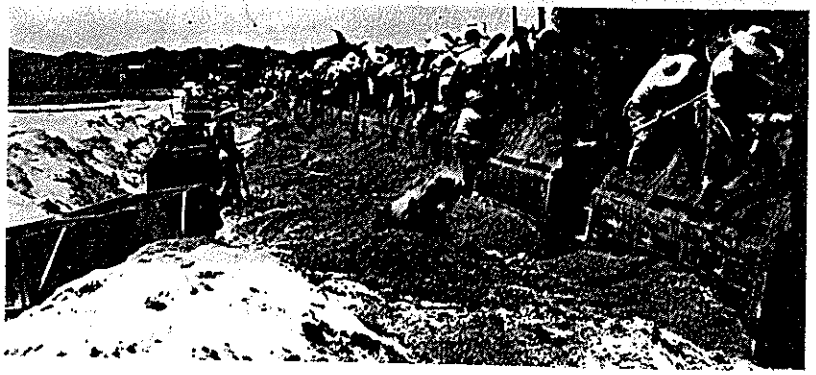

かくて新たなる大島取の都市計画は百年の大計に沿つて駅裏の工場地帯も着々と整地されて行つた

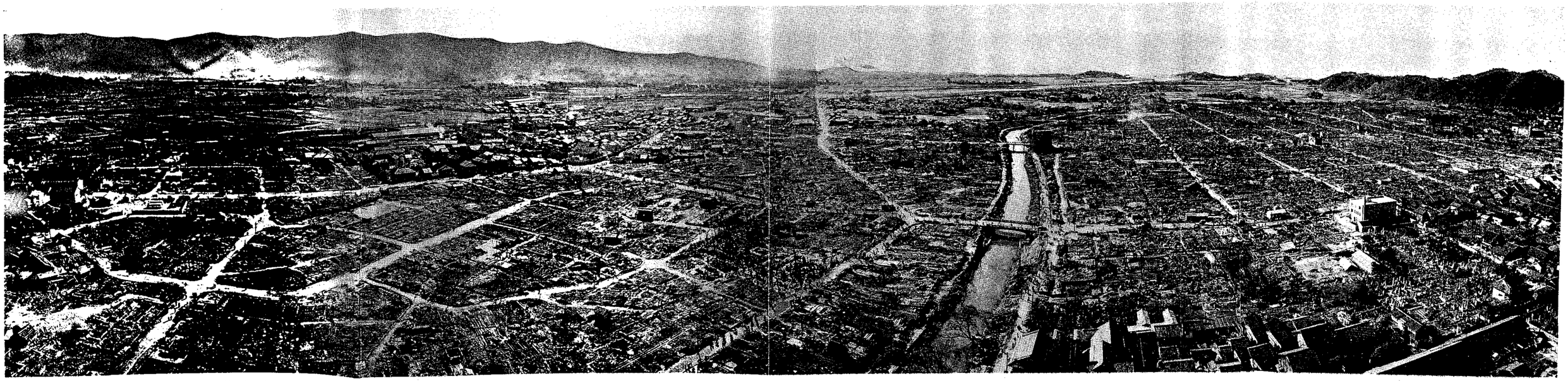

鳥取市街焼跡全景（大火翌日撮影）

焼失前の鳥取市街全景

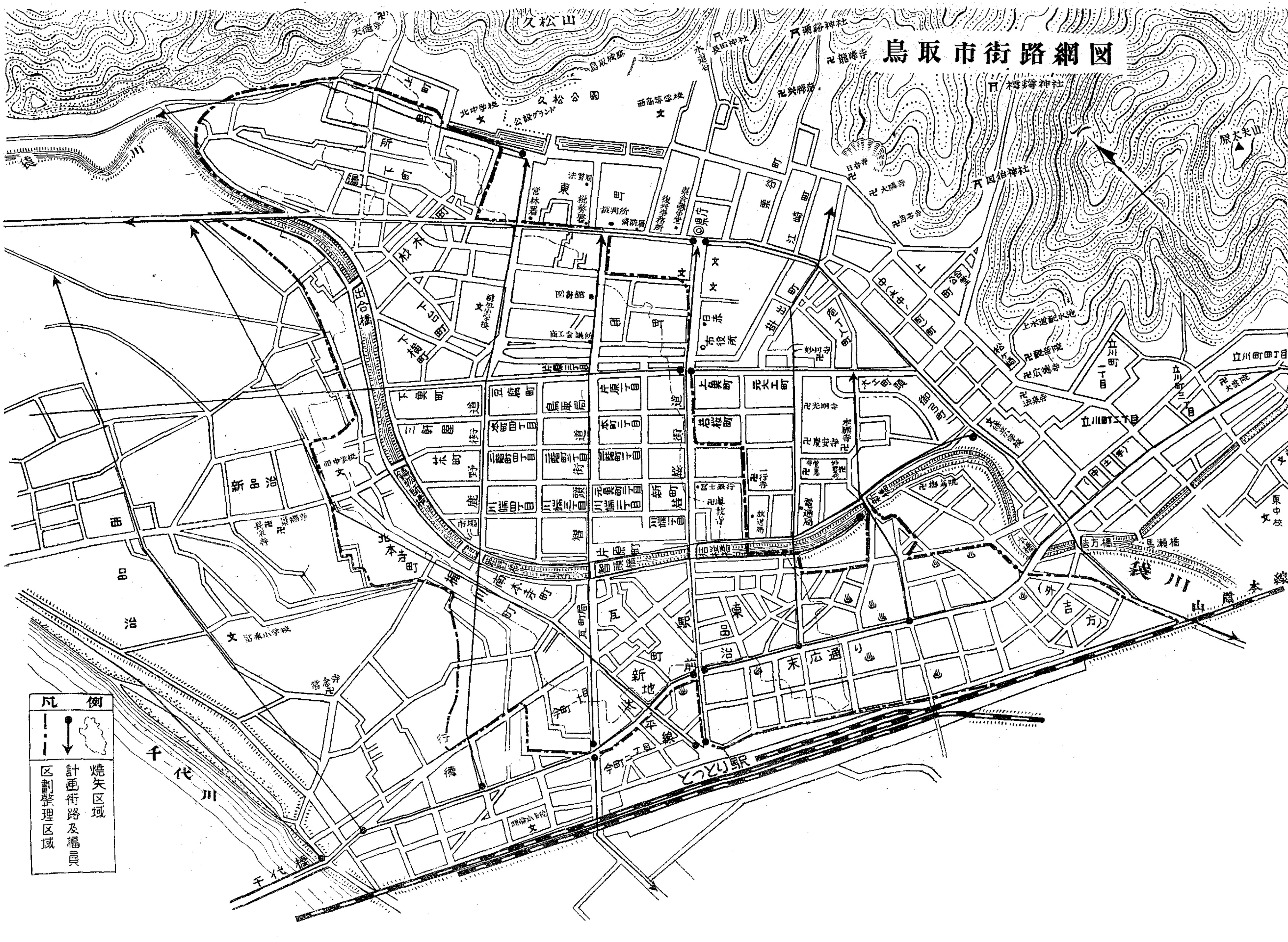

鳥取市街路網図
凡例
焼失区域
計画街路及幅員
区劃整理区域
久松山
久松公園
袋川
千代川
千代橋
とっとり駅
末広通り
山陰本線
吉方橋
馬瀬橋
県庁
市役所
裁判所
図書館
立川町二丁目

鳥取市大火図

0
100
200
300
400
500
凡例
火元
飛火
火流の方向
焼止り線
延焼同時曲線
破壊消防
隣組消防(バケツリレー等)
有効注水(専門消防による)
耐火建物
崖地 段丘地
空地 樹木及びその他の空地
風の方向
残存木造建物
N
天徳寺
北中学校
東町
裁判所
県庁
鳥取大学
赤十字病院
市役所
日本海新聞
商工会議所
図書館
醇風学校
西中学校
大森町
丹後片原町
鋳物師町
景福寺
杉浦町
材木町
玄好町
下台町
下横町
鹿野町
本町四丁目
本町三丁目
本町二丁目
本町一丁目
片原三丁目
片原二丁目
片原一丁目
二階町四丁目
二階町三丁目
二階町二丁目
二階町一丁目
元魚町三丁目
元魚町二丁目
川端四丁目
川端三丁目
川端二丁目
川端一丁目
上魚町
若桜町
職人町
鍛冶町
桶屋町
富士銀行
大工町
新道
尾町
末広通り
今町一丁目
今町二丁目
駅前
鳥取駅
至大社
至京都·大阪

鳥取県知事　西尾愛治

昭和二十七年四月十七日午後二時五十分！　鳥取市の最南端永楽通りの一角から出火した運命の業火は、折柄の風速十五メートルの強風に煽られて鳥取市の大半を灰燼に帰し戦後最大の火災記録を作つた。

昭和十八年九月十日の鳥取地方大震災の痛手から、漸く復旧復興の目鼻がついていた市民を再度絶望のドン底につき落した者を出し、二百億円に近い損害を与えたのである。火災による直接の人畜被害は死者二名、負傷者三千九百六十六名で、特に死者の少なかつたことは不幸中の幸であつた。

この大火は、罹災面積四十八万八千余坪、罹災戸数五千二百二十八戸で二万四百五十一名の罹災

終戦の直前、全国の各地方都市が戦災の厄に遭遇していたとき、幸い鳥取市は戦禍を免れて一路戦後の再建に市民の営みが続けられていたが、この思いがけぬ大火によつて、鳥取市経済の中

心部である商店街が壊滅したほか官公衙、学校、銀行会社、病院等主要建物を焼失したことは鳥取市空前の痛恨事であつた。

このような大火により罹災者市民の物心両面に与えられた被害は言語に絶するものがあつたが、度々の災禍に不屈不撓の精神を培われた市民は、災害救助法の発動による応急救護と爾後の恒久対策等も手伝つて、罹災者自らの積極的な復興意欲はいやが上にも盛り上り、不燃都市大鳥取市の建設へ涙ぐましい努力が開始されたのである。

鳥取藩史を繙いてみると、鳥取市は万治三年（西紀一六六〇年）出来薬師の大火以来、千戸以上焼失の大火が十数回に及んでおり、その都度、古人は防火の戒めを語り伝えていたのであるが、然るに旧城下町時代の都市的形態から脱却できなかつた市街の構成と家屋の構造様式は、不幸にも今回の劫火を防ぎ切れず遂に市街の大半を焼失する戦後最大の火災となつたのである。そこで県では政府はじめ各方面の助言と協力の下に都市の構造形態を根本的に更改し、新たなる鳥取市の都市計画を実現することになり、市当局と協議の上、罹災者を含めた六万市民の犠牲的協力を得て着々とこれが具体化の緒についたのである。

鳥取市大火は不幸な出来事であつたが、私達は転禍為福の闘魂をもつて鳥取市の子孫に再び斯くの如き大火を繰り返すことのないよう人智の限りを尽して復興計画を樹てると同時に、このような大火に遭遇して如何に対処すべきか、その被害の状況を詳述して応急救護と諸般の善後措置等私達が実践した奮闘の跡を記録して反省の資とし、併せて全国各地より寄せられた友情と同情の数々を誌して感謝の微衷を捧げる次第である。殊に駐留米軍より贈られた各種の莫大な物資と各方面より贈られた義捐金品の温情は、罹災民と共に私達の永遠に心肝に刻むところのものである。

本書は最初の編纂方針では、被害、救護、復興等一巻に集大成して江湖に贈る予定であつたが、その後、復興の進捗状況その他諸般の事情を考慮して前篇と後篇の二冊に分冊することとなり、本書を『災害救護篇』とし更めて『復興篇』を一両年後に編纂上梓することとしたのである。

本書が将来県民の防火の戒めとなり、又、今後の鳥取市民が本書を繙いて往年の災禍辛酸を想起し、ますます復興の実績をあげて防火等の施設を完備し常にかかる大災害に備えられるならば幸いである。

昭和二十八年三月

序

鳥取市長　入江　昶

昭和二十七年四月十七日――。

それは私達鳥取市民にとつて永久に忘れ得ぬ運命の日であつたといえよう。

災害は忘れた頃にやつて来るといわれるが、かつて十年前、即ち、昭和十八年九月十日、鳥取市を殆んど壊滅させたあの大震災の瘡痍から、全く死線を越えての復興に、漸く平和な郷土を取り戻して、その生々しい痛手も忘れかけた頃、心なき大南風は一瞬にして劫火と化し、再び鳥取の街の三分の二を焼き尽してしまつたのである。

荒涼として変りはてた焼土の中に、ただ茫然と立ちつくした私達市民の胸へ、「一体この復興はどうなるのか」と、絶望にさえ追い込まれた境地は、恐らく大火に直面した誰もが味つた偽らぬ述懐であろう。

しかもその絶望のドン底から、猛然と湧き上つたものはねばり強い市民の生命の力であつた。新しい復興への逞しい意欲であつた。

不死鳥は焼土から飛び翔つといわれる。

鳥取市民もまた不死鳥の如く灰燼の中から起ち上ることの出来る力があつた。

幸にも政府の絶大なる援助と、県当局の協力と、そして、国の内外をとわず全国的に寄せられた救援と深い御同情は、石に嚙りついても起ち上つて復興に邁進する市民の決意を更にかたくし、力づけて戴いたのである。

それからの鳥取市民の奮闘は全く涙ぐましいまでに甲斐々々しく、官民をとわず、老若男女といわず、文字通り全力をあげての努力であり、生命をかけての復興であつた。

あれから一年、おかげで復興事業も軌道にのり、目覚しい近代的の不燃都市が次第に建設されて行く現状には、ただただ人間の生き抜く力の尊さと、それにつけても同胞愛の偉大さに感泣するばかりである。

思えば、今回の大火を契機として鳥取の街は新しく生れ変つたといえよう。

消費都市より生産都市へ――。

長い間のこのスローガンも着々実現するに至り、或は工場誘致に、駅裏工場地帯の設定に、産

業圏を結ぶ周辺十五ヶ村の合併促進に、大鳥取市としての前途に明るい光明を投げかけている。

転禍為福――私達は更に一致協力して復興へ前進するのであるが、それは謂うまでもなく復旧であり、新しい郷土、住みよい街の建設であらねばならぬ。

茲に当時を記録する鳥取市大火災誌災害救護篇を出版し、各位の御支援御同情に対し、心からの感謝を捧げ永遠に御芳志を伝える次第である。尚希くは今後更に一般の御鞭撻と御支援とを賜わらんことを切に祈るものである。

昭和二十八年三月

鳥取市大火災誌（災害救護篇）

目次

序……知事　西尾愛治……一
序……市長　入江昶……四

第一編　総説……一

第一章　鳥取市大火の概況……三
第二章　鳥取県火災沿革史……一三
　第一節　総説……一三
　第二節　県下における火災の文献……二〇
　第三節　鳥取市における火災の歴史……二六
第三章　鳥取県災害救助隊本部の活動……二九

第一節　災害救助法の発動……二九
第二節　県災害救助隊規程……二九
第三節　救助隊本部の機構と活動状況……四七
第四節　火災復興対策本部設置……五四
第四章　県会災害対策特別委員会の活動……六〇
第一節　県議会の動き……六〇
第二節　災害対策特別委員会……六三
第三節　救援感謝決議……六八
第五章　鳥取市の災害救助活動……七一
第一節　鳥取県災害救助隊鳥取支隊の活動……七一
第二節　鳥取市議会の活動……八二
第六章　鳥取市火災日誌……九一
第七章　鳥取市大火災と財政の状況……一〇六
第一節　県財政の概況と大火の及ぼした影響……一〇六

第二節　市財政の概況と大火の及ぼした影響……一一三
第八章　各機関の広報活動……一一三
第一節　在鳥各新聞社の活躍……一一三
第二節　NHKの活躍……一二五
第三節　県、市、警察の広報活動……一二九
第九章　鳥取市大火の上奏並びに米軍の救援……一四八
第十章　国の救援方針と県、市の陣情……一五一
第一節　内閣に鳥取市大火災害対策本部設置……一五一
第二節　野田建設大臣一行来県……一五七
第三節　国会の救援対策……一六一
第四節　火災復興対策東京本部の活動……一六三
第十一章　罹災者に対する慰問激励……一六七
第一節　知事、市長のメッセージ……一六七
第二節　各大臣の慰問メッセージ……一七一

第十二章　税の減免措置……一七四
第一節　国税……一七四
第二節　県税……一七七
第三節　市税……一八〇

第二編　災害……一八七

第一章　火災の被害状況……一八九
第一節　総説……一八九
第二節　鳥取市の地勢及び沿革と市街の状況……一九〇
第三節　火災の状況……一九四
第四節　焼失区域の状況……一九七
第五節　出火の原因と大火に至つた要因……二〇〇
第六節　当日の気象状況……二一一
第七節　鳥取地方の気象概要と火災の関係……二一四
第八節　水利の状況……二一六
第九節　消防の状況……二一九
第十節　飛火の状況……二二五
第二章　建物の被害状況……二二七
第一節　罹災戸数……二二七
第二節　被害建物の概況……二二七
第三節　公共営造物及び主要焼失建物の被害状況……二二八
第三章　市民の被害状況……二三二
第一節　罹災人口と死傷者数……二三二
第二節　損傷紙幣の引換……二三二
第三節　火災保険金の支払状況……二三三
第四章　商工業関係の被害状況……二三六
第五章　食糧及び農林水産業関係の被害状況……二三九
第一節　食糧関係の被害……二三九
第二節　農林水産業関係の被害……二四〇

第六章　土木関係の被害状況……二四三
第七章　電信、電話、郵政関係の被害状況……二四五
第一節　電信、電話関係の被害……二四五
第二節　郵政関係の被害……二四九
第八章　電氣、ガス、水道の被害状況……二五二
第一節　電気関係の被害……二五二
第二節　ガス関係の被害……二五三
第三節　水道関係の被害……二五四
第九章　文化財の被害状況……二五七

第三編　救護

第一章　救護の概要……二五九
第一節　総説……二六一

第二節　要救助罹災者の収容……二六二
第三節　在日兵站司令部の援助……二六三
第四節　ララの援助……二六九
第五節　国の法外援助……二七〇
第六節　他府県よりの援助……二七一
第七節　警察予備隊の出行援助……二七三
第八節　NHKたすけあい運動……二七九
第二章　保健衛生に関する救護及び応急措置……二八二
第一節　総説……二八二
第二節　傷病者の救護措置……二八四
第三節　衛生材料の調達……二八八
第四節　伝染病予防と発生状況……二九三
第三章　食糧関係の救助対策……二九七
第一節　食糧確保の措置……二九七
第二節　炊出しと食糧の配給……二九七

第四章　住宅に対する応急措置……三〇一
第一節　罹災者収容所の状況……三〇一
第二節　応急仮設住宅の建設……三〇三
第五章　災害救助法に基く給与物資の交付と生業資金の貸付……三〇五
第一節　救助物資の給与状況……三〇五
第二節　生業資金の貸付……三一〇
第六章　義損金品と見舞……三一
第一節　御下賜金……三一
第二節　義捐金品……三一
第三節　海外邦人の見舞……三四九
第四節　罹災児童生徒へ学用品配分……三五一
第七章　その他の救援措置……三六一
第一節　国鉄運賃の減免……三六一
第二節　貨物及び見舞客の状況……三六五

第三節　日赤奉仕団及び青少年赤十字団の活動……三六七
第四節　在京県人美術家の救援活動……三六九
第四編　公安……三七一
第一章　警察の活動状況……三七三
第一節　災害対策本部の設置……三七三
第二節　公安部の活動……三七五
第三節　警備本部及び警備部隊の活動……三七七
第二章　警察予備隊の活動……三九一
第三章　物価騰貴の対策……三九三
第一節　総説……三九三
第二節　物価騰貴抑制の概要……三九四
第五編　復興計画……四〇七

第一章　総説……四〇九
第二章　都市計画の概要……四一一
第一節　都市計画と防火帯の設定……四一一
第二節　土地区劃整理の状況……四一〇
第三節　建築の復興計画……四一一
第三章　商工業の復興計画……四一六
第一節　工業の復興計画と工場誘致……四一六
第二節　商店街の復興……四一九
第三節　商工業の金融対策……四二〇
第四章　その他の復興計画……四二四
第一節　官公衙、学校の復興計画……四二四
第二節　通信、電気、ガス、水道関係の復興計画……四二四

第一編　総説

第一章　鳥取市大火の概況

昭和二十七年四月十七日！　この日は鳥取市が戦後最大の火災に見舞われて、市街の大部分を烏有に帰した日である。

季節はまだ妍を競う桜の春で、老も若きも花に浮かれているとき、この日午後二時五十五分、鳥取市の最南端、吉方二九〇番地から出火した運命の劫火は、折柄の最大風速十五メートルという南々西の強風にあふられて瞬く間に附近の建物を燃焼し、風下の末廣通りを越えて市の東北に延びると同時に、末廣通りに沿つて西方にも延焼、火勢はますます拡大して唯一の防火線としていた袋川の線も防ぎ切れず、市の中心街を総舐めにして鳥取市上空は宛ら火の海と化した。早期消火にその機を逸した消防隊は手の施しようがなく、また急を聞いて駈けつけた県下各町村の消防団も消火の術なく、僅かに東西に向つて延焼する火焔の消火と家屋の疎開、倒壊作業を行う以外に手の下しようがなかつた。

鳥取市最南端の出火点から烈風の直線コースを辿つて、火流の趨くところ、遂に市の最北端湯所町天徳寺を焼失し、丸山の山林を焼いて更に遠く覚寺峠の山林に飛火するなど、鳥取駅を離れること五キロに及ぶ摩尼寺附近まで達して、翌朝三時頃鎮火した。

かくて罹災面積四八万八、九〇〇坪（市街地三三万八、九〇〇坪、山林一五万坪）、罹災戸数五、二二八戸、罹災世

帯数五、二八七世帯、罹災人口二〇、四五一人という戦後最大の大火災となつたのである。

出火時刻から鎮火まで十二時間にわたる紅蓮の焔は凄壮その極に達したが、烈風による火勢は各所に飛火して同時多発性の火災となり、一分間平均に七戸強を焼失するという超速度で市街の中心部を舐めつくしたのである。

この大火により鳥取市経済の心臓部である商店街は全滅の憂き目に遇い、個人焼失家屋五、二二八戸、公共営造物、会社銀行等五一〇棟（官公衙十四カ所、学校五校、病院その他厚生施設五カ所、銀行八、そのほか百貨店一、映画館三など焼失）その被害総額百九十三億二千六百三十九万円と推定されている。

この大火災で二万余人という夥しい罹災者を出したが、火災による直接の死傷者は死者二名、負傷者三、九六六名の程度で済んだ。これは不幸中の幸というべきである。

この大火を招来した直接間接の原因・理由等については第二編に詳述するが、鳥取市の大火を決定的なものにしたのは何といつても当時の気象的条件で、風速一〇メートル、最大風速一五メートルに及ぶ強風が重大な要素となつていることは否めない事実であり、さらに当日の気温C二五・三度（午後三時現在）湿度二八（十七日午後三時）～五一（十八日午前零時）等の条件も燃焼に拍車をかけている。それに市街を構成している建物の構造的条件から見ても、恰も全市が全部燃料といつても差支えないような状態、即ち鳥取市の建物の状況は延焼条件を助長する如き状態にあつたと専門家は観測している。

こうした条件が重なり合つて今回の大火災となつたのである。

この大火災の発生と同時に、鳥取縣では時を移さず西尾知事以下鈴木副知事、各部課長が急拠参集して善後措置を協議の結果、災害援助法の発動と警察予備隊の救援要請を決定し、即刻、鳥取縣災害救助隊及び災害救助対策本部を組織して救助活動を開始すると同時に、更に十九日には鳥取市火災復興対策本部を組織し罹災者救助と復旧復興を強力に併行実施することになつた。また県議会においても県会災害対策特別委員会を設置し、県当局と連繋して救護と復旧復興に万全の態勢を整えたのである。

全国大火災一覧表（但し戦災は除く）

西暦	年	月	日	焼失戸数	縣	市	名
一八九九年	明治	三年	十二月二十八日	三、四〇三戸	東京都	京橋	區
一八七五年	同	六年	十二月 九 日	五、七五三戸	同	神田	區
一八七六年	同	九年	十一月二十九日	八、五〇〇戸	同	日本橋	區
一八七八年	同	十一年	三月 十一日	五、一五一戸	同	神田	區
一八七九年	同	十二年	九月二十四日	一三、四三四戸	同	日本橋	區
一八八〇年	同	十三年	八月 六 日	五、四四〇戸	同	日本橋	區
一八八一年	同	十四年	一月二十六日	一五、三一一戸	新潟縣	新潟	市
一八八二年	同	十四年	二月 十一日	七、一〇七戸	東京都	神田	區
一八八五年	同	十八年	三月二十一日	六、三九九戸	同	同	
一八八六年	同	十九年	二月 九 日	三、四七三戸	富山縣	富山	市
一八九二年	同	二十五年	四月 十 日	四、二九九戸	秋田縣	秋田	市
一八九七年	同	三十年	四月二十三日	三、一三三戸	東京都	神田	區
					東京都	八王寺	區
一八九九年	同	三十二年	八月 十三日	五、五二七戸	富山縣	富山	市
同	同				神奈川縣	横濱	市
一九〇二年	同	三十五年	六月二十七日	三、一五八戸	富山縣	高岡	市
一九〇二年	同	三十五年	二月 三 日	三、〇四一戸	福井縣	福井	市
一九〇七年	同	四十年	八月二十五日	八、九七七戸	北海道	函館	市
一九〇九年	同	四十二年	四月二十一日	二、三六五戸	大阪市	北	區
一九一〇年	同	四十三年	五月 三 日	七、五一九戸	宮城縣	青森	市
一九一一年	同	四十四年	四月 九 日	六、五五五戸	東京都	浅草	區
一九一三年	同	四十五年	一月 六 日	五、二七〇戸	大阪市	南	區
一九一九年	大正	八年	四月二十八日	三、一三七戸	神奈川縣	横濱	市
一九二三年	同	十二年	九月 一 日	三三、三三八戸	東京都（震災火）		
					神奈川縣横濱市（震災火）		
同	同			五、八六六戸			
同	同			四、七〇〇戸	同	横須賀市（震災火）	

昭和二年以降（五百戸以上大火）

一九二七年	昭和二年三月七日	一、九八〇戸	京都府丹後峰山地方（北丹大火）	
一九二九年	同 四年二月十三日	一、〇〇〇戸	宮城縣氣仙沼町	
一九三二年	同 七年四月二十一日	一、三〇〇戸	靜岡縣大宮町	
一九三三年	同 七年十月二十三日	一、一一〇戸	石川縣小松町	
一九三四年	同 九年三月二十三日	三、六九七戸	北海道函館市	
一九三八年	同 十三年九月六日	一、五一〇戸	富山縣氷見町	
一九四〇年	同 十五年一月十五日	五、一〇六戸	靜岡縣靜岡市	
一九四六年	同 二十一年四月八日	一、三七戸	新潟縣松村町	
一九四七年	同 二十二年四月二十日	四、〇一〇戸	長野縣飯田市	
	同 二十六年	一、一三四戸	茨城縣湊町	
一九四九年	同 二十四年二月十日	一、一九〇戸	兵庫縣明石市	
	同 二十日	一、七一六戸	秋田縣能代市	
一九五〇年	同 二十五年四月十三日	一、六二九戸	靜岡縣熱海市	
	同 同 五月十六日	九二〇戸	長野縣上松町	
一九五一年	同 二十六年十二月十六日	八七七戸	三重縣松阪市	
一九五三年	同 二十七年四月十七日	五、三八戸	鳥取縣鳥取市	

鳥取市大火災当時の鳥取県首脳部

知事　西尾愛治
副知事　鈴木武
出納長　松尾長造
總務部長　高山侃一
知事室秘書課長(代理)宮代好介
總務課長　村田徹次郎
財務課長　植田重治郎
知事室企畫課長　河越太郎
人事課長　北村伊三雄
會計課長(副出納長)　野田武雄
地方課長　上根政幸
民生部長　尾崎丈夫
厚生課長　竹内正雄
世話課長　平木喜美藏
農林部長　仲原善一
農政課長　岸田廣實
畜産課長　武井實
水産課長　三宅曉夫
經濟部長(兼)　高山侃一
商工課長　篠田伊三郎
勞働部長(兼)　鬼丸忠男
勞政課長　坂口福藏
土木部長　鬼丸忠男
管理課長　米澤信治郎
河港課長　福内大正
建築課長　小川一益
統計課長　石井春平
兒童課長(兼)　竹内正雄
保險課長　三井正
農業改良課長　和田平八郎
林務課長　加納英一
蠶糸課長　田口賢治
職業安定課長　那和幹
道路課長　山下竹男
砂防課長　杉橋渉

衛生部長　森上勘造
醫務課長　高田勇
薬務課長　原一郎
農地部長(兼)仲原善一
農地課長　福田耕藏
耕地課長　的場益二

公衆衛生課長　中村德藏
開拓課長　西尾律實

鳥取県会議員

議長　澤住辰藏
副議長　三橋誠
議員　山野豊美　大西節夫　松本利治
秋鹿惠重　建部邦雄　大丸義男
谷本正男　井口壽賀野　金田秀夫
尾古慶次郎　入澤仁　山家一太郎
木島公之　林原嘉武　杉谷正雄
角田健太郎　山上昤鏡　仲市實
土谷榮一　森本繁藏　長谷川利隆
小谷久雄　宇田洋　久野健太郎
湊麟祐　前田玄一　古谷忠次郎
山田芳藏　井上安榮　加藤定治
田口源藏　齋尾嘉久　近藤傳一
竹の家啓三郎　佐々木顯一(昭27、9、18死亡)
竹中榮　柳谷保一　小林正隆

鳥取県会事務局

事務局長　塩谷久治

鳥取県教育委員会

委員長　三木順治
副委員長　尾崎茂
委員　河合弘道　宇田洋　伊佐田甚藏
安田貞榮　荻原治郎

鳥取県教育委員会事務局

教育長　鶴田憲次
管理課長　佐々木隆温　學事課長　長尾四郎
指導調査課長　福田統吉　社會教育課長　加納勝巳
健康教育課長　西村實義

鳥取県公安委員会

委員長　秋久勳
委員　寺谷英太郎　堀安成文

国家地方警察鳥取県本部

隊長　湯山融
總務部長　鐘尾儀藏　警務部長　軍司眞太郎
警備部長　岸本虎二　刑事部長　石原貞雄

鳥取市大火災当時の鳥取市首脳部

市長　入江昶
助役　濱崎敏造
収入役兼會計課長　徳田忠雄
庶務課長　橋浦雄太郎　賀露支所長　小林悉
税務課長　小林龜久治　水道課長　山田繁政
文教課長　木村耕造　戸籍課長　中島豊司
文化室長　松本儀範　保健衛生課長　杉本宜久
商工課長　前島恭　農林課長　川戸光臣
厚生課長　宮本芳晴　建設課長　河戸萬吉

鳥取市会議員

議長　西尾紆平
副議長　石田繁
議員　石黒松次　山川爲之助　中村弘治

中川禎治　尾坂雅人　近藤松壽
小谷忠太郎　鈴木鋭　平尾富治
足立益二　廣田敏男　西川徳彌
岩垣新一郎　谷口清三郎　吉川乙彦
網濱幸治　常田雅雄　寺垣恒男
北浦英男　福島政雄　馬淵秋男
小林說次　兜金幸一　網師銀藏
牧村實　濱崎芳雄　本城義一
富本勇　鹽谷三藏　伴松次郎
濱崎清　米澤秀次　古川芳藏
野崎鹿藏

大火災当時の本県選出国会議員

衆議院議員　稲田直道（自由）　門脇勝太郎（自由）
足鹿覺（左社）　米原昶（共産）
参議院議員　門田定藏（左社）　中田吉雄（左社）

第二章　鳥取県火災沿革史

第一節　総説

文献を見るとわが鳥取縣は昔から度々の火災に見舞われているが、なぜ我が郷土に火災が多く発生しているか。文献を繙く前に先ず鳥取縣における自然的条件を検討し、火災の起り易い諸要因を抽き出してみよう。

本縣は北緯三五度〇三分～三五度三八分、東経一三三度〇八分～一三四度三〇分に位し、地勢は東西に長く南北に短いので緯度による気象の変化は少いが、地形的にみて南に高く北に低く、東方は但馬に境して峰嶽重畳、南方一帯は陰陽両道を分隔する中国山脈の高山が屹立し、西南は深く備後と出雲の間に突入、西北端は一大沖積層から出来た弓浜半島で中海を遮断している。この日本海と中海に面する本縣の沿岸線は一七三粁で、海岸に突出している崎岬と一〇粁に余る砂丘で水陸を境えている。

こうした地勢のほか、大陸からの季節風と、日本海の対馬暖流とによつて本縣の気候は大きく支配され、いわゆる裏日本の典型的な気候の特色を現わし、一年の半数は曇天で雨雪に見舞われているが、山間部と平坦部の間には気象的に種種の差異がある。気候は概して温暖であるが降雨量が多く、冬期は積雪を見、特に晴天が少い。初霜は平坦部十一月中旬、山間部十一月初旬、終霜は平坦部四月初旬、山間部四月下旬となつている。

快晴日数及び曇天日数調

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	計
鳥取市	快晴	三・一	二・六	六・二	八・八	九・五	六・六	八・三	九・三	五・五	六・七	六・四	四・〇	七六・九
	曇天	一七・三	一五・二	一五・一	一二・五	一二・五	一三・四	一三・二	一〇・〇	一三・五	一三・一	一四・三	一六・三	一六三・二
倉吉町	快晴	二・五	三・〇	五・五	九・一	九・一	六・八	七・四	九・四	四・六	六・〇	五・七	三・六	七二・七
	曇天	一七・〇	一四・九	一四・六	一二・五	一三・〇	一三・八	一二・六	九・五	一三・八	一三・〇	一四・〇	一六・六	一五九・三
米子市	快晴	一・八	二・〇	四・二	七・三	六・六	四・八	六・五	七・五	四・〇	三・五	四・八	二・六	五五・六
	曇天	一七・八	一六・〇	一五・二	一三・〇	一三・一	一四・二	一三・一	一〇・二	一三・八	一三・五	一四・二	一六・九	一六八・八
智頭町	快晴	三・二	二・九	四・八	七・一	七・四	五・六	六・一	六・四	四・〇	六・三	五・四	四・二	六三・三
	曇天	一五・〇	一三・四	一三・八	一二・一	一二・八	一三・三	一二・九	一〇・四	一三・三	一二・五	一二・八	一四・一	一四八・三
黒坂町	快晴	二・八	二・三	五・五	七・八	七・四	五・四	四・六	五・〇	三・八	六・三	五・二	三・三	五九・三
	曇天	一三・五	一三・七	一三・五	一二・二	一二・六	一三・五	一三・一	一〇・五	一二・五	一三・九	一三・三	一五・五	一四九・七

気温＝比較的温暖で平坦部年平均摂氏一六度、山間部摂氏一四度前後を示し、最高気温は盛夏の候には摂氏三〇度を越え、極寒時でも一般には五度～七度で積雪量に比し融雪が速いのが常である。

平均気温調（午前十時）（摂氏）

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	年平均	備考
鳥取市	平坦	四・六九	四・七一	八・四三	一五・〇九	一九・九一	二三・九〇	二七・八六	二九・三一	二四・五六	一八・九四	一三・五三	七・四九	一六・五	昭和二四年迄の五六ヵ年平均
倉吉町	〃	四・五六	五・六七	八・六一	一五・二一	二〇・一四	二三・八四	二八・〇三	二九・二六	二四・五五	一八・五六	一三・七八	七・二四	一六・五	同右
米子市	〃	四・七七	四・九三	八・六三	一四・九三	一九・五三	二三・三三	二七・五九	二八・七〇	二四・三五	一八・六五	一三・四九	七・八三	一六・四	昭和二四年迄の五〇ヵ年平均
智頭町	山間	二・八四	三・〇八	六・八九	一三・九一	一八・八六	二二・七五	二六・八六	二七・九四	二二・八八	一六・七四	一一・〇四	五・四四	一四・九	同五六ヵ年平均
黒坂町	〃	一・七八	二・六八	七・二五	一三・九〇	一九・一六	二三・一八	二六・八九	二七・七二	二三・〇四	一六・七四	一〇・九八	五・一一	一四・九	同一七ヵ年平均

最高気温調（最高平均）（摂氏）

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	年平均	備考
鳥取市	平坦	七・三五	九・六九	一一・九三	一八・七一	二三・三三	二六・八四	三〇・九三	三一・三五	二七・五二	二一・〇九	一六・六六	一〇・五五	一九・七	昭和二四年迄の五六ヵ年平均
倉吉町	〃	六・五九	七・四〇	一一・八二	一八・四六	二三・五三	二六・五四	三〇・九〇	三二・〇〇	二七・一三	二一・三七	一五・六〇	九・七三	一九・三	同右
米子市	〃	八・四三	八・〇四	一三・二六	一八・三三	二三・七六	二六・三三	三〇・三七	三一・三七	二七・一三	二一・五五	一六・三四	一一・二六	一九・五	昭和二四年迄の五〇ヵ年平均
智頭町	山間	五・三六	六・〇八	一〇・一〇	一七・三三	二三・一五	二五・六四	二九・四九	三〇・五三	二五・五四	一九・九三	一四・五六	八・九〇	一七・八	同五六ヵ年平均
黒坂町	〃	五・〇〇	六・〇八	一一・〇六	一七・六〇	二三・五三	二六・二四	二九・六一	三〇・三七	二五・八三	二〇・二七	一四・〇六	八・八三	一八・三	同一七ヵ年平均

最低気温調（最低平均）（摂氏）

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	年平均	備考
鳥取市	平坦	〇・〇九	(一)〇・〇九	一・九八	七・一五	一一・七五	一六・二四	二一・九三	二二・六八	一八・二五	一三・〇二	七・三八	二・九三	一〇・三	昭和二四年迄の五六ヵ年平均
倉吉町	〃	(一)〇・五〇	(一)〇・五〇	一・九六	六・〇五	一一・一〇	一五・五三	二一・三三	二一・九七	一七・五三	一一・一七	六・六三	二・五九	九・六	同右
米子市	〃	〇・三四	(一)〇・〇五	二・一四	六・四七	一一・一八	一六・一七	二一・四三	二二・〇一	一七・八三	一一・二九	六・六三	二・五六	九・八	昭和二四年迄の五〇ヵ年平均
智頭町	山間	(一)二・一九	(一)一・八七	〇・四二	四・六〇	一〇・〇六	一四・五九	二〇・一三	二〇・一六	一六・四〇	九・四三	四・三三	〇・五七	八・一	同五六ヵ年平均
黒坂町	〃	(一)二・五三	(一)二・〇三	〇・四二	四・三四	九・二九	一四・八六	一九・九三	二〇・五三	一六・一九	九・三六	四・〇五	〇・六七	七・九	同一七ヵ年平均

降雨＝本県年雨量は一、六〇〇粍より二、二〇〇粍に達し、九月より翌年二月の六ヵ月間が降雨量最も多く、四月・五月の二ヵ月が特に乾燥するが、降雨量の分布は東部より西部に到るに従つて少い。

平坦部気象図　（明治19年～昭和24年間平均）

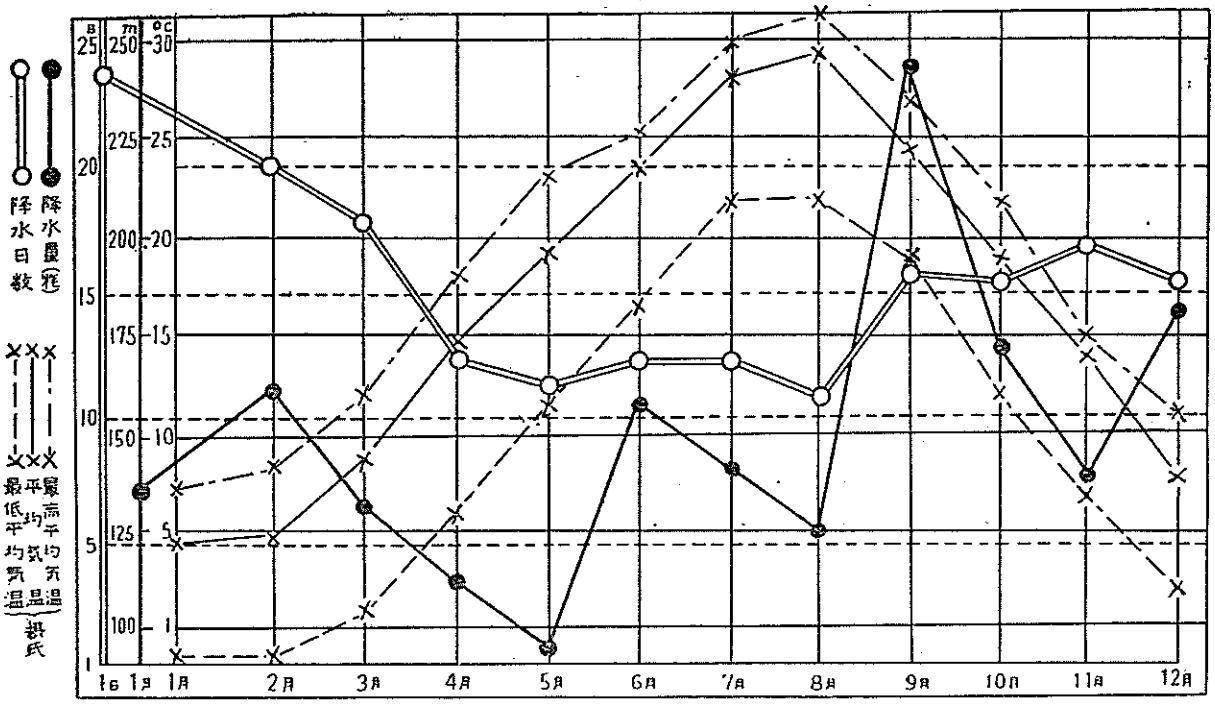

降水量及び降水日数調

		平均													最高	最低
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	計		
鳥取市	降水日数	三三・六	二八・三	一四・八	一〇九・七	一〇〇・四	一四九・一	一三七・三	一三〇・〇	一二六・五	一三五・六	一四九・四	一三五・一	一九三五・一	二六四・一（昭一四年）	一三六・五（昭一四年）
	降水量	三九・四	二〇・〇	一四・八	一三・七	二一・一	二二・五	一三・三	一〇・三	一五・五	一四・六	一七・七	二三・七	一九一・四	二四三・一（昭一六年）	一一九・七（昭一四年）
倉吉町	〃	三九・四	一八・八	一四・六	一〇四・三	九一・八	一四九・〇	一四八・九	一三一・一	一六一・〇	一四・七	一二九・七	一	一八三・一	二七三・六（昭一六年）	一一九・七（昭一四年）
	降水量	三九・〇	一八・八	一四・〇	一三・七	二一・〇	二二・七	一三・四	一一・五	一五・八	一四・四	一二・〇		一八〇・三		
米子市	降水日数	三四・七	二一〇・四	一三〇・八	一一一・三	九一・四	一六八・八	一四四・四	一三七・六	一四四・〇	一四一・六	一〇四・九	一四四・六	一八四・一	二一一八・二（大一三年）	九六一・〇（昭一四年）
	降水量	三四・七	二九・一	一四七・一	一三一・四	一一・一	一三一・〇	一三六・四	一一・二	一四・〇	一四・五	一六・五	一一・〇	一六六・一	二六三・四（昭一六年）	一一六・七（昭一四年）
智頭町	降水日数	一四・九	一四七・一	一四一・八	一三一・七	一一九・一	一二九・九	一二七・四	一四六・一	一四一・五	一二〇・六	一三一・八	一四・一	一八四・七	二一四三・四（昭一六年）	一一六・七（昭一四年）
	降水量	一六・〇	一六・八	一六・五	一三一・七	一一・七	一三一・三	一三七・七	一一・四	一四・六	一三一・六	一三・七	—	一四八・七	二一四三・四（昭一六年）	一一六・七（昭一四年）
黒坂町	〃	一三六・九	一三九・三	一四一・六	一三三・三	一六六・四	一五〇・四	一二九・八	一一六・四	一三九・三	一四四・七	一〇六・三	一四一・一	一八〇・七	二一一〇・三（昭一六年）	一一四一・〇（昭一四年）
	降水量	一三六・六	一三九・三	一四一・九	一六・三	一三・三	一五・四	一六・一	一四・九	一六・〇	一七・八	一六・九	一三・一	一三一・三		

（註）平均降水量は鳥取・倉吉・智頭は二四年迄の五六ヶ年、米子は五〇ヶ年、黒坂は一七ヶ年の平均であり、最高並びに最低降水量は同期間中のものである。

降雪＝初降雪は平坦部十二月初旬、山間部十一月下旬で、終降雪は平坦部三月中旬、山間部三月下旬、積雪日数は平坦部四二日前後、山間部六〇日前後で、降雪量は東部に多く西部へ行くにしたがつて少い。

降雪状況調　（昭和一五年より昭和二五年最高最低を除く平均値）

	平均最深積雪量（糎）				積雪日数				
	一二月	一月	二月	三月	一二月	一月	二月	三月	計
鳥取市	一四・六	一六・七	一四・六	一〇・六	八・一	一四・八	一一・六	三・四	三七・〇
倉吉町	一四・一	一三・〇	一三・〇	五・三	六・七	一四・三	一三・五	二・四	三六・八

	階級別積雪日数											
	一〇糎以下						一〇糎以上					
	一月	二月	三月	計	一月	二月	三月	計	一月	二月	三月	計
米子市	一〇・一	一七・四	三・〇	三九・四	五・九	一八・〇	三・五	二七・四	二〇・二	一七・三	〇・七	三七・八
智頭町	二〇・〇	四四・四	一六・八	五七・八	九・三	二一・〇	二〇・九	五四・一	二六・〇	一六・二	一・八	四四・一
黒坂町	一七・三	三三・五	四八・一	一二・九	六・三	二・〇	六・六	六・〇	二・五	一・一	〇・一	一・一
鳥取市	四・八	九・三	四・七	一・八	二〇・六	三・三	六・五	〇・七	一七・四	一七・四	〇・七	三九・四
倉吉町	四・一	一〇・五	六・二	二・四	二三・〇	二・八	三・九	七・三	一四・一	一四・一	〇・一	五七・八
米子市	五・三	一五・四	九・七	三・〇	三三・〇	〇・五	三・五	二・八	六・八	六・八	—	三〇・八
智頭町	六・三	七・三	二・九	三・六	二〇・一	三・〇	一三・七	八・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三〇・八
黒坂町	三・五	八・二	四・六	四・三	二〇・四	三・〇	三・八	一六・二	一・八			

なお鳥取測候所における昭和二十五年の気象観測概況は次の通りで、同年平均気温は十四度五分、盛夏の平均気温は二十六度、冬期の平均気温は四度となつている。

	平均気圧	気温 平均	気温 最高	気温 最低	降水量 総量	地震 有感	地震 無感	降水	雪	霜	雷	霧	快晴	曇	霜	強風
昭和二五年一月	七五二・六粍	五・七度			一八三・二粍		回	一〇・二粍以上								
二月	七五五・〇	四・七			一二二・四		六	四	一	一	一					
三月	七五二・八	六・六	一二・八		二〇八・九		八	一四	二	二	一		一	一		
四月	七五二・五	一二・一					一	一	七	一	一		六	六	七	六
五月	七五一・二	一六・一					三	三	一〇	一〇						
六月	七五六・八	二〇・二			一四九・四		一	九	一七							
七月	七五六・五	二六・三	三五・五		四〇・八			一	八							
八月	七五五・二	二五・九			九三・七		二	一	一四							
九月	七五九・〇	二二・一			二五八・〇		二	七	一七							
一〇月	七五二・九	一五・六			二四一・一		二	四	二〇							
一一月	七四一・二	一一・三			二二七・二		二	三	三							
一二月	七五五・〇	五・八			一九八・八		一	六	二六							

このような自然的風土気象の条件下に置かれている鳥取縣において、特に春から夏にかけて南の強風に見舞われることは、市町の家屋密集地帯にあつては大火の発生が不可避の状況にあるわけで、鳥取藩史に記録されている大火災を一瞥してみても、春季の南風に煽られて大火となつているものが大部分である。例えば万治三年から天保までの十七回に及ぶ大火をみても十二回までが春季の南風による大火となつている。又、明治から今回の大火まで五回のうち四回までが春季の出火で南の強風に煽られて大火となつている。

鳥取藩史〃事変災異志〃によると鳥取縣下の大火は鳥取十七回、米子一回、倉吉二回で、その被災状況が情景描写とともに詳述されているが、その総説に、大火の多くは南風の日に発生し、当時の消防施設をもつてしては熾烈な火勢を阻止することができなかつたと記し、特に鳥取は城下町の居住者で火災の厄に遭わなかつたものはないと述べている。こうした度度の大火のため、藩帑を費すこと夥しく財政に影響するところ少なからずとも記録している。

〃事変災異志〃を原文のまま第二節に収録する。

（註）因府年表と比較すると年代の誤差があるが、鳥取藩史の総説には因府年表の方が誤りであることを指摘している。なお鳥取藩史には一千戸以上の大火と一千戸以下の場合でも藩政の上に影響を及ぼした大火を記録している。

第二節　県下における火災の文献

鳥取藩史事変災異志（火事）

（鳥取）	（西暦）
万治三年出來藥師火事	一六六〇年
元祿五年御天守燒失	一六九二
正徳元年眞敎寺火事	一七一一
正徳二年麩屋火事	一七一二
享保五年石黒火事	一七二〇
享保九年黒川火事	一七二四
享保十二年帳屋火事	一七二七
享保十七年西舘出火	一七三二
享保廿年長田火事	一七三五
延享三年城内出火	一七四六
宝暦三年帽子屋火事	一七五三
宝暦六年河端火事	一七五六
寛政十年茶町火事	一七九八
文化七年矢津火事	一八一〇
文化九年佐橋火事	一八一二
文政二年大路屋（又ハ香具屋）火事	一八一九
天保十四年二の丸出火	一八四三
（地方）	
元祿八年倉吉火事	一六九五
寛延三年倉吉火事	一七五〇
宝暦六年米子火事	一七五六

総　説

光仲公御国替以来明治二年版籍奉還に至る迄約二百四十年、其間鳥取城下大小の火災其数少なからず千以上の戸数を燒失せるもの約十回、就中、石黒火事、黒川火事、佐橋火事の如き殆んど全市を燒燼し、石黒火事には余焔城内に及び備中侯以来の殿宇楼櫓悉く烏有に帰す、明暦三年江戸に大火有り、藩邸別業悉く燒失してより鳥取城下にも特に火消の手配に留意し、大火の都度消防制度に改革を加ふる処有りしも（民政町方沿防制度参照）鳥取の町たる東北に山を負ひ、市街南西に開くるを以て南風強烈の日一旦市の南角より火を発せば遂に全市を燼滅するに至る、十余の大火多くは南風の日に在りしは此故なり、加ふるに市内屋宇の構造概ね藁葺又は石屋根なりしかば、当時の消防設備を以てしては容易に

燐烈なる火勢を阻止し得ざりしもの有る可し、要するに藩政時代大火頻りに起り城下の居住者にして火災の厄に遭はざる者無く、多きは数度に及びしも有る可く、家中の疲弊町民の困窮を来せし事多かりしが如し。

江戸に於ける火災の頻繁は各人の知悉する処にして、藩邸別業其災に罹る事又多く上屋敷の全焼は前後八回芝下屋敷亦全焼数度に及べり、為めに藩将を費すこと夥たゞしく従て財政に影響する事少なからず、京都藩邸亦焼失せしこと両度大阪蔵屋敷に関しては記録上未だ火災に罹りし形跡を見ず。

以下鳥取城下の火災並に藩邸焼失の概概を記述するに当り、城下に於ては専ら焼失戸数千以上の大火に限り其内焼失の戸数少なきも制度其他に影響を及ぼしたるものは之を収録し、又城内及両館家の火災は特に之を記載す藩邸に於ては藩主居館の焼失以外一部の火災は多く之を略す、地方の火災も其数少なからざるも概ね藩政に影響を及ぼす程のものに非ざるを以て之を省き、只其中比較的大火と認む可き倉吉米子に於ける一二を附記するにとゞむ。

鳥取

万治三年出来薬師火事

万治三年十二月十七日子之刻出来薬師の辺より出火西風強く吹き袋川を逾て玄忠寺（其比には下台町辺中堂の背に在り）へ火移り又御山輪の堀を越て丹後町惣門の内に飛火矢野兵庫河毛織部宮脇頼母之助宅地延焼す同刻又瓦町より出火し町家災に罹るもの併せて七十余軒光仲公北御門に出遊御使番を以て家中の輩に下知有り火を防がしむ当夜の火は賊の放火によると言ふ（扣帳、因府年表）

（按）因府年表の記事には月日及事実に錯誤有るを以て左に扣帳の記事を抜載す

万治三年十二月十七日（扣帳）

一、十七日子之刻丹後町川向より出火町ヤ式丁程類火花房一郎兵衛玄忠寺（外十一人名前省略）

一、同刻瓦町より出火弐丁程家数両町にて七十三軒井上甚右衛門下屋敷類火

一、今度火事ニ付御心付

一来年無役

竹木

矢野兵庫　引物五十本内長三間長二間半末口六寸七寸

四寸角二百五十本

たけ七百束内三十本結二百束五十本結五百束

河毛織部　引物三十本長右同前末口右同事

四寸角百本宛

竹五百束内三十本結二百束

宮脇頼母　右両人分五十本結三百束

右之通御城ニ而被仰渡頼母ハ在江戸故津田数馬名代ニ出

一米二十俵　田中四郎左衛門　今井七兵衛

来年無役　小林安兵衛　来年御役入被遣

野口治兵衛　同前

佐治彌右衛門

中島九郎左衛門

藤井又左衛門　花房一郎兵衛ハ浦住ニ居

吉村源兵衛　申ニ付不被遣之

一　町七十五軒江米百俵被下但小扶持方ニ

一　今度之火事付火故御家中江触状之事

為嘱託金子五枚掛り申事

同月廿二日城近辺火事之時定発布せられ諸代番頭は専ら城中を警戒し惣鉄炮頭羽織幌諸奉行惣馬廻各々其所定の場所に集まり旨を待つべしと達せらる次で丹後町の御蔵を丸の内に移さるゝ事となりしは蓋し此火事の結果なるべし（扣帳）

元禄五年御天守焼失

元禄五年十一月十一日風雪烈し已刻強雷轟き城山御天守櫓に震す忽ち窓より黒煙を吹出す斯りし故府下の騒動大方ならず家中の輩急き丸の内へ駈集る月番家老和田左門命を受けて登山し御城番天野織部箕浦蔵人及組足軽郡代三浦刑馬御普請奉行北村八兵衛御目付河瀬八右衛門荒木甚右衛門其他町奉行郡奉行等町火消並近郷の百姓を引率して消火に従事す月見櫓は幸にして災を免かれ火薬蔵は雪を堅めて之を包み以て事なきを得たりと云ふ。未尅に及て鎮火す左門夜に入つて山を下り具さに状況を綱清公に報ず江戸への使者山岡三郎右衛門に命ぜられしが先七日割の飛脚を以て変を大久保加賀守に届け猶京都所司代大阪城代及紀州備前雲州作州阿波等の諸家にも之を報ず十二日高坂利右衛門村上左右摩に焼跡を見分せしめ江戸への使者山岡三郎右衛門に状況を視察せしむ十三日御普請手は北村八兵衛御目附手は荒木甚右衛門召連御櫓に出頭し家老より慰労の御意を達し天野織部、箕浦蔵人、三浦刑馬、喜多村八兵衛、佐橋助太夫、山住長兵衛（以上二人町奉行一通）中野又左衛門、三邑七郎左衛門、中西久左衛門、初野午之進、藤掛彌五八、高木作右衛門（以上六人郡奉行一通）に荒尾志摩、和田左門、津田將監連署にて慰労の御意書を賜ふ十四日城代大蹶四兵衛に又書を賜ふて連日の苦労を賞廿三日十二月十日町人共消火に出精せるもの廿三人に褒美金壱両を頒ち給ふ（扣帳因府年表）

（備考）此災十一日なりしを以て翌年より正月十一日を例とする申冑御祝日を変改せらる（儀式参照）猶御宮の禰宜永江主税に命じて外神中坂両社五九月の祈禱を修せしむ御城内鎮護之為なり（因府年表）

正徳元年眞教寺火事

正徳元年九月十日夜四時亥刻眞教寺火を失し、頗る大火と成り町数十八ヶ町に渉り戸数千二十七土蔵百三十九を延焼し翌日辰刻に及んで鎮火す此夕分知仲澄の命を以て采女澄古出馬し家老町奉行も出張消防に努めたり国換以来未曽有の大火なり（因府年表）（歴年大雑集）御目付日記所載罹災状況左之如し。

一、町数　十八ヶ町但長六丁程巾四丁程
一、戸数　千二十七
一、土蔵　百三十九
一、酒店　二十八
一、侍屋敷　十八軒
一、火元　眞教寺　原初　本堂　鐘撞堂　見沙門堂
一、河端　一丁目ヨリ四丁目マデ
一、新町
一、本魚町　一丁目ヨリ三丁目マデ
一、二階町　一丁目ヨリ四丁目マデ
一、茶町
一、職人町
一、本町　一丁目ヨリ四丁目マデ

（備考）同廿二日幕府への屆出は次之如し

一寺　壱節寺　一侍屋敷　二十八軒
本堂　見沙門堂
鐘楼　一蔵　一町家　九百五十七軒
百三十九ヶ所

右焼失

同日夕刻より惣方夜廻り御忍の者に命ぜられ足軽九人並小人九人之に従ふ同月十七日大火以後人心恟々たるを以て左の面々へ又火の廻りを命ぜられ昼夜四人づゝ城下を巡行す

栗田四郎右衛門　清水善兵衛
廣澤十郎兵衛　伊吹孫平治
北村源左衛門　岡島五郎右衛門

十二月二日町中類火の者共へ栗松丸太壱ガ二千本大竹二千本竹二千四百束を遣はさる十二月に至り伊庭一學外二人を火消役と成され先きに命ぜられたる火の廻りは廃止せらる（扣帳）

正德二年麸屋火事

正德二年三月朔日夜五ツ半時南風烈しく二階町麸屋二郎兵衛より出火同夜七ツ半時火鎮まる類焼の侍屋敷卅九町数拾ヶ町道程堅拾町巾五町に渉り竈数九百六十九土蔵三十四焼失し死人男女二人有り此夜分知荷定栗女（遊古）火事場へ出張指揮せられ家老町奉行御目付とも消防に尽し郡奉行は在方より来る火消等を指揮し荒尾近江は柳蔵を警戒せり火元二郎兵衛並下女とも町方へ預置き吟味せらる焼失町名左の如し（御日付日記）

河端三丁目四丁目、二階町三丁目四丁目、茶町本魚町二丁目三丁目、本町三丁目四丁目、片原町三丁目、豆腐町、鹿野町、下魚町、下横町、材木町

大火後例により五日火の廻り四人を命じ昼夜巡行警戒せしめ十一日智頭海道、内丹後町口、江崎三ヶ所の惣門に足軽二人宛を派出し夜門の通行者を改めしめ他の惣門は皆暮六ツ時より鎖して通行を許さず是れ城下警戒の為なり廿四日先きに設立せられたる定火消を免じ火防方は臨機に扣頭中より指定せらるゝことゝなる猶城下へ新番所を十ヶ所建設し終夜軽卒両人宛を出張不寝番を勤めしむ（扣帳、因府年表）

享保五年石黒火事

享保五年四月朔日吉方石黒三太兵衛方より火を失し遂に御城を焼燼するに至る世に之を石黒火事と云ふ因府年表の記事比較的詳細なるを以て左に之を掲ぐ

四月朔日巳ノ下尅吉方石黒三太兵衛（禄二百五十石天野組）ガ屋敷（今云堀端通リドンドノ北ト新道（下リ口ノ間ニ在リ常時ハ小屋敷二軒ト成ル）ヨリ出火シ稀代ノ大火ト相成ル三太兵衛ハ兼テ火業ノ家柄ナリシガ此日門人山口唯右衛門（実ハ荒木一郎男）裏庭ヘ出テ麻殻ノ灰ヲ焚ケルニ南風強ク吹巻テ木蔵ノ屋根ニ火移リ忽チ土手内ナル侍ヤシキニ飛火メ燃出ケル程ニ見ガ内ニ数箇所ニヒロガリ元火ノ筋ハ御弓ノ町ヨリ小姓町ノ方ヘト焼出又山手ノ火ハ山根ニ添テ上町通リヲ焼ヒロガル又中筋ノ火ハ吉方中ノ町（近来コレヲ小中ノ町ト部）ヨリ古御用場（今云中ノ方）ヘ焼出ケルガ此三筋ノ火無レ程一所ニ集リ猛焔天ニ漲リ御城下サシテ焼出ル形勢ハ恰モ洪波ノ打寄ルガ如ニメ防止ム可キ様モ無シ雖然執政衆ハ火消方ノ御役人トモヲ領メ江崎ノ上下ノ惣門ニ屯メ是非トモ此所ニテ防バヤト其支度アリケル内既ニ外山下ノ火宮内ニ飛移リ御城ノ方危ク相見エ候ヘバ双方トモ火消方ハ此場ヲ捨テ悵然トメ本城サシテ引退ク去程ニ壹岐守様ノ御ヲハ御老体ナレバ疾ニ瓦町ノ御下ヤシキヘ御立除ナサレ又儲君ヘハ御傅役多田半左衛門ヲ始トメ野間久六栗田儀左衛門等御附ノ面々御供メ鑓姫様御女中モロトモ瓦町御下ヤシキヘ御立退ハナサレシカトモ多人数一所ニ入湊ヒ候程ニ夫ヨリ古海ノ松原ヘ御拓キ遊サル又近江守様ヘハ先月十六日江府ヘ趣キ給ヒテ御留守ナリ又栗女様ハ今朝ヨリ御鷹狩ニ出サセラレケルガ南ケ堀ト申所ニテ此火ノ手ヲ御覧メ其体尋常ナラザレハ急キ帰ラセ給フ内既ニ大火ト相成候ヘバ本道ノ御通行ハ無ニ覚束ニ候間渡シ場ヨリ直ニ大森殿ヘ御カ、リ被レ成丹後町通リ御帰城ナサレケルニ宮内ノ火ハ頓テ近江守様ノ御屋敷ニ移リ松竹御殿モ焼テ御廊下伝ヒ二之丸ヘ焼昇リテ寂初御居間ニ火カ、リタリ工匠巧ヲ究メ萬金ヲ費メ三年ヲ逾テ成就セシサシモノ紫楼紺殿モ一時ノ煙ト立登ル浅猿シカリシコトモナリ此火御本丸ニ焼上リケルガ既ニ栗谷ノ火ハ谷奥ニ焼入リ又水道谷ノ火ハ久松山ニ燃移リ候程ニ山上山下ノ火ノ声ハ恰モ百千ノ雷ノ一度ニ鳴ハタメクガ如ニメ聞人胆ヲ冷シケル然ル処栗女君ハ御城ヘ火ノカ、リタルヲ御覧メ御策ヲ揚テ瓦町ヘト御馬ヲ馳サセ給ヒケル時尅ハ未ノ尅前ナリシ由其後御家老中ハ鹿野海道荒尾對馬門前ニ扣ヘテ有ケルガ斯ル大変ト相成候上ハ一時モ早ク江戸表ヘ註進申上ントテ則於ニ其場一御飛脚状ヲ相認メ六日御ヲ以テ発程セシメラル懸リシ処ニ風ハ西ヘト吹カハシケル程ニ上町ナル晒場ヘ火ヲ避テ居タリシ老幼男女俄ニ煙ニムセンテ立退キ榛谷ヘト踰行ント山径ニカ、リケルニ其内猛火ハ行先ノ草ニ燃ツキ其危キコト何ニ喩ン様モ無シ去トモ幸ニメ身命ハ悉ナカリシカトモ文化ノ災ニモ多クノ人此所ニ火ヲ避テ居タリシカトモ初中後風ノ間ゼザリシ故此難ヲ不知リシト也斯ルトキニハ能々思慮アル可キコト也

又栗谷ノ奥百谷道ヘ逃込タル輩ハ道ノ程遠ケレハ其内猛火ニ包レテ避ルニ道ハ無レトモ壮者ノ内ニハ兎角ノ助ル者モ有ツルガ老幼病者ハ悉ク此谷陰ニ身ヲ焦シテ果ケルハ哀ト云モ無レ比又御曲輪内ニテ大名小路ノ火先ハ荒尾但馬ヤシキ迄焼テ焚止リ菅伊勢方ハ長屋計リ焼テ本宅ハ無シ悲サテ御堀端ノ火筋ハ馬場口惣門ヲ焼出テ石原刑部屋敷（当時賃貸敷氏居之）迄ニテ留レリ又山手ハ湯所上ノ町通リ山屋敷モ焼シカトモ天徳寺モ下御厩モ残リタリ又知頭口惣門ノ近傍ヨリ丹後町惣門（今云杉浦）辺ノ侍屋敷ハ幸ニノ此災ヲ免レタリ然処御曲輪外ノ火ハ途中ニ風ヲ吹カハシ跡ノ方ヘト焼戻リヌル故知頭海道マデハ不レ出ノ若狭町筋ハ眞教寺マテモ延焼ス尤此辺ノ土手際ヨリ寺町迄ノ侍屋敷ハ連々ニ残リタリ懸リシ程ニ今ニモ焼ント魂魄ヲ飛セシ下分ノ家々ハ忽チ喜悦ノ眉ヲ開キ又火事ハ一旦焼過テ安堵ノ思ヲ成居タル上之分ノ人々ハ俄ニ出来タルヿノ様ニ周章フタメタヿ無シ限然ル処鍛冶町桶屋町ノ火ハ頓テ光明寺慶安寺ノ堂宇ニ移リ夫ヨリ寺町ナル袋町（今云損屋ノ丁ノ行間ニアリ当時ハ御徒屋敷二軒ト成ル）ヘ移リ吉方立川ノ方ヘト焼上ル此時ニ火元石黒氏ガ本宅廣徳寺法泉寺モ炎滅ス既ニ昏黒ニ及ケルガ此火筋終ニハ靈光院ニテ焼留リタリ前代未曾有ノ大火ナリ甚精密ナラズト雖ソノ大概ヲ錄スルノミ

御城内

山上之丸ニテ

御天守下タノ段ノ櫓　御番人廠

御本丸ニテ

御殿　三階櫓　走リ櫓　棲櫓　黒鐵御門　御櫓　冠木

御門

天球丸ニテ

渡櫓　三階櫓

二之丸ニテ

走櫓　御殿　御屋徙長屋　中門　太鼓御門　上野厚恩院居所　御寶藏

丸之内ニテ

南御門渡櫓並單門　兵庫櫓　寄木局　大下馬　大手渡櫓並單門　擬寶珠橋　黒前守様御屋敷　壹州公御隱居所　御馬見所　御城代屋敷　勘定場　上御厩　黒前守様御勘定所　松之丸焔硝藏　御米藏新御藏　采女様御部屋　北御門並橋　飛鶴殿屋敷　御借長屋之内四軒

山下之御構外

近江守様御屋敷　松竹御殿

御城之御櫓之内余煙ヲ免レタルモノ二ヶ所

著見櫓　御楯倉

侍屋敷其他町家焼失戸数等に就ては因府年表の記事掲れる点有り左に御扣帳の記事を収録し之を補ふ。

享保五年四月六日（扣帳）

秋田與惣左衛門江戸江之御使者申渡今日発足申候此度御城内其外類焼の侍屋敷寺院町左之通書付江戸江差上候事

四月朔日暁四半時出火

御本丸　二之丸　壹州様御屋敷　黒前守様御屋敷　近江守様御屋敷　丸之内御蔵　新御蔵　侍屋敷五百六軒　寺院二十三ヶ寺　町家数五百九十七軒　土蔵五十七軒（倶町迄之土蔵）　死人十九人内（男十二人女七人）

御城内残候所焔蔵　水道谷塩硝蔵　圓江寺塩硝蔵

御天守御門櫓　月見櫓　日笠三郎右衛門居宅下番三人居所焼失

火事後の取締として御徒二人足軽二人を一組とし五組を以て昼夜府下を巡行せしめしが物情猶恟々たるを以て七日物頭二人に御鉄砲六人宛を添え警戒巡羅せしむ火元石黒三太兵衛は大火の当夜書を天野大膳に残して退去し火を失せる山口唯右衛門は二日書を長倉源人に残して御国端迄退去して命を待ちしが九日長倉源人を以て一先帰りて詮議を待つべしと伝へしむ五月十五日吉泰公御帰国荒尾對馬宅を居館とせらる十七日山口唯右衛門自殺す先きに火事之際焦死したる爽父荒木與市郎の三十五日を以て命を待たず自裁せしなり八月六日来年より五年間一つ成御借増以て御城造営之費に充てらる（扣帳）

享保九年黒川火事

享保九年四月八日午の上剋下豪町黒川祐清宅より出火風強く大火と成り丹後町湯所鹿野海道智頭海道古大工町に及び総構の内なる商屋大半焼亡す僅かに若櫻町職人町より上余災を免る上の方は古大工町下ハ内田又川向にては出來巷師まで其中間残らず燼滅す火勢甚熾にして一時は廓内甚危く已に丹後町總門内に焼入り一二侍屋敷に延焼する吉泰公御出馬有りて下知し給ひしかば家中の士皆粉骨して防火に努め他に移り来りしと云ふ荒尾但馬成倫同右近豐就特に功有り（当時狂歌有り「荒谷なは但馬殿」と笑へども火を消す亦は荒尾なりけり」「大将の下知に従ふ於様もの右近小袖は御意に入可し」）　晩更に及び火漸く鎮まる稀代の大火にて今に之を黒川火事と伝称す（扣帳、因府年表）

十三日江戸へ報告せる損害之程度左之如し

四月八日午上剋出火左之通焼失九日朝未明鎮候（扣帳）

一町数　三十四町　一家数　千六百五十五軒

一竈数　二千六百五十一軒　一土蔵数　五十五

一侍屋敷　百十壱軒　一寺院（式ケ寺内壱ケ寺ハ堺頭盗難失）

十一日例之如く扣頭二人に夜廻りを命ぜられ十六日公騎馬にて焼跡を洽く巡覧せらる閏四月朔日家中に条目二通を以て出火の節の心得を達せらる同廿五日寄合組にて二人定火消役を命ぜられ追廻し馬場の御成門の方へ火消屋敷出来す（扣帳、因府年表）

享保十二年帳屋火事

享保十二年二月廿六日九半時新町油屋三郎左衛門借屋へ居住せる住吉屋源三郎と言へる帳屋より出火南風強く大火と成り本町壱丁目より四丁目迄茶町二階町壱丁目より四丁目迄本魚町壱丁目より三町目迄川端壱丁目より四丁目迄片原壱町目二

町目三町目豆腐町鹿怒町下魚町下横町材木町迄焼失し廓内に於ては智頭海道惣門番所を焼き智頭海道脇小路に建居たる火の見櫓焼落ちたる際鵜殿筑後邸に火移り附近一帯を焼燼し鹿野海道惣門番所共に焼けて柳倉米麓又災に罹り内丹後町外丹後町の両惣門番所共に焼け湯所下の町筋を焼通り神戸主殿下屋敷内にて焼留り晩七半時漸く鎮火す世に之を帳屋火事と云ふ三月二日江戸届出の焼失家数等左之如し

一町数　二十五町　一家数　七百七十九軒
一籠数　千七十二軒　一土蔵数　十三ヶ所
一侍屋舗　七十四軒

三月朔日柳倉米麓焼米を処分す類焼町方之者江入札直段（壱俵ニ付五匁内至十一匁七分）にて千俵又在方江五百俵を下渡し其余の残米上米千百九十九俵中米三百廿壱俵外にはした俵こほれ米等を入札町人に引渡す八日消火に努めし町々に町役を遣はさるゝ事差有り皆代米にして之を給ふ饗美米総計三十石五斗許に及ぶ大火後扣頭二人宛火の廻仰付けらるゝこと儀之如し（扣帳、因府年表）

享保十七年西舘出火

享保十七年二月廿二日宮内町西舘近江守定賢の長屋より出火し會所（宮内通り山手御火除地表側ニ有リ）半は焼亡す此日二の丸風下にて火勢最も熾にして既に危く見へければ御城代番の輩は固より大手に詰居たりし諸組の士も命により城内へ入御庭内にて防禦せり丑の刻鎮火す（因府年表）御扣帳当日之記事又次之如し

今夕四時分近江守様御屋舗御長屋より出火會所江火ゝつり余程及大火候得共御家中の面々何れも精出し外屋敷江類火も無之消留候事

（按）西舘は此頃は未だ二の丸下東方に在りしなり

享保二十年長田火事

享保廿年五月十三日午時過櫂現堂長田大明神鳥居内天王寺屋傳次郎借屋櫂菅屋久右衛門より出火し南風強く頗る大火と成り山下通りは江崎之方へ焼出栗谷の奥迄延焼す唯蹴院を初め寺院多く災に罹る御城は風下に当るを以て家中大手に詰めて警戒し到着帳に筆する姓名凡四百余人供人を合するときは数千人に及びしと云ふ申下尅に至り鎮火す今に之を長田火事と伝ふ十六日御目付其他の報告による焼失状況左之如し（扣帳、因府年表）

去ル十三日午ノ下尅櫂現堂上町長田大明神鳥居の内東側湯本彌十郎名代天王寺屋傳次郎屋敷家守平七借家久右衛門と申もの宅より出火上町類焼籠数四十一軒（社人松田織部以下十人名省）唯識院護摩堂坊中四ヶ所（秋山市兵衛以下十五人名省）芳心寺尤鎮付堂本藤院殘寛龍院（二人名略）日香寺並塔頭林乗院（一人名略）夫より江崎町籠二十六軒（因辺瑞仙以下四十四人名省）興禪寺庵眞老院（六人名省）興禪寺並塔頭三ヶ寺（三人名省）類焼上野小平太長屋門残ル惣籠数百五十七軒申ノ下尅鎮ル

延享三年城内出火

延享三年九月朔日御城内三階の御櫓下御手廻縦より出火大手へ詰たる家中の面々も此日は直に丸の内へ入る宗泰公は馬場へ出てられ近習溝口軍右衛門を以て荘園院（増尼氏、泰公側室、吉）の邸を防禦せよと下知せられ諸士の輩皆屋宇に登り防火に努力せり（因府年表）

御長屋籠数二十軒余焼失七半時申刻過鎮火す（扣帳）

寶暦三年帽子屋火事

寶暦三年三月廿四日北風強く吹き午の下刻鳥取多門町（本町四丁目）綿屋佐一郎宅より出家鹿野海道智頭海道若櫻町辺の商家其続きなる端々の侍屋敷迄焼亡す然るに眞宗寺の堂宇の火袋川を越て菅能寺へ移り瓦町今町も延焼す但し妙玄寺は本堂のみ残れり稀有の大火なれば多門町火事或は帽子屋火事とて今に其名を伝ふ（御目付日記、府年表、續篇、因）

此時の火事は放火にて多門町の九十郎と云者にて早速に捕縛され火刑に処せらる

今其の罹災の戸数寺を見るに左の如し（扣帳）

東西六丁
南北八丁
侍屋敷百四軒　町宅籠数千六百四十一軒
〆千七百四十五軒

土蔵　六十ヶ所内四ヶ所酒蔵
外　龍王社壱ヶ所
寺院眞宗寺塔頭共　淨覺寺　淨宗寺
菅能寺　一行寺庵　圓成院（外借屋八軒）　本欽殘妙玄寺門焼失
上同寺隠居庵
箕浦土佐　天野圓蕃　香河美濃
板倉左仲　藤井七左衛門
右五人足軽屋敷焼出す

寶暦六年川端丁火事

寶暦六年四月九日暁八半時川端四丁目鹽屋七左衛門家守幸助と云ふ者之宅より出家折節風強く延焼弐百五十余戸に及ぶ焼失数次の如し（扣帳）

一川端四丁目五十九軒　一同　三丁目六十六軒
一同　二丁目十五軒　一元魚町壱丁目　壱軒
一同　二丁目五十三軒　一同　三丁目　六十軒（外土蔵壱ヶ所）
一二階町四丁目　四軒
惣合　弐百五十八軒

外米村嘉内居宅土蔵壱ヶ所並高橋三郎左衛門上ヶ屋敷之長屋共三軒
眞宗寺並塔頭共三軒
夜番小屋三ヶ所　水溜桶四ツ焼失

寛政十年茶町火事

寛政十年三月二十日夜九つ時過茶町北屋次郎七角屋宅より出火南風烈火と成り茶町不残同所土手際高橋三郎兵衛絹川彌一右衛門屋敷残り鹿奴海道筋河端四丁目片側少々同所土手の方家中屋敷共少々元魚町三丁目不残同所土手之方家中屋敷共少々本町四丁目半分片側同所土手際迄不残豆腐町不残鹿野町下魚町不残同所土手際迄不残下横町不残庚申堂隣家までにて焼留めたり。廿一日暁八ッ時過鎮火す（御国御目付日記）士商家凡千九軒焼亡し近代稀なる大火なり此時三軒屋なる田中鵜右衛門と言る御徒の宅葺屋にて四方火に包まれながら中島の如く焼残りたりと言ふ（因府年表稿）此日一の宮の祭なりしも大火之為め中止せらる（御国御目付日記）御扣帳所役町奉行差出之焼失町数竈数左の如し。

竈焼失　○此印丁内不残焼失

○一七十八軒　下横町　○一八十二軒　下魚町
○一七十九軒　鹿野町　○一五十二軒　豆腐町
一六十五軒　本町四丁目　一十軒　二階町四丁目
○一四十五軒　茶町　一七十一軒　元魚町三丁目
一二十二軒　川端四丁目

町数九丁竈数五百四軒

其後猶調査の結果惣数左之如くして多少の相違有り尤も家中は別なりとす

家持竈　百四十六軒　家守竈　百五十八軒
借屋竈　百六十六軒
〃四百七十軒
夜番所　〃十一　土蔵　〃六十六ヶ所
楽家　〃百九

文化七年矢津大火

文化七年四月十九日法美郡矢津村より火を失し立川一円を焼燼す故に之を立川焼とも云ふ御国御目付日記の記事は其状況並に損害の程度を示すこと詳細なり即ち左之如し

四月廿日半天

夜前四ッ時頃出火之段及注進候に付銘々三人町御目付不残罷出候処矢津三枚橋向より出火致し尤南風甚強く矢津立川御家中屋敷不残端々少々残失より立川町江焼出三丁目弐丁目壱丁目町家不残焼失肥後ヶ谷筋くわい田林谷御家中屋敷谷牢並谷不残御小人小屋下奉行屋敷尚五郎様御下屋敷焼失法泉寺前迄に而両側共消留メ法泉寺相残廣徳寺観音院焼失両寺共門相残観音院山所に焼上町長田鳥居向側町家江飛火鳥居向之辺より御厩際迄片側焼失並永井若狭内神前江茂飛火焼失尤誓願屋敷本宅相残り惣井戸場御押屋敷之辺不残焼井中久左衛門屋敷之辺に而留り中土手筋両側共焼片側ハ辻中儀助長屋迄に而消留メ向側ハ新道下り四角迄に而留り霊光院前通り物見之辺に而留り並霊光院並尚五郎様御家来林權八郎屋敷相残天神之下稲荷宮番迄焼同所下側ハ武田又兵衛屋敷隣迄に而消留メ今日四ッ時頃鎮火以後見分致し候処火元矢津村庄屋磯四郎と申者に而灰部屋より致出火候旨御吟味之儀在構に付銘々町御目附相仕廻

四月廿五日御目付手取調之上家老に報告したる類焼数左之如し（御国御目付日記）

一御用屋敷　六ヶ所　一物置木部屋　三ヶ所
一尚五郎様別業不残　一釜小屋　三ヶ所
一屋敷数　百四十二ヶ所　一寺　三ヶ寺
一土蔵　一ヶ所　一庵　一ヶ所
一薬屋　三十三ヶ所

町方

一家持竈　百五十八軒
一借家竈　七十一軒
一土蔵　二十二ヶ所
一薬屋　六十六ヶ所

在方

一建家　五軒　矢津村
一物置　一ヶ所
一部屋　一ヶ所
一灰部屋雪院　五ヶ所
一建家　五十軒　立川村
一土蔵　一ヶ所
一土蔵薬屋　八ヶ所
一木部屋　七ヶ所
一門長屋　一ヶ所
一雪院　四十九ヶ所

谷

一牢　一ヶ所
一御慈悲小屋　二ヶ所
一御用屋敷
一新牢　一ヶ所
一稽古小屋　一ヶ所
一　万兵衛

居宅

釜小屋
土蔵弐ヶ所
内壱ヶ所丸焼
鎮守　壱ヶ所
一　彌三郎

居宅

木部屋
土蔵薬屋斗　壱ヶ所
一籠数　弐十三軒
一村庵　壱ヶ所

文化九年佐橋火事

文化九年七月十二日巳半刻江尭佐橋鐵藏屋敷辺より出火し折柄南風強烈大根木町小姓町江崎町大工町通不殘燒失夫より長柄南風強烈大根木町小姓町江崎町大工町通不殘燒失夫より長刻飛火にて学館定府屋敷の辺一円若櫻町内外町方中程迄燒失又一口は百軒長屋の辺より三御役所御會所不殘分知仲雅（飛騨守）館は殘り内外長屋過館第長屋向屋敷共不殘燒失分知定保（兵部）半燒失し追々御城内危く相見るに付御供目付へ命じ在中町方諸方駈付人夫等を入らせ御居間向所々御屋根へ掛け相防きしも其内御城下燒抜け智頭街道辺へ燒出同所惣御門より町方中程迄燒失次て鹿奴海道内外町方中程迄辺又丹後惣門燒失外丹後町内外惣門とも燒失同所御作事場所下の町より大下の町内田にて燒留まり夜戌刻前鎮火す齊稷公は古海御茶屋へ避難されしが暮六半時帰城せらる（御國御日記）此火事稀有なるを以世俗之を佐橋火事と伝称す燒失せる建物等左之如し（扣帳）

一御用屋敷二十ヶ所

内

學館並御役所十ヶ所御土藏始品々御藏十七ヶ所御土藏茶屋七ヶ所大工小屋炭藏木部屋釜小屋其他品々二十二ヶ所御小屋御長屋等七十四軒

一惣門三ヶ所

一土橋弐ヶ所

一飛騨守様御屋敷弐ヶ所

内

御座舗同始御台所等不殘二十二棟表御門裏御門並同御屋敷御長屋四十九軒

一兵部様御屋敷二ヶ所

内

裏御門並御長屋御中屋敷之分共三十三軒御物置其外品々八ヶ所

一侍屋敷弐百四十四ヶ所

内

本宅弐百十五軒門共不殘外ニ隠居家三ヶ所長屋八百四十六軒同一軒崩し家土藏丸燒三十七ヶ所同茶家百二十二ヶ所釜小屋木部屋板藏物置共二百卅三ヶ所稽古場七ヶ所厩七十一ヶ所門三ヶ所物見十五ヶ所

一寺三ヶ寺外ニ塔頭壱ヶ寺

江崎町　元大工町　上魚町　片原一丁目　同二丁目
同三丁目　豆腐町　鍛冶町　若狭町　本町一丁目　同
二丁目　同三丁目　同四丁目　稲屋町　職人町　二階
町一丁目　同二丁目　同三丁目　同四丁目　鹿奴町
下魚町　下横町　材木町

右二十三丁ニ而

一籠数　千二百十四軒内八軒崩し家

一土藏丸燒五十四ヶ所内酒醸二ヶ所

一同茶屋二百四十二ヶ所

一夜番所二十五ヶ所

惣籠数合弐千四百三十六軒

内九軒崩し家

土藏丸燒合百八ヶ所

同茶家合三百七十一ヶ所

一飛騨守様御館始並諸役所木部屋惣置板藏厩其外品々夜番所共合四百三ヶ所

惣燒物数合三千三百十七

十三日昼九時過又興禪寺より出火本堂を初め寺中不殘燒燼す大火の翌日又此事有り人情騒然たり町方類燒之者之為め眞教寺眞宗寺及本願寺に於て焚出しを成さしめらる物頭等之火之廻り例之如し（扣帳）九月大火の火元佐橋鐵藏（御使番）遠慮御免程無く出勤す世上の評判囂し十年三月十四日材木減価の制を布かれ是より工事に掛らむとするもの大に喜ぶ杉四寸角一匁三分より五分三寸角は八分より一匁なり此年栗谷興本陣廻りの山々御城の火災除の為なりとて巨樹を切払はる就中本陣山は蒼林陰鬱として仰て雲を不見然るに斯に至て芝山と成れりと（因府年表稿々篇）

文政二年大路屋火事

文政二年閏四月朔日眞教寺前の大路屋半三郎と薬店香具屋との間より出火頗る大火と成り東北は若櫻町通より風呂屋町二階町に至り南西は河端一丁目より三丁目に至る下は両側となり鹿野海道の後通に至る迄燒失す当時剃鮮入十二人漂泊滞島町會所に在りしかは之を立川の法泉寺に避難せしむ此火事を香具屋火事とも称す尤も火元は大路屋に決せり罹災戸数等左之如し（御國御日記）

一拝領屋敷　五ヶ所　一拝借屋敷　弐ヶ所

本宅　五軒　本宅　二軒

長屋　一軒　門　壱ヶ所

茶屋　一ヶ所　物置　壱ヶ所

細工所　壱ヶ所引崩し

一自分屋敷　三ヶ所

本宅　三軒

細工所　壱ヶ所

一町数十四丁

家持籠百四十四軒　家守籠百六十軒　借家籠百廿五軒

惣町籠数四百二十九軒内七軒引崩し

町土藏丸燒四十六ヶ所内酒醸二ヶ所　同茶家五十四ヶ所　同木部屋四十七ヶ所　靴室二ヶ所　夜番所十ヶ所

惣燒物数

合六百四ヶ所

本年は世評石黒火事の百年忌なればとて火を慎むべしと云ひけるが去月無事なりし故皆安堵せしに閏月なれども月も日も違へず大火有り奇と云ふべし魚町大谷某が宅は土藏造なりし

が四辺火に包まれたれど遂に災を免れたり是より後此営築多くなりたりと云ふ（因府年表稿本六月三日火消方につき改正せらるゝ処有り扣帳）

天保十四年二の丸出火

天保十四年十二月十二日御城二の丸走櫓焼失す当時同走櫓は御弓蔵御槍蔵等に代用せられ有り御弓奉行四宮平十郎御使番に転席し後任者伴孫之丞に御弓蔵引渡之為め属僚と共に同処に入り使用したる火鉢の火の不始末より大事に至りしと云ふ四宮平十郎為めに恐入差扣をなす（扣帳）

地方

元禄八年倉吉大火

元禄八年三月十二日倉吉大火戸数七百二十四戸内訳町家並本家四百六十六借屋二百五十八焼失す而て其町は東仲町魚町西町西中町研屋町中新町上新町越中町鍛冶横町鍛冶町小屋町東岩倉町西岩倉町座頭町合十四ヶ町なり外に医師一戸月代御目付居所寺八ヶ寺鉢屋二十八軒籠屋一軒侍家十五軒総計七百七十九軒延焼せり（御在府日記）翌月罹災の家中には例により知行所に五百本支配所に三百本宛の材木を給与せらる（扣帳）

寛延三年倉吉火事

寛延三年八月廿二日倉吉町出火大風にて大火となり翌朝鎮火す焼失戸数左の如し（因府年表稿本）

一御組屋敷　二十二軒
一町家竈数　七百軒余

寶暦六年米子火事

寶暦六年五月四日米子博労町居風呂屋孫左衛門宅より出火し同町百十九軒糀町八十八軒糀明神社一光西寺一ヶ所善久山一を焼失す（手扣ノ扣帳）

なお右のほか藩政時代における因伯両国の大火を他の文献で拾うと次のような火災がある。

一、智頭、延宝五年四月十三日（西暦一六七七年五月十四日）九十一戸焼失
一、泊、橋津、元禄十五年二月二十八日（西暦一七〇二年三月二十六日）泊八十四戸、橋津八十八軒焼失
一、米子、宝永五年八月二十九日（陽暦十月十二日）
一、松崎、宝永五年八月十二日（陽暦九月二十五日）
一、用瀬、享保四年四月十八日（陽暦六月五日）百十一軒焼失
一、岩井、享保七年二月九日（四月四日）
一、駒鼻、元文四年十月四日（十一月四日）
一、用瀬、明和六年三月十七日（四月二十三日）百六十軒焼失
一、浦富、明和六年二月二十三日（三月二十日）
一、吉岡、明和八年三月二十一日（五月五日）一村全焼
一、用瀬、安永八年四月二日（五月十七日）二百余軒焼失
一、鹿野、安永九年一月一日（三月五日）百五十余軒焼失
一、智頭、天明五年十二月二日（一月一日）残らず焼亡
一、岩井、天明八年二月二日（三月九日）一村全焼
一、浦富、寛政四年三月二十七日（五月十七日）
一、泊、寛政四年四月十日（五月三十日）百六十余軒焼失
一、岩井、寛政四年十二月二十一日（二月一日）三十余軒焼失
一、青谷、享和元年二月十九日（四月二日）六百八十二軒焼失
一、船岡、享和二年十一月三日（一月二十七日）

一、吉岡、文化七年三月二十二日（四月二十五日）一村全焼
一、船岡、文化九年正月二十五日（三月八日）
一、田後、文化十二年十一月二十四日（十二月二十四日）漁村全焼
一、鹿野、文政十年七月十二日（九月二日）賊火のため三十余戸焼失
一、勝見、文政十一年五月六日（六月十七日）一村全焼
一、岩坪、天保五年六月二十九日（八月四日）八十余戸焼失
一、青谷、天保八年三月三日（四月七日）五十八戸焼失
一、岩井、天保九年四月十三日（六月五日）
一、濱村字姫路、天保十一年七月十七日（八月十四日）
一、岩坪、天保十一年八月四日（八月三十日）百余軒焼失

第三節　鳥取市における火災の歴史

鳥取市における大火災の歴史は第二節の文献で詳説した通りであるが、鳥取藩史以外の文献（因府年表）で初めて鳥取市の大火を記録しているのは慶長八年（西紀一六〇三年）の大火である。その年の大火は魚町から出火して二百戸焼失しているが季節や風向などは不明である。慶長八年といえば關ヶ原の役も終つて、鳥取城は豊臣方の宮部兵部少輔が退けられ池田備中守が封置されて間のない頃であり、従つて戦国の世も漸く終ろうとした城下町として商家が可なり建築されていたことと思われる。文献によると、その大火で京町、與右衛門町、鰻町、寄島町が残らず焼失したとあるが、これらの町名は現在残つていない。それ以後、鳥取市の大火といわれる火災は現代までに二十二回に及んでいる。このうち最大の火災は文化九年（西紀一八一二年）七月十二日の三、三一七戸焼失で、次は享保九年（西紀一七二四年）四月八日の二、七九〇戸焼失、享保五年（西紀一七二〇年）四月一日の二、五〇〇戸焼失、享保十二年（西紀一七二七年）二月二十六日の一、九二二戸焼失、宝暦三年（西紀一七五三年）三月二十四日の一、八〇〇戸焼失の順となつている。

鳥取市の大火災記録表

西暦	年号	年月日	時刻	風向等	焼失戸数	摘要
一六〇三	慶長	八、			二〇〇戸	魚町より出火、魚町、京町、與右衛門町、鰻町、寄島町残らず焼失
一六二〇	萬治	三、三、七	子の刻	西強	不明	下蓮町（玄忠寺に飛火、材木町等類焼多し）
〃	〃	〃	〃	〃	虫	同時刻瓦町に出火あり町家七五軒焼失（放火であつた）
一六二一	寛文	三、四、三	夜		不明	江崎町淨覺寺より出火、焼失類焼多し
一七一一	正徳	元、九、一〇	夜亥の刻	南大風	一、二四	眞教寺外一八ヶ町一、二二四戸焼失その他土蔵、寺多数
一七二三	〃	三、三、一	今の前九時	南大風	一、〇〇三	二階町鍛屋次郎兵衛より出火、夜七つ半鎮火市五丁、長一〇丁
一七二〇	享保	五、四、一	今の前一〇時	南大風	二、五〇〇	石黒三太兵衛方より出火、久松本丸を焼失山手町七ヶ町死者一九傷三〇〇

一七四四	〃	九、四、八	午の下刻	南	大風	二、七〇〇	下台町より出火、総門内及び商家大、半焼失
一七五六	〃	一一、四、		不明		三〇ヶ町	藪片原眞宗寺より出火、二〇ヶ町延焼大火
一七七七	〃	三、二、二六		南	大風		新町より出火、町数二五若櫻町側より湯所迄焼失
一七三五	〃	三〇、五、三	午の下刻	南		上町、江崎町、栗谷町 一、九三二	長田神社鳥居内より出火、山手通り栗谷奥迄焼失
一七三三	寶暦	三、五、一四	〃	北		一、八〇〇	多聞町（本町四丁目）より出火、眞教寺迄類焼
一七五六	〃	六、四、八	未の刻	西		二五八	川端四丁目より出火、眞教寺迄類焼
一七九九	寛政	一〇、三、二〇	夜九つ時	南	強風	一、〇〇九	茶町より出火、九ヶ町焼失
一七九九	〃	一一、六、九	今の後二時	南		三三三	鹿野街道より出火
一八〇八	文化	五、				鳥取大火	御館、家老、士、庶人に至る迄災禍の及ばざる所十分の四なり
一八一〇	〃	七、四、九	四つ時	南	大風	一、二三五	矢津より出火、中土手、立川町一円焼失
一八一三	〃	九、七、三	今の前二時	南	大風	三、三二七	現在の小中町より出火、鳥取の八分通り焼失
一八一九	文政	二、四、一		南東	強風	一、〇一七	眞教寺前より出火、若狭町より風呂屋町二階町川端町鹿野街道迄焼失
一八八二	明治	一五、五、三	後二時	南		二三〇	立川町二丁目三丁目を焼失
一九二七	昭和	二、四、二七	正午	南	大風	二三〇	新茶屋より出火、田島一円を焼失ガソリンポンプ一台焼却
一九四三	〃	八、九、一〇	後五・三八			二九七	鳥取地方大震災による火災一二ヶ所より火災発生
一九四七	〃	三、四、二	後〇・三〇	北西	八米～一〇米	三〇棟 一五世帯	寺町仮住宅より出火、水道水圧低下のため大火となり飛火の火災も生じた

（註＝文政年間までの記録は因府年表による。月日、時刻、風向等空白部分は原本に詳かにせず）

第三章　鳥取県災害救助隊本部の活動

第一節　災害救助法の発動

鳥取市大火の発生と同時に、十七日午後三時西尾知事は部課長を緊急招集して善後策を協議し、即刻災害救助法第二十二条の規定に基づいて鳥取県災害救助隊及び災害救助対策本部を設置、総務厚生、公安、消防、衛生、経済第一、経済第二、技術、輸送、協力、労務の十部に分れてそれぞれ活動を開始した。また災害救助隊本部から鳥取市長に対し災害救助法に基く災害救助隊鳥取支隊設置の命令を発し、午後四時四十分鳥取市長より同鳥取支隊の設置を終了した旨の報告を受領、ここに災害救助態勢は全く確立し県市一体の罹災者救助活動が開始された。県災害救助対策本部各部の活動状況並びに同鳥取支隊の活動状況は後説の通りであるが、鳥取市における県市の救護活動と併行して、二十一日本県東京事務所に鳥取市大火復興対策東京本部を設置し、鈴木副知事を本部長に絶えず県の救助隊本部と連絡をとり、中央各省庁に対する陳情懇請の猛運動を行つた。

第二節　鳥取県災害救助対策協議会規程並びに鳥取県災害救助隊規程

鳥取県災害救助対策協議会規程

第一条　災害救助法第十四条の規定により鳥取県災害救助対策協議会（以下協議会という）を設ける。

第二条　協議会は県内全部又は一部にわたる非常災害が発生した時又は多数の者が同一の災害にかかつた時罹災者保護の徹底と社会秩序の保全を確保するため応急的必要な救助その他緊急措置を適切円滑に実施するため左の事項を掌る。

一　非常災害及び救助に関する情報を集め且つこれを関係機関に通報すること。

二　救助其の他の緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の整備、備蓄等に関する計画を樹立すること。

三　非常災害に際して救助その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する緊急計画を樹立すること。

四　前二号に規定するものの外救助その他緊急措置に関する計画を樹立すること。

五　第二号から前号までの計画の実施を推進すること。

第三条　協議会は会長一名及び委員若干名でこれを組織する。

会長は鳥取県知事これに当り委員は内閣総理大臣の指定する関係行政機関の長及び日本赤十字社県支部の長並びに学識経験のある者の中から会長が命じたものを以てこれに充てる。

学識経験のある者の中から命じた委員の任期は二ヵ年とする。但し重任することができる。

第四条　毎年一月に協議会を開催し目的事項中第一条第二号に掲げる翌年度計画其の他を協議する臨時協議会又は緊急協議会は必要に応じ会長が招集して必要な事項を協議する。

第五条　本協議会の事務を掌るため事務局を鳥取県民生部厚生課内に設け左の職員を置く。

局長　一名　　次長　一名　　局員　若干名

局長は副知事がこれに当り会長の命を受けて局務を掌理する次長は民生部長がこれに当り局長を助け局長事故あるときはその職務を代理する局員及び主事は県職員若くは関係行政庁の職員、日本赤十字社県支部の役職員の中から会長これを命じ又は委嘱し上司の命を受けて局務を掌る。

第六条　民間の学識経験者中より委嘱した委員の旅費は鳥取県旅費支給規則（二級官主事給与額）を準用する。

附　則

この規程は昭和二十三年二月二十三日から施行する。

鳥取県災害救助隊規程

（昭和二十三年三月二十六日鳥取県告示第一三〇号）

第一条　災害救助法第二十二条の規定により鳥取県災害救助隊（以下救助隊という）を組織する。

第二条　救助隊は県内の全部又は一部にわたる非常災害が発生した時又は多数の者が同一災害に罹つた場合鳥取県災害救助対策協議会の計画指示に基き各関係者と緊密な連絡団結の下に迅速適確に応急的必要な救助その他応急措置を行い災害に罹つた者の保護と社会秩序の保全を図るを以て目的とする。

第三条　救助隊事務所を鳥取県民生部厚生課内に置き非常災害又は災害発生の時には夫々適当な場所に仮事務所を適宜置くことができる。

第四条　救助隊に左の職員を置く。

隊長　一名　　副隊長　一名　　部長　若干名　　班長　若干名　　隊員　若干名

隊長は知事がこれに当り隊を統轄し隊務を総理する。

副隊長は副知事これに当り隊長を助け隊長事故あるときはその職務を代理する。

部長は県警察長県部長若しくは関係行政庁の職員又は日本赤十字社県支部の各職員の中から知事が命じ又は委嘱し上司の命を受けてその部の事務を掌理する。

班長は県職員若しくは関係行政庁の職員又は日本赤十字社県支部の役職員中から知事が命じ又は委嘱し部長の命を受けてその

班の業務を掌理する。

隊員は県若しくは関係行政庁の職員日本赤十字社県支部の職員又は災害救助活動に関係ある者の中から知事が命じ又は委嘱し上司の命を受け救助作業に従事する。

第五条　救助隊に左の部を置き夫々左記の業務を掌理する。

一　総務厚生部

イ　各部の綜合連絡統制に関する事項

ロ　応急救助一般に関する事項

二　公安部

イ　県国家地方警察の管轄区域内における警備情報に関する事項

ロ　県国家地方警察の管轄区域内における警察事務に関する事項

ハ　市町警察（支隊、分隊、公安部）との連絡に関する事項

三　消防部

イ　災害救助のための市町村消防の連絡に関する事項

ロ　災害情報に関する事項

四　衛生部

イ　医療、防疫に関する事項

ロ　医療品資材調整に関する事項

五　経済部

イ　救助物資に関する事項

六　技術部

イ　施設、設備等の応急修理その他技術及び資材調整に関する事項

七　輸送部

イ　避難者、救助人、救助物資、資材の輸送に関する事項

八　協力部

イ　公共団体以外の団体等の協力活動の連絡統制に関する事項

九　労務部

イ　各部がその業務を遂行するに必要な労力供給に関する事項

救助隊の各部に左の班を置き夫々左の救助其の他緊急措置に関する業務を行う。

一、総務厚生部

イ　総務班　1各部の総合的指揮指導及び連絡に関する業務
2上級官庁関係官公署その他への連絡及び災害状況被害状況の報告に関する業務
3主務大臣、隣接府県知事への連絡応急要務に関する業務
4人物、土地、建物に対する強制処分発令に関する業務
5救助費、その他経費の支出並びに経理に関する業務
6その他主管に属せざる業務

ロ　施設班　1避難所、応急救護所措置に関する業務

二、公安部

イ　警備班　1災害に際して警備の統轄指揮に関する業務
2法令の維持確保
3被害程度の調査

4 破損等により公共に危険を及ぼすと認められる建造物橋梁その他危険物の警戒
5 公安部の運営に関する部内外の連絡に関する業務
6 その他他の班に属しない事項

ロ 装備班
1 一般交通の指揮指導に関する業務
2 災害現場における交通整理
3 橋梁道路等の安全交通標識の整備
4 応急交通施設の新設調査
5 避難誘導並びに救助作業指揮連絡に関する業務
6 救出人命救助に関する業務
7 避難救出活動に関し災害程度、被害状況の調査連絡に関する業務
8 通信施設の被害調査及び応急通信施設の新設調査
9 破損せる電話線、配電線等危険物の整理警戒
10 警報伝達に関する業務
11 被害通信施設の修理復旧等に関する関係機関との連絡

ハ 捜査班
1 掠奪、強盗、殺人等刑事々犯の予防並びに検挙に関する業務
2 暴利、闇取引等経済事犯の防止並びに検挙に関する業務
3 その他災害時における犯罪防止犯罪の取締等に関する業務

三、消防部

イ 消防班
1 消防又は水防に関する業務
2 危険箇所の補修除去に関する業務

四、衛生部

イ 医療班
1 応急医療、救護、助産に関する業務

ロ 防疫清掃班
1 防疫予防に関する業務
2 清掃整理に関する業務

ハ 資材調整班
1 部内各班がその業務を遂行するに必要な資材の調整及び備蓄に関する業務

五、経済部

イ 炊出班
1 炊出その他食品飲料水等の給与に関する業務
2 食料品その他の調達に関する業務

ロ 給与班
1 被服寝具その他生活必需品の給与貸与に関する業務
2 学用品の給与に関する業務
3 生業に必要な資材器具の給与又は貸与に関する業務
4 給与品、貸与品の調達に関する業務

六、技術部

イ 施設修理班
1 避難所、応急救護所、仮設住宅の設置並びに応急修理に関する業務

ロ 道路班
1 道路橋梁その他の応急修理に関する業務
2 電信電話その他通信の応急修理及び設置に関する業務の連絡

ハ 河港班
1 河川港湾その他応急修理に関する業務
2 ガス水道の応急修理の連絡に関する業務

ニ 電燈修理班
1 電力電燈の応急修理、架設に関する業務

ホ 資材調整班
1 部内各班がその業務を遂行するに必要な資材の調整及び備蓄に関する業務

七、輸送部

イ　自動車輸送班　1自動車による避難者、救助人等の輸送に関する業務
　　2自動車による救助物資、資材その他の輸送に関する業務

ロ　鉄道輸送班　1鉄道による避難者、救助人等の輸送に関する業務
　　2鉄道による救助物資、資材その他の輸送に関する業務

ハ　海運輸送班　1船舶、舟艇による避難者、救助人等の輸送に関する業務
　　2船舶、舟艇による救助物資、資材その他の輸送に関する業務

八、協力部

イ　協力連絡班　1公共団体以外団体個人の連絡、救助、応援に関する業務
　　2罹災者救恤用寄贈品の受託配分に関する業務

九、労務部

イ　労務供給班　1各班の他がその業務を遂行するに必要な労務の供給に関する調整

第六条　救助隊に左記の支隊を置き所属管内における非常災害又は災害発生に際して救助隊の指示計画に基き救助その他緊急措置を実施する各支隊は概ね左記業務を主管し平時より各支隊間充分の連絡を採り有事の際は救助の万全を期するものとする。支隊に於ては必要に応じて適当な下部組織を設ける

一、市、地方事務所救助支隊

イ、各支隊の綜合連絡統制に関する業務　ロ、応急救助一般に関する業務　ハ、救助物資に関する業務　ニ、消防に関する業務

二、警察署救助支隊

イ、情報に関する業務　ロ、公安に関する業務　ハ、救出避難に関する業務　ニ、応急対策に関する業務

三、保健所救助支隊

イ、医療、防疫等に関する業務

四、土木出張所救助支隊

イ、道路、橋梁、河川、港湾その他の応急修理に関する業務

第七条　支隊には左の職員を置く。

支隊長　一名
隊員　若干名

必要に応じて右以外の職を設けることが出来る。

支隊長は市長、地方事務所長、警察署長、保健所長、土木出張所長が夫々これに当り支隊を統轄し支隊を総理する。

隊員は市役所地方事務所、警察署、保健所、土木出張所の職員及び関係団体役職員より支隊長が命じ又は委嘱しその支隊の業務に従事する。

第八条　地方事務所救助支隊の下に町村毎に分隊を組織する。

分隊長は町村長を以つてこれに充て縣災害救助隊長及び地方事務所救助支隊長の指揮を受ける。

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

第三節　救助隊本部の機構と活動状況

鳥取縣災害救助隊本部の構成並びに大火当時の主なる職員は次の通りである。

鳥取県災害救助隊本部組織

災害救助隊長　西尾愛治（知事）
災害救助副隊長　鈴木武（副知事）
総務厚生部長　尾崎丈夫（民生部長）
総務班長　竹内正雄（厚生課長）
施設班長　三井正（保険課長）
公安部長　湯山融（国警隊長）
警備班長　岸本虎二（警備課長）
装備班長　軍司眞太郎（人事装備課長）
捜査班長　石原貞雄（捜査課長）
消防部長　高山侃一（総務部長）
消防班長　上根政幸（地方課長）
衛生部長　森上勤造（衛生部長）
医療班長　高田勇（医務課長）
防疫清掃班長　中村徳蔵（公衆衛生課長）

資材調整班長　原一郎（薬務課長）
経済第一部長　仲原善一（農林部長）
炊出班長　岸田廣實（農政課長）
資材調整班長　加納英一（林務課長）
経済第二部長　高山侃一（総務部長兼経済部長）
給與班長　篠田伊三郎（商工課長）
技術部長　鬼丸忠男（土木部長）
施設修理班長　小川一益（建築課長）
道路班長　山下竹夫（道路課長）
河港班長　福内大正（河港課長）
電灯修理班長　杉橋渉（砂防課長）
資材調整班長　米澤信治郎（管理課長）
輸送部長　三宅孝夫（米子鉄道管理局長）
自動車班長　坂口福藏（労政課長）
鉄道班長　尾崎歳榮（鳥取駅長）
海運班長　寺内春三（中國海運境支局長）

協力部長　穴山良民（日赤支部参事）
協力連絡班長　佐藤芳太郎（日赤支部副参事）
労務部長　鬼丸忠男（土木部長兼労働部長）
労務供給班長　那和幹（職業安定課長）

総務厚生部の活動

十七日午後四時災害救助法の発動と同時に、市内の學校、寺院等に応急罹災者収容所を設置し、寄寓先のない罹災者を収容するとともに、これに必要な諸設備（炊事場、便所等）を整えて収容罹災者の保護に万全を期したほか、食糧の配給をはじめ救助物資の配給、見舞金品の給付等『第三編救護』各章に詳述の救護活動を行つた。

公安部の活動

出火と同時に近接署員の非常召集を行い、火災現場における消火協力、避難者に対する安全場所の指示、各避難所における警戒班の警戒活動、遊動警羅隊の警戒活動、検問取締等罹災者救援と防犯活動に不眠不休の活動を行つた。（詳細は『第四編公安』を参照）

消防部の活動

大火になると同時に県下各町村消防隊に応援を要請するとともに、併せて警察予備隊の出行を要請したので、午後四時頃から夜にかけて応援の消防隊、予備隊の一行は続々と来援、また遠く松江市、豊岡市からも消防隊の来援があつた。然し大火と強風の前に、この県下あげての消防力もなお弱勢であり火勢の拡大と共に風速はいよいよ加わり猛火の跳梁をほしいままにした。かくて消防陣必死の敢闘も空しく戦後最大の火災を蒙つたのである。（詳細は『第二篇災害』第一章参照）

衛生部の活動

大火の十七日、災害救助法の発動と同時に医療救護班（八ケ班）の出動を命じ、逸早く市内十ヵ所に救護所を設けて罹災者の救護に当るとともに、県立中央病院の類焼直前に入院患者を鳥取大学に避難させ治療の万全を期したほか翌十八日からは県内外より来援の医療救護班を加えて医療救護と防疫清掃、伝染病予防対策と防疫資材の需給等に活動した。（詳細は第三編第二章参照）

経済第一部の活動

災害救助法の発動と同時に罹災者に対する主食の確保、炊出し配給、県内外各方面から寄せられた救援物資の受入れ配給のほか復旧復興用木材の在荷調査と木材価格騰貴の抑制対策その他復興資材の円滑な需給に努力した。（詳細は第三編第三章及び第五編第三章参照）

経済第二部の活動

大火の翌十八日より県内外から到着する救援物資をはじめ、在日米軍からの救済用物資等の受入業務を開始したほか、これと併行して災害救助隊鳥取支隊の物資受入態勢、罹災者に対する物資配給計画等の指導を行つて罹災者の応急救助に万全を期したが、他方罹災者の復興意慾の昂揚と再起を促進するため復興金融相談所の開設、緊急復興資材輸送証明書の発給、緊急復興物資の調達相談など罹災者の当面する諸問題の解決に努力した。（詳細は第三編、第五編参照）

技術部の活動

鳥取市の南端から北のはずれ湯所町まで、眼のとどく限り焦土と化した大火だけに、市内の道路は瓦礫と焼け落ちた電線の散乱を招き、車馬の交通も不可能に近かつたので、十八日早朝県下各土木出張所員の緊急招集を行い、警察予備隊はじめ県内外から来援した作業奉仕隊の援助を得て主要幹線道路の清掃作業と焼跡の瓦礫破片、焼土取除作業を行つた。この作業の促進を図るため県内のほか島根、岡山両県へ自動車と作業奉仕隊員の派遣援助を県市合同で依頼した。又、罹災者の住宅対策として旧練兵場ほか三ヵ所に応急住宅一、〇〇〇戸を建設、その他共同便所の建設、救援物資保管倉庫の修理等に活動した。（詳細は第五編参照）

輸送部の活動

罹災者救援のため県内外から来鳥した医療救護班をはじめ動労奉仕隊、救援物資、応急復興資材等の輸送を円滑にするため、鉄道班と自動車班を編成して救助活動を機動的に行つたが、鉄道班は救援物資の敏速確実な輸送を確保するため鳥取駅に県職員を駐在させて物資の指図を行い、また県内外より送られる救援物資の輸送を円滑にするためこれら輸送料免除の措置を講じ、自動車班は救援隊各部各班の要求によつて配車計画を樹てた。（詳細は第三編第七章参照）

協力部の活動

災害救助法の発動と同時に既定方針に従い知事から委託されている医療助産の救助を実施するため、県災害救助隊衛生部と協議の上、鳥取赤十字病院に医療救護班本部を設置し、行動医療班の指導連絡の一元化を図るとともに市内要所に救護所を設け、災害による傷病者の収容及び医療救護に努力した。また罹災者に対する民間側の補助的救済を進めるため県、県町村会、鳥取市、日赤支部の四者協議の結果、日赤支部内に鳥取市火災罹災者救援本部を設け義損金品の醵出運動を展開するとともに、災害救助隊の行う応急救助活動を援助するため、日赤奉仕団青少年赤十字団等の援助を求めるなど民間の行う救助活動の連絡調整に当り、円滑なる救助活動の推進に努力した。（詳細は第三編第二章、第七章参照）

労務部の活動

災害救助隊各部の業務遂行上必要な労務の供給を円滑にするため、罹災地の復旧援助に来援の勤労奉仕者の受入態勢については十八日から市内五カ所に勤労奉仕受付所を開設し、五月二日まで二六、四五六人に及ぶ勤労奉仕者の受入と配置に万全を期した。又災害救助活動を遂行する上に必要な労務の確保供給に努力した。（詳細は第五編参照）

第四節　火災復興対策本部設置

鳥取市火災復興対策本部規程

第一条　鳥取市火災復興の急速なる完成を期するため、県に鳥取市火災復興対策本部（以下「本部」という）を置き、別に中央各省庁との連絡を緊密にするため、東京に東京本部を置く。

第二条　県本部に本部長、副本部長各一名及び顧問、参与若干名を置く。

県本部長は知事をもつてあて、本部を統轄する。副本部長は副知事をもつてあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

顧問、参与は知事が任命又は委嘱し、本部の業務に参画する。

第三条　本部の業務を処理するため、復興対策部・建設対策部・食糧資材対策部・救恤対策部・防疫対策部を置く。

部には部長を置き、本部長の指揮をうけて、その業務の遂成につとめる。

第四条　別表の通り各部に必要な部員を置き、部長の指揮をうけて、その業務に従事する。

第五条　本部に要する経費は、県費を以つて支弁する。

第六条　本規程以外の必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この規程は昭和二十七年四月十九日より施行する。

鳥取市火災復興対策本部機構（順序不同）

本部長	知事　西尾愛治
副本部長	副知事　鈴木武
復興對策部長	總務部長兼經濟部長　高山侃一
建設對策部長	土木部長兼勞働部長　鬼丸忠男
食糧資材部長	農林部長　仲原善一
救恤部長	民生部長　尾崎丈夫
防疫部長	衛生部長　森上勤造
顧問	参議院議員　門田定蔵
〃	中田吉雄

衆議院議員　稲田直道
〃　米原昶
〃　門脇勝太郎
〃　足鹿覺
縣會議長　澤住辰藏
〃　副議長　三橋誠
國警隊長　湯山融
鳥取市長　入江昶
米子鐵道管理局長　三宅孝夫

參與

縣會議員　竹中榮　金田秀夫　木島公之
井上安榮　齋尾嘉久　土谷榮一
長谷川利隆　山上吟銃　宇田洋
山田芳藏　大丸義男　井口壽賀野
柳谷保一　谷本正男　仲市實
森本築藏　秋鹿惠重　湊隣祐
入澤仁　小林正隆　山家一太郎
竹の家啓三郎　田口源藏　杉谷正雄
山野豐美　松本利治　前田玄一
加藤定治　古谷忠治郎　佐々木顯一
近藤傳一　林原嘉武　尾古慶次郎
大西節夫　角田健太郎　建部邦雄
小谷久雄　久野健太郎
出納長　松尾長造
教育長　鶴田憲次
鳥取市會議長　西尾紹平
鳥取市助役　濱崎敏造
鳥取市警察署長　山根長十郎
中國財務局鳥取財務部長　九鬼隆三
鳥取稅務署長　新宮甌三郎
鳥取商工會議所會頭　米原章三
鳥取驛長　尾崎歳榮

鳥取縣陸運事務所長　八方實
鳥取地方經濟調査局長　八谷萬吉
日本銀行鳥取事務所長　本間正次郎
中國電力株式會社鳥取支店長　佐野廣
國民金融公庫鳥取事務所長　鹽見利一
商工組合中央金庫鳥取事務所長　柳澤和雄

部員配置表

復興対策部	復興計画のとりまとめ並びに調査記録係	知事室企画課長	
	情報並びに連絡係	総務課長	
	財務並びに予算係	財務課長	
	金融並びに木材以外の資材係	商工課長	
	渉外係	統計課長	人事課長
		会計課長	地方課長
		人事課長	
建設対策部	都市計画係	耕地課長	農地課長
		砂防課長	河港課長
		管理課長	道路課長
	住宅係	建築課長	
	労務係	労政課長	職業安定課長
食糧資材対策部	食糧品の調達及び配給係	開拓課長	畜産課長
		蚕糸課長	農産改良課長
		農業課長	水産課長
	生活必需物資係	商工課長	
	木材薪炭の調達係	林務課長	
救恤対策部	援護係	保険課長	厚生課長
		世話課長	厚生課長
	救護物資の受発係	児童課長	厚生課長
防疫対策部	防疫係	薬務課長	医務課長
		公衆衛生課長	
東京本部	企画係	二人	
	財務係	二人	
	土木係	二人	

第四章　縣会災害対策特別委員会の活動

第一節　県議会の動き

大火の発生した十七日は折から昭和二十七年度当初予算を再議するため招集された臨時県会の五日目で、恰度発生した午後三時頃は会期を五日間延長して本会議は休憩中であつた。

まのあたり大火の惨状をみた県会では、翌十八日午後緊急運営委員会がひらかれ、再議をめぐつて微妙な対立を示していた各派も一切の主張を放棄、超党派的に大火災の救済に乗出したのである。午後五時二十九分本会議は開かれ、西尾知事から大火の詳細について報告を求めるとともに、議員発議によつて全員で組織する「鳥取県会災害対策特別委員会」の設置を満場一致で可決、ひきつづき鳥取市民に対する「鳥取市大火見舞決議案」、政府に対する「災害復旧要望決議案」が上提され、満場一致で可決された。最後に鳥取市選出の各議員から大火直後の民生安定、焼跡整理、食糧配給、都市計画の早急なる樹立等について緊急質問が行われその実現を強く知事に要望したのである。

かくて再議のため招集された臨時県会は大火後の復旧対策を推進するため、四月十八日午後六時三十一分をもつて閉会したのである。たおこの日、県会議員一同は罹災者に対し一〇万円を見舞金として醵出した。

鳥取市大火見舞決議

去る昭和十八年、鳥取地方は大震災のため、甚大な損害を被られながらも、よくこれが復興に邁進せられ、最近漸く都心部の整備進捗をみつつある折柄、測らずも昨四月十七日、鳥取市西南隅に発せる火災は、関係諸機関必死の消火にも拘らず、突風のため市内繁華街の大部分及びその周辺に類焼し、罹災戸数実に五千戸に達するの惨禍を齎すに至りました。

この大火は戦後我国最大のものと伝えられていますが、これによつて罹災者各位はもとより、市民各位の受けられたる物心両面の打撃は、我々の推測し得ざるものがあり、誠に痛恨の極みであります。

茲に本議会は、目下開会中の臨時県会に於いて、直ちに会議を開き、これが応急援助および復興再建のため、渾身の努力を傾注し、各位の要望に応えんとするものであります。

聊か決意を披瀝すると共に、衷心より御見舞申上げる次第であります。

右決議する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取市民各位

鳥取県議会

災害復旧要望決議

四月十七日午後二時五十分、突如鳥取市永楽通より出火、折柄風速十米の南風に煽られて、火は忽ちの裡に燃え拡がり、目抜き商店街、温泉街はじめ都心部は全く灰燼に帰し、更に周辺の官公衙街、住宅街の大部を焼失して翌朝五時漸く火勢が衰えるに至つた。被害激甚を極め、死者一名、重傷者二名、軽傷者二百十八名、行方不明十余名、罹災世帯五千二百十八世帯、罹災人員二万六千二百余名、被害総額二百億余円（四月十八日現在判名済のもの）を越えるものと推定されている。

今次災害は実に戦後我が国最大と伝えられ、誠に惨鼻の極みというべく、市民、県民の受けたる物心両面の打撃は正に言語に絶するものがある。本県会は直ちに罹災者救援の活動を展開すると共に、その復旧に日夜渾身の努力を傾けているが、該地方は、去る昭和十八年の戦時下、大震災に際会しており、その復旧未だ半ばに達しない今日、亦々今次の大火災に見舞われたのであり、復興の前途に倍層の困難が予想され、真に憂慮に堪えないものがある。

殊にこれが復旧、再建に要する資金、資材に至つては到底、本県独自の財政力および経済力を以てしては達成し得ざるところである。

政府は速かに本火災の実態を認識せられ、現下の地方財政の事情をも充分考慮せられて、適切なる復興対策を樹立し、災害復旧費の全額国庫補助、復興資金の高額融資、災害債の全額承認等、特別の配慮を賜るよう要望する。

右決議する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県会議長　澤　住　辰　藏

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
文部大臣
農林大臣
労働大臣
厚生大臣
運輸大臣
地方自治庁長官
衆参両院議長
宛

第二節　災害対策特別委員会

一、機　構

議会に設置された災害対策特別委員会は、四月十九日活動の母胎となる機構、役員、所管事項を次の通り決定した。

委員長　澤　住　辰　藏
副委員長　三　橋　誠
委　員　竹　中　榮
　　金　田　秀　夫
　　木　島　公　之
　　井　上　安　榮

復旧対策部（九名）
1、資金に関する事項
2、物資配給に関する事項
3、物価統制に関する事項

齋尾嘉久　秋鹿恵重
土谷榮一　湊　麟祐
長谷川利隆
宇田洋
山上昤鏡

救恤対策部（九名）

1、医療防疫に関する事項
2、救助厚生に関する事項
3、教育復興に関する事項

委員　山田芳藏
大丸義男
井口壽賀野
柳谷保一
谷本正男
仲市實
森本榮藏

建設対策部（一〇名）

1、整地、都市計画実施に関する事項
2、住宅建築に関する事項
3、失業救済に関する事項
4、労務統制に関する事項

委員　入澤仁
山家一太郎
小林正隆
三橋誠
竹の家啓三郎
田口源藏
杉谷正雄
山野豊美
松本利治
尾古慶次郎
大西節夫
建部邦雄
角田健太郎
小谷久雄
久野健太郎

前田玄一

食糧資材対策部（一一名）

1、食糧、資材の調達に関する事項

委員　加藤定治
古谷忠次郎
佐々木顯一
近藤傳一

二、活動

委員会の機構は四部会が設けられたが、一方県は大火発生と同時に発動した災害救助法に基く救助の他、二十日「鳥取市火災復興対策本部」を設置したので、澤住、三橋の正副委員長は県本部の顧問、各委員は参与となつて特別委員会との密接なる連絡を保つことになつたので委員会の活動も、執行機関たる県との二重行政の弊害を警戒し、つとめて議会という立場から民意を復興作業に反映さすと同時に、鳥取市復旧の恒久的対策について重点を指向して活動したのである。従つて各部会とも二十日から二十八日まで連日部会を開いたが、特に復興対策本部では罹災工場、商業者の復興資金、廿二億円の確保とその方法、住宅金融公庫、国民金融公庫に対する融資の増額等、金融措置とこれが補償方法について日銀を始め、各金融機関及び県側と協議を重ね、食糧資材対策本部では食糧の配給状況を

調査するとともに復興用木材の確保、国有林の無償払下について関係当局と折衝を重ね、建設対策部では応急公営住宅の建設、促進、住宅金融公庫の利用、失業対策事業による焼跡の整理、都市計画事業の推進等について県側を鞭撻、救恤対策部では食糧、物資の配給状況、各収容所の避難状況、各學校の使用程度と授業再開状況、防疫状況等の実地調査を行い、罹災民から直接その状況を聞くとともに改善を必要とする点を委員会に報告、善処方を申し入れる等、救助、防疫、學校管理の面に亘つて協議を重ねたのである。委員会はこのような各部会の活動に基いて随時開かれ、知事以下県側首脳部に要求し、勧告して復旧対策事業の推進に貢献するところ大なるものがあつた。

三、陳　情

鳥取市の大火は、罹災人員二万四千、焼失家屋五千余戸、罹災面積四十万坪という我が国における戦後最大の大火災だけに到底貧弱なる県、市の財政力のみで復興は不可能な問題であり、勢い国の強力なる財政措置によらねば達成困難なことであり議会側としても、政府、国会に強力な援護措置について陳情の必要を認めたのであるが、幸い政府及び国会においても大火災発生後、相ついで調査団を派遣し、罹災者を見舞うとともに災害状況の視察を行つたが、四月廿八日、参議院議員団として石川榮一氏（自）を団長に河崎なつ（左社）井上なつえ（緑）小川久義（改）田中一（右社）の五氏、衆議院議員団として森幸太郎氏（自）を団長に松岡駒吉（右社）川本末治（自）福田繁芳（改）の四氏到着、また廿九日には政府代表として野田建設大臣が来鳥したので、県会災害対策特別委員会では県側と協議した鳥取市災害復旧計画に基き、鈴木副知事とともにその惨状を訴え、当面の問題である借地及び借家権の立法措置、県及び市の財政力補強措置としての臨時特例法の制定、県債元利償還費の高率国庫負担、公共施設復旧費の短期融資の措置、地方財政平衡交付金の増額措置、商工業復興資金の斡旋融資等、十三項目に亘つて陳情したのである。しかしこの程度では到底、所期の目的は達成されないので県側と協議し、陳情団を編成、五月四日第一班として澤住議長を団長に竹中、山家、井上、仲市、山野、湊、小谷、加藤の八県議、五月八日第二班として三橋副議長を団長に木島、竹の家、古谷、小林、井口、土谷、山上、松本の八県議がそれぞれ上京、本県選出国会議員、西尾知事らとともに衆参両議院を始め自由党の「総務会」及び「鳥取市災害対策委員会」に出席、また総理大臣官邸において山崎国務大臣に面接陳情する外、建設省、大蔵省、地方自治庁、地方財政委員会、厚生省、文部省、農林省、電通省、日銀、商工中央金庫、国民金融公庫、住宅金融公庫等に出向いて、鳥取市復興について援助を乞うたのである。特に県の公共建物、学校、病院の再建については高率な国庫助成と起債の承認があり、また中小商工業者に対する復興資金として十億円の融資がともかく、後日実現したことは政府及び国会の理解ある援助に俟つことが多く、県議会が超党派的に県執行部と協力、陳情したことも大きな原因になつていることは、否めない事実である。この陳情の結果は、五月二十一日の災害対策特別委員会において報告され、県議会として引続き陳情の必要を認めたが、一まず政府の最後的決定をみることになり、ここに四月十七日の大火発生以来設置されてきた県会災害対策特別委員会の活動は一応、終止符を打つことになつたのである。

あけて六月に入り、吉田総理は鳥取市を生産都市に発展さすために、特使として前厚相橋本龍伍氏を鳥取市に派遣と決定、橋本氏は六月十三日来県、その実情をつぶさに調査したが、澤住議長は議会を代表し県首脳部とともに

生産都市実現について強く要望すると同時に政府の強力なる援助を訴えた。

第三節　救援感謝決議

鳥取市復興予算を中心とする六月定例県会は六月二十四日開会されたが、開会劈頭各派運営委員の発議により、鳥取市大火に対し多額の御内帑金を下賜された天皇、皇后両陛下に対して「御礼言上の決議」、多量の衣料、食糧、医療品等の救援物資を被災者に贈つた駐留米軍、ララ中央委員会、また救援復興対策に真摯なる援助を与えられた政府及び国会に対し、それぞれ別項の如き「鳥取市大火災救援感謝決議案」が上提され、満場一致をもつて可決され即日関係者各位に発送されたのである。

御礼言上決議

鳥取市大火災による災害の甚大なることを憂慮せられ、救恤の思召をもつて、御内帑金を下賜されましたことは、洵に恐懼感激の至りに堪えず。県民は協力一致して速かなる郷土再建を期し、御趣意に応えんとす。ここに鳥取県会の決議をもつて、謹んで御礼を申上げる。右天皇、皇后両陛下に言上を乞う。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県会議長　木島公之

宮内庁長官　田島直治　宛

鳥取市大火災救援感謝決議

鳥取市大火災による災害に当り、温き人類愛をもつて逸早く被災者に対し多量の衣料、食糧、医療等の救援物資を賜つたことは民心安定上貢献するところ頗る多大にして、その御厚意洵に感謝感激に堪えず。ここに鳥取県会の決議をもつて謹んで感謝の意を表する。

昭和二十七年六月二十四日

日本国、東京総司令部　マーク・W・クラーク大将
日本国、横濱在日兵站司令部　ウオルター・L・ウイーブル少将
日本国、神戸、神戸ベース　T・W・ローマン大佐
日本国、江田島　第四四一情報部隊第二地区本部隊長
宛

鳥取県会議長　木島公之

鳥取市大火災救援感謝決議

鳥取市大火災による災害に当り、人類愛をもつて被災者に対し、多量のララ救援物資を賜つたことは、平和運動の一環として民心安定上貢献するところ頗る多大にしてその御厚志洵に感謝感激に堪えず。ここに鳥取県会の決議をもつて、謹んで感謝の意を表する。

昭和二十七年六月二十四日

ララ中央委員会　ララ代表委員宛

鳥取県会議長　木島公之

鳥取市大火災救援感謝決議

鳥取市大火災に当り、逸早く災害対策委員会を結成されるとともに、災害の実相を視察され、種々救援復興対策に格別の御配慮を賜り、着々復興を見るに至つたことは、洵に感謝の至りに堪えず。

われら県民は協力一致して速かなる郷土復興に努め、文化的平和国家の再建に寄与せんとす。

なお、今後ともこれが復興事業の完遂については国会及び政府御当局の絶大なる御支援を念願して止まない。

ここに鳥取県会の決議をもつて深甚なる謝意を表する。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県会議長　木島公之

内閣総理大臣　吉田茂
衆議院議長　林譲治
参議院議長　佐藤尚武
宛

第五章　鳥取市の災害救助活動

第一節　鳥取県災害救助隊鳥取支隊の活動

火災が初期消火に失敗して、強風とともに物凄く大火の徴候が見え出した十七日午後四時、県本部より災害救助法を発動した旨、連絡を受けた鳥取市では、直ちに鳥取支隊を動員、支隊本部を市役所に設け、市長を支隊長とし、県本部と緊密なる連絡をとりながら、罹災者の応急救護対策に取組んだ。即ち支隊長に市長、副支隊長に助役と消防長を、そしてその下に、総務、衛生、経済、施設、水道、輸送、救護、警備、避難、広報の各係をおいて、課長を係長と副係長に、各課員をそれぞれ配置したが、先ず市民への避難命令を発令し罹災者収容所を指定設置した。

しかも刻々にいたる情報は、益々火災地区が拡大するばかりで、猛火はすでに袋川を越え、若櫻街道、智頭街道の目抜通りをなめながら扇状型に延焼しつつ夜に入つたのである。

ここにおいて、救助支隊の活動はいよいよ本段階に入り、夜を徹して、罹災者収容、救援、物資の配給等、次次に敏速な手が打たれていつたが、大火終息の十八日午前四時には、臨時市議会が招集され、市会議員全員をもつて、「災害対策特別委員会」が組織されるに及んで、これと提携して協力一致、救助活動に万全を期することとなつた。

明くれば早くも婦人会等の協力によつて炊出しは開始され、県内はもとより、近県からの見舞客、応援隊の受入

れを始め、避難収容所との連絡、救援物資の輸送配給、焼跡整理など、支隊はその全機能を発揮して救助の徹底を図つたが、これがため市庁舎周辺の広場は来る日も来る日も夥しい人と物と自動車の集散基地となり、混雑を極めつつも不眠不休の活動が続けられた。

かくして四月三十日までを法による救助期間として支隊活動により、さらに五月一日からは通常業務と平行して「鳥取市災害対策本部」が設けられ、事務室を置いて、これに各課より職員を選出し、或は各避難収容所に専属せしめる等、救助活動の万全を盡したが、六月三十日をもつて一応避難収容所を解消することとなり、災害対策事務は厚生課に引継ぐこととなつた。

左記は支隊活動の機構と、災害救助法第二十三条に基く支隊活動の概要である。

一、収容施設の供与

先ず最初の罹災者収容所として、明徳、日進、久松、富桑、修立、北中、東中、南中、鳥大附属、養源寺等十ケ所のほかに、臨時避難所として善久寺、景福寺、梅翁院、寶珠院、常忍寺、學成寺、玄忠寺、光明寺等八ケ所を指定し、既設の建物を利用して毎日平均五、八〇〇人の罹災者を収容したが、日を追うて増加したためさらに新たに次の九ケ所を増設して合計二十七ケ所を設置した。

妙圓寺、一行寺、本願寺、妙要寺、慶安寺、覺應寺、大黒座、慈眼寺、川下住宅

第一日以後各収容所の罹災者収容状況は次の通りである。

避難所	十八日	二十三日	二十七日	避難所	十八日	二十三日	二十七日
明徳小学校	空一	九八	九九	東中学校	三六	一九	四六
日進小学校	九三	一、二四五	一、二四四	南中学校	四三	四六	四三
久松小学校	四二	八〇	七六	鳥取大学附属小学校	一六七	二五〇	三六
富桑小学校	二七六	三七	三七	養源寺	八	二四	二七
修立小学校	二四	二六六	二六五	その他九ケ所の臨時収容所	三四	五七九	九三
北中学校	三七	七九	七八		三、四一七	五、二三	五、六三

なお、この収容人員以外に親戚縁故者等の家庭に避難したものも多数あり、これは表の数に含まれていない。即ち、五月七日までに収容者延一一八、二七三人（世帯延二九、七六七）。

二、炊出しその他食品給与

十七日災害発生の当夜は、取敢えず罹災者に対し相当数の乾パンを支給したが、翌十八日朝食より炊出し給与を開始した。

朝食として乾パン五、六九三食、昼夕食として握飯二九、六七三個を各避難所の収容者に配給したのをはじめ、引続き災害用の主食、副食、調味料を順調に配給したが、この間、法の適用期間が二回に亘り延長され、即ちこれは知事より厚生省に対し延長申請が行われ、これが承認されて四月三十日まで継続実施されたのである。これの対象人員は二〇、四五一人でこれに要した数量は次の通りである。

1、食糧品　主食

精米	七二二石八斗
握飯	七〇石八斗
乾パン（六〇個入）	一、四六九箱

2、副食及び調味料

野菜	四、四九九貫	佃煮	五九七箱
〃	二四〇箱	味噌	三八樽
いも類	一六三俵	醤油	一三樽
たくあん	六二樽	塩	一〇俵
福神漬	二二〇樽		

3、その他

薪	一、九八七束	みかん	六かご
木炭	九〇俵	塗板、釘	一貨車
みかん	二、二〇〇貫		

三、被服寝具その他生活必需品の給与

災害救助法第二十三条の規定による基準に基き、各罹災者に支給した被服、寝具、その他生活必需品の数量は次の通りである。

1.寝具、衣料、その他衣料品

毛布	一六、〇七四枚	幼児服	一、七三九着
作業ズボン	八、一四八枚	シュミーズ	三、七九一枚
シャツ	五、八九九枚	子供開襟シャツ	一、〇六一枚
パンツ	五、八三三枚	女児服	一、四六五着
タオル	一七、三一〇枚	婦人スカート	一、三八九枚
開襟シャツ	五、二七一枚	学生服	一、三八七着
靴下	一〇、四六〇足	中学生服	八〇四着
晒木綿	六、九〇一反	女学生服	五七四着
ズロース	三、五三四枚	女学童服	二二着
婦人シャツ	一、四一四着		

2.生活必需品

鍋	五、三〇三個	ローソク	七、四七〇本
はがま	五、二七二個	燐寸小箱	二、〇〇〇個
薄刃	五、三〇〇個	杓子	八一五個
茶碗	五、三〇〇個	消毒箸	一〇、〇〇〇本
七輪	四、九三〇個	塵紙	九六、〇〇〇枚
ベケツ	六、三一六個	草履	四三〇足
洗面箸	一、五〇〇個	皿	二、〇〇〇枚
薬罐	一、五〇〇個	鍋蓋	三一個
フライパン	七〇〇個	水杓子	五〇〇個
鉄十能	七〇〇個	汁杓子	一、五〇〇個
蒸器	五三八個	ヒシャク	一、〇〇〇個
かまど	二、七〇〇個		

なお、これの配給は救助物資配給基準による。

四、医療

火災発生の十七日、県本部では直ちに日赤病院二個班、国立病院二個班、市民病院四個班の八個班を編成し、市内要所の八ヶ所に救護所を設けて医療に従事せしめることになつたので、支隊はこれに協力し医療救護に万全を期したが当日設置した救護所は次の通りである。

日赤病院――鳥取駅前病院、末廣町

市民病院――駅前、若櫻町、智頭橋、明徳小学校

国立病院――末廣町、二ヶ所

倉吉は中央病院援助

第二日の十八日より他府県及び県内から派遣された救護班によりさらに救護所の増設と巡回診療班により、救護の万全を期することになつたが、幸い火災が昼間から始まつたため、災害直接原因による疾病者は思いの外少なく、主として軽傷及び眼の疾患者に止つた。

第一日から四月三十日まで災害救護に当つた救護班及び従事した人員、医療救助した人員は次の通りである。

医療班　延一一六班

従事人員　延八五八人

救助人員　延一〇、五〇一人

内当日死者　二人（火傷）

重症者　二人（外傷）

その他の軽症者　外科　三七％

内科　二七%
眼科　二六%
その他　一〇%

救護班は以上災害救助法適用期間の四月三十日まで設置し、罹災者の救護に従事した外、防疫班五を編成し、清掃、消毒等に活動したが、四月二十日富桑小學校の罹災者収容所において伝染病一名が発生し、以来三十日までに十六名の患者を出したのである。

そこで患者は日赤病院、市民病院に収容し、全市民に対し、市内八ヶ所において予防接種班二ヶ班を編成して専ら防疫と蔓延防止に努めた。

伝染病の発生状況は次の通りである。

病名	受付月日	収容場所	発生場所	年齢	患者氏名
疑似発疹チブス	四月二十日	市民病院	富桑収容所	一四歳	木村三千代
細菌性赤痢	同	同	景福寺収容所	一二	山田泰子
疑似疫痢	同	日赤病院	明徳収容所	三	岡本和子
猖紅熱	同	市民病院	行徳収容所	六	宇野正則
疑似赤痢	二十三日	同	一行寺収容所	三	植垣康子
同	同	日赤病院	久松収容所	六	岩本和彦
同	同	同	濱坂	三	中家昭司
細菌性赤痢	二十四日	同	寶珠院収容所	三	橋本榮三郎
疑似赤痢	二十五日	同	市役所税務課	一七	西尾保男
細菌性赤痢	二十六日	市民病院	末廣町	二	市場純子
保菌赤痢	二十八日	同	東品治町	三六	増田薫
疑似赤痢	二十八日	同	吉方町	一四	佐々木章一
猖紅熱	二十八日	同	同	一四	安木米吉
保菌者	三十日	市民病院	日進収容所	二一	木村妙子
同	同	同	同	四一	山口種子

五、生業資金の貸付

市では罹災者が差当つて要する資金として一世帯当り五千円を貸付したがその総額は左記の通りである。

総額　一、七五〇、〇〇〇円

（なおこれはその後市よりの見舞金に転換して償還を免除した。）

六、罹災学童生徒に対する学用品の給与

法に基き罹災学童、生徒に対し支給した学用品は次の通りであるが、対象人員は五、三六〇人で、一人当りの支給標準は二七五円、罹災者一人当り一袋を支給した。

支給袋数　五、三六〇袋
総金額　一四七、四〇〇円

なお、これの内訳は

小学校　三、三七四袋
中学校　一、八一六袋
盲学校　五〇袋
聾学校　二二〇袋

七、死亡者の埋葬

今回の大火で死傷者のうち、死亡者の数が非常に少なかつたことは不幸中の幸であつたが当日の死亡者は二名で、その他の一人は重傷六日後の死亡であり、法の適用により埋葬料の支払は二人で次の通りである。

総額　二、四〇〇円
一人支給額　一、二〇〇円

附・鳥取市災害救助支隊編成表

支隊長　市長
副支隊長　助役、消防長
支隊附　庶務課長、市会書記局主事　一名
庶務課員　四名、市会書記局主事　一名

係名	副係長	担当事務	主任	業務内容	係員
総務係	係長 厚生課長 副係長 文教課長	庶務	厚生課主事（事務所一名） 庶務課一名	支隊の編成並びに活用計画の統合調整救助その他応急措置施設の管理及び物資の保管取扱使用施設の復旧促進その他応急救護、災害に関する情報の収集、伝達及び情報の通報連絡、その他の業務	厚生課四名 庶務課一〇名
		経理	庶務課財務係長一名 主事	支隊の一般経理、金銭の給与物資、資材の基金による購入手続その他事務の統計	財務係全員 厚生課五名
		施設	厚生課主事一名 文教課主事一名	避難所、収容所、応急救護所の設置、罹災者の慰問、相談所の供与、救護品の取扱	厚生課事務所全員
衛生係	衛生課長	庶務	衛生課主事一名	支隊の連絡係の庶務、会計給与	衛生課二名
		救護	衛生課主事	救護班の編成、給与、救護機関の連絡、医療、救護資材の調達、患者の輸送	衛生課二名 戸籍課二名

係名	副係長	担当事務	主任	業務内容	係員
				罹災者の予防接種、その他応急救護、助産等	
		防疫 清掃	衛生課巡視一名	罹災地避難所等の清掃、昆虫駆除、防疫予防接種、死体処置	衛生課四名 清掃人全員
被害調査係	税務課長 税務係長	被害調査	税務課主事	被害調査	税務課数名を残し全員
経済係	商工課長 副係長 農林課長	庶務	商工課	係の庶務連絡	
		調達	商工課主事一名	主食副食薪炭その他諸物資の調達	商工課五名 農林課八名
		給与	商工課主事一名	物資の給与、炊出しその他食品の給与	商工課八名 農林課六名
施設係	建設課長 副係長 技師二名	庶務	建設課主事一名	係の庶務連絡 建築資材の調達配分備蓄	建設課
		建設	建設課技師	避難所、応急救護所、仮住宅等の設置修理	建設課

係名	責任者	分担	担当	業務内容	応援
		庶務	建設課主事	係の庶務連絡、土木資材の調達配分準備	
		道路	土木課技師	道路の応急修理	
		橋梁	同	橋梁の応急修理	
水道係	係長 水道課長　副係長 水道主任	庶務	水道課主事	係の庶務連絡資材其他必要の輸送	水道課
		給水	水道技師	水源調査、現場検水、給水用資材の調達、各戸給水防疫	
		復旧	水道技師	復旧工事の連絡、業者の確保	
		資材	同	資材の調達、輸送	
輸送係	係長 収入役　副係長 会計課主事	庶務	会計課主事一名	係の庶務連絡	会計課
		自動車	同	車両配置、輸送と輸送連絡	
警備係	係長 市署長　副係長 市署次席	警備公安	市署	警備の統轄指揮に関する業務、法令維持確保、被害調査、公安警察連絡	市署
避難所係	係長 戸籍課長	避難所	戸籍課	避難所設置避難所、その配給救護、その他	各課より
情報係	係長 企劃課長　副係長 広報係主任	情報	企画課	情報連絡新聞、ラジオ、市民、渉外	企画課
救護係	国立病院　市民病院　日赤病院			㈠東中㈡東高㈢日進㈣県信連㈤美保㈥明徳㈦鳥大㈧北中㈨医師会館駅前救護連絡所	税務課三名

第二節　鳥取市議会の活動

一、災害対策臨時市議会

四月十八日、さしもの大火も、風勢のおとろえと小雨によつて下火となつた午前二時頃、入江鳥取市長は災害応急対策並びに復旧対策について議会の協力を求めるため市臨時議会を招集し、午前四時二十五分より災害対策臨時市議会を開会した。

まず入江市長より火災の状況を報告し、並びに緊急措置について協力を求めた。

ついで小林議員より、議会と市長は一体となつてこの緊急事態を乗り切るため災害対策特別委員会を設け、財政、都市計画、住宅の三部に分けて対処することを発議し、全員異議なく決定し、つぎの通り各委員を選任し午後七時十五分閉会した。

財政委員長　平尾富治
副委員長　足立益二
委員　山川為之助　中村弘治　西尾絎平
　　　石田繁　馬淵秋男　小林説次
　　　網師銀蔵　米澤秀次　野崎鹿蔵

住宅委員長　石黒松次
副委員長　岩垣新一郎
委員　尾坂雅人　近藤松壽　鈴木鋭
　　　中川禎治　吉川乙彦　網濱幸治
　　　常田雅雄　寺垣恒男　濱崎芳雄

都市計画委員長　伴松次郎　濱崎清
副委員長　廣田敏男　古川芳藏
委員　小谷忠太郎　西川徳爾　谷口清三郎
北浦英男　兜金幸一　牧村賀
本城義一　富本勇　鹽谷三藏
福島政雄

二、緊急臨時市議会

四月十九日午後四時五十分、緊急臨時市議会を開会し、追加予算罹災者救護費一千四十六万円ほか一件を満場一致で可決した。

続いて災害特別委員会の報告があり、各委員長より大要つぎの通り復興計画を報告、これを承認して午後十時十五分閉会した。

イ　財政委員会からの要望申合せ

(1)　商店街に対しては住宅金融公庫より一住宅三十坪四千戸分二十八億八千万円、国民金融公庫より生業資金として一戸当り八十万円の四千戸分三十二億円、一般に対しては、厚生資金一戸当り十万円、千三百十二戸分の一億三千百二十万円、計六十二億一千百二十万円の融資を要望すること。

(2)　市長は火災保険会社に対して被保険者に早急に保険金の全額支払をなすよう要請すること。

住宅委員会よりの要望と申合せ

(1)　国及び県で一千戸、市で一千戸を一日も早く完成してもらうよう要望すること。

(2)　個人でバラックを建てる資材二千戸分を今月中に市で整え斡旋を行うこと。

都市計画委員会よりの要望と申合せ

(1)　二十一日より市において二十台、県より二十台のトラックを出して土砂の運搬を行うこと。

(2)　土砂は明徳小学校横の堀の埋立、立川地区新設校敷地候補地の埋立、西中と伊吹植物園の間にある堀の埋立、以上四ヶ所に捨てること。

(3)　学校等の配置については今後検討すること。

(4)　都市計画実施までには相当の期間を要するので、その間十坪以内の仮住宅を建設すること。

(5)　市場は従来の位置に指定すること。

全議員団は各特別委員会を結成して所属の用務に昼夜をわかたず活躍したが、議会及び各特別委員会の活動の概要はつぎの通りである。

四月二十日

県市合同災害対策委員会を県会議場において開催、都市計画について郡、市各関係者、中田建設次官等を中心

に種々協議を行つた。

財政委員会、平尾、足立正副委員長は金融関係陳情のため上京。

四月二十一日

都市計画委員会は委員三班に分れ、都市計画路線内バラック建築者に対し、都市計画遂行に協力方を要請行脚する。

四月二十二日

県選出中田吉雄、門脇勝太郎、稲田直道、米原昶各代議士、中田建設次官よりそれぞれ中央情勢の説明、復興に対する意見があり、市議会からは今後の協力を要請する。

四月二十四日

住宅委員会はバラック建築用資材の斡旋について協議を行い、木材一戸当り二十二石以内を鳥取県協定価格にて二十七日より斡旋することを決定した。

四月二十六日

住宅委員会はバラック建築用資材トタン板一戸二十枚以内、釘四貫目以内を二十八日より斡旋することを決定した。

四月二十六日

都市計画委員会は工場地帯、墓地問題について協議、工場地帯は駅の裏側約二万坪に設置する案を議題として協議し、墓地については各寺院と協議することとした。

四月二十八日

午後四時五十分、災害特別委員会各部連絡協議会を開会し、平尾、足立財政委員会正副委員長より金融問題陳情についての上京報告があり、これに対し各議員より質疑応答があつて、今後の対策について協議を行い午後六時閉会した。

全員協議会の開会状況

四月二十九日

入江市長より上京報告があり、質疑応答が行われた。

五　月　二　日

午後二時三十五分より全員協議会を開会。各課長より災害対策実施状況について報告があり、各議員より質疑応答及び要望があり、続いて県会とともに復興対策陳情のため上京する議員団の参加者を決定し、午後七時十五分閉会した。

五　月　八　日

市長より大要次の通り説明があつた。

△公営住宅一千五百戸のうち五百戸程度は十戸の土地組合を作り、一区画四百五十坪の土地を有するものに対し公営住宅を建設したい。

△義捐金は近く適当な計画で配分したい。
△復興事務局を設けたい。
△都市計画路線と公園墓地の件は絶対に現在の確定線を動かさぬ。
△市場は現位置の袋川両岸として水運の便が開けるようにしたい。
これに対し各議員より、家を建てたいが土地がないというものに、市でできるだけ土地を確保して提供して貰いたい等要望があり諒承した。

五月十二日

復興について陳情のため上京の議員団に参加した福島議員より、『主として政治的折衝を行つたが、今後とも強力な運動を続ける必要を認めたとの上京報告があり、続いて常田議員より舞鶴引揚援護局の毛布五千枚を無償払下げ受けることになつた』との報告があり、今後の対策等について協議した。

五月十四日

濱崎助役より上京報告として内定した単独起債について次の通り報告があつた。

公営住宅の敷地	五〇、〇〇〇千円
応急住宅敷地	一〇、〇〇〇千円
共同浴場	六〇〇千円
警察派出所	一、〇〇〇千円
市営市場	七、五〇〇千円
市道	一六、六〇〇千円
砂利道	五、四〇〇千円
橋梁復旧	二、〇〇〇千円

その他、水道、学校施設費、消防自動車、焼跡整理復旧については猛烈な要求運動をしている。
以上を諒承し、続いて鈴木、谷口両議員より金融の枠が拡大されても実際には窓口で拒まれるというのが実情であり、これに対して何らかの対策が必要である旨強調、西尾議長より金融機関代表、商工会議所、市議会の三者で、金融対策について懇談会を開いてはどうかと諮り一応諒承して閉会した。

五月十九日

午前十一時十分開会
入江市長よりさきの全員協議会で諮つた復興局について物資調達庁の調達部長池口氏を復興担当助役として内定しており、機構は現在の建設課と水道課を合せて復興局としてその下に建設部と水道部を設け建設部には総務、建築、都市計画、土木の四課を置き、水道部には庶務、給水、料金、工務の四課を置き、復興事務を併せて行いたいと思うので議会の意向を承りたい、との説明があり、これについて各議員より活潑な論議が交されたが結論は後日に持越された。
続いて入江市長より「義捐金の配分計画については第一回分として世帯割二千円、準世帯割千円、人数割五

百円として配分したい。第二回分としては県の方にも相当来ているし、新聞社等に来ているものもあり、もう一回この程度の配分もできるのではないかと思う」と述べ、これに対し各議員より早急にこれを実施するよう要望があり、これを承認して午後四時三十分閉会した。

第六章　鳥取市火災日誌

四月十七日

一、午後二時五十五分、鳥取市永楽町市営動源温泉附近より出火。
一、午後四時火災拡大の可能性強く、県知事より災害救助法を発動した旨電話により通知がある。
一、鳥取市災害救助支隊を動員する。
一、罹災者避難所一〇ヶ所を設置し罹災者収容態勢を整える。
一、罹災者救護所八ヶ所を設置する。
一、知事宛、近隣町村消防団の応援を要請する。
一、午後六時三十分、市非常持出書類を東中学校に疎開する。
一、午後九時五分、知事の出動要請により警察予備隊米子部隊第一梯団到着する。

四月十八日

一、午前三時火災鎮火。
一、罹災面積　五〇万坪。
一、罹災世帯　五、二八七世帯　五、二二八戸。
一、罹災人員は二〇、四五一人。
一、罹災町六一町、但し町全部全焼したもの四六、大半又は一部全焼したもの一五町。
一、死傷者は、死者二人、重傷二人（六日後一名死亡）、軽傷三、九六三人。

一、被害総額総計　一九、三二六、三九〇千円。
一、焼失主要建物、官公衙一四、学校五、病院其他厚生施設五、産業施設銀行八、百貨店一、その他
一、午前三時三十分、知事の出動要請にもとづき、警察予備隊米子部隊第二梯団が到着する。
一、午前四時二十五分災害対策臨時市議会開会、災害特別委員会を設置し、住宅、経済、都市計画の各委員を選任して直ちに行動を開始する。
一、災害見舞のため三木岡山県知事来庁。
一、午前九時開会の緊急閣議に於て閣内に鳥取大火復旧対策本部が設けられ、本部長に保利官房長官が決定就任した。
一、勤労奉仕団による焼跡消掃作業開始。
一、災害救助法に基く炊出用救援物資の受入を開始する。
一、罹災者給食用朝食として乾パン五、六九三食、昼、夕食として握飯二九、六七三個を各収容所に配給する。
一、罹災者避難のため無償輸送する旨の鳥取駅通知に基き、罹災証明書発行の事務を開始する。
一、建設省都市計画局長石破技監及び小室技師は、災害視察及び復興対策樹立指導のため下り急行で来鳥。
一、午後三時内閣の対策本部委員会に於て次の事項の報告がある。
『建設省は公営住宅一、五〇〇戸に要する資金二億円、住宅金融公庫は一般住宅分七〇〇戸に要する二億円、厚生省は応急住宅五〇〇戸二千五百万円、文部省は学校復旧に　三億九千五百万円　を支出することを考慮中』
なお大蔵省は地方財政委員を通じてつなぎ融資二億円。
厚生省はララ物資二万一千人分価格四千六百万円。
日赤からは乳児用セット五〇〇組、粉ミルク五、〇〇〇世帯分の救援物資を発送とのこと。
一、午後四時県土木部長室で石破都計局長ほか県市側から出席して災害都市計画の打合会を開く。
一、物資輸送、配給、配給計画、罹災者収容等の災害救助対策のため更員夜間作業を開始する。

四月十九日

一、勤労奉仕の受付所を、県庁前、鳥取職業安定所、鳥取駅前、瓦町交番所前、鋳物師町弘福寺前の五箇所に開設する。
一、市議会平尾経済委員長、足立副委員長災害復旧による起債の枠拡大、その他の用務を帯びて上京。
一、午前十時ソムピアス中佐（幕僚第四課）ショウ大尉及びW・B・ストライカー軍医大佐ら災害視察のため、湖山飛行場に到着。
県知事、副知事、市長を交えて県市要望の救援物資その他情況を聴取する。
一、午後二時臨時市議会開会。
一、災害見舞及び視察のため中田建設次官、高谷都市計画課長、尚住宅局主任技官一行下り急行で来鳥。
一、午後四時より県土木部長室で中田建設次官一行と県市側出席して災害復興都市計画に関する協議会を開く。

四月二十日

一、午前三時、米軍救援物資輸送隊第一隊トラック八〇台で携帯食糧（レーション）を満載して到着する。
一、罹災者申告の受付を開始する。
一、中田建設次官は労働次官宛失業対策について次の通り打電する。
「鳥取大火の現地の状況は、完全失業者二千名位ある、一日失対二千名を認められたい」
一、木村文教課長は鶴田教育長と共に、災害状況報告、学校復旧計画に対する陳情並びに罹災生徒児童に対する教科書無償配布方要請のため上京。
一、自由党総裁代理内海代議士、門脇代議士一行災害見舞及び視察のため来鳥。
一、鳥取県市合同災害特別対策委員会を県会議事堂にて開会。
一、午後七時、米軍救援第二隊は車輛四八輛を連ねて毛布、その他ミルク予防注射薬等を満載して到着。

四月二十一日

一、ララ物資二〇〇梱到着。
一、市議会を代表して西尾議長外二名は自由党総裁代理内海代議士に災害対策復旧対策につき陳情する。
一、石黒委員長外三名は建築復旧木材入手県市合同協議会に出席。
一、都市計画委員は打合会を開いた後、現地を視察。
一、各避難所の子供達を慰問するため、県児童課、YMCA、鳥大ボーイスカウト研究会、農協婦報連等の協力を得て巡回慰問班を編成して巡回慰問を開始する。

四月二十二日

一、災害救助法延期方申請について、二十七日迄許可の旨、電話により通知がある。
一、中田（参議院議員）、稲田、門脇、米原各代議士、中田建設次官は、市議会議員と懇談、市議会より今後の協力を要請する。

四月二十三日

一、災害報告及び救助対策等陳情のため市長上京。
一、野田建設大臣参議院本会議に於て鳥取市大火の状況を報告。
一、リッヂウエイ総司令部最高司令官は、鳥取大火に対し総司令部としても出来るだけ協力するので、日本政府もこの災害に全力を尽されたい旨、吉田総理大臣宛連絡するとの、東京県本部より連絡がある。
一、自由党総裁代理として来鳥した内海代議士より、自由党に鳥取市災害復興対策特別委員会を設置に決定した旨連絡があつた。
一、廣島国税局は、鳥取大火の罹災者に対する租税減免及び罹災工場に対する特別法の適用を施行することに決定した旨発表。
一、災害救助法の適用を二十七日迄延長する旨、正式通知がある。
一、住宅復興計画の予定を次の通り発表。
応急仮住宅の設置（五坪）五〇〇戸、国庫補助公営住宅建設一、五〇〇戸（八・五坪―九坪）県五〇〇戸、市一、〇〇〇戸。住宅金融公庫融資住宅二億円、五〇〇戸。

一、市議会住宅委員会開会。
一、県土木部長室において住宅土地関係の打合会が開催され市より都市計画委員長外出席。
一、午後四時より市出身県会議員、市会議員出席して控室で災害復興対策協議会を開催。

四月二十四日

一、全国知事会議において、鳥取市災害対策委員会（仮称）設置の旨通知がある。
一、廣川農林大臣は衆議院農林委員会で鳥取市大火の災害救助に関する質問に次の通り回答する。
イ、農林漁業特別会計から融資
ロ、主食の無償配給
ハ、官有林木材の払下げ
以上の三点について早急に具体化するよう研究中である。
一、大火の被害が甚大な越きを聞かれ、天皇、皇后両陛下より救恤金として金一封が下賜せられたが、この下賜金は二十四日県東京事務所員が携行し、民生部長に伝達された。
なおこの使途については諸種の事情を勘案して罹災世帯を対象としないで、救済又は復興資金の一部に加えることにされる。
一、焼失した鳥取市魚市場をとりあえず永楽通り県漁業協同組合連合会に臨時市場を開設する。
一、県よりララ物資を受領、日通倉庫に収納する。
一、市住宅委員会を開催し、次のことを決定する。
応急住宅を建設するものに木材（一世帯二百石）を斡旋する。
（二十六日より申込受付、二十七日行徳日本足袋敷地においてチケット並びに現金引換で渡す）
一、市議会西尾議長は午後二時より各収容所を見舞い慰問激励した。

一、厚生省防疫技官が伝染病蔓延状況調査のため来鳥する。

四月二十五日

一、罹災者に対する市の見舞金を一世帯当り各二千円宛とし、その支払を開始する。

一、地方自治庁政務次官（参院議員）藤野繁雄氏、地方財政委員会財務部長武田憲一氏、災害状況視察のため来鳥し、市議会議長、副議長、経済委員等、県の会議に出席する。

一、罹災者に対する県営応急仮住宅の建築を五〇〇戸増築することに決定する。

一、罹災者収容所に仮設共同炊事場を建築。

一、来鳥作業中であつた警察予備隊米子部隊は任務を完了したので夫々原隊に帰る。

一、市営屠殺場焼失のため、鳥取大学農学部生体検査所を一ヶ月借用することに決定する。

一、庁内に蝨チブスが発生したので、予防接種及び全庁舎の消毒を実施する。

一、災害復興のため小林市議上京。

四月二十六日

一、罹災者収容所が学校のみでは不足して来たため左の八ヶ所を増設する。

妙圓寺、一行寺、梅翁院、本願寺、妙要寺、慶安寺、覺應寺、大黒座

一、災害救助法の適用を、更に四月三十日迄延期の旨通知がある。

一、災害救助法による衣料、寝具、生活必需品の配給を市内各校区別により開始。

一、本日迄の伝染病発生状況は次の通り

赤痢真性	三	疑似	四
疫痢疑似	一	発疹チブス	一
猩紅熱（ママ）	一	計	一〇名

一、午後二時五〇分より住宅委員会を開催次の事項の斡旋を決定する。

トタン板　一級品一枚　三三五円

一世帯当りトタン板　二〇枚

釘四貫目以内

一、都市計画委員会を開催する。

四月二十七日

一、参議院議員及び衆議院議員、各五名及び随員は罹災者慰問、災害地視察のため、下り急行で来鳥したが、午後四時市長室において災害状況を聴取。

〔参議院議員〕　石川　榮　　川崎なつ　　井上初江　　小川久義

田中　一（随員）中田吉雄　（同）門田定藏　其の他随員二名

〔衆議院議員〕　森　幸太郎　　村上　勇　　河本末廣　　福田重義

松岡駒吉　他に随員二名

一、県は、今回の農林農地関係の被害を、総額一億五千五百八十八万六千二百五十円と発表する。

四月二十八日

一、午後四時十分より災害対策特別委員会各部連絡協議会を開き、今後の対策について協議。

一、上水道災害復旧工事実施打合せのため山田水道課長上京。

四月二十九日

一、野田建設大臣災害地視察及び罹災者慰問のため来鳥する。

一、災害状況報告及び復興対策陳情のため上京中であつた入江市長は建設大臣と同道帰鳥。

一、来鳥中の参衆両院各議員は八収容所を視察する。

明徳小学校、日進小学校、修立小学校、富桑小学校、鳥大附属小学校、久松小学校、北中学校、長福寺

一、市会全員協議会開催。
　市長の上京報告の後、質疑応答を行う。
一、災害対策のため濱崎助役上京。

四月三十日

一、県庁副知事室において部課長会議が開かれ、市長、収入役、経済、都計各委員はこれに出席する。
一、災害救助法は本日をもつて打切りとなり、従つて鳥取市災害救助支隊本部も解散することとなる。
一、火災保険金の支払が開始される。

五月一日

一、昨日救助支隊を解散したので、これにかえるため、臨時災害対策事務室を設置することとし、室長は中島戸籍課長兼務、庶務、配給、物資保管、奉仕隊、避難所の五つの係を設けて各課より三十六名を配置する。
一、災害復興対策につき厚生大臣に陳情懇請のため常田市議上京。

五月二日

一、市会全員協議会開く。
一、火災復興土地区画整理委員会の委員を左の通り決定する。
　県会より、仲市、井上、山田、山家の四氏、市会から廣田、古川、福島、西川の四氏、地主代表として上田武三郎、由字石治、森下久平、吉村哲三の四氏、地域代表として中村七男、森下秀隆、由谷正太郎、佐々木源市、伊谷芳蔵、山本嘉将、平野正行の七氏。

五月三日

一、第一回鳥取火災土地区画整理委員会が開かれ、本町、一、二丁目、二階町一、二丁目、元魚町一丁目、新町、川端一、二、三丁目の九ブロック二万七千坪の換地を承認。

五月四日

一、文部省は大火による教育施設の復旧対策を練つていたが次の措置を講ずることを決める。
　(1)　再建学校は耐火建築にするよう指導
　(2)　教育施設復旧には予備費から補助予算二億二、八〇〇万円（鉄筋復旧補助率四分の三）支出を大蔵省に要求
一、災害復興に関する陳情及び謝礼のため寺垣、米澤、福島、本城各市議上京。

五月五日

一、杉本保健衛生課長、井上惣吉主事、今後の国民保健事業の運営につき、各関係方面と交渉のため上京。

五月六日

一、第二回鳥取火災区画整理審議会が開かれ、三軒屋、茶町、豆腐町、片原三丁目、元魚町、本町、二階町各三、四丁目の十ブロックの換地指定を決定する。
一、櫻土手商店街の居住者約六十名は午後二時市会議長を訪れ、黒住教会から鹿野街道に向ける幅員六メートルの道路を設定し櫻土手商店をここに移してほしいと二百世帯の連署をもつて陳情する。

五月八日

一、緊急鳥取市会を午後一時四十五分から開き、失業対策費、災害救助費、復興資材斡旋費など七、六二五万円の追加更生予算を原案通り可決した。
一、午後六時より市議会全員協議会。
一、罹災都市借地借家臨時処理法可決、即日公布となり、鳥取市に適用されることになる。

五月十日

一、午前十時、市会第一部総務委員会開く。

五月十一日

一、山田業政水道課長、都市計画による水道起債の査定のため上京。

五月十二日

一、市会全員協議会開く。

一、上京中の濱崎助役から入江市長あて次の単独事業起債が内定した旨入電がある。（カッコ内は要求額）

公営住宅敷地買収五〇〇万円（同上）

応急住宅敷地買収一〇〇万円（同上）

市営浴場復旧六〇〇万円（一、〇〇〇万円）

警察派出所復旧一〇〇万円（二〇〇万円）

市営市場建設七五〇万円（一、〇〇〇万円）

市舗装道建設一、六六〇万円（一、六八〇万円）

砂利道建設五四〇万円（同上）

橋梁復旧二〇〇万円（三五〇万円）

五月十三日

一、第三回土地区画整理審議会では約八万坪の換地を承認する。

五月十四日

一、市会全員協議会開く。

一、京都地方簡易保険局では十四日から十六日までサービスカー一台を派遣し来り、一般市民に健康診断治療など無料サービスを行うことになった。

五月十五日

一、鳥取市岩倉に建築中の応急バラック五〇〇戸の入居者を決めるため、午前九時より市会議場で抽籤が行われる。

五月十六日

一、第四回土地区劃整理審議会開く。

一、鳥取市臨時災害対策事務室内に借地借家臨時処理相談所が設置される。

五月十七日

一、鳥取市、商工会議所、業者間の木工業集団地域指定の最後的打合会を県会議場で開き、結局鳥取駅裏に敷地を設定することに決定。

一、災害復興に関する陳情のため、西尾議長を始め、牧村、野崎、北浦、山川、中川、岩垣、濱崎、馬淵の各議員上京。

五月十八日

一、鳥取市に適用される罹災都市借地借家臨時処理法にもとづく裁判調停の諮問機関として設定される判定委員に次の十三氏が決る。

○ 鳥取市長推薦＝鳥取市吉方洋服商平尾富治、東町無職岩垣新一郎、元大工町池内新蔵、中町一区山下正一、今町二鈴木三太郎

○ 鳥取弁護士会推薦＝勧銀支店長代理前田喜三郎、鳥取地方法務局経理課長芦村利治、東部労協会長河上正俊

○ 鳥取県知事推薦＝県総務部長高山倪一、商工課長篠田伊三郎、同課鎌谷平八郎、建築課長小川一益、鳥取市火災復興事務所長中西成城

五月十九日

一、鳥取市会全員協議会開く。

義捐金の配分計画その他について協議、義捐金は一般世帯二千円、準世帯千円、人数割一人五百円とし二十一日より二十三日迄に市会議場で渡すことに決定。

五月二十日

一、第五回土地区画整理審議会を午後一時から県会議場で開き、西町ほか四〇ブロックの換地指定を可決する。

五月二十一日

一、鳥取市の被災地の学校復旧に対し、次のような入電あり。
学校建築は最低基準の復旧を承認する、最低基準は生徒一人当り小学校〇・九坪（遷喬、醇風）中学校一・二六坪（西中）特殊学校五・四八坪（盲・聾学校）合計一億三、四一四万円で半額を国庫補助とし残額は起債として許可する。
工事は二年継続の鉄筋耐火性とし設備については大蔵省に交渉中。

一、L・G・放送局では午後零時四十分から富士銀行前で「新しい鳥取市の建設に何を望むべきか」と題し街頭録音を行う。

五月二十二日

一、木村文教課長は学校復興について文部省と折衝のため上京。

五月二十四日

一、第六回土地区画整理審議会を午後一時より県会議場で開き二十四ブロック換地指定案を承認する。

一、午前十時より県会議場で住宅金融公庫借入申込者に対する初の抽籤が行われる。

五月二十五日

一、鳥取市復興団体協議会、鳥取市災害対策事務室共催で、午後一時から県立図書館講堂で復興協議会を開催、入江市長、鬼丸県土木部長等を中心に復興問題について真剣に協議。

五月二十六日

一、山田水道課長、安木技師、水道復旧償並びに賀露、中ノ郷工事債の陳情のため上京。

五月三十日

一、第七回区画整理審議会を午後一時より県会議場で開き審議したが、午後十二時過ぎるも結論が出ず遂に一日延期とする。

一、鳥取市議会開会、区画整理問題について質疑応答が行われる。

五月三十一日

一、午前九時より昨日に引続き区画整理審議会が開かれ、瓦町交叉点道路計画につき審議したが結論を得ずして保留となる。

一、中田建設次官下り急行で来鳥、竹市発電所（八頭郡丹比村）具体化促進のため現地視察をする。

六月五日

一、鳥取市災害特別財政委員会では市会議場に於て市内各金融機関等の代表を招いて今後の金融問題につき協議する。

六月七日

一、鳥取大火罹災者に対する住宅公庫第二回の抽籤が県立図書館で行われる。

一、商工組合中央金庫理事長加藤八郎氏、鳥取市災害復興資金の実情調査のため来鳥。

六月八日

一、第八回区画整理審議会開く。

一、臨時鳥取市会開会。

六月十二日

一、午後十時、前厚生大臣橋本龍伍代議士災害視察のため来鳥。

六月十三日

一、市の主催で罹災者慰問浪曲大会を大黒座に於て昼夜二回開演。

一、第九回区画整理審議会は午後三時より鳥取西高校で開かれたが、瓦町交叉点は六本にすることに決る。

一、橋本前厚相は午前中市内を視察し、午後知事、市長の説明を聞き、県会議場に於て各界代表の陳情を聴取する。

六月十四日

一、橋本前厚生大臣を囲んでの復興協議会が午後三時から縣会議事堂で開かれたが、これに入江市長及び市会議員代表が出席、

特に市長は鳥取市を生産都市にするために全面的に援助して貰いたいと強く要望する。

一、中川市議米子鉄道管理局へ、鳥取駅裏側新設工場地帯敷地埋立工事請願について出張。

一、午前橋本前厚相、八頭郡丹比村竹市電源開発現地視察。

六月十六日

一、杉本保健衛生課長、厚生省、大蔵省へ国保再建対策協議のため上京。

一、県市及び米子鉄道管理局の鳥取駅裏埋立用砂輸送打合会は午前十一時から鳥取駅会議室で開かれ、一ヶ月以内に整地を完了することとなる。

六月十七日

一、午後一時より市会全員協議会を開き、工場敷地問題について協議。

六月十八日

一、第十回区画整理審議会開く。

六月十九日

一、入江市長起債陳情のため上京。

一、臨時鳥取市会を開き、富安工場地帯買収費二、九〇〇万円を原案通り可決。

六月二十五日

一、鳥取縣教委ではさきに鳥取大火被災高校生七〇九人の授業料を四月から六月まで三ヶ月分一律に免除したが、今度は全県下にわたり高校生の家庭事情を検討した結果、全日制一二八人、定時制一二人の授業料を七月から来年三月まで免除することをきめた。このうち鳥取市の罹災者三〇人が含まれている。

六月二十六日

一、入江市長、午後二時五十八分着で帰鳥。

一、第十二回鳥取市区画整理審議会を消防本部で開き、川端一、鰹物師町の一部、新町、瓦町の六本交叉点附近の換地を決めた。これで全地域一七八ブロックのうち鰹物師町の一部を残すのみで他は全部完了したので、ここ一両日中に約三分の一に当る六〇ブロック程度に換地の本指定通知が行なわれることになる。なお仮換地に対する異議の申立は、一、四〇〇件にのぼったが約四〇〇件の処理が完了、残るは約一、〇〇〇件となる。

六月二十八日

一、鳥取市永楽町米原稔氏外千八十名は、連署をもつて西尾県知事を相手どり、行政行為無効確認の行政訴訟を、下田、田中、濱邊の三弁護士を代理人として鳥取地裁へ提起する。

七月一日

一、国民金融公庫間総裁伊関孝雄氏は鳥取市の復興状況と貸出調査のため午後二時下り急行で来鳥し、県、市、商工会議所代表と懇談する。

一、災害対策事務室を廃し、これが残務は厚生課が引継ぎ平常事務に帰る。

(注)　この章は鳥取市役所に保存の日誌をそのまま収録した。

第七章　鳥取市大火災と財政の状況

第一節　県財政の概況と大火の及ぼした影響

一、県財政の概況

由来本県は地域の狭少と人口の寡少、産業の不振等に原因して税源に乏しく、加うるに地勢上災害の襲来が頻繁であつて、連年多大の被害を受けているので県財政は久しきに亙り極度の窮迫を告げている。そのため県債は年々増嵩し財政計画を混乱せしめ、従つて各般の事業施設は他府県のそれに比して遅々たるものが多く、県政の発展を著しく阻害している状態であるために、税収入は勿論、税外収入も亦極めて少い結果となり、漸く国庫補助金、起債及び地方財政平衡交付金に依存して県財政の運営を図つているのである。これを歳出面より見ると災害復旧費、県債償還費等のようないわゆる消極的、非生産的経費に多くを費消されて積極的事業の計画は殆んど見るべきものがなく、戦後平和的国家建設等の国の施策に協力する事業施設は勿論、土木産業、民生安定等の緊急諸施設においても財源に制肘を加えられ、これを完全に遂行することが出来ない状態である。

以上を結論的にいうと本県は財政の自主性は極めて弱く、従つて県政全般に亙り地方自治の本旨に基くところの自主的な施策を積極的には行い得ない実情である。

1、昭和二十七年度当初予算の状況を示せば次の通りである。

昭和27年度当初予算

歳　　入

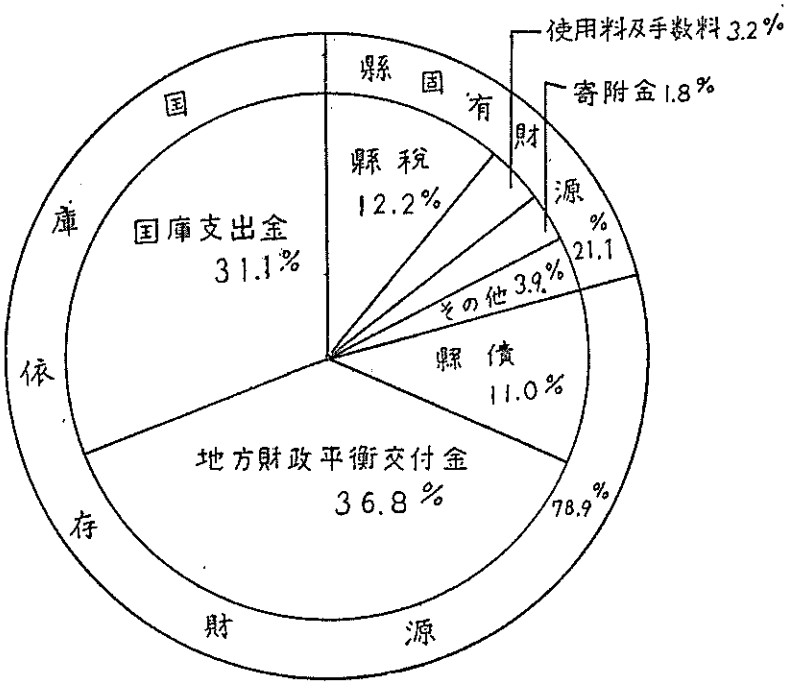

歳　入　総　額

3,273,879,404円

昭和27年度当初予算

歳出

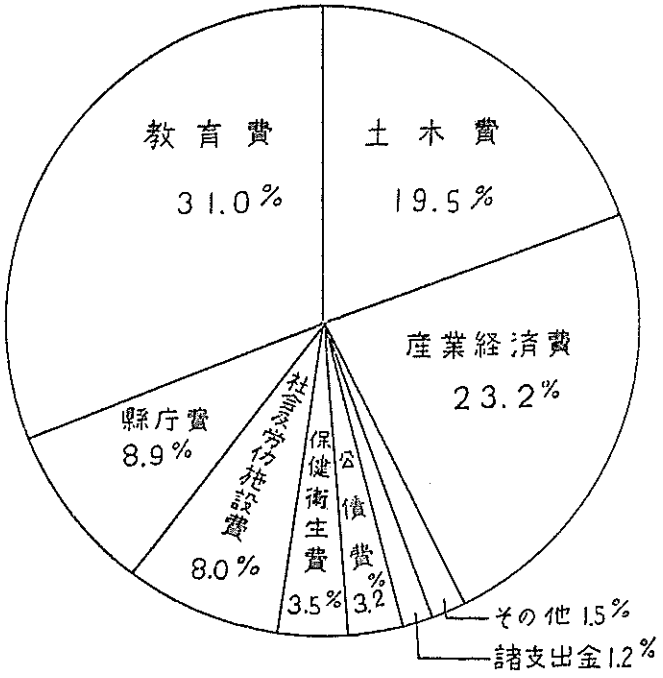

歳出総額

3,273,879,404円

2、昭和二十七年三月末の県債現在額は次の通りである。

県債現在額調（昭和二七、三、三一現在）

費途	過年度償還未償還額	二六年度償還借入額	合計	費途	過年度償還未償還額	二六年度償還借入額	合計
教育費	千円 10,[illegible]	千円 7,000	千円 1[illegible]	産業経済費	千円 7,[illegible]	千円 [illegible]	[illegible]
社会及労働施設費	10,[illegible]	[illegible]	[illegible]	災害復旧費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
保健衛生費	[illegible]	—	[illegible]	警察費	[illegible]	—	[illegible]
普通土木費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	その他	[illegible]	[illegible]	[illegible]
農業土木費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

以上の通り昭和二十七年度当初予算総額の財源の大部分を占めているのは国庫支出金、地方財政平衡交付金及び県債等七八・九%であつて、地方税財政制度の改正により地方財源は大幅に拡大せられたとはいえ、県独自の財源である使用料、手数料、寄附金等は八・九%であり、直接住民の負担による県税独立税はわずか一二・二%に過ぎないのである。

地方自治が民主政治の基盤をなすものである以上、財政が民主的自主的でなければならないことはいうまでもないのであるが、本県においては遺憾ながら目星しい財源もなく一般的に租税力に乏しいため、かかる現象を呈しているのであつて、現在の制度では到底県財政の自主乃至健全性の確立は望みなき有様である。

二、県財政に及ぼした影響

三十二億七千三百余万円であつた昭和二十七年度当初予算は、今次大火のため年度末には四十七億六千二百余万

円の巨額となり、県立病院火災復旧額及び災害救助費等の特別会計を含めば総計五十億三千三百余万円となつたのである。

昭和二十七年度最終予算額調

歳入科目	予算額	比率
県税	四三五、〇五五、〇五五円	八・九%
地方財政平衡交付金	一、五八〇、五六〇、〇〇〇	三二・三
公企業及び財産収入	三四、八四、八二六	〇・七
分担金及び負担金	四九、八四四、五三〇	一・〇
使用料及び手数料	一、八六四、六四三、〇八三	二・五
国庫支出金	一、四三七、六四七、四八六	三〇・三
寄附金	一〇四、七六八、九一〇	二・一
繰入金	一〇〇、〇〇〇	—
繰越金	六八、〇一七、〇六一	一・四
雑収入	一三四、三一四、八二一	二・八
県債	八〇八、一〇五、〇〇〇	一七・〇
一般会計合計	四、七六二、九〇三、八〇三	一〇〇・〇
特別会計		
県立中央病院火災復旧費	一七八、九五四、一〇八	
災害救助費	九二、七五五、六三五	
総合計	五、〇三五、六三二、五三五	

歳出科目	予算額	比率
議会費	三四、九六七、七〇六円	〇・七%
県庁費	三五四、四七〇、九二四	七・四
警察費	五、九六八、一八五	〇・一
消防費	一、三七、六四四、一〇四	二六・一
土木費	一、三三、一二〇、一三六	二七・七
教育費	三三六、四八六、四二一	七・一
社会及び労働施設費	一六二、〇一七、六〇七	三・四
保健衛生費	一、〇一〇、五七七、八一五	二一・五
産業経済費	一六、八九七、〇〇〇	〇・三
財産費	一〇、五六、四〇五	〇・二
統計調査費	一九、〇〇六、三八七	〇・四
選挙費	一三三、〇一六、四九九	二・五
公債費	一三四、四〇〇、六三五	二・六
諸支出金	四〇〇、〇〇〇	
予備費	四、七六二、九〇三、八〇三	一〇〇・〇
一般会計合計		
特別会計		
県立中央病院火災復旧費	一七八、九五四、一〇八	
災害救助費	九二、七五五、六三五	
総合計	五、〇三五、六三二、五三五	

以上の如く一般財源として県税四億二千五百余万円、平衡交付金十五億八千余万円、起債八億八百余万円を計上し、歳出面に対する歳入の休裁を整えているのであるが、事実は県税五千五百余万円、平衡交付金九千余万円、起債一億九百余万円の歳入減となり、合計二億五千四百余万円の赤字予算を計上しているのである。これが赤字対策として如何に歳出面において節減しても約一億五千万円の赤字は到底まぬがれない状態であつて、今次火災による負担は将来の県財政に破滅的の重圧を加重したのである。

鳥取火災復旧事業費一覧表（県分）

年度	事業名	事業費	国補	市負担金	起債	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円
昭二七	中央病院復旧費	一七五、四一五	六二、三五五		九二、五〇〇	一〇、五六〇
同	鳥取保健所復旧費	二六、〇〇〇	一〇、八四〇		一三、四〇〇	四、六四〇
同	盲聾唖児収容所復旧費	一七、五五〇	八、五六四		八、一〇〇	九六六
同	社会福祉施設復旧費負担金	二、五三〇	—		二、六〇〇	一四〇
同	小中学校復旧事務費	二、〇〇二	一、〇〇一		—	一、〇〇一
同	盲聾学校復旧費	三五、七二一	一六、六六五		一六、〇〇〇	二、二六
同	公営住宅建設費	八八、六五九	四二、一五九		四四、一〇〇	三〇〇
同	区劃整理事業費	一九七、八五三	九五、八五六	四七、九五八	四七、〇〇〇	七〇八
同	失業対策事業費	五、〇四六	三、二九四			一、五二二
同	災害救助費	一五六、四六九	九二、四三二			四四、〇一七
同	防火帯建設費	四八、一四〇	二四、〇四〇			二四、〇四〇
同	職業補導所移転費	二二、八〇〇	—			二二、八〇〇
同	義肢修理所復旧費	九九四	—			—

同	工業試験場復旧費	二六、〇〇〇	—	—	二六、〇〇〇	—
同	鳥取図書館復旧費	三、九〇八	一、〇〇〇	—	—	二、九〇八
同	義務教育児童奨学金	一、二五〇	—	—	—	一、二五〇
同	災害資金損失補償費	二、〇〇〇	—	—	—	二、〇〇〇
同	住宅建設特別融資金	一、二五〇	—	—	—	一、二五〇
同	信用保証協会寄附金	六五、〇〇〇	—	—	五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
同	一時借入金利子	一五、〇〇〇	—	—	—	一五、〇〇〇
同	其他災害復旧費	五、六〇九	一、三〇六	五六	—	四、二四七
	計	八七一、六五五	三五九、六三三	四七、九九四	三〇〇、〇〇〇	一六四、〇四九
昭二八	盲聾学校復旧費	二〇、五五〇	一〇、二七五	—	一〇、〇〇〇	二七五
同	公営住宅建設費	七八、二七九	四三、一二九	—	三四、〇〇〇	一、一五〇
同	区劃整理事業費	一九三、七五〇	九五、八二五	四七、九三八	四七、〇〇〇	二、九八七
同	防火帯建設事業費	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇
同	木材工業指導所復旧費	七、〇〇〇	—	—	七、〇〇〇	—
同	職業補導所復旧費	五、〇〇〇	—	—	五、〇〇〇	—
同	小中学校復旧事務費	一、三三六	六六八	—	—	六六八
	計	三四五、九一五	一六九、九七七	四七、九三八	一〇三、〇〇〇	二五、〇〇〇
昭二九	区劃整理事業費	六八、三六八	三四、一八四	一七、〇九二	一七、〇〇〇	九二
同	連絡街路事業費	二七、五〇八	一三、七五四	六、八七七	六、〇〇〇	八七七
	計	九五、八七六	四七、九三八	二三、九六九	二三、〇〇〇	九六九
	総計	一、三一三、四四六	五七七、五二七	一一九、九〇一	四二六、〇〇〇	一九〇、〇一八

第二節　市財政の概況と大火の及ぼした影響

一、市財政の概況

昭和二十七年度末県債現在額調　（単位千円）

費目	二六年度以前分未償還額	二七年度 償還額	二七年度 借入額	二七年度末県債現在額
教育費	一七、四八六	三八九	二六、〇〇〇	四三、〇九七
社会及労働施設費	三三、九二八	一七	三一、〇〇〇	六四、九一一
保健衛生費	二六、二四九	四八〇	六、〇〇〇	三一、七六九
普通土木費	四二四、一四四	四、二〇八	四〇一、〇〇〇	八二〇、九三六
農業土木費	三〇、四〇六	三、五一七	二一、〇〇〇	四七、八八九
産業経済費	一〇四、九六二	一、五五三	六〇、〇〇〇	一六三、四〇九
災害復旧費	三六五、七八六	六、三二八	三八五、〇〇〇	七四四、四五八
警察費	四、六八七	六三二	—	四、〇五五
その他	二、四九〇	一六五	五、〇〇〇	七、三二五
計	一、〇〇〇、〇三七	一六、三二八	九三五、〇〇〇	一、九一八、七〇九

1、一般概況について

鳥取市の財政規模は貧弱なる小都市にして消費的都市形態のため自己財源が少なく三九乃至四〇%は国・県に依存し積極的事業の施行は到底困難な状態であるが、市勢発展上市民の福祉増進上必要な建設的経費については起債により事業を施行しなければならない状況で、財政の自主性極めて貧弱な都市である。

2、昭和二十七年度当初予算について

予算編成については地方自治の現況に鑑み、左記の如く依存財源三九%、国有財源六一%にて健全財政を旨として二七、九七二万四千円を編成したのである。

火災により市財政に及ぼした純負担額

一、特別財政需要額　一八八、九七九、〇〇〇円
二、市税減収額　三一、一八一、〇〇〇円
三、屠場使用料減収額　三八〇、〇〇〇円
四、浴場収入の減額　四一一、〇〇〇円
合計　二二〇、九五一、〇〇〇円
一、災害による特別平衡交付金　六一、七八五、〇〇〇円
差引火災による負担額　一五九、一六六、〇〇〇円

昭和二十七年度当初予算

歳入	予算額	比率
固有財源		
市税	千円	%
公営企業及財産収入	一〇、〇〇三	三七・九〇
使用料及手数料	三、六一〇	一・三九
寄附金	九、二四五	三・五〇
	五、七七七	二・〇六

歳出	予算額	比率
議会及役所費	千円	%
警察消防費	五、三五三	二・一八
土木費	三、八四七	一・五八
失業対策土木費	三、九六八	八・五六
教育費	一〇、五六三	三・七二
	五、一二七	二・〇三

歳入	予算額	比率
雑収入	千円	%
市債	二、五二〇	〇・九二
小計	四五、六〇〇	一四・五九
依存財源	一四〇、五四四	六一・〇六
平衡交付金		
国庫支出金	五五、一七	一九・三七
県支出金	四四、九〇五	一六・〇五
小計	九、八三八	三・三三
合計	一〇六、九三〇	五六・九四
	二三六、三四四	100・00

歳出	予算額	比率
社会及労働施設費	千円	%
保健衛生費	四五、三五六	一三・三
産業経済費	四四、八三三	五・〇五
公債費	五五、九五九	二・三
その他	一〇、五〇三	三・三六
合計	一四、〇〇三	五・三六
	二三六、三四四	100・00

二、市財政に及ぼした影響

1、昭和二十七年度最終予算について

四月十七日の戦後最大の火災は、震災後漸く復興を見た当市の大半を灰燼に帰し被害総額は二百億円に達し、これが復旧については、左記図表の通り当初予算二七、九〇〇万円余が一挙に一二二、四〇〇余万円と約四・五倍の厖大なる予算額となり、復興関係の費用はその内七割を占めている。これらの財源としては国庫支出金二億二千二百万円、県支出金一億四千四百万円と市債三億八千七百万円を見込みその不足額を平衡交付金(二億六千七百万円)に求め予算的収支の均衡を図つて最終予算額としたのであるが、決算見込に於て起債、地方財政平衡交付金等歳入不足約一億八千九百万円が予想せられるにつき、これが対策として極力諸経費の支出を圧縮したのであるが、約一億六千万円の赤字は到底まぬがれ得ない状況で、更に今後生ずべき元利金償還等をも加えるならば今次大火災によ

る負担は今後十数年間本市の財政を圧迫することとなつた。

昭和二十七年度最終予算額

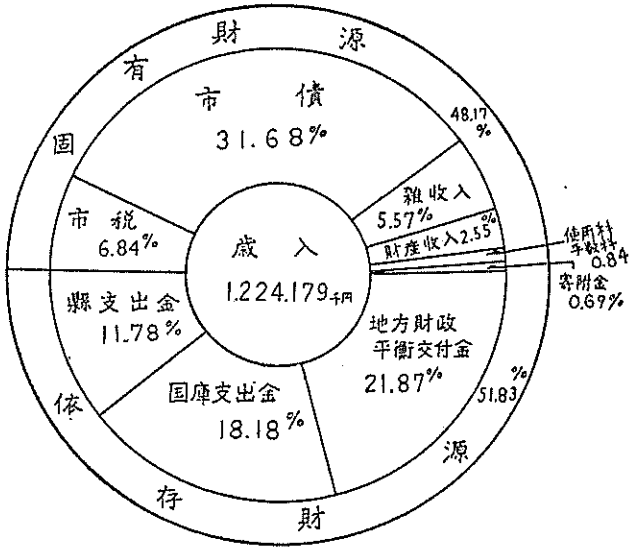

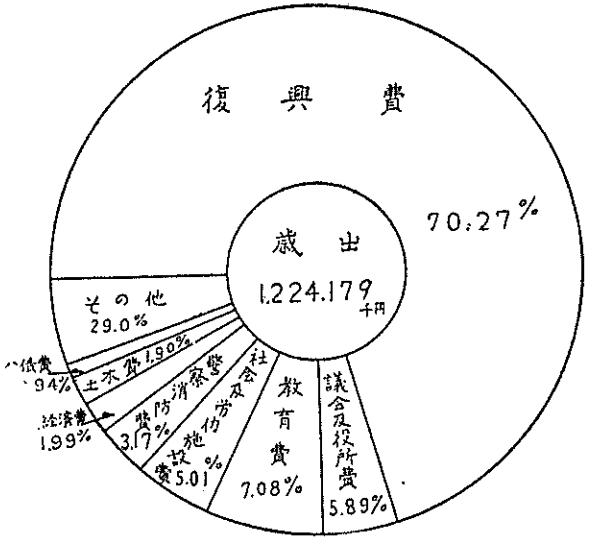

2、災害による負債額の激増について

鳥取市の負債額は二十八年四月現在で、既存負債額は一億四千七百万円であつたが、災害により一挙に三億三百万円増加し、これに二十七年度一般負債を加えると総額五億二百万円となり約二・四倍となつた。これが負債総額は四月一日現在の配給人口六三、四四四人によれば人口一人当七、九一八円、世帯数一四、三三八世帯では一世帯当三五、〇三六円の負担となる。これが償還については平衡交付金に算定されるものは小、中學校復旧費、区劃整理事業費の二件しか該当せず、他は全部一般歳入によつて償還しなければならない。一例を最高償還年度の昭和三十二年度にとれば償還額は六千六百八十万円に達し、このうち特別会計分は一応自己収入により償還するものとして除外し、一般会計六千百二十万円の内平衡交付金によるもの九百万円で、残余は住宅使用料及び市場浴場の使用料増と一般歳入により償還しなければならない現況である。

鳥取市負債額調　昭和二十八年四月三十日現在　（単位千円）

費目	既存負債額	昭和二十七年度新規負債額 一般	災害	計	合計
一般会計					
教育費	六一、三三五	九、四〇〇	三三、〇〇〇	六二、四〇〇	一三三、六三五
社会及労働施設費	三三、〇三一	二、三〇〇	九、〇〇〇	一〇一、三〇〇	一三四、三三一
保健衛生費	三、三六九	二、三〇〇	六、〇〇〇	八、三〇〇	一二、八六九
土木費	二一、三六九	一八、九〇〇	一四、〇〇〇	九二、九〇〇	二一四、〇六九
産業経済費	—	—	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
警察消防費	一、〇〇〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
小計	一一〇、〇〇四	三二、九〇〇	二五四、〇〇〇	三二六、九〇〇	三三六、九〇四
特別会計					
病院費	六、〇〇〇	—	—	—	六、〇〇〇

水道費	三、四二	一九、〇〇〇	九、〇〇〇	二八、〇〇〇	五九、四二
小計	三七、四二	一九、〇〇〇	九、〇〇〇	二八、〇〇〇	六六、四二
合計	一四七、四三	五一、九〇〇	三〇三、〇〇〇	三四、九〇〇	五三、一四五

3、火災復旧事業について

前記最終予算に見る復興費は八億六千万円であるが、平衡交付金及びその他歳入の見込し困難なため極力事業費を節減し、或は一部中止しても昭和二十七年度復興事業費は八億三百万円の厖大なる事業費となつた。

なお事業別、年度別に示すとつぎの通りである。

鳥取市火災復旧事業費一覧表　（鳥取市）

事業名	事業費	同上財源内訳					
		国庫補助	県補助	火災保険金	その他特定財源	起債	一般才入
昭和二十七年度事業							
（イ）一般会計							
小中学校災害復旧費	一五五、五六六	五〇、八〇六	—	二五、七九九	—	五〇、〇〇〇	二六、九七二
災害救助費	六四、〇〇六	—	四七、八六三	—	—	—	一六、一三三
区画整理事業費	四七、二六九	—	四七、八四〇	—	—	四七、〇〇〇	四、六八九
同右負担金	四七、九六八	—	—	—	—	四七、〇〇〇	九六八
公営住宅建設費	二三、九三五	七、八〇〇	—	—	—	四、〇〇〇	一六、八三五
宿所提供施設建設費	七、八九三	三、六六八	一、八三四	四四	—	一、〇〇〇	八六六
引揚者住宅建設費	二一、〇七七	一〇、〇〇三	—	—	—	五、〇〇〇	五、九九三
防火帯建設事業	四七、一四〇	一四、〇四〇	—	—	—	—	三四、〇四〇
保育所災害復旧費	七、七五五	一、九九一	八九六	二、〇六一	—	—	三、〇〇〇	五、〇三七
緊急失業対策費	六、五一四	三、二六一	—	—	—	—	四、四四一
庁舎増築事業	四、四四一	—	—	—	—	—	二、〇〇〇
ジープ購入費	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	二、〇一〇
消防自動車購入費	四、三一〇	—	—	—	—	—	一、四五六
伝染病対策費	六一〇	—	—	—	—	—	六一〇
下水道調査費	一、四五六	—	—	—	—	—	—
信用保証協会出資金	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	—
復興資材斡旋費	二、〇〇一	—	—	—	—	—	四、四一一
工場地帯整備費	六〇、三三五	—	—	—	七、五九一	三、〇九四	四八、三八
公営住宅土地購入費	二六、〇〇〇	—	—	—	—	二六、〇〇〇	—
応急住宅敷地購入費	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	—
小中学校設備費	六、〇〇〇	—	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇
砂利道復旧費	五、〇〇〇	—	—	—	—	五、〇〇〇	—
市道舗装復旧費	一四、〇〇〇	—	—	—	—	一四、〇〇〇	—
橋梁復旧費	二、〇〇〇	—	—	—	—	二、〇〇〇	—
分譲住宅火災保険交付金	一、〇一六	—	—	一、〇一六	—	—	—
住宅建設特別融資	一、八〇〇	—	—	—	—	—	一、八〇〇
市警派出所復旧費	一、四五三	—	—	—	—	一、〇〇〇	四三
公衆浴場建設費	六、〇〇〇	—	—	—	—	六、〇〇〇	—
市営市場建設費	九、〇〇〇	—	—	—	—	九、〇〇〇	—
一時借入金利子	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	三、〇〇〇
その他災害対策費	七、一〇八	—	—	—	—	—	七、一〇八
計	八〇三、一六三	一四〇、四九六	一〇〇、四九七	二六、三三〇	一六、六六八	二四四、〇〇〇	一八八、九九九

(ロ) 特別会計							
火災復興配水管整備費	九、〇〇〇	—	—	—	—	九、〇〇〇	—
公共事業区画整理配水管埋設及移転費	一〇、四七三	—	一〇、四七三	—	—	—	—
計	一九、四七三	—	一〇、四七三	—	—	—	—
合計	八三、六三六	一七〇、四九九	一〇、四七三	二九、五四〇	一九、六八八	三四、九〇〇	一八、九九九
昭和二十八年度事業							
(イ) 一般会計							
小中学校災害復旧費	八五、三四五	三五、二八四	—	二、二八〇	—	三四、九〇〇	三、八二一
区画整理事業費	四七、三三六	—	四五、三三六	—	—	四七、九〇〇	三八
同右負担金	四七、九三八	—	—	—	—	四八、〇〇〇	三三四
災害住宅復旧費	二九、三三七	八一、〇〇三	—	—	—	—	二、三三七
防火帯建設事業費	三二、三四四	二一、〇四七	—	—	—	—	五八
小中学校設備費	五、〇五八	—	—	—	—	五、〇〇〇	五八
計	三三五、三八八	二三七、三三四	四五、三三六	二、二八〇	—	一三五、八〇〇	一五、六四八
(ロ) 特別会計							
火災復興配水管整備費	三二、五〇〇	—	—	—	—	三二、五〇〇	—
公共事業区画整理配水管埋設移転費	一五、七五〇	一五、七五〇	—	—	—	—	—
計	五八、二五〇	一五、七五〇	六二、〇八六	—	—	三二、五〇〇	—
合計	五七、六三八	二三、三三四	—	二、二八〇	—	一五、六〇八	一五、六四八
昭和二十九年度事業							
(イ) 一般会計							
区画整理事業費負担金	一七、〇九二	—	—	—	—	一七、〇〇〇	九二
(ロ) 特別会計							
火災復興配水管整備費	六、五〇〇	—	—	—	—	六、五〇〇	—
合計	三三、五九二	—	—	—	—	三三、五〇〇	九二
総合計	一、二九八、八六六	二九七、五九三	一七、〇五六	四〇、八一〇	一九、六八八	四八四、八〇〇	三〇四、七七九

第八章　各機関の広報活動

第一節　在鳥各新聞社の活躍

イ、日本海新聞社

鳥取市西町の日本海新聞社は市内唯一の日刊紙発行本社であるが、出火時刻から五時間後の十七日夜八時頃全焼したので、同日編集発行の新聞は製作中途で焼失、そのため市内印刷所をシラミつぶしに訪ねて交渉の結果、吉方町村上印刷所で大火関係記事を中心に号外程度の十八日付新聞を印刷発行し、翌十八日から二十二日まで東品治町日ノ丸印刷所でタブロイド型の新聞を発行、次で二十三日から六月四日まで松江市の山陰新報社に印刷を委託契約し、編集・工務・業務各局社員が出張それぞれ担当部署に就いて活躍した。その間本社では事務所を木村社長宅に置いて業務を続行、併せて社屋工場の建築と輪轉機・鑄造機の整備復旧等促進を図り六月五日から元の位置で発行を続けることが出来た。

このような新聞社の実情と罹災購読者の居住先不明等のため一万部近い部数の減少をみたが、大火から一年後には殆ど旧に復することが出来た。

ロ、山陰日日新聞社

日本海新聞社と並んで米子市から発行されている地方日刊新聞である。鳥取市の大半が灰燼に帰した猛火にも同社鳥取支社は無傷のまま残つたので専ら報道活動に本社の応援を得て専念した。大火の速報については号外を発行し、また街頭速報の掲示等報道活動を行つたが日本海新聞の場合と同様、市内購読者の多数が減少した。

罹災者救援については紙面を通じて各方面に呼びかけ、同社で取扱つた義捐金は五十二件で十五万六千三百十七円二十銭に上つた。

ハ、焼失新聞社支局

今回の大火は地元の発行本社日本海新聞をはじめ多数の支局を焼失した。即ち朝日新聞、毎日新聞、大阪新聞（産業経済新聞を含む）、山陽新聞、山陰新報、共同通信、時事通信の各鳥取支局がそれぞれ全焼したのである。中央紙と県外地方紙であるこれらの支局では十八日からそれぞれ本社の取材記者とカメラマンの応援を得て、支局事務所も類焼を免れた官公庁舎屋、個人家屋等の一室を借りて鳥取大火の取材報道と併せて中央ニュースを罹災地読者へ報道した。また各本社とも義捐金品の募集を行い全国民からの見舞金が寄せられた。

朝日新聞は焼失と同時に支局を鳥取駅のＲＴＯ、次で県庁記者室に移して活躍した。本社に寄託された義捐金は社員醵出の分を合せて八三八、四一三円五〇銭に達した。毎日新聞は支局を鳥取図書館に移して活躍した。本社が

募集した義捐金は社員醵出の分を合せて四五七、二七三円五五銭のほか義捐品が寄せられた。大阪新聞は産業経済新聞と共に県庁内の一室を借受けて支局事務を継続した。全国読者の義捐金は産経新聞から一七三、五六四円寄託された。山陽新聞支局は西町の民家を借受けて活躍した。本社の義捐金は一〇七、四九八円三四銭寄せられている。山陰新報は鳥取駅二階鉄道営業所に支局を移して活躍した。本社が募集した山陰人の義捐金は二六九件で一、〇二七、七五六円三五銭に上つている。共同通信支局は日本海新聞と共に木村日本海新聞社長宅に移つてニュース提供に活躍した。時事通信は類焼の翌十八日未明、国警本部に無電機を移して支局の業務を開始したが、同支局は中央各省庁と県当局の連絡、並びに県災害救助隊の発表した広報事項を罹災市民に速報掲示して活躍した。

二、その他の新聞支局

類焼を免れた日刊紙の支局は山陰日日新聞のほか読売、中国、神戸の三新聞で、各社とも火災ニュース取材報道のため本社から記者の応援を得て活躍した。読売は出火直後の凄惨な状況をフィルムに収め、それを岡山支局から本社に電送写真とした。また読売ニュース映画社のカメラマンを含めて四十六名の報道記者が来援、鳥取大火を大々的に報道したほか傍系会社ラジオ東京で大火の状況を刻々に放送した。義捐金は特に募集しなかつたが二十四万余円寄託された。中国新聞も本社から報道記者が来援、山陽表に大火の状況を報道したが義捐金は二四九、二三四円四四銭に上つた。神戸新聞も本社から報道記者の応援を得て全国的に報道活動を行つたほか本社重役の罹災市民慰問があつた。義捐金は一、一六四、九四六円五〇銭に上り見舞品も衣料品一、五二六点、日用品六三三点が寄せられた。

第二節　NHKの活躍

大火の発生と同時に鳥取放送局では放送記者が現場へ向い午後三時十分のローカルニュース第一報として「きょう午後三時ごろ鳥取市吉方市営動源温泉近くから火を出し、折からの強風にあおられ、動源温泉は只今猛烈な勢いで燃えております……」と報じたのを皮切りに、出火から三十分後には全局非常態勢に入りその後十分、二十分おきに東京からの全国放送を中断してはローカル「速報」の形で最も新しい火災ニュースを放送した。

これらのニュースは鳥取、松江、廣島を結ぶ放送専用線によつて刻々廣島へ流され、NHKの広島中央放送局を経て東京のNHK報道局へ伝えられ、午後五時東京からのニュースで「鳥取市で大火災があり目下延焼中。」と全国へ報道され、丁度山口の会議に出席していた坂口鳥取市消防長らもこれを聞いて飛んで帰つて来たということである。

一方ローカルでは、この五時の全国ニュースのあとをうけて五時十分から火災実況の中継放送を行つた。放送局の屋上から井上アナが袋川の対岸を焼き、さらに火の手が寺町に迫ろうとして燃えさかる状況を飛火をかぶり熱風にむせびながら行つたが、局舎の周囲にも火が燃え始めるという有様に放送は困難となり、七分余り実況放送をやつて中止した。この放送は同時に廣島にも送られ午後七時十五分に録音ニュースとして全国に放送され

た。

幸い一時危険視された放送局は類焼をまぬがれたので市内停電後は自家発電で放送を続け、また各放送局から駆けつけた放送記者の応援によつてNHKの火災報道は一刻も停頓しなかつた。

大火災発生直後からのローカル放送はこのように火災の状況を伝えると共に、県、市の災害対策や罹災者或は危険地区への注意、尋ね人、退去命令さらに那部消防団への出動要請まで放送し、通信杜絶後の唯一通信機関としての役割を果し、西尾知事、入江市長、その他災害対策本部の首脳者も直接LGのマイクから市民に呼かけ放送した。

応援のサービスカーも松江局の小型車が到着したのを始め、廣島と大阪局から大型のサービスカーが電池式受信機やその他の資材をつんで、焼跡の罹災者収容所に停電でも聞ける電池受信機やスピーカーをとりつけ、また市内に出動してニュースの速報と県、市、その他の告知事項の報道や街頭録音などに活躍を続けた。

かくしてNHKのネットワークを通じた大火災の報道は連日のローカル放送と共に定時ニュースや、録音ニュース、街頭録音社会番組、そのほかによつて全国に報道されたが中でも二十日夜の全国放送「時の動き」には大火災となつた原因、貧乏都市鳥取の貧弱な消防力が追及され、また二十三日夜の「社会の窓」でも鳥取大火災NHKたすけ合い運動に呼応して悲惨な罹災者の状況を報じ、全国民の涙と同情をさそい、多数の見舞金品が罹災者に贈られた。以下は放送局の屋上から実況放送された録音の翻訳である。（カッコ内は音響の表現）

（火災実況放送録音）

ここは鳥取放送局の屋上でございます。（バリバリ）きよう午後三時ごろ、鳥取市吉方の勝原温泉付近から出火しました火事は、折からの十メートルに及ぶ南々西の強風にあおられまして、勝原温泉を始め鳥取縣共済組合、丸茂旅館、（バリ……）また（バリ……）西日本産業、末廣通り或は末廣映画劇場サワタク本社、鳥取糧産株式会社、鳥取温泉組合など三百軒余りを焼尽しまして、只今川外大工町を一なめし、ますます火の手は上りまして、ここ袋川を一目にみわたす鳥取放送局の方にまで迫らんとしております。

火の粉がこの屋上にまで飛んで参りまして、この袋川を境にして必死の消防隊が活躍しておりますが……、向う側（ゴホンゴホン―咳の音）遠く見えます若櫻街道附近では、すでに火は袋川を飛越しまして若櫻街道に火は完全に燃え移つております。（バン……バリバリ）

殆ど……川端一丁目……富士銀行はまだ大丈夫でありますが……まず鳥取市の半分位は黒煙にすつかり包まれております。只今、紅蓮の炎、全く紅蓮の炎というほかない、劫火と申しましようか、なんと申しましようか、誠に形容のできないような真黒い、そして真赤な火がゴウゴウと燃え上つています。

袋川堤、櫻土手にあります桜、あるいは柳が風にあおられまして誠に折れんばかり……消防隊が必死の活躍をしておりますが、まずこの火はこれでは全く止めようもない状態であります。今のところ全く止めようもない状態であります。

すでに若櫻街道附近では相当燃え移つておりまして……風は益々激しく南々西十メートルの風でありまして、如何とも今のところ手の下しようがございません。この分で参りますと、若櫻街道、智頭街道さらに鹿野街道、或は西町、東町、そういつた方面が非常に危険な状態となります。放送局の新館の方も風にあおられまして或は危いのではないかといつた状態であります。（ゴホン―咳音）きようのこの火事、（ゴホン、ゴホン）午後三時ごろから出火いたしまして、鳥取市の末廣通り、或は川外大工町、それにこの袋川堤全く一なめしまして、大きな火の粉があつちに飛び、こつちに飛び太陽は完全にドス黒く変つております。放送局のすぐ前には右往左往する人、或は荷物をだす人、更に自転車で疾駆する人、また障子をはずし、戸をはずし、或はリヤカーで荷物をはこぶ人など右往左往しております。

すでに川外大工町は完全に燃え尽されております。この分で参りますと、一番鳥取の繁華街であります若櫻街道、さらに（ゴホン）それに繁華街の中心であります川端も、あるいは燃えてしまうのではないかと思われます。川端には火がすでについているそうであります。何処もかしこも

（ゴホン）放送局から見渡しましたところ真黒な煙と真赤な炎ばかりであります。

一方久松山、或は逆の方面吉方は、これは完全に風の関係で逃れておりまして、こちらの方は、まずまず今のところ安全であります。今の調子で参りますと、県庁と放送局を結びます久松山に向つて右側は完全に逃れそうでありますが、左側はまず危いといつた調子であります。

すでに若櫻街道から東、いや西側は非常に危険な状態であります。

新町、二階町辺り、さらに本町、西町、東町、こういつた方面が危険な状態であります。（ゴホゴホ）

ここにおりましてもすごい風にあおられまして、火の粉が飛んで参ります。

誠にすさまじい光景でありまして、いわゆる劫火というより形容のしようがございません。

ただいま五時十五分でありますが、また、このもようではでき次第お送りすることに致します。

火は益々燃え移つております。或いは智頭街道さらに鹿野街道方面まで、この風では完全に危いのではないでしようか。

サイレンがうなり、或いは人の大声があちこちに響きますが、何と申しましても、この風では止めようはございません。消防隊、必死の活動もどうやらこれでは至難ではないかと思われます。丁度この放送局の前、袋川附近は袋川で必死の消火隊が只今消火を行つていますが、火がこの袋川を境にしまして残ればこの辺りはまず、大丈夫と思われますが、西の方、若櫻街道、智頭街道方面は完全に燃え移つています。すでに富士銀行も近いようであります。若櫻街道、智頭街道、川端、全く煙に包まれましてすごい風と共に、この風も皆様のお耳に達するのではないかと思われます。

マイクロホンを通してビユウビユウとうなる風、或はゴウゴウと燃えます材木、或はドラム罐でしようか。ますます放送局に近くなつて参りました。

或いはこのマイクロホンを通じてこの音が聞えるのではないかと思われますが、誠に猛烈な火であります。放送局の屋根にもそろそろ水をかけ始めまして必死の消火作業がこれから続けられるわけであります。

すでに若櫻街道、智頭街道方面、真黒な煙におおわれています。

或は久松山附近も風向によつては危いのではないかと思われるような状態でありまして、ここかしこに見えます屋根には人が登りましてじつとこの有様を誠に……無念の形相で眺めております。

どうやら水がないようでありまして、袋川以外には使う水がないのではないでしようか、（下からの声「そこ危いぞ」）猛烈な（「オーイ」）火の粉でありまして（「オーオー降りい、降り……」）一寸此処も危いようになつて参りましたのでこの辺で（「降りい降りい」）止めたいと思いますが、とにかく（「もう降りた方がいいぞ、君」）なるべく早くこの火事が消えることを皆様と共に祈らずにいられません。

ではこれで火事の状況を終ることに致します。

第三節　県、市、警察の広報活動

イ、県の行つた広報活動

大火の翌十八日、救助隊本部の救護活動と併行して、本部に広報班を設置すると同時に総務課広報係を主体に、（a）情報の収集と整理、（b）各報道機関に対する記事発表の一元化、（c）罹災市民に対するPR（パブリック・リレーションズ）活動の三本建で活動開始の構想を練り、十八日は情報収集に重点をおき、十九日から本格的な広報活動を展開した。

十八日の情報収集は、救助隊本部の各部に連絡網を張つて、逐次実施される救護活動の諸情報を収集すると同時に、知事以下県首脳部の救援対策の構想、県議会の動き、県内外から寄せられる見舞電報、義捐金品、政府各省庁の救護方針の連絡、罹災者の悲痛な叫びの録音（ワイヤーレコーダーによる）等報道機関に発表すべき情報及び中央各省庁に対する陳情資料の収集に終始したが、十九日以降は情報収集の活動と併行して、収集された情報を原稿

に整理し、毎日十数件の情報を各新聞社、放送局に流したほか、同日夕刻から県庁の乗用車にスピーカーを取つけて応急広報車とし、四月三十日まで毎日四回ずつ市街各収容所を巡回して罹災市民に対する告知事項その他を広報した。広報自動車による広報事項の主なものは、主食配給、生活必需品の配給、医療救護、建築制限、伝染病予防接種、罹災児童の通学校区指示、失業対策、その他火災後の諸問題について周知徹底を図つた。

（註）広報自動車による広報事項の内容は鳥取市の広報活動に記録したものと殆ど同じであるため省略する。

なお広報班の非常体制は五月七日まで継続し、翌八日から平常事務に復帰した。

鳥取県広報自動車で撒布したビラ

借地権についての問題について

罹災者の皆さん！今回の鳥取市大火災で罹災されたことを心からお気の毒に存じております。焼野原となつた鳥取市の復興のために奮起された皆さんの御努力には只感謝のほかありません。

さて、皆さん！火災によつて焼失致しました地域における借地権の問題につきまして、土地所有者と従来の地上権者（家屋所有者）との間に幾多の紛争を生じているようでありますが、この問題につきましては、近く国会にて「罹災都市借地借家臨時処理法」の準用を受けるべき法律が提案される運びになつております。

これが鳥取市に施行せられますればこの問題につきまして、従来の建物の借主が土地の賃借について優先的な権利が認められ、両者間の利害の調停につきまして、幾多の措置が考えられることになるのであります。

なお同法の施行をみるまでの間におきましては建築基準法の規定によりまして、建築物を建築する場合には、たとえバラックであつても建築主事の確認を受けなければなりません。

この担当課としては県建築課が当つておりますので必ず確認申請の手続をとられるようお願いいたします。

以上のような事情でありまして、右の趣旨の普及徹底に県としても十分努力致しておりますから、市民各位におかれましては、この問題につきまして冷静な判断をとられますようお願い申し上げる次第です。

昭和二十七年四月二十三日

鳥取県

住宅金融公庫による建築について

鳥取県では罹災者の金融公庫による住宅建築について二十二日夜次の方針を決定しました。

住宅金融公庫による二十坪までの住宅を建築する場合は八割を公庫が融資し、あと二割は本来ならば個人が負担すべきものですが、これについて県が一割を無利子で一年間据置貸付します。

償還の方法は一年経過後、年利五分五厘で月賦払いとし、五年間に償還します。償還方法は金融公庫の金を支払う時に取扱金融機関を通じて県に回収するものとします。

ロ、市の行つた広報活動

鳥取市では四月十九日から二十七日まで配給関係の広報と衛生関係の広報を別個に二台の広報自動車で実施、併せて市警察署の広報車の協力を得て左記広報事項の周知徹底を図つた。

四月十九日

◎主食の配給について

明二十日より二十三日まで罹災者各収容所におきまして主食を配給致します。

なお主食の配給は廿四日より購入通帳により配給開始することになりましたので、紛失された方は、二十三日までに市役所商工課へおいで下さい。

◎水道課より

水道課では、罹災地域のメーター計と、保存箱は取除きますが、鉛管類は、そのままにしてありますから、保存方に御注意下さい。

◎罹災申告について

罹災された皆様と、市役所は何彼につけて緊密な連絡が必要ですから至急罹災申告をして下さい。二十日より受付ます。申告用紙は農村部の小学校を除く、市立の小中学校及び市役所に用意してあります。鳥取市外に避難している人でも必ず提出して下さい。各避難所に避難して居られる方々には、こちらから二十日より出張受付けを致します。

この申告書を提出して戴くと引換に、罹災者証明書をお渡し致します。この証明書は、今後すべての物資の配給、その他に入用ですから必ず交付を受けて下さい。そして、四月十七日より本日迄に既に御渡し致しました罹災者証明書は仮のものですから、新しく申告し、なお、二重申告、その他不正のあつた場合は、罰則が適用致されますから注意して下さい。

罹災者として、申告を要する人は、火災当時、鳥取市に生活の根拠をもつており、その住んでいた家が、火災をうけたもので、間借、借家、自己所有を問いません。従つて工場や人に貸している家だけが、火災をうけたものは認めません。又病院や、寮、寄宿舎などは認めますが、同居していて、その配給台帳が、その家と一つになつているものは認めません。

四月二十日

◎火災保険の相談所開設について

火災保険金支払いの御相談を、明後二十三日より二十六日迄の四日間、毎日午前十時より午後三時迄県立図書館講堂において始める事になりました。受付の混雑をさけるため、二十三、二十四の両日は、智頭街道以東の皆様、二十五、二十六の両日は智頭街道より西の皆様に来て頂きます。なお、当日は火災保険契約証及び印鑑又は米穀通帳を御持参下さい。

◎土地立入りについて

鳥取火災復興都市計画実施につき、この測量のため、今回、知事告示が出ましたので、四月二十日より五月二十日まで吏員、その他関係職員が立入致しますので御了承下さい。

◎今日ララ物資が来まして、食糧一人当り六日分、毛布一世帯一枚宛を配給する事になりましたが、本日は入荷の関係上、取りあえず、北中において実施致しますので、同校において罹災証明の交付を受けて居られる方は午後七時半迄に北中に御集り下さい。

◎蔬菜の配給について

蔬菜の配給を致します。玄忠寺、図書館、盲唖学校、鳥取土木出張所、日進校前、光明寺、末広消防署、県営アパートまで御希望の方は受取にお出で下さい。

◎水道課よりのお知らせ

罹災地の給水栓は一時停止致しますが、

。その代り、要所要所に共用栓を設置しますから、これを利用して下さい。

。停止した給水管は、盗難にかかるおそれがありますから、各所有者において保管して下さい。

。取付メーターは取外します。

。以上水道課にて直接施行致しますが、従業員は「水道課」の腕章をつけておりますから御了承下さい。

なお、水道課員の腕章には、水道課の角印が押してありますから、間違いのないよう御注意して下さい。

◎第一次毛布の配給について

罹災者の方に第一次毛布を配給致しますから、罹災証明書並びに印鑑を持参の上、罹災の登録申告をされた学校で至急に受け取つて下さい。

四月二十一日

◎毛布の受け取り督促について

罹災者の方でまだ毛布の配給を受けて居られない方は本日午後七時までに受け取つて下さい。

◎町内会の届出について

町内会が結成されて居る町内がありましたら市役所まで

御知らせ下さい。

◎**配給物資について**

避難所によつて配給される食糧、物資が、それぞれ甲乙があるような風評がありますが、市本部と致しましては、不公平のないよう割当致しておりますので、御了承下さい。

◎**予防注射について**

昨日から引続き、本日も、午前九時より腸チブス、パラチブスの予防接種を行つておりますので未だすんでいない罹災者の方は至急接種して下さい。

なお、罹災者以外の方で御希望の方には接種致します。

◎**米軍物資の配給について**

米軍の毛布、レーションを配給致しますから至急受取りにお出で下さい。

◎今回の大火のため次の通り停電致しますので御連絡致します。

日時は四月二十一日午後二時より午後四時ごろまで。

区域は旧市内全部であります。

◎**土砂の処理について**

土砂の処理については、次の集積場、並びに捨場を御利用下さるよう協力下さいませ。

捨　場

一、立川稲荷天神百米先

二、立川県営アパート横南入り

三、明徳小学校西側溜池

四、伊吹植物園迄の溜池

五、滋坂地区旧袋川の下流

集積地

一、駅前方面の遊園地

二、加藤紙店前

三、西高前よりグラウンド迄

四、醇風、愛喬小学校々庭

五、保健所

四月二十二日

◎**児童の集合について**

市内小中学生の皆さんは、四月二十五日午前十時には各学校の校庭に集つて下さい。

ただし雨天の場合は延期になります。

◎**技術者の勤労奉仕について**

避難所の築釜が出来る程度の技術をもつた人がありましたら約十五名の勤労奉仕を御願い致します。申込みになる場所は市役所建設係であります。

◎**配給物資の受け取り督促について**

米軍物資の毛布、並びにレーションをまだ受取つておられない方は至急にお受け取り下さい。

四月二十三日

◎**幼稚園の開設について**

愛眞幼稚園は午前十時より午後四時まで、罹災者の御子様を無料で保育致しております。何卒御利用下さい。なお「おやつ」も出しております。

◎**保育所の開設について**

罹災家庭の子供さんを本日から、市内の既設保育所全部を開放して、おあずかり致します。なお次の学校では、青空託児所を開設致しておりますので何卒御利用下さい。

お子様の胸には名札をお願い致します。開設学校は、日進、明徳、修立、久松の四校であります。

◎**土地の処分について**

市内の土地所有者の方で、土地を処分したい方は、市建設課へ申し出て下さい。

◎**必需品の配給について**

罹災者の皆様に対しまして、生活物資である、鍋、釜、薄及、七輪、毛布、作業ズボン、シャツ、パンツ、タオル、開襟シャツ、靴下等を家族構成に応じ、来る廿五、廿六日頃配給の予定であります。

◎**火災保険金の支払い相談について**

火災保険会社では、この度の大火による保険金支払いの相談を、四月二十三日より二十六日まで四日間、毎日午前十時より県立図書館講堂で行つておりますから、契約者は、保険契約証と印鑑、並びに米穀通帳とをもつて図書館講堂へ行つて下さい。

◎**水道栓について**

市、水道課では

一、罹災地の引込線を全部止める事に致しました。其の代り共用栓を設置致しましたので、これを御利用下さい。

二、バラック、或は本家屋を建てて、引越される場合は、必ず水道課へ申込んで下さい。

三、水道課では、資材等確実な物を安く手に入れて確保しております。

四月二十四日

◎**復興資金の御渡しについて**

今度の大火に罹災された各世帯に対し、復興の一部資金として、一金二千円をお渡しする事となりました。手続きは、次の日割にて、市役所の特設窓口で、お渡し致します。

廿五日　久松、富桑、北中、養源寺、鳥大

廿六日　明徳、東中、日進

廿七日　右以外の避難所の方及び前二日間に受取らなかつた人。

右の何れの日も午前十時より午後四時までの受付です。

◎注意事項

一、金の受取りに当つては、請求領収証が必要です。なお、この用紙は各学校に控えてありますから、学校で受取りのうえ市役所までお出で下さい。

二、請求領収書には元の住所、氏名を記入のうえ、請求並びに領収の欄に押印して罹災証明書と共に窓口へ提出して下さい。

◎教科書、学用品の支給について

罹災された小中学生の皆さんに対して少しではありますが、学用品の一式が県より支給されます。

また、教科書も県と市が用意して、無償配付する予定ですから、個人買いは差控えて下さい。

なお、支給の時期は近くきめられます。

◎毛布の配給について

罹災者五名以上の家族の方に対し、毛布の配給を只今（五時～七時）より致しますので至急受取りに来て下さい。

◎ミルクの配給について

本日の午後満六歳未満の方に、ミルクの配給を致しますから、夕方までに取りにお出で下さい。

四月二十五日

◎必需物資の配給について

本日午後より必需物資の第一次分を配給致します。印鑑並びに罹災証明書と、出来れば米穀通帳御持参の上受取つて下さい。

なお、これは世帯人数により、品名、数量に相違がありますので、あらかじめ御了承下さい。

◎木材の斡旋について

罹災者にして応急住宅を建築される方に対し、木材の斡旋をすることになりました。

申込は、四月二十六日より受付ますので御希望の方がございましたら、罹災証明書並びに、県の建築課発行の、建築確認済書をもつて、市役所庶務課までお申出で下さい。

なお、一戸当り、二十二石以内（建坪八・五坪）ですが、価格は鳥取縣協定価格です。

四月二十六日

◎毛布の配給について

罹災者の方で、三人、四人世帯並びに、十一人以上の世帯の家族の方に対し、各一枚宛の毛布が配給になりますので至急お受け取り下さい。

◎災害救助法延期について

災害救助法の適用期間が、今月末日まで延期される事になりました。

◎土地、借家問題について

土地や借家等の問題で、いざこざのある方は、裁判所の中にある、鳥取弁護士会の事務所にお出で下さい。

弁護士会では、相談券をお渡し致しますので、これを持つて皆様のお好きな弁護士にお出で下されば、四月末日までは、無料で相談に乗つて戴く事になつています。

なお、関係者（例えば、地主、家主、店子）が双方揃つて裁判所に御出でになれば裁判所では至急調停裁判を開く準備が出来たそうですから御知らせ致します。

◎県営応急仮住宅について

罹災者に対する県営応急仮住宅の建築は、さきに五百戸と決定しましたが、二十五日、更に四百戸を建築する事に決りました。建築場所は今明日中に決定致します。また仮設の共同炊事場を、北中、久松、富桑、明徳、日進の各校並びに、景福寺に建てますが廿七日には完成の予定です。

◎第二次毛布の配給について

罹災者の方に第二次毛布の配給を致しますので、次に申上げる校下に申告された方は本日午後四時より六時までの間に受取つて下さい。なお校下は東中、修立、鳥大でありますが、他の校下に申告された方には明日中には配給される予定であります。

四月二十七日

◎病人用ミルクの配給について

病人用ミルクを次の通り配給致しますので、該当者の方がありましたら、関係の配給所で受け取つて下さい。

ミルクが必要である旨、医師の診断書を持参された方で配給数量は、一人五罐であります。

◎見舞品の贈り届けについて

市内各団体の方にお願い申上げます。

各団体等でお贈りになる見舞品は、甚だ勝手なお願いではありますが、荷作りの上、お届け下さいますよう御願い致します。バラバラのため係員は見舞品の取扱いに非常に困難致しております。

◎第二次毛布の配給について

本日午後一時より次の学校に申告された罹災者の皆様に第二次毛布の配給を致しますから受取りにお出で下さい。

次に学校名を申上げます。

日進、南中、富桑、明徳、北中、久松の以上六校であります。

◎尋ね人について

鳥取市東町元市営住宅におられた、藤原利一さんの住所を御存知の方がありましたら、鳥取市の対策本部までお知らせ下さい。

◎日赤本社より

日赤本社よりの御知らせを申上げます。

日赤本社より救援物資が日赤鳥取支部に届きましたから、これを各校区奉仕団長を通じて、罹災者の皆様へ贈る

事に致しました。

◎建築用品の斡旋について

今回鳥取市の犠牲品（奉仕品）と致しまして、罹災者の方に、バラック建築用トタン板、並びに釘を明日より斡旋配給致しますので希望者の方は、罹災証明書と現金を持つて市役所庶務課まで御申出で下さい、現金引換に会計課でチケットが渡されますから、次の指定店で現物を受取つて下さい。

川端四丁目　濱崎商店
新町　尾崎金物店
鹿野街道　谷村商店
若櫻街道　山根金物店
若櫻街道　森下金物店
駅前　桑澤金物店

なお価格は、トタン板　三尺に六尺物
一級品　三三五円
一世帯二十枚以内
釘が、百匁二十四円
一世帯に、四貫目以内であります。

四月二十八日

◎主要食糧の一般配給について

今回の大火のため配給所並びに卸売機関が焼失致しまして非常に御迷惑をおかけ致して居ります。しかしながら、近日中に復旧の見込がつきましたので、次の通り配給致します。

一、罹災者への配給
1、災害救助による応急配給は、四月三十日を以て打切り、五月一日より一般配給に復します。
2、四月三十日までは応急炊出しを行いますから、四月十八日以降の一般配給は五月分の先渡しとなります。
3、四月二十八日頃より、五月分の先渡し配給を行います。
4、従来通りの配給所で配給致します。
5、罹災者の皆さんの住所を、至急に米屋さんまで連絡して下さい。
6、通帳を紛失された方は、至急市役所で、再交付を受けて下さい。

二、非罹者への配給
1、従来通りの配給所で引続き配給致します。

◎ララ物資並びに毛布の配給について

本日修立小学校に登録された方々に対し、ララ物資並びに国有毛布の配給を行いますから、米穀通帳に罹災証明並びに印鑑を持参の上受取つて下さい。

◎乳幼児用品配給について

満一歳以下の乳幼児に対して、砂糖一人当り一〇〇匁当配給致しますので、各収容所で受取つて下さい。

◎火災警報について

本日は風速十米に達し湿度が低下しましたので、本日午後一時、鳥取市地区火災警報が発令されました。

火元に充分注意して下さい。

なお、屋外の焚火は禁じられております。

四月二十九日

◎生活必需物資の配給について

鳥取市では、明二十九日午後一時より生活必需物資のうち、第一次に配給したものを除いて、あと全部を配給致しますので収容の学校配給所で受け取つて下さい。

◎ララ物資の配給について

本日、日進校に申告の方、明日は北中、富桑、明後日は鳥大、久松の各校の順に、毎日午前九時より午後四時まで、ララ物資の配給を行いますから罹災証明書並びに印鑑を持参のうえ市役所議場で受取つて下さい。

四月三十日

◎火災保険金支払いについて

火災保険会社では保険金の支払いを始めておりますから契約者は、ぜひ今明日中に、各保険会社の支払い場所へ関係書類をもつて行つて下さい。

八、警察の行つた広報活動

警察広報班は県本部教養課、県警察學校、鳥取市警察署員を以つて編成し、警備対象の宣伝、流言飛語の抹殺及び民心の安定を図るため、広報車（乗用車に拡声機を設置したもの）二台をもつて連日マイクによる広報活動を実施したが、重要なる事項については情報連絡班と密接な連絡の下に、宣伝警告文を貼布、或は配布するなど、放心状態にあつた罹災者はもちろん、焼失をまぬがれた一般市民へ声の伝令として活躍した。その広報文等の主なものはつぎの通りである。

四月十八日

一、放　送　文

1、罹災者の皆様、鳥取市警察署と国警県本部では各方面より応援を得て、目下武装警察官が続々と鳥取市に集結中であります。只今一千数百名の警察官が当市の警戒に当つており、市内の治安は全く平静を取りもどしつつあります。

我々警察官は当分の間、昼夜の別なく当市の特別警戒に当ります。

盗難に罹られた方や、その他今回の火災で種々お困りの方は御遠慮なく最寄りの警察官に御相談して下さい。

2、この度の大火災で家や家財道具を失われた罹災者の皆様に対し心から御見舞を申上ます。県災害対策本部では美保小学校、明徳小学校、日進小学校、大学附属小学校、東中学校、北中学校、南中学校に救護所を設けております。

其処に行かれますと給食、救援物資の関係等をお世話致しますから早く最寄りの救護所へ行つて下さい。

二、ビ　ラ

お　知　ら　せ

鳥取市警察署
国警鳥取県本部

皆さん此の度の大火災は大変お気の毒でした。

一、皆さん治安の維持は警察が当つて居りますから御安心下さい。

二、救護の措置は県庁、市役所の方へ御遠慮なくおいで下さい。

三、罹災者の收容所は
東中学校、明徳小学校、南中学校、鳥取大学
で給食して居ります。

四、流言、ひ語、盗難には警察が全力をあげて取締に当つて居ります。

五、持ち出された家財道具の盗難には充分気をつけて家族の人が必ず一人以上見張りについて下さい。

六、生活必需物資は各地からドシドシ輸送されつつありますから売り惜みや買だめは絶対やめましよう。

四月十九日

一、放　送　文

1、皆様御苦労様でございます。どうぞお体に気をつけられて元気で復旧におはげみ下さいませ。

夜間に於ける焼跡の掘出し作業や運搬は窃盗犯人容疑者と間違えられるおそれがありますから御遠慮下さい。

婦女子の夜間における単独外出は危険ですから御注意下さい。

警察隊では昼夜を問わず多数の警察官が常に巡回警戒しておりますからどうぞ御安心下さい。

2、災害対策本部発表のニュースをお知らせいたします。

(1) ララの救援物資衣料品が約三万点到着致しました。近く罹災者の皆様に配給されますから御安心下さい。

(2) 明日より毎日午前八時から十二時迄の間次の場所で一人一合の牛乳を無料配給致しますから罹災証明書と容れ物を持つておいで下さい。
場所は市役所前の児童相談所前、末廣通りの県信連、吉成の美保酪農協同組合

(3) 以上の三ヶ所ですから御遠慮なくお出下さい。
鳥取市内の銀行では十九日から次の通り業務を行つております。定期預金は期間内でも支払を開始致します。印鑑、通帳を紛失された方は罹災証明書によつて支払います。
焼けた紙幣は合同銀行鳥取支店で交換致します。

二、ポ　ス　タ　ー

鳥取市警察署
国警鳥取県本部

○市内の治安絶対確保

○九年前の地震に勝つた市民の皆様火災に負けずに復興に努めましよう。
治安は絶対確保されています。

○通信線は復興の動脈ですから大切にして下さい。

四月二十日

一、放　送　文

1　主として進行中放送

(1) 市民の皆様多少の不自由はありましても誇張された宣伝やデマに踊らされないで復興に努力して下さい。

(2) 市内の治安は確保されて居ります、どうぞ安心して復興におはげみ下さい。

(3) 夜間に於ける焼跡の掘出作業や運搬は窃盗犯人容疑者と間違えられるおそれがありますから御遠慮下さい。

(4) 婦女子の夜間に於ける単独外出は危険ですから御注意下さい。

(5) 警察隊では昼夜を問わず多数の警察官が常に巡回警戒しておりますからどうぞ御安心下さい。

(6) 治安は絶対確保してあります。九年前の地震に打勝つた市民の皆様火災に負けず再起復興に御協力願います。通信線は復興の動脈でありますから大切にして下さい。

(7) 迷子の行先が判りましたらお家族の方は警察までお連絡願います。
材木町の桃賀みき子さん（十四歳）

材木町桃實さつきさん（六　歳）
吉方の田中弘子さん　（十一歳）
川外大工町村尾信幸君（五　歳）

以上の服装はわかりませんが、行先が判りませんので
お心当りの方は市警察迄御連絡願います。

中町の北村マキ子さん（四　歳）
ピンク色の毛糸セーター、白エプロン、赤ビロードの
ズボンをはいておりますが、昨日午前十時頃行方不明
になりましたのでお心当りの方は市警察迄御連絡下さ
い。

2　罹災者収容所附近に於ける放送

罹災者の皆様毎日おつかれでございましょう。災害対策
本部発表のニュースをお知らせいたします。

(1)　米軍援助物資として食糧、什器、医薬品、毛布など
満載したトラック八十四台が本日午前三時到着致しま
した。
県では本日午後一時頃から適正配給致しますから御安
心下さい。
なお引続き鉄道輸送でも四十五輛が発送されておりま
すから夕方五時迄に到着致します。

(2)　不自由な収容所や仮住居で本当にお気の毒でございま
ます。県では目下一千世帯を収容出来る県営住宅を計
画してその木材集荷の具体策などたてておりますから

今暫く御辛抱下さい。
なお木材が高くなるという噂もとんでおりますが島
根、宮崎、高知、大阪などから救援のためどしどし入
荷しつつありますから木材の買急ぎしないようのぞん
でおります。

(3)　復興作業にお励みの皆様御苦労様でございます。焼
跡の捨土は交通上危険ですから道路上に積んでおかな
いようお願い致します。
なお袋川の敷地内に投入れることは県河川取締規則で
禁止されておりますから是非投入れないようお願いし
ます。
災害対策本部でも捨土の処理を行つておりますが必ず
指定された次の場所に運んで下さい。
薬師町の伊吹公園入口、国道筋の県営アパート裏、
濱坂の江津対岸
以上の三ヶ所ですから御協力を御願致します。

四月二十一日

一、放　送　文

(一)　こちらは警察隊宣伝班でございます。
荷物の運搬などで交通が輻輳しておりますから交通事故
を起さないよう御注意下さい。
人は右側、車は左側
対面交通して下さい。
お互に交通道徳を守りましょう。

(二)　市役所の斡旋によつて火災保険契約者の相談事務が次
の通り開始されます。
即ち智頭街道から東の方に住んでおられた方は、二
十三日、二十四日の二日間、智頭街道から西の方に
住んでおられた方は二十五、二十六日の二日間、毎
日午前九時から図書館において相談に預つておりま
すから印鑑、契約証書を持つておいで下さい。証書
のない方は米穀通帳でもかまいません。

(三)　焼跡の捨土は交通上危険ですから道路上につんでおか
ないで次の場所に集めて下さい。
△駅前方面は吉方の遊園地
△若櫻街道は還暦小学校か中央保健所
△智頭街道筋は加藤紙店前に立札があります
△鹿野街道筋は醇風小学校
△湯所方面はお堀端西高前からグラウンド迄
集められた捨土は災害対策本部が処理致します。

(四)　火災当時疎開された荷物の混雑を整理致しましよう
△他人の荷物が紛れこんでいる方
△所有者の判らない荷物を預つておられる方
△疎開荷物を紛失された方
以上の方は速かに警察署か警ら中の警察官又は交番所
に連絡して下さい。警察では所有者の手に戻るよう努
力致します。

(五)　親戚や知り合いなど民家に避難しておられる罹災者の
皆様、次の学校へ行つて登録を受けて下さい。
△行徳の明徳小学校
△吉方の日進小学校
△西品治の富桑小学校
△吉成の美保小学校
△東町の久松小学校
△吉方町の修立小学校
△東町の北中学校
△富安の南中学校
△立川の東中学校
以上の罹災者収容所で受付けておりますから至急お
出下さい。

(六)　本日から次の七ケ所にテント張りの交番所を仮設致し
ましたからせいぜい御利用下さい。
若櫻橋詰、瓦町のロータリー、元魚町のロータリー、
茶町交番所跡、醇風小学校の跡、鹿野橋詰、湯所の少
年鑑別所前
以上の七ケ所にテント張りの交番所を仮設致しましたか
ら御利用下さい。

(七)　宣伝班と称して私共とまぎらわしい腕章をしてデマ宣

伝をして歩く者がありますが、警察隊の宣伝班は放送自動車以外の宣伝はしておりませんから、流言ひ語、デマ宣伝に迷わされることなくどうぞ頑張つて下さい。

四月二十二日

一、放　送　文

㈠ 自転車の盗難が頻発しております。盗難予防に御注意下さい。

㈡ 罹災者の皆様の避難先が判りました。警察隊では駅前の交番所に名簿を備付けて案内をいたしておりますからお困りの方は御遠慮なくお出で下さい。

㈢ 市警察並びに検察当局では混乱に乗じて行われた犯罪行為は厳罰を以て臨む方針であります。

㈣ 物資の不足した時をねらつて暴利で品物を売る者がありますが、買急ぎをしてこんな悪徳業者にだまされないようにして下さい。
警察ではこれら業者の取締りを行つておりますからいま暫く辛抱して下さい。

㈤ 罹災者の方は早く罹災証明を市役所か次の収容所で受けて下さい。
東中学校、日進小学校、久松小学校、富桑小学校、明徳小学校、修立小学校、北中学校、南中学校、鳥取大学

㈥ 以上の罹災者収容所で早く証明をうけて下さい。
罹災者の皆様、罹災証明を受けられましたか、登録されないと配給品が受けられませんから早く最寄りの収容所か市役所で受けて下さい。
なお進駐軍の放出物資を配給しておりますからまだ受取つておられない方は、今晩七時までに必ず最寄りの収容所に行つて受取つて下さい。

㈦ 市役所からのお知らせを連絡致します。
イ 吉方のみどり園では罹災者の子供さんを優先的にお預りいたします。
なお給食も、送り迎えも致します。
ロ 市内の各小学校中学校の生徒さんは四月二十五日午前十時に各学校の校庭に集つて下さい。
なお、当日が雨の時は順延します。
久松小学校の附近においでの罹災者の皆様、今晩七時三十分から九時まで久松小学校で県児童課とライブラリー主催の慰問映画がありますからお出で下さい。

四月二十三日

一、放　送　文

㈠ 市役所からのお知らせを連絡致します。
(1) 市内の土地所有者で土地を処分したい方はなるべく早く市の建設課へ申込んで下さい。
(2) 焼跡に家を建てられる場合は県の建築課に確認の申請をして下さい。申請用紙は県の建築課にありますから、建築される方はすべて建築課に相談して確認をうけてから着手して下さい。
(3) 罹災地の水道引込線は一応全部停めますが、その代り共同水道を設けますからそれを使つて下さい。
バラック又は本家屋を建てられる方で水道線を引込まれる場合は、必ず市の水道課に届けて下さい。
市の水道課では、資材その他確実なものを安く確保しております。

㈡ 災害対策本部のニュースをお知らせ致します。
住宅対策の問題は県並びに市でいろいろ協議されておりますが、二十三日から旧進隊跡にバラック住宅五百戸を急設することになりました。
なお、このほか、うち三百戸を耐火構造とする公営住宅千五百戸も計画されておりますから今暫く御辛抱下さい。
金融公庫による住宅は一応二億円の融資で五百五十戸を建設予定で、金融公庫では二十坪までは工事費の八割を融資し、更に県からも一割を追加融資することを決定致しました。

㈢ 市役所からのお知らせを申し上げます。
(1) 市内の既設保育所で罹災者の子供さんをお預り致します。なお次の学校でも青空託児所を開設致しますから必ず胸に名札をつけて連れて来て下さい。
青空託児所を開設する学校は
明徳小学校、日進小学校、修立小学校、久松小学校
です。毎朝九時から五時迄お預り致します。

㈣ 災害対策本部発表のニュースをお知らせ致します。
(1) 市役所の斡旋によつて火災保険契約者の相談事務が次の通り開始されました。即ち
智頭街道から東の方に住んでおられた方は二十三日、二十四日の二日間、智頭街道から西の方に住んでおられた方は二十五日、二十六日の二日間、毎日午前九時から図書館に於て相談に預つておりますから印鑑と契約証書を持つておいで下さい。証書のない方は米穀通帳でも構いません。
(2) 健康保険に加入している事業主や被保険者で被保険者証を焼かれたり失われた方は二十四日から二十六日までの三日間、県庁玄関前の受付にお出になれば直ぐ発行致します、各事業主は被保険者氏名を取纏めて届出て下さい。

㈤ 日進小学校附近においでの罹災者の皆様、今晩七時三十分から九時まで日進小学校で県児童課とライブラリー主催の慰問映画がありますからお出下さい。

㈥ 恐しい伝染病が発生しだしました、衛生には特に注意

して下さい。なお市内各救護所で予防接種を致して居りますから早く予防注射を受けて下さい。

四月二十四日

一、放　送　文

(一) 盗難がだんだん増加していますから疎開荷物、自転車等の監視に特に御注意下さい。
不審なことがありましたら直ぐ交番所へ御連絡下さい。

(二) 勤労奉仕の皆様ありがとうございます。
復興作業に御従事の皆様御苦労様です。
私たちはせめて御昼食後の一時をお慰めしたいと思つて音楽をおきかせ致します。暫くお耳をかたむけて下さい。

(三) 罹災者の方でまだ毛布。レーションを受けていない方は早く受取つて下さい。
なお只今六歳未満の子供さんにミルクを各収容所で配給していますから早く受取つて下さい。

(四) 火災の際、明徳小学校附近に白のタオル地、布団一枚婦人服、オーバー、夏服等を置き忘れていられる方は至急交番所へ届出て下さい。

(五) 罹災された小学生徒に対し学用品が県より支給されます。又教科書も無償配布される予定ですから個人で買うのは差控えて下さい。なお支給時期は関係学校長と協議で決ります。

(六) 罹災者の皆様に朗報をお知らせ致します。
罹災者の皆様に出しております炊出やその他の食品は規則によつて二十三日までとなつておりましたが、今回の被害が大きいので政府の承認を得て今月二十七日まで延期されることになりました。

(七) 建築される場合には必ず県の建築課まで確認の申請をして下さい。区劃整理のため移転せねばならない場合がありますので一棟十坪以内で移転しやすいよう建てておいて下さい。建築されるときには必ず県の建築課へ確認の申請をして下さい。

(八) 市内に伝染病が発生致しました。皆様、飲食物等衛生には充分御注意下さい。
昨日明徳小学校に避難中の三歳の女の子供さんが疑似赤痢で日赤へ、又我福寺へ避難していた十二歳の女の子供さんが疑似赤痢で市民病院へ収容されました。今日現在で既に五、六名の疑似赤痢、疫痢患者を出しています。皆様、只今市内各所で豫防接種を行つていますから一人残らず受けるように致しましよう。

(九) 昨日から当分の間、市内二ヶ所に災害に関するいろいろの問題についての相談所が設けられました。
これは建築、衛生、商工、その他当面のいろいろの問題について皆様のお便宜を計るため設けられたもので、市民の皆様特に罹災者の皆様の切なる御利用をお待ち致しております。
相談所は若櫻橋と茶町の交番所跡に設けられています。

(十) 火災保険契約者の皆様へお知らせ致します。
火災保険会社ではこの度の当市大火による保険金支払の相談を四月二十三日より二十六日迄の四日間、毎日午前十時から県立図書館の講堂で行つていますから罹災契約者は保険契約証と米穀通帳を持つて県立図書館へおこし下さい。

四月二十五日

一、放　送　文

(一) 罹災者で応急住宅を建設される方に木材の斡旋を市役所で行うことになりました。
申込みは四月二十六日より受付けますので御希望の方は罹災証明書、建築確認済証を持つて市役所庶務課に願出て下さい。
一戸当二十二石以内で、価格は協定価格であります。

(二) 恐しい伝染病が発生し出しました。衛生には特に御注意下さい。
腸チフス、パラチフス予防のため移動班が市中を巡回いたしますので最寄りの場所で罹災者の方ばかりでなく市内の皆様が是非予防注射をうけて下さい。

(三) 皆様にお尋ね致します。
火災当日茶町附近で木綿紺ガスリ蒲団一枚、木綿のカスリと縞の縫い合せた蒲団二枚、盗難にかかられました方は至急市警察署にお届け下さい。

(四) 本日午後より罹災者の家庭に鍋、釜等第一次分として配給致していますから印鑑、罹災証明と、なるべく米穀通帳を持つて申告されている学校にお出で下さい。
当配給物資は世帯人数により相違がありますから予め御承知下さい。

四月二十六日

一、放　送　文

(一) 応急住宅を建築される方にお知らせします。市役所では木材の斡旋を本日より受付けていますので希望の方は罹災証明書、建築届確認済書を持つて庶務課へ願出て下さい。

(二) 昨日より罹災者の家庭に鍋、釜等の第一次分を配給していますから印鑑、罹災証明書、又は米穀通帳を持つて申告された学校へ受取りにおいで下さい。

(三) 主食の配給についてお知らせします。
災害救助法によつて本月二十七日迄炊出しを行うことにしていましたが、四月三十日迄延期されることになりました。
市役所より通帳の再交付を受け一般配給を受けるよう手続して下さい。
一般配給は四月二十八日より五日分を配給致すそうです。（四月二十七日以後省略）

第九章　鳥取市大火の上奏並びに米軍の救援

鳥取市大火を上奏

この鳥取市大火の報に天皇陛下も御心配になられた模様で、四月十九日午前十時、厚生大臣吉武恵市氏は宮中に参内、鳥取市火災の被害情況、救護情況等につき次の如く上奏している。なお天皇陛下には二十一日、罹災状況報告のため宮内庁を訪問した鈴木副知事に、罹災者に対する御救恤金として金一封を下賜された。

上奏文

謹んで鳥取市大火災の状況につきまして申し上げます。

今回の大火災によります被害の状況は現在までに判明致しましたところによりますと、罹災者総数二六、六二〇人の多きに達し、この中重傷者一名、軽傷者三〇〇人を出しており、同市の総戸数一二、〇〇〇戸中五、二二八戸が全焼し、市街の中心部の大半を焼失致したのでありまして官公署等も相当の被害をこうむっております。

火災の原因は鳥取市の永楽通りの一家屋内における電線の過熱により出火したものでありまして、折柄の風速十五米の南西の風にあおられて忽ち燃え拡がつて大事に至つたものでございます。政府と致しましては、罹災者の応急救助対策に万全を期して居るのでありまして、既に厚生省におきましては鳥取県知事と連絡のうえ災害救助法を発動し、罹災を免れた学校等に避難所を開設し、罹災者全員を収容するとともに炊出しを実施し、罹災世帯に対し被服、寝具、生活必需品、学用品の給与をなすと同時にララ救援物資中衣料品約二一、〇〇〇点を昨十八日現地へ急送致した次第であります。なお負傷者の医療に遺憾なきを期するため日本赤十字社を主体とした医療救護班を直ちに編成して現地に派遣したのでありますが、島根、岡山、京都、兵庫等の隣接府県よりも救援に当つております。

又警察予備隊員六〇〇名並びに海上保安庁の大型救助艇一隻を現地に急派致しまして警備に当つていますので治安は確保されております。

次に建設省等におきましても、それぞれ現地に係官を派遣致しましたが、これらの報告に基づきまして早急にこれが復旧の対策を樹立するよう万全の準備を進めている次第でございます。政府におきましては昨十八日の閣議で

(一)中央災害救助対策協議会を設けること

(二)今後の応急救助並びに復旧対策として取敢えずつなぎ融資として預金部資金から二億円を融資し

(三)住宅復旧対策としましては住宅金融公庫より二億円を融資せしめることとし

(四)関係各省の係官を現地に派遣しまして応急救助並びに復旧対策に当らしめることに決定したのでございます。

只今までにとりました災害対策は以上のとおりでございますが、政府と致しましては今後被害の実情が判明次第更に万全の対策を講ずる積りでございます。

米軍の救援

鳥取市大火の報に、総司令部最高司令官リッジウェイ大将は、鳥取市大火災に対して、総司令部もできるだけ協力するから日本政府もその災害救助に全力を尽されたい旨吉田首相に連絡しているが、出火間もない十九日午前十時、在日兵站司令部南西司令官カーター・クラーク代将代理ソムビァス中佐及びW・B・ストライカー軍医大佐は飛行機で鳥取市郊外の湖山元飛行場に到着、米軍鳥取情報隊長ショウ大尉の案内で、西尾知事を訪問、鈴木副知事、入江鳥取市長を交えて懇談の結果、救援物資の寄贈に関する県の要請が容れられ、十九日夜、二十日夜の両日にわたつて、米軍のレーション（携帯食糧）一万三千箱（一箱当り六人一日食分）毛布一万枚、その他衣料、ミルク、医薬品等急救物資が着荷した。また罹災者用ララ物資二百梱も二十一日横濱から到着し、その他全国各地から続々と同情溢れる義捐金品が集まり、遠くアメリカ、ブラジルの在留邦人からも見舞金が届けられた。

第十章　国の救援方針と県市の陳情

第一節　内閣に鳥取市大火災害対策本部設置

鳥取市大火の出火と同時にNHKでは、鳥取放送局を通じて大火の様相を刻々と全国放送で流していたので、大火の実情は政府にも手に取る如く判明し、時を移さず関係各省から係官が来県、救護、復旧対策等について県首脳部と協議した。即ち十九日には建設省から本県出身の建設次官中田政美氏が高谷都市建設課長、尚住宅建設局主任技官、伊藤営繕部主任技官らを帯同して急拠来県、又同日厚生省から亀山事務官が来県して災害救助費を決定するなど電光石火の措置が講じられた。

鳥取市大火の報に吉田首相も心痛し、大火の翌十八日午前九時には緊急閣議を開いて、内閣に鳥取市大火災害対策本部を設置することを決め、救護はじめ復旧復興対策など政府も極力対策を講ずる旨、同日午後、内閣官房長官から西尾知事宛に次の如き電報が入つた。

（官房長官より知事宛の電報）

鳥取市大火災につきお気の毒に堪えず、お見舞申上ぐ、本日閣議において次の通り決定、政府も極力対策を講じつつあるも貴方においても善後措置につき遺憾なきよう御努力願いたし

一、内閣に鳥取市大火災害対策本部を設けること
二、差当りつなぎ資金として約二億円（金額は更に検討）を融通する
三、住宅金融公庫より二億円の住宅資金を融資すること
四、関係各省より至急係官を派遣し実地調査のうえ適当なる措置を講ずること

内閣官房長官　保　利　茂

知事らの陳情活動

この大火で百九十三億円に余る損害を被つた県市では、即刻鈴木副知事らが上京してこれが救援復興対策について中央各省庁に陳情懇請を行つたが、二十四日には更に西尾知事自ら入江鳥取市長と共に上京、鳥取県東京事務所を鳥取市大火復興対策東京本部とし、ここに陣を構えて、吉田首相ほか関係各大臣を歴訪してそれぞれ陳情懇請を行つた。

この上京中、西尾知事は宮中に参内、鳥取市大火災害の状況について言上、御救恤金の御下賜についても御礼言上して退下した。次いで二十八日午後、総司令部に最高司令官リッジウェイ大将を訪問、三十分間にわたつて、鳥取市大火災害に対する米軍救援物資の放出等好意ある救援措置について御礼を述べ、災害状況、救護状況、復興計画等についても説明した。

四月二十五日閣議並びに自由党総務会における知事説明要旨

四月十七日出火せる今次鳥取市の大火は、昭和十八年九月の大震災による二千戸の焼失並びに昭和二十二年四月、二百戸の火災後僅か十年を満たずして戦後最大の火災に遭遇したものであつて市街地の約六割が灰燼に帰した。

その損害額は

罹災面積	五〇万坪
個人被害	一八二億六千万円
官公衙その他の被害	一〇億六千万円
合　計	一九三億二千万円
罹災者	二四、一四三人

の多きに達する大惨害を惹起した。

県においては今次の災害に対し市と協力して次の応急措置を講ずるとともに、今後かかる災害を未然に防止するため左記基本計画をもつて不燃都市の建設に努めたいと考える。

さらに鳥取市は山陰の中心商工都市であるが今次災害を蒙つたところは市の最も中心繁華街であつたため、中小商工業者の損害が被害総額の九割以上に達するの実状であり、これが応急復興のため最少二三億円の商工復興資金を必要とするが、このうち自己資金は最大限二億四千万円、市内各金融機関の融資可能推定額は三億円である。残

額十七億六千万円は中央の融資方を是非必要とするものである。

一、応急的措置

1、家屋について

焼失家屋の約一割は自己再建の力あるものとし、残約九割は国庫補助、住宅金融公庫、起債等によつて建築を助成せんとするものである。

しかして右助成家屋のうち左記のものは緊急建築を必要とする。

県営住宅	一、〇〇〇戸	一億円（起債）
災害救助法による仮設住宅	一、〇四四戸	五千二百二十万円（厚生省承認済　一戸五万円 $\frac{2}{3}$ 国庫補助　$\frac{1}{3}$ 県費）

2、焼跡整理並びに仮換地指定について

(a) 焼跡整理について

不燃都市の再建を促進するため速急に焼跡整理並びに仮換地指定を絶対に必要とする。

目下廣島地建よりブルトーザーの応援を求め焼跡の整理に全力を傾倒しているのであるが、これのみでは到底目的を達することはできないので、さらに罹災のため完全失業に転落せる約二千人を二ヵ月間雇傭し、整地事業を促進せんとするものである。

(b) 仮換地の指定について

都市計画の実現は一に土地区劃整理の設計及び施行規定による仮換地の指定を完了するにあるので五月中には万難を排して本事業の完成を期したい。

二、都市計画の構想（総事業費四億円）

建設省の次官・局長・課長・係員の派遣を早々に仰ぎ基本的な都市計画につき市並びに関係者と協議の上、つぎの計画を立案した。

1、袋川を防火帯とする緑地公園を作り街を二分する。

2、県庁――鳥取駅間街路二粁を幅員二〇米――二二米とし耐火建築街を建設する。

3、街路は一般に幅員を拡げる。

4、焼失区域内の区劃整理は県を主体として施行する。

5、公共施設、学校、病院、墓地、小公園、市場等を適正に配置する。

6、都市計画によるもの以外の被害道路も速急に復旧する。

右の都市計画に基き住宅計画をつぎのように定める。

	戸数	金額	国庫補助
公営住宅	一、六〇〇戸	三億六	二億四
住宅金融公庫住宅	一、〇〇〇戸	四億	―
建築防火帯造成	―	四億	二億

国庫二億円決定済

二億円決定済なるも四億円を要請する

計　二、六〇〇戸　一一億六　四億四

三、文教施設の復興について

焼失した学校は、中学校一、小学校二、盲学校一、聾学校一、計五校であるが義務教育施設であり速急に復興を図る必要がある。

右に要する建物復興費並びに設備復興費は三億八千三百万円を要するが3/4を国庫補助、1/4を起債とする。

四、衛生施設の復旧について

今回の大火により焼失した病院数は県立中央病院、鳥取保健所を始め大小三十の多きに達しているが、衛生施設の復旧は梅雨期を控えて一刻も猶豫のできない事情にあり、応急措置として県立中央病院及び鳥取保健所の平屋バラックを建築する予定である。

これに要する経費は約六千万円（3/4国庫 1/4起債）、更に恒久的建築及び設備費は三億五千万円（3/4国庫 1/4起債）を必要とする。

この他、県立木材工業指導所、県立工業試験場、保育所、市営浴場、屠殺場、市営市場等を都市計画の実行とともにその復旧を図る予定である。

◎以上これに対する必要経費は二四億二千万円であるが、応急復興事業をなすためつなぎ融資として六億五千万円を是非お願いしたい。

要望事項

右お願いした如く

一、短期融資について

応急復興事業つなぎ融資として六億五千万円実現方を特にお願いする。

二、預金部資金の民間融資について

ドッジ・ラインをもつて押えられている預金部資金の民間融資を、今回の災害は特に深刻であるので昭和十八年鳥取大震災の前例により七億円銀行を通じて流されるようお願いする。

三、国民金融公庫の融資額を二億円に増額方要望

国民金融公庫では五千万円の貸付が決定しているがこれを商工中金と同様、二億円に拡げて戴きたい。

四、農地を宅地に変換方承認について

今回の都市計画再検討の結果、宅地の不足分五万坪の補充として接続農地を宅地に地目変換方承認せられるよう要望する。

五、失業対策人員の増加について

今回の大火のため失業人員を二千人増加方労働省に要望する。

六、県立病院の応急措置について

焼失した県立中央病院の応急病舎として、鳥取大学校舎の貸与方を要望する。

七、国民健康保険について

市の給付資金二千三百万円を特別に流して貰うことを要望する。

第二節　野田建設大臣一行来県

野田建設大臣の一行は政府代表として鳥取市大火の罹災者慰問と被害状況視察のため、大臣秘書官、石破都市計画局長らを帯同して、二十九日午前六時二十五分、鳥取駅着列車で来県、小銭屋別館に小憩の後、同八時から、鈴木副知事、鬼丸土木部長らの先導で、末廣通り罹災者収容所、修立、日進、明徳、富桑、景福寺、北中、久松等各収容所をつぶさに慰問激励し、さらに鹿野街道、若櫻街道筋など、焼跡を視察、特に、鳥取市大火の東南方面への延焼防火壁となつた富士銀行附近など専門的に調査視察し、ついで久松小學校の罹災者収容所を訪問、罹災者代表

十数名から、政府の罹災救援に対する御礼と、罹災者共通の要望事項等を聴取して同十一時県会議事堂に到着、県首脳部、教育委員会委員、県会議員、鳥取市首脳部らから、それぞれ要望陳情を聴いたが、この席上で、鈴木副知事は左記要望事項の陳情を行い、ついで澤住県会議長、仲市、山家、井上、竹中各議員からもそれぞれ同様趣旨の要望陳情があり、野田建設相から、

『鳥取市の大火は戦後最大のものであること、十八日の閣議で災害状況を報告し吉田総理も心配していること。借地借家臨時処理法については議員立法を早急に実施すること、焼跡には、早くも相当数のバラックが建築されて市民罹災者の復興意欲が燃えているので心強く思つたが、帰京したら総理に報告して善処したい。特に鳥取県、市ともに、財政貧困であるので、政府としても特別の配意を考えたい』

旨回答して、新聞記者団と会見、昼食ののち午後二時発上り急行で帰京した。

要望事項

一、借地借家権の立法措置について

罹災者の借地及借家権の問題について紛争を生じている実情に鑑み、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二に基く「災害及び同条の規程を適用する地区」を定める法律を早急に制定せられたい。

二、県及び市の財政力補強措置として臨時特別法の制定方について

県及び市の財政状態は困窮の極に達している折柄、偶々今回の大火災に遭遇したのであるが、特に文教施設及び衛生施設並びに厚生施設等の公共施設については、緊急の復興を要し、しかもこれを不燒建築とすることが肝要であるが、この巨額に上る需要額を賄うことは到底不可能の実情にあるので、かかる点を御洞察の上財政補強の措置として、この際臨時特別法を早急制定の上九割程度の国庫補助が行われるよう御高配を願いたい。

三、県債元利償還費の高率国庫負担の措置について

今回の災害により県及び市の財政は極度の窮乏を来し、県債及び市債償還についても甚だしく困難を伴うことが考えられるので、この際償還費の高率国庫負担の措置を講ぜられたい。従来に於ても昭和九年災害及び昭和十八年の鳥取震災に於て、県債元利償還費の九割を毎年度国庫より補給せられた事例もあるので、この点是非共お願い致したい。

四、公共施設復旧費短期融資の措置について

今回の災害復旧事業計画を遂行するためには、公共施設の復旧等総額約二十八億七千八百余万円の巨費を要するが、目下決定されている二億円の短期融資は、公営住宅復旧及び罹災救助による短期融資等に限定せられ、如何ともしがたい実情にあるので、更につなぎ資金として八億七千万円を追加せられるよう格別の増額措置を講ぜられたい。

五、地方財政平衡交付金の増額措置について

今回の災害により、鳥取市の商工業地帯は殆と壊滅したのであるが、これの事業税、入場税、遊興飲食税、固定資産税等、税の減収及び減免措置等県及び市の財政は極度に困窮するので、地方財政平衡交付金の増額について格別の御措置を願いたい。

六、商工業復興資金として政府資金又は日銀斡旋の融資について

商工業の復興は最も急務を要し、この応急復興資金は総額凡そ三十六億円となるが、この中とりあえず二十二億円を必要とし、自己資金又は地元金融機関の措置により五億四千万円程度の調達は可能と考えられるので残り約十七億円は国庫資金又は日銀斡旋の融資を願いたい。

なお、次の措置についても併せてお願いしたい。

1、県及び市に於て、又は県信用保証協会に於て、金融機関に対し損失保証の措置を講ずるが、とりあえず政府資金又は日銀斡旋による融資十三億円の特別融資を早急に決定せられたい。

2、国民金融公庫の融資額は、とりあえず五千万円と決定しているが、これを速かに二億円に増額せられたい。

3、商工組合中央金庫は、まだその方針が決定していないが、とりあえず二億円の融資を願いたい。

4、住宅金融公庫取扱の住宅資金については、商業関係の店舗に対しても融資するよう特別の御措置を願いたい。

七、農林関係資金の融資並びに国庫補助金の交付について

農林関係の応急復旧費は約一億八千万円を必要とするが、このうち一般融資四千二百万円、農林漁業資金よりの融資一億一千万円、国庫補助四千万円の措置について早急にお願いしたい。

八、復興用木材について

災害復興用木材は約五十二万石を要し、このうち応急対策用として十七万三千石を必要とするので、この際国有林六万石の払下と同時に隣県（島根、岡山、廣島、山口、兵庫）よりの救援方について格別の御協力を願いたい。

九、厚生資金の割当について

国費をもつてする国民金融公庫の更生資金の割当を復活し、一世帯最高額の三万円程度まで認められたい。

一〇、国民健康保険の再建について

罹災のため、税金ならびに保険料が徴収不能となつたのと、罹災民の殆どが療養に苦しみ、生活の根拠さえも危ぶまれる現況に鑑み、鳥取市国民健康保険の再建整備に絶大なる御援助を願いたい。

一一、住宅金融公庫住宅の資金を二億円とされているが更に二億円以上を追加されたい。

理由

四月二十八日右住宅の仮受付を開始したが一日間に左表の通り五億円以上の申込があつた状況で、少くとも現在準備されている二億円の倍額を要望する。

取扱店	申込数	金額
鳥取銀行	四二五	一六一、五〇〇千円
扶桑銀行	八五〇	二九七、五〇〇
鳥取信用	一五二	五七、六〇〇
計	一、四二七	五一六、六〇〇

一二、防火建築帯の指定については所要書類が遅れるかも知れないができるだけ早く指定を願う。

一三、中小企業等協同組合、共同施設復旧費国庫補助金の交付について

国庫補助金の交付を受け共同施設を設置している組合のうち今回の災害を被つたものは七組合でこれ等の共同施設復旧費は八千五百三十六万余円に達するので、この中の半額四千二百二十五万円の国庫補助金交付方お願いしたい。

自治庁政務次官一行来県

鳥取市大火の実情視察のため自治庁の藤野政務次官、武岡財務部長らの一行五名は、四月二十五日午後鳥取駅着急行で来県、同日午後四時から知事室で高山県総務部長以下関係各課長、沢住県会議長ほか各議員、浜崎鳥取市助役以下各課長ら約四十名と合同協議会を開き、災害の惨状について詳細に聴取したのち、高山総務部長及び沢住県会議長から鳥取市復興のために財政上の特別措置をとられたい旨の強い陳情があり、藤野次官から、出来る限りの援助と措置を講ずるよう努力する旨の回答があつた。なお同次官一行は翌二十六日午後上り急行で帰京した。

橋本元厚相も首相特派で来県

元厚生大臣橋本龍伍代議士は吉田首相の『鳥取市を単なる地方消費都市として復興させるだけでなく、特定の産業を持つ力強い生産都市とする方法はないか』という意向連絡の使命を帯びて特派され六月十二日夜来県、十三日午掘中焼跡視察ののち正午から県庁知事室で西尾知事、鈴木副知事ら県首脳部、入江鳥取市長、米原鳥取商工会議所会頭らと会見のうえ復興対策について聴取懇談し、午後は県会議事堂で各界代表の陳情を聴取した。十四日午前は八頭郡丹比村竹市発電所予定地を視察、午後は県会議事堂で、県、市、商工会議所共催の協議会に出席、同夜帰京した。

第三節　国会の救援対策

衆議院では、十八日鳥取市大火災害対策委員会を設置し、救護復興の対策を講ずるため各党代表議員団を派遣、現地を視察調査した。又、与党の自由党では単独に鳥取市災害復興対策特別委員会を設置することになり二十三日の同党総務会で決定、また罹災都市借地借家臨時処理法を鳥取市に適用する法律案を本県出身代議士ら九議員で提案することになつた。

（註）この法律案は五月六日衆議院を通過し、九日参議院本会議に上程され、五月十三日公布施行となつた。

参議院議員団来県

鳥取市大火の慰問と調査視察のため、鳥取県に派遣された国会参議院議員慰問団の団長石川榮一氏(自)、河崎なつ女史（左社）、小川久義氏（改）、田中一氏（右社）、井上はつえ女史（緑）建設委員会調査員中島博氏、地方行政委員会委員相原桂次氏の一行は本県選出参議院議員中田吉雄氏とともに二十七日午後三時下り急行で来県知事室で鈴木副知事ほか各部課長澤住県会議長ほか各議員、濱崎鳥取市助役その他関係者に石川団長から慰問調査等の目的について挨拶があり、鈴木副知事から災害状況を説明、次いで澤住県会議長から同様説明と陳情要望があり、さらに鶴田教育長から学校関係の災害状況説明と復興に関する補助等の要望があつて、後議員団から「知事の陳情で概ね承知しているが、耐火建築、防火帯建設等復興については国会方面でも出来るだけ努力する」旨の回答と併せて罹災都市借地借家臨時処理法の適用を受けるよう至急法案を国会に提出することを約して罹災現地を視察した。

衆議院議員慰問団視察

鳥取市火災の慰問と調査のため、本県に派遣された衆議院慰問団の団長森幸太郎氏（自）、村上勇氏（自）、河原伊三郎氏（自）、福田繁芳氏（改）、松岡駒吉氏（右社）、衆議院参事高原秀雄氏の一行は、二十八日午後三時下り急行で来県、直ちに県庁に到着、知事室において鈴木副知事ほか各部課長、県会代表、鳥取市代表等から、それぞれ災害状況の説明、陳情、要望事項等を聴取し、ついで鳥取市役所で罹災者と懇談の後、焼跡を視察して、五時三十分から県会議場で、県当局、県議会、市関係者らと復興に関する意見交換を行い、衆議院としても、できるだけ復興に努力する旨約して、二十九日は罹災者収容所を慰問、午後二時上り急行で帰京した。

自由党総裁代理来県

自由党総裁代理内海安吉代議士及び本県選出門脇勝太郎代議士ら一行は二十日午後三時半来県、知事室に西尾知事を訪問見舞の後、二十一日は罹災現地視察の後、午後十時から知事室に西尾知事以下各部長、県議会代表、入江市長、市会代表らと災害復旧対策等を協議懇談した。その結果、罹災都市借地借家臨時処理法を鳥取市に適用する法案を自由党が提案することを約し、同法成立までの期間は、知事側が罹災地について建築制限等をするかどうか研究する旨申合せた。

第四節　火災復興対策東京本部の活動

鳥取県東京事務所が鳥取市大火の情報を知つたのは十七日午後六時三十分であるが、同事務所では直ちに職員を国警本部に詰めさせて情報の入手に努め、ついで同夜九時、同事務所に来所した門脇勝太郎代議士を中心に、当時在京中の野坂米子市長、栗林同市会議長らと協議の結果、同夜保利官房長官に情況報告を兼ねて閣議の招集方を依頼すると同時に、在京国会議員との連絡によりそれぞれ陳情分担を決めて活動を開始した。これにより十八日午

前九時には緊急閣議が開かれ、内閣に鳥取市災害復興対策本部を設けて保利官房長官を本部長とすることのほか、救護救助等急を要する諸事項が決定された。また本県選出の在京国会議員による緊急陳情として、衆議院関係では門脇代議士らが建設大臣、厚生大臣、大蔵大臣、農林大臣、安本長官、官房長官を訪問陳情し、さらに林衆議院議長、岩本同副議長らに面談陳情した結果、十八日衆議院に鳥取市災害復興対策委員会が設置され、同日午後三時院内において関係各省、国警本部の参集を求めて同委員会を開会、鳥取市大火の救助復興等、今後の措置について具体的方針が審議された。又、参議院関係では門田定蔵、中田吉雄両議員によつて院議による鳥取市復興対策の推進化が進言された。

かくて中央における救援復興等各省庁に対する陳情懇請の運動が緊急重要性を帯びて来たので、鈴木副知事らの一行は十九日夜行で上京、二十一日東京事務所に鳥取市火災復興対策東京本部を設置、副知事を東京本部長として具体的活動に入つた。活動の概要はつぎの通りである。

四月二十一日

この日、鈴木副知事らの一行は建設大臣、厚生大臣、安本長官、内閣官房長官、同副長官、建設省都市局長、同住宅局長その他に陳情すると同時に、建設大臣、厚生大臣、官房長官、安本長官らの罹災市民に対するメッセージを県総務課より携行のワイヤーレコーダーに録音した。

同二十二日

午前九時三十分、メリノール会にララ代表H・J・フェルセッカー氏を訪問、ララ物資を贈られたことに対し副知事から鄭重な御礼を申し述べた。

岡野国務大臣に面接、状況報告と起債計画について陳情した。

国民金融公庫総裁に生業資金融資方について陳情した。

地財委に荻田局長、武岡部長その他関係課長事務官らの集合を求めて起債、財政金融について懇請した。

大蔵省に河野主計局長ほか関係課長事務官を訪問、災害状況を説明して起債の確保、つなぎ融資の増額について陳情した。

同二十三日

林野庁長官、國有林課長に災害状況を説明し復旧用所要木材の供給を要請した。

寺本労働次官に対し失業対策事業として二千人分を要求した。

住宅金融公庫の理事、業務部長らと面談、住宅建設の融資について相談した。

商工組合中央金庫に豊田理事長、門司理事と面接、既貸付金の返済条件の緩和並びに生業資金の枠を二・三億ひろげて貰うよう陳情した。

中田建設次官に情況報告した。

警察豫備隊總監林敬三氏（元鳥取県知事）を訪問、大火情況を報告し併せて予備隊出行援助に対する感謝の意を表した。

同二十四日

鈴木副知事は全国知事世話人会に出席し、鳥取市大火に対する今後の協力について依頼した。

勞働次官との交渉により、焼跡整理を失業対策事業として一千人四十日の線がほぼ確定的となつた。通産省中小企業庁長官、振興部長と面談、商工中金による貸付三億円の枠決定について依頼した。

大蔵省の河野銀行局長、大槻銀行課長、福田總務課長らに面接、金融全般について大蔵省の強力な支援がなければ復興対策の根本たる資金の融通は到底期せられない旨陳情した。県有建物火災保険料二、四七七万四千円を植田財務課長が受領した。

同二十五日

西尾知事、入江鳥取市長の一行は、稲田直道代議士と同道、午後二時開かれた閣議の席上で鳥取市大火の情況を報告し、これが援助方について要望陳情した。又、自由党総務会はじめ各党に挨拶を行つた。次で中田吉雄参議院議員と同道、二十六日鳥取市に派遣される参議院議員鳥取調査団に概要を説明し、議長、副議長に陳情した。

二十六日以降も引続き知事、市長らの一行は関係各省庁に連日鳥取市大火救援の陳情懇請を行つたが、その間、宮内庁を問訪して天皇陛下より下賜された御救恤金の御礼を言上、又、二十八日午後三時十分から総司令部にリッジウェイ司令官を訪問、鳥取市大火に寄せられた米軍の救援に対する謝礼を述べ、リ司令官と三十分間にわたつて状況説明を行い、更に今後の支援を要請した。

かくて五月に入つたが、西尾知事は十日離京するまで関係方面に対する陳情懇請を継続し、知事帰県後は副知事、各部課長が波状的に上京、引続き災害復興の援助方について活動した。

第十一章　罹災者に対する慰問激励

第一節　知事、市長のメッセージ

罹災者の皆さんへ

鳥取県知事　西尾愛治

世はあげてまだ花見気分のさめやらぬ四月十七日午後三時ごろ、鳥取市の南方永楽通りの一角から突如として出火した呪いの火は、折柄吹きつのる南の強風にあふられて、忽ちのうちに燃えひろがつて手の施しようもなく、唯一のたのみとしていた市内を貫流する袋川の防火線を突破し、市内の心臓部である繁華街を総なめにして、火勢は益益猛烈となつて、遂に全市の大半を灰燼に帰してしまいました。この思いもよらぬ大火災によつて、経済の中心部である商店街は全滅したほか、学校、官公衙、会社、病院などの主要建物をはじめ、一般民家など、五千二百余戸を焼失したことは鳥取市空前の惨事として、真に痛恨に堪えない次第であります。不幸罹災された方方の困苦と、その惨状は言語に絶するものがあるので、県では直ちに災害救助法を発動して二万を超える気の毒な罹災民救助の万全をはかるとともに、その復興を強力に推進するため、鳥取市火災復興対策本部を設置して、急速な復興に努力することにしましたが、これが復旧再建に要する資金と資材については、到底本県独自の財政力及び経済力をもつてしては、目的を達成することができないため、県会とも協力して政府に対し災害復旧費の全額国

庫補助、復興資金の高額融資、災害債の全額承認などについて、特別の配慮をされるよう要望するとともに、県としては、目下具体的復興計画の樹立を急いでいますが、先ず最も重要なことは、都市計画の実施であります。これについては、建設省から中田次官をはじめ、関係局課長の来県を仰ぎ、県市その他関係者と協議の結果、従来の計画に、大改変を加えて、鳥取市火災復興事業計画を樹立しましたが、その総事業費は四億円、三ヵ年継続として、実施せんとするものであります。その概要は、

一、袋川を防火帯として帯状公園緑地にし、新旧両市街に二区分する。

二、県庁――鳥取駅間、街路二キロを巾員二十米乃至二十二米とし、耐火建築街として袋川と直交、市街を二分して都市防災をはかる。

三、焼失区域内の区劃整理を県が主体となつて施行する。

四、公共施設、学校、病院、墓地、小公園、市場、観光施設の適正配置をする。

などを行う計画であります。さらに県では、このほか、八千万円をもつて道路を復旧し、住宅については、取敢えず応急住宅一千戸、公共住宅を国庫補助によつて一千六百戸、住宅金融公庫の融資によつて一千戸を建設するほか学校の再建、商工業の復興、衛生施設の完備、生業資金の貸与などの厚生施設についても万全の対策をたてて着着と実施中でありますから、罹災者の方方は安心して復興に努力していただきたいと思います。なお、今度の災害は実に戦後わが国最大の火災といわれているため、全国民から期せずして絶大な同情が寄せられ、続続と夥しい救援物資が急送され敏速な配給が行われていますので、罹災者から感謝感激されていますが、なかでも駐留米軍から大型トラックと、鉄道貨車によつて、大量の救援物資の急送を受けたことは、皆様とともに感謝に堪えません。鳥取市は十年前におそわれた大震災に次ぐ今度の大火によつて、その復興は真に容易ならぬものがありますが、幸いに罹災者の方方は全国民から寄せられた温かい救援と激励とに感謝しながら復興の意気に燃えて雄々しく立ち上らんとしていられることは真に心強い次第であります。大天災に度々おそわれる罹災者の方におかれましては、その復興については今後幾多の困難に直面されることと思いますが、禍を転じて福となすという諺にもありますとおり、県としてもでき得る限りの事はする覚悟ですから、皆さんは決して失望落膽せず前途の光明を目ざしつつ、大勇気を奮いおこして、復興に勇往邁進、理想郷の建設にむかつて努力されるよう熱望致します。

◇　◇　◇

このように、大火後の救護と復旧復興にどつた返している中にも、四月二十八日の講和条約発効、日本独立の第一日を迎えた鳥取県では、五月三日の憲法施行五周年記念日に六十万県民に対して左の如き『平和条約発効に対する知事のメッセージ』を発表し、県庁では同日午前十時から県庁前広場で記念式典を挙行し日本国民としてその独立を祝福すると同時に、不死鳥の如く大火の試練から郷土復興再建に起ち上ることを誓つたのである。

（平和条約発効に対する知事のメッセージ）

四月二十八日をもつて日本は独立することになつた。この日ワシントンでは、アメリカを含む六ヵ国の批准書の寄託式及び日米安全保障条約批准書の日本側との交換が行われることになつて日本との平和条約はその効力を発生することになつたのである。

顧みれば終戦以来六年有余、平和条約を調印してからでも、既に半歳を経過したが、この間日本は占領軍の指導のもとに大きく転回して国際社会の一員として伍してゆける民主国家へと発展し、かくてその努力は独立という讃辞によつて報われたのである。

この時恰も新憲法施行されて五周年。日本国は、国民と共に世界の友好と信頼に迎えられて、その負托された役割はまことに大きくなつたと言わねばならな

い。歴史の歯車は新たなる廻転を始め、苦難と試練に通じる独立への道は拓けたのである。この意義ある日を前にして、戦後最大の大火災に鳥取市が見舞われたことは、筆舌につくし難い痛恨事ではあるが、独立した日の丸の旗の下に、日本の将来に希望をもち、より明るく理想的な郷土の再建を決意し、徒らに卑下したり悲観したりするのを止めて深く反省し、強くたくましく立上るならば、必ずやこの焦土は前にも増して力強い息吹きを吹返し、国力も遠からず列強を凌ぐ位置を確保することができるであろう。

私は県民各位と共にこの独立を慶び、この災禍にもめげず、この郷土の再建に努力し、新日本の前途の安寧を祈りたいと思うのである。

市民の皆さまへ（憲法記念日に当つて）

鳥取市長　入江　昶

独立最初の憲法記念日に当り、改めて被災市民各位に心より御同情申上げると共に、この度の災禍に県内はもとより全国各地から寄せられた御救援と激励に対し深甚なる感謝の意を表するものであります。想えば過ぐる大震災の創痍未だ癒えぬ当市が、再びこの災禍に見舞われたことは全く痛恨事といわねばなりません。しかしそれだけに灰燼の中から起ち上つた鳥取市民が、如何に努力し、如何に試練をのり切つて復興させ、禍を転じて福となすかは全国注視の中にあることを銘記しなければなりませぬ。私はかつて震災復興に示された市民の逞しい力を知つています。そして力強く信じております。久松山にもえる新緑は何を我等に教えているでありましょう。時恰も独立という日本の朝あけに、新生鳥取の出発こそ正に記念すべきスタートでなければなりませぬ。この際新たなる希望の前に、失えるものの嘆きを捨て、互になぐさめ、励ましあい、心を協せて、もつて一切の苦難をのり越え、復興にまいしんいたしましょう。

ここに記念日に当り市民各位の新たなる決意と御努力をお願いすると共に御自愛を祈る次第であります。

第二節　各大臣の慰問メッセージ

火災による被害状況を調査確認した県当局は一刻も早くというので、鳥取市の救護復旧復興対策について中央各省庁へ陳情懇請のため、鈴木副知事、鶴田教育長、森上衛生部長、河越企画課長、植田財務課長らの一行が、被災関係資料、写真のほか絵務課で録音した罹災者の声をワイヤーレコーダーで携行、十九日夜行で上京した。一行は直ちにそれぞれ関係各省庁を訪問、陳情活動を開始したが、携行した罹災者の生々しい火災当時の模様を語る罹災者の声は、野田建設大臣、吉武厚生大臣、周東安本長官らに聴取して貰い、その結果、次の如き罹災市民に与える関係各大臣のメッセージを録音、帰県して報道機関に発表した。

吉武厚生大臣　今度の鳥取市大火災につきましては、思いがけない火災であつたので政府もびつくりして、これは何とか早く救済の道を講じなければならないということで、厚生省からもすぐ翌日係官を出しましたし、閣議でも早速御報告申し上げて総理からも、君一つ手当をするようにという話で、先ず内閣にこの災害対策の委員会を作るということでつくりました。それから差し当り、つなぎ資金を出さねば金がないだろうというので、二億円預金部から金を出そうと、それから住宅公庫からも二億円ほど金を出して、すぐ住宅の方法を考えようということを決めまして、各省の係官を早速派遣するという方法を講じたわけです。我々としても今後できるだけの事を

致すつもりでありますから、どうか県当局におかれましても、どうか早く罹災民の救助と復興にお骨折り願いたいと思つております。

岡野国務大臣　鳥取市の罹災者の皆さま。先日は何と申し上げてよろしいかその言葉さえ弁えぬような大変な御災難で、さぞかし御苦難のことと拝察、蔭ながら深く御同情申上げている次第です。これが戦争の場合ならば、また諦めようもございましようが、独立を目の前に控え、山陰の雄都としてますます発展されようとしていられる矢先に、この御災難は返す返すも遺憾の次第でございます。しかし我々日本民族は苦難に遭うごとにますます勇気の出る国民性を持つています。あの大敗戦の後、世界の人々が驚きの目を向けるほどの復興を過去六年の間に成し遂げて来たのであります。皆さん、どうか元気を出して、この苦難を征服して下さい。我我政府におきましてもできるだけの御援助を致したいと存じ、目下内閣に鳥取市災害復興対策本部を作り、善後対策を考究中であります。なお近く自治庁と致しましても政務次官並びに担当官を派遣し、起債その他復興対策について御相談に乗りたいと思つています。どうか皆さん、お元気で復興に邁進せられんことを切望致します。

保利官房長官　終戦後最大の大火災と非常に不幸なことで罹災戸数も非常に大きく、成るほど副知事のお話のように、この写真を拝見致しまして、罹災者各位がどんなにか苦労されているかということは想像に余る。県庁や市の方々が苦心せられていることと思います。罹災者の方々並びに鳥取県は、財政的にも非常に恵まれない苦しい状態にあるということがよく分つております。総理大臣もできるだけ県並びに罹災者各位に対して手厚い措置がとられるようにというお話で、折角対策を講じております。どうぞ県におかれましても、罹災者各位におかれましても、勇気を出して頂いて、旧に優る立派な鳥取市を建設して頂きたいと思います。

メリノール会ララ物資代表H・J・フェル・セツカー氏　只今鈴木副知事様から鳥取市の大火災について色色お聞き致しましたが、何とお見舞の言葉を申しあげてよいやらその言葉がありません。心から御見舞申し上げます。今後いろいろと御苦労のことがおありのことと思いますが、どうか一日も早く起ち上られるようお祈り申し上げます。ララ物資を送つたことに対して御叮嚀なる鈴木副知事様の御礼の言葉に接し、本当にいたみいりました次第です。以上簡単でございましたが、鳥取市の皆様の御健康をお祈りしまして私の挨拶と致しました。

第十二章　税の減免措置

第一節　国　税

今回の罹災納税義務者に対する国税の軽減免除、徴収猶予並びに滞納処分の執行猶予等については、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」及び「昭和二十二年法律第百七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令」並びに「国税徴収法」等に則つて減免措置の諸方策が講じられたがその概要は次の通りである。

一、減免について

災害のための住宅又は家財について被害を受けた者で、二十七年分の総所得金額の合計額が八十万円以下であるものに対しては、その年分の所得税額を次の区分によつて軽減、又は免除する。

合計所得金額が二十五万円以下	所得税額の全部
合計所得金額が五十万円以下	所得税額の十分の五
合計所得金額が五十万円をこえるもの	所得税額の十分の二・五

例えば給与所得者についてみると、罹災損害額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上の罹災者で、二十七年分の合計所得金額の見積額が二十五万円以下の場合は申請によつて、給与所得者の場合は所得税の徴収を猶予すると同時に二十七年一月一日から災害のあつた四月十七日までに徴収された税額を還付する。

右の見積額が二十五万円以上五十万円以下の者に対しては、災害のあつた四月十七日から六ヵ月間は所得税の徴収を猶予する。又その見積額が五十万円以上八十万円以下の場合は、申請によつて、罹災の日から三ヵ月間所得税の徴収を猶予する。

相続税の納税義務者には被害を受けた部分に対する税額を免除する。

二、徴収猶予及び滞納処分の執行猶予等について

罹災納税者に対する次の租税で、罹災後一年以内に納期の到来するものについては、その税額の全部又は一部を各納期限から一年以内の間徴収を猶予する。

一、所得税、増加所得税、法人税又は富裕税

二、災害に因り被害を受けた日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に対する相続税

三、災害に因り被害を受けた日の属する月分及びその前月分の酒税

四、災害に因り被害を受けた日の属する月分及びその直前の二月分の物品税

罹災納税者が滞納国税附滞金及び滞納処分費を納付することが出来ない場合は、その徴収又は納付が不可能と認められる金額に限り一ヵ年以内その徴収を猶予する。この場合その徴収の猶予は分割徴収の方法を認める。

三、減税、徴収猶予等の申請について

罹災納税者の所得税、法人税、相続税、富裕税、酒税及び物品税で罹災後一カ月以内にせねばならぬ課税に関する申告、申請及び請求は、災害の止んだ日から二カ月以内にしなくてはならない。

なお鳥取税務署で取扱つた罹災納税者に対する減免措置の件数、金額は次の通りである。

災害減免によるもの（二十七年分）

税別	金額	件数（人員）
源泉所得税	六、七五五、二五一円	二、三三人
申告所得税	二、八二三、六五五円	三三件
法人税	二、六二一、五五〇円	五九件
相続税	八二、八一〇円	一件
富裕税	九、七〇〇円	一件
酒税	二、一〇一、一六〇円	二件
物品税	三、九一〇円	八件

国税徴収法によるもの

税別	二十六年分以前 金額	二十六年分以前 件数	二十七年分 金額	二十七年分 件数
源泉所得税	一、三一七、六三九円	六一件	二九八、八〇一円	三件
申告所得税	七、八〇七、四〇六円	四一八件	四三五、九六〇円	一五件
法人税	二、七三二、八四二円	五六件	一、三一六、五一〇円	五件
相続税	三五六、八四〇円	一件	一九六、六〇〇円	一件
再評価税	二〇〇、九六〇円	六〇件	一八、三六〇円	一件
物品税	五〇三、三三一円	三三件		

災害減免法による源泉所得税還付額（二十七年分）

源泉所得税　三、三〇七、七六七円　一、六五〇件

災害による減少税額の見込の主なもの

源泉所得税	一四、七〇〇、〇〇〇円
申告所得税	五六、三〇〇、〇〇〇円
法人税	一五、〇〇〇、〇〇〇円

第二節　県税

今回の大火罹災者に対する県税の減免措置については、特に高度の減免率を、なるべく大幅に適用したいという意図で中央の諒解を得ることに努力したが、罹災者に対する県税の中で地方税法の上から減免の途の開かれている税としては、事業税、特別所得税、自動車税の三税目のみであるので、このほかに、入場税や遊興飲食税の特別徴収義務者に対する納入義務免除の問題とか、既に租税債権の確定している税の徴収猶予、滞納処分の執行猶予又は停止等、罹災者の復興再起の促進を徴税面からも緩和援助でき得る方策は、すべてその措置を講じた。

これら諸方策のうち、徴収猶予及び滞納処分の執行猶予、執行停止等の処分は、地方税法の適用、国税徴収法の準用等により、別段自治立法の措置は必要ないが、その他の部分は、単独条例を設定することとし、昭和二十七年

六月臨時県議会の議決を経て、同年七月十一日鳥取県条例第三十二号をもつて公布した。

これら一連の措置の概要は次のとおりである。

一、事業税及び特別所得税について

（減免の方針）

（一）昭和二十七年度分の事業税及び特別所得税は、その大部分が火災以前の事業実績に基いて課税されるのであるが、その納付期日の頃には、火災のため著しく資力が低下し、到底その負担に耐え得ないというのが罹災者の実情であるので、減免はこの昭和二十七年度分の税について行うこととした。

（二）被害割合の大きいものほど高率の減免を行うこととした。

この場合、被害割合の算定は、地方税の本質に鑑み、事業用固定資産の被害割合によることとし、事業用以外の資産は、これを考慮に入れなかつた。

（三）事業経営の実態に鑑み、個人については法人より高率の減免を行うこととした。

（四）小額所得者ほど高率の減免を行うこととした。

（以上の方針で決定した減免率は次表のとおりである）

被害割合	法人個人の区分	所得金額による階級別減免率			
		所得金額が二五万円以下のもの	所得金額が二五万円をこえ五〇万円以下のもの	所得金額が五〇万円をこえ八〇万円以下のもの	
十分の五をこえ十分の八までのもの	法人	税額の十分の二・五	税額の十分の二	税額の十分の〇	
	個人	税額の十分の五	税額の十分の四	税額の十分の二	
十分の八をこえるもの	法人	税額の十分の五	税額の十分の四	税額の十分の四	
	個人	税額の十分の十	税額の十分の八	税額の十分の四	

二、特別徴収義務者に対する納入義務の免除について

特別徴収義務者に対しては鳥取火災が四月十七日に発生したので、三月分の納入期日から火災発生の日までの間に徴収した税を焼失するような事態もあるので、これら焼失した分まで納入せしめることは不当であるので、この焼失分はその全額の納入義務を免除することとした。

（註）特別徴収義務者とは、入場税又は遊興飲食税を個々の納税者から徴収して、県に一括納入する義務を負荷されている人のことであり、例えば映画館や、旅館や料理店等の経営者等であるが、これらの人達は、映画館に入場する人や、旅館に投宿する人達からその都度定められた税を徴収し、毎月一ケ月分を取纏めて、その翌月の五日、或は十日と、規定された納入期限までに納入する義務を一方的に負わされているのである。

三、自動車税の減免について

（一）自動車を所有する者が、火災のため自動車を使用不可能になるまで破損したときは、その使用不可能の期間に応じて、月割をもつて自動車税を減免することとした。

（二）右のほか、自動車税の納期は、第一期分が四月、第二期分が十月となつているので、自動車そのものの被害の有無に拘らず、自動車の所有者自体が罹災者である場合は、その者に対する自動車税の納期を、第一期を十月、第二期を翌年一月にそれぞれ延期することとした。

四、その他

（一）納期限の延長

罹災者に対しては、一切の県税について、その納期限が火災の日以後三十日以内に到来するものは、これを六カ月をこえない限度で納期限の延長を行うこととした。

(二) 徴収猶予その他

徴収猶予、滞納処分の執行猶予及び執行停止等の処分は、この条例と別段の関係はないが、法律の定めるところに従つてなるべく大幅にこれを適用することとした。

第三節　市　税

国税、県税等の減免措置に準じて鳥取市でも市税の減免措置を行うことになり、次の如く市条例を定めて六月六日公布施行した。

鳥取市大火災罹災者に対する市税の減免に関する条例

市税の減免の特例

第一条　昭和二十七年四月十七日出火の鳥取市大火災（以下「大火災」という。）に因り、罹災した納税義務者又は特別徴収義務者の納付又は納入すべき市税の減免については、鳥取市税条例（昭和二十五年鳥取市条例第十号）に定めるものの外、この条例の定めるところによる。

市民税の減免

第二条　大火災に因り甚大な被害を受けた者に対しては、左の各号に定めるところによつて、市民税額を軽減又は免除する。

一、法人については、昭和二十七年度分の均等割額及び昭和二十七年四月一日の属する事業年度分の法人税割額を、当該事業年度の月数で除して得た額に、十二を乗じて得た額の合計額に対し、大火災前において当該法人が所有していた固定資産（固定資産税の課税客体である固定資産のうち土地以外のものをいう。以下同様とする。）の総価額に対する焼失した部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下本号において同様とする。）の割合が、左の表の上欄に掲げるものにつき、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する市民税額を軽減又は免除する。但し本分の規定によつて計算した軽減すべき市民税額が、当該事業年度分の法人税割額をこえる場合においては、次に到来する事業年度分の法人税割額から軽減する。この場合においてなお軽減すべき市民税額に残額があるときは、当該残額については爾後に到来する事業年度分の法人税割額からの軽減の適用はないものとする。

固定資産の総価額に対する焼失した部分の価額の割合	減免率
三割以上五割未満のもの	十分の三
五割以上八割未満のもの	十分の六
八割以上のもの	十分の十

二、個人については大火災前において当該個人が所有していた資産（土地及び無形の資産を除く。以下本号において同様とする）の総価額に対する焼失した部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下本号において同様とする。）の割合が左の上欄に掲げるものにつき、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する市民税額を軽減又は免除する。

資産の総額に対する焼失した部分の価格の割合	減免率
三割以上五割未満のもの	十分の三
五割以上八割未満のもの	十分の六
八割以上のもの	十分の十

固定資産税の減免

第三条　大火災に因り甚大な被害を受けた固定資産の所有者に対しては、罹災を受けた固定資産の総価額に対する、焼失した部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下本号において同様とする。）の割合が、左の表の上欄に掲げるものにつき、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する固定資産税額を軽減又は免除する。

固定資産の総価格に対する焼失した部分の価額の割合	減免率
三割以上五割未満のもの	十分の三
五割以上八割未満のもの	十分の六
八割以上のもの	十分の十

（自転車税及び荷車税の免除）

第四条　自転車及び荷車の所有者が、大火災により罹災し、且つその所有する自転車及び荷車を焼失したときは、その自転車及び荷車に対する昭和二十七年度分の自転車税を免除する。

（電気ガス税、木材引取税、広告税及び入湯税の納入義務の免除）

第五条　電気ガス税、木材引取税、広告税及び入湯税の特別徴収義務者が大火災に罹災し、昭和二十七年四月一日から大火災当日までに徴収した納入金を焼失したときは、その焼失した金額を限度としてその納入義務を免除する。

（申告の特例）

第六条　大火災に因り罹災した者の納入すべき市民税、法人税割額、電気ガス税、木材引取税、広告税及び入湯税については、火災のあつた日以後一ヵ月以内になすべき課税に関する申告は、火災の止んだ日から二ヵ月以内にこれをなすことができる。

（減免の申請）

第七条　第二条から第五条までの規定の適用を受けようとする者は、市長に減免の申請をしなければならない。

（条例施行の細目）

第八条　この条例施行のため必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は公布の日から施行し、市民税の法人税割については昭和二十七年四月十七日の属する事業年度分、その他の市税については昭和二十七年度分から適用する。

附・告　示

鳥取県告示第二十二号

伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十九条第一項第一号の規定により次のように健康診断を実施する。

昭和二十七年四月二十八日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

一、期間　自昭和二十七年四月二十八日
　　至昭和二十七年五月七日
一、地域　鳥取市一円
一、対象　伝染病毒に汚染された疑のある者

告　示

鳥取県告示第二百四十六号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理地域内の計画道路を、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の道路として指定し、昭和二十七年五月二日から適用する。

昭和二十七年五月九日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県規則第三十四号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程の一部を改正する規則

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。第六条第七号中「学識経験者その他十一名」を「学識経験者その他九名」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

鳥取県鳥取火災復興事務所規則をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県規則第二十七号

鳥取県鳥取火災復興事務所規則

（設置及び目的）

第一条　鳥取市火災復興の事務を整理するため鳥取市に鳥取県鳥取火災復興事務所（以下「事務所」という。）を設置する。

（事務）

第二条　事務所は、次の事務を処理する。

一、鳥取市火災による土地区劃整理に関連ある測量、調査及び指導監督に関する事項
二、土地区劃整理審議会に関する事項
三、前各号の外、特に命じた事項

（職員）

第三条　事務所に次の職員を置く。

所　長
事務吏員　若干名
技術吏員　若干名
その他の職員　若干名

（施行規定）

第四条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は昭和二十七年五月一日から施行する。

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年四月三十日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県規則第二十八号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程

（設置及び目的）

第一条　火災復興土地区劃整理の促進を図るため、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二条　審議会は、知事の諮問に応じ、土地区劃整理に関する事項を調査審議する。

（審議会の意見聴取）

第三条　知事は、換地及び補償に関する事項については、審議会の意見を聴かなければならない。

（組織）

第四条　審議会は、会長及び委員をもつて組織する。

（会長）

第五条　会長は、知事をもつてこれに充てる。

（委員）

第六条　委員は、左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

一、木土部長
二、県議会議員　四人
三、鳥取市長

四、鳥取市会議員　四人
五、鳥取市建設課長
六、地区内土地所有者　四人
七、学識経験者その他　九人

2、前項の委員は、知事が任命又は委嘱する。
3、会長は、会務を総理する。
4、会長に事故があるときは、土木部長がその職務を代理する。

（会議）

第七条　審議会の会議は、会長が招集し会長が会議の議長となる。

2、会長は、審議会開催の日から少くとも三日前までに招集及び会議の事項を委員に通知しなければならない。但し急施を要する場合は、この限りでない。
3、審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
4、審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係職員の会議への出席）

第八条　関係職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

（幹事及び書記）

第九条　審議会に幹事及び書記若干人を置き吏員の中から知事が任命する。

第十条　議長は、議事録を作製し委員二名以上がこれに署名捺印する。

（運営）

第十一条　この規則に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県規則第八十七号

鳥取県建築基準法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

建築基準法施行細則

（確認申請手数料の減額）

第六条　政令第十三条の規定による建築確認申請の手数料の減額及び算定方法については、左の通りとする。

一、（省略）
二、罹災地における知事の指定した区域内の建築物で、罹災後三月以内に確認の申請をするものにあつては、政令第十条及び政令第十一条の規定による額の二分の一とする。

第二編　災　害

第一章　火災の被害状況

第一節　総　説

昭和二十七年四月十七日

中国山脈を越えて、狂わしく日本海に吹き抜ける南々西の強風が、白い砂塵を巻きあげて鳥取市街の軒々をのたうち廻る魔のように、気味悪い叫びを叩きつけていたとき、突如、鳥取駅に近い街の一角から時ならぬ火煙が噴き上つた。

駈けつけた消防団によつて、一たん消えたと見えた火焔が又しても噴き出して、みるみるうちに拡がり、消防陣必死の苦闘も空しく遂に都心部の大半を焼きつくしてしまつた。

斯くして鳥取市の大火は戦後最大の記録をつくつてしまつた。

即ち鳥取市は空襲という戦争の直接の被害は免がれたが、今回の大火で二百億にのぼる被害を蒙つたのである。

かつて昭和十八年九月十日の大震災により全市殆んど全壊して、一千余名の死者さえ出した鳥取市は、その後、戦争中、或いは終戦後の最悪の経済事情をよく克服しながらも試練を越えて漸く十カ年、復興が殆んど完成し、或いは一部復興の中途においてこの災害に遭つたのであるから、罹災市民は勿論、県、市の財政的、並びに精神的に

及ぼした打撃はまことに大きかつた。

幸に市民の旺盛な復興意欲と、政府をはじめ全国各地から寄せられた救援と同情により灰燼の中から不死鳥の如く起ち上つた鳥取市民は、いま大きな希望に燃えながら復興の歩みをつづけているが、左にその諸般に亘る被害状況を記して見よう。

第二節　鳥取市の地勢及び沿革と市街の状況

(一)　地　勢

鳥取市は、鳥取県の東北部千代川の流域に位し、東は岩美郡福部村に、南は同郡宇倍野村を始め四ヵ村、西は氣高郡六ヵ村に接し、北は洋々たる日本海に臨んでいる。

経緯は東経百三十四度十九分、北緯三十五度三十分に位し、極東百谷より極西賀露町まで一二粁九八二米、極南数津より極北濱坂まで七粁二〇四米に及んでいるが、面積は四五、一四七平方粁で地勢は概ね平坦であり、殊に西方平原部は土地肥沃し、灌漑も至極便利で米麦を初め、鳥取県における三大農産地の主要部を占めている。本市の地域を流れる主要な河川としては、千代川と袋川があるが、袋川は市街を東西に分断して中央を流れ、千代川は遠く中国山脈沖の山に源を発し、悠々と北流すること凡そ五七粁、袋川を合し鳥取港を経て日本海に注いでいる。

海抜の最高が摩尼山の三一一米、次いで往時の要害久松山二六三米が市の東北に聳立し、稲葉山とともに岩美郡との境界をなしている。

市街での最高は百谷の九〇米で、最低は賀露町の三米であるが、概ね市街地は平坦で、北部は東西十六粁、南北二粁に亘り起伏蜿々とする大砂丘地帯で、原始の謎を秘めた全国に稀な大自然の公園として、その面積においても、砂層の深さにおいても我国で他に例を見ない所謂「鳥取大砂丘」となつている。

(二)　沿　革

鳥取地方がその昔沼沢地のみでなく、相当深く入江であつたことと、鳥取部氏、或いは鳥養氏の居住地として地名に転訛するに至つたこと等照合して、この地方が大陸とともに古くから拓けていたと信ずべき幾多の理由があるが、それはさておき、鳥取市が城下町として形造られるに至つたのは何といつても先ず足利末期とせねばならない。即ち今から四百年前の天文十四年、布勢の城主山名誠通（氣高郡松保村布勢天神山）が臣田原某をして但馬口の押えに初めて砦を築かせたのが鳥取を城下町に形づくる基をなしたもので、次いで永録六年その臣の武田高信がその城に拠つて叛いたので山名豊國はこれを討つたが、かえつて敗れ、高信の武威は大いに振つたものの、豊國が山中鹿之助の応援を得て高信を斃し、布勢城から鳥取城に入城し、それより本城とするに至つてから次第に発展して行つた。豊國の歿後、天正九年に羽柴秀吉が攻囲した時は毛利の一族吉川經家が城主として城を守つていたが、五ヵ月の善戦も空しく糧食つきて開城し、經家は責任をとつて自刃した。

それより城主は宮部善祥坊、池田長吉、池田光政と替つたが、最も本格的な市街としての構造が成つたのは池田光政が姫路から、因幡伯耆の国主として移封され鳥取を居城としてからのことで、ここで初めて鳥取は両国の中心地となつたのである。即ち当時六万石の家中がいたに過ぎなかつた鳥取の町は三十二万五千石の大家族を収容するには余りにも狭小であり、ために市街の拡張工事が進められ、袋川の改修工事から町の区劃整理等鳥取における光政時代の十六年間のその大半は、拡張工事に専念して現在の市街の基礎を作つた。

池田氏の統治二百七十七年間は、政治文化の中心地のみならず、因伯の経済的中心地として栄えたのである。その後明治四年廃藩置県となり鳥取藩は鳥取県となつたが同九年島根に合併され、同十四年に再置される等、幾多の変遷を経て、明治二十二年十月一日市制を施行することとなり、同二十三年一月四日鳥取市役所を開庁し、爾来、その運営につとめ、教育、産業の発達振興とともに自治の進展も大いに見るべきものがあつた。

大正十二年から昭和十二年の間には隣村の合併があり、いよいよ生産都市としての整備を確立して現在に至つた。

(三) 市街の状況

鳥取市は人口六万一千、世帯数一万三千余、県庁の所在地として多くの官衙、学校等があり、古い城下町として文化の中心をなして発達して来たが、昭和の初期までは消費的性格が大きく左右し城下町らしい消極的な面を有していた。

近来漸次、木工、鉄工業等小規模ながら発展して、近郷隣接町村の経済的中心地となるに至り、特に日華事変勃発以来著しいものがあつたが、経営の形態が小資本による殆んど家内工業的な工業、或いは商業であつて大企業によるものは稀れであつた。

従つて近代的な市街の感覚には乏しく、道路等も狭く旧家の木造建造物は密集し、古色豊かな街を形成していたが、それだけに小じんまりとした樹木の多い美しい城下町でもあつた。しかも都市計画事業は、昭和十四年区劃整理事業が施行されて以来、街路の拡張も行われたのであるが、交通量の発達に平行し得ず、都市の有機性を失い、市の発展を阻害していた。

ところが昭和十八年九月、鳥取市を中心とする大震災で倒壊二七、四〇五戸、焼失二九七戸、死傷五、〇七〇人という大きな惨害を被り一瞬にして殆んど全市が壊滅の悲運に遭遇した。即ちこの震災によつて新たな構想のもとに震災復興都市計画事業の目標が道路幅員の拡張と道路系統の整備に重点をおいて実施されたので幅員一三・五米、一一米等の一部が完成したが、時恰も大東亜戦争の開始とともに、資材、労務等の不足に当面しながらもよくそれを継続して来た。さらに、終戦後の情勢の変化は資材を極度に制限して事業の進捗を阻み、困難な状況におかれたが戦後において政府は生産都市再建整備事業を興して、都市の有機性高揚に数多い効果を挙げたのであつた。

その後これに代つて重要幹線街路事業が実施される等、本市発展の構想は着々として実現されて来たが、区劃整理事業も四囲の情勢特に農地調整法等に制約を受け、阻害されたが一応軌道に乗つて計画を遂行した。

震災復興都市計画事業並びにその後の生産都市再建整備事業に併行して、震災による住宅、工場、店舗等過去十カ年間に漸く復興も成り、震災前の鳥取市街の姿に立直つた。

特に中心市街地は昭和二十五年建設省告示第三十一号によつて、準防火地域として指定され、耐火建築を進めて防火の点から建築物も逐次整備されて来たのである。

最近鳥取市の性格が、前記の通り商業を主体とした消費都市から、木工業その他鉄工業の著しい発展による生産都市への切替えも順調に行つて、市内に豊富に湧出する温泉郷、さらに鳥取大砂丘上の偉観とともに、商工、観光都市としても又その条件を整備しつつ現在にいたつたのである。

第三節　火災の状況

昭和二十七年四月十七日午後二時五十五分、第一火元家屋（市内新町二七高田好次郎氏所有空住宅杉皮葺木造平家建約十四坪）屋根上より、白煙の上つているのを、同建物より東南方約三十米にある鳥取駅信号所二階に勤務中の信号手が発見した。そして折柄同所東横線で入替作業後停車休憩中の乗務機関士、同助手に大声で「火事だ！」と叫びながらその方向を指したので、機関士は直ちに火元へ駈けつけ、家屋に入ろうとした。しかし入口に錠が掛つていたため附近にあつた梯子で屋根庇に上り、附近の住民十数人と協力し、バケツリレーで消火につとめたが、意の如く消火できなかつたので居合せた住民が附近の丸茂旅館に駈けつけ消防署へ火災の電話通報をしたのである。そこで東消防署より二台、末廣消防署より一台の消防車が直ちに出動、五分後には完全に注水消火により一たん鎮火を認めた。

ところが北側隣接の鳥取市営勤源温泉（木造瓦葺平家建七九・五坪）に延焼したものか、屋根上にある湯気抜鐙戸より黒煙と火焔が混同して猛然と噴き出しているのを、未だ第一火元家屋の屋上にあつた消防士によつて発見された。（推定午後三時三分頃）

ここで新しい事態の発生とともに直ちに消火態勢はとられたが、折柄の南南西の強風（現場瞬間風速一五米）に煽られた火勢は猛烈なる火流及び飛火となり、勤源温泉を忽ちにして焼き尽して附近に延焼し、末廣通りの一角をなめ尽して大火の様相をなすに至つた。

即ち消防隊の必死の活動も空しく、火焔は東北に延びてさらに末廣通りから県庁に至る市内の目抜通り若櫻街道に延焼し、遂に袋川南岸一帯の川外大工町、瓦町が一瞬の中に火焔に包まれ、県下数十ヵ町村からかけつけた救援の消防隊は勿論、全市民が最後の防火線として期待していた袋川（幅員約十七米）も、強風に煽られた火焔は殆んど水平に若櫻橋南岸から突破して、北岸の櫻筋商店街に延焼した。

その頃火流は北北西に進み、飛火は猛烈となり、午後四時三十分頃には北方約二粁にある愛宕山に飛火し、さらに各所に飛火延焼して山火事を併発した。

一方、袋川以北に進出した火勢は、川端通りの繁華街、若櫻、智頭両街道筋の商店街、新町、二階町、本町を焼き尽して、本町二丁目からさらに鹿野街道筋に拡大し、延延一粁に跨り、午後八時頃には全市の三分の一は全く紅蓮の火焔の中に阿鼻叫喚の生地獄を現出するに至つた。

風はこの頃やや衰えたが、火勢は尚猛烈に延焼し、午後九時過ぎには水源地の水を使い果して全く消火不能とな

り、応援消防隊も、家財の搬出等に協力するのみで手のつけようもなかつた。

勦源温泉が火を発してから約十時間を経過する頃には、風速は次第に衰えて行つたが、昇騰気流の発生により、地表附近には渦巻気流を生じて、火流はいよいよもの凄く、総ての可燃物はこれを完全に焼き尽してしまつた。

翌くれば十八日の午前一時過ぎには寒冷前線の通過に伴つて俄かに北西に変り、天候も高曇りから小雨（降雨量三・一粍）となつたので、漸く火勢も弱まつたが、風向の逆流に伴つて、県立図書館の一部と市勢北端の湯所町周辺まで類焼し、ここに延々十二時間に亘る大火災も、午前三時頃には終期に入り、四時頃には全く延焼の危険もなくなつて、延五〇〇、〇〇〇坪を焦土と化し、漸く鎮火の状態となつた。

このような大火となつたため、初め袋川で阻止できると思いこんだ市民は、袋川堤防に荷物を搬出避難したが、風下となつてこの両岸は焼け尽されたので、折角持出した荷物を焼失したり、或いは転転と風上へ移動したりして、遂に千代川堤防附近や、行徳方面に陸続と避難し、恐怖の一夜を荷物とともに明した。なお、愛宕山に移つた山火事も同時刻頃には飛火延焼の危険もうすらぎ、午前五時頃には、鎮火後の煙が全市の空を覆つて、変りはてた焦土の街に、火事特有の異臭が流れてしずかに夜は明けて行つた。

なお今回大火の延焼速度は次の通りとなつている。

○焼失戸数　一分間　七・二戸

○火焔による風の方向の延焼速度平均　一時間　二二〇米

○同　最大（十七時）　同　三八〇米

○同　風向と直角方向の速度　一〇〇米

○飛火による延焼速度　四〇〇米—六〇〇米

第四節　焼失区域の状況

火元勦源温泉附近は周囲に官公庁、会社、事務所、旅館等の木造建築物が密集し、焼失区域はその殆んどが昭和十八年の大震災後に、応急的に建造された木造家屋が多く、市の中心をなす若櫻街道、智頭街道、鹿野街道の筋は商店街で家屋が密集していた。市内周辺は北部に久松山（城山）をひかえ、その山麓には県庁を初め、官庁、学校、病院等比較的大なる建物と住宅街があり、袋川を横断する若櫻街道を中心に上、下流北側堤防約一粁の間は終戦後引揚者等が粗雑なバラック店舗を建て、一時は本市最大の繁華街であつたこともある。下流附近には空地も相当多く、製材工場等若干がある外、住宅街となつており、全般的に道路狭隘にして木造建物がその殆んどでしかも家屋が密集しており、火災上危険状態にあつた。昭和二十四年都市の調査に来鳥した東京工業大学教授建築材料研究所長工学博士田邊平學氏は予防時報第十号に予言の的中と題して鳥取市の大火を機に概略次のように発表している。

この町は筆者が、昭和二十四年十一月九日に実地踏査を行い、都市の性格、地勢、気象、出火率、都市構成、建築物等の諸点から診断して人口割合から見て大火危険度最大、筆者の分類法によれば最下級の「七級都市」というのに属し、二八〇日即ち約九ヶ月に一回の割合で大火が起つてもやむを得ないような状態にある。と言つて警鐘を乱打しておいた都市

なのだが、不幸にも予言の適中を見てしまつた。筆者が特に案じていたのは鳥取市の都市構成と建築物の実状であつた。即ち鳥取市は幸か不幸か非戦災都市であるため、都市計画的には防火上殆んど見るべきものがなかつた。即ち昭和十八年九月十日の鳥取地震の後、都市計画は相当改良された筈だのに、例えば駅前通りの如きは、震災前の計画による幅員二〇メートルを一三・五メートルに縮小してしまつたという調子である。他の戦災都市に多く見るような広幅員のいわゆる「広路」もなく、市内至る所が旧城下町特有の狭い街路で、自動車ポンプが速度を出して走れる街路は極めて少く、全然進入できない所さえ少くなかつた。しからば街路の狭少を補うべき公園、緑地があるかと見れば、在来の公園として久松公園と栃谿公園の二つがあるが、どちらも市街地の東方に当る山麓にあつて西北風を最多風向とする鳥取市では風下の郊外に位置しているため防火上の効果は全然期待できない。この外には計画中の公園、緑地もなく、僅かに区劃整理で得られた約五%の空地を公園用地として保留しておいたものさえ震災や農地関係から住宅地に充当してしまつたという有様であつた。「防火地区」として指定されたものは戦前には勿論なかつたが戦後の昭和二十四年の秋に至つても「迚防火地域」の計画もまだ樹てられていないという実情にあつて、これもまた全国の諸都市に比して著しく後れていた。これに反して防火上の「危険地区」と認むべきものが市内の随所に見出された。例えば川端一丁目から四丁目に亘る地区の如きも密集した繁華街で、危険率が高いと見られたが、特に筆者をして眉をひそめさせたのは、水利上のみならず、市街地を中央部において東西に横断する唯一の防火帯として、また都市美の上からも最重要と見らる袋川の堤防上に引揚者その他のためのバラックが密集して建設されているのを見出したことである。「防火上から見ては、正しく鳥取市の自殺行為というべきである。事情はあるにもせよ建てた者も建てた者だが、建てさせた者も建てさせた者だ。建築行政いずこにありやと問いたくなる。」とまで筆者をして心から叫ばさせたものは実にこの一帯であつたのである。果然今回の大火で若櫻橋、鹿野橋間の堤防上のバラック群は延焼の橋渡しをして火は簡単にこの川を跨いで南岸から北岸へと燃え拡がつてしまつた。」

以上のように述べているが、田邊氏の言、不幸にして正に的中してしまつたのである。（昭和二十四年当時に既に今日の運命が決定されていたともいえるのである。）

焼失町名

今回の火災による焼失区域は、面積にして五七万坪、六一町区域の広範囲に及び、旧市街地の三分の二は殆んど灰燼に帰した。全町焼失したもの四十六町、町の大部分又は一部焼失したもの十五町で、市の行政上使用している区域の町名で示すと次の通りである。

（イ）全町焼失したもの

西町三区、同四区、湯所町二区、豆腐町、鹿野町、下横町、下台町、玄好町、材木町、本町通り、三軒屋、二階四丁目、茶町、元魚町三丁目、魚町尻、川端四丁目一区、同二区、四丁目尻、南本寺町、元鑄物師町、新鑄物師町、丹後片原町、川下町、片原二丁目、片原三丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、藪片原町、川外大工町、遊園地仮住宅、東品治一区、東品治二区、東品治三区、瓦町、瓦町園内、梶川町

（ロ）町の大部又は一部焼失したもの

東町三区、東町四区、西町一区、西町二区、湯所町一区、湯所町三区、北本寺町、新品治町、薬師町、片原一丁目、新町、大平町、末廣町、永樂町、今町一丁目

第五節　出火の原因と大火に至つた要因

（一）　出火の原因と捜査の結果

何分稀に見る大火のため、その原因については種々噂され、検察当局において厳密な調査が進められたが、いずれも証拠不十分として確定的な結論に達せず、遂に原因不明の出火として一応終止符を打つに至つた。当局調査の経過は次の通りである。

火元

（イ）　鳥取市吉方二九〇番地　高田好次郎所有杉皮葺木造平屋建十四坪空住宅

（ロ）　鳥取市吉方二九〇ノ一、二九三番地

鳥取市営勦源温泉　管理者　市長　入江　昶

註　火元（イ）が当初の午後二時三十分発火（同家は住宅として建築されているものであるが当時は空屋であつた）

杉皮葺屋根の一部を焼失した程度（小火）で鎮火の瞬間、同家北西寄約十七米離れた（ロ）の屋根上にある湯気抜鎧戸より火焔が噴き出し大火となつたものであるが、原因が確定しないため一応火元を二個所としている。

◇

鳥取市賀露町　工員　米村健治

同　吉方　椎茸栽培業　澁谷繁次

同　立川四丁目　工員　松本辰男

右三氏が鳥取市営勦源温泉裏の空家において椎茸原木の穴あけに利用した電気ドリルのため、配線が過熱し杉皮葺屋根に燃え移つたものだという嫌疑のため、一応この三人は取調べを受けたが証拠不十分のため釈放された。

その後検察当局によつて、当日鳥取駅東方信号所におけるストーブの飛火によるものではないかというので、この方面の権威者である阪大教授浅田博士等の実地検証による科学的調査が進められていたが、八月十四日付新聞紙上によると、

「鳥取大火の出火原因について、鳥取地検では鳥取駅信号所のストーブの飛火からとし、これが責任者である国鉄職員小田虎蔵（四六）、同加納集一（二七）の両氏を有力な容疑者とし、これが裏付として、この方面の権威者阪大教授浅田博士に再度にわたり実地検証を依頼し、これにもとづいて作成された鑑定書をたずさえ、宮本検事正が上京、最高検の指揮をあおいで十二日帰鳥したが、証拠不十分であるので不起訴と決定した旨同検察庁から十二日発表された。」

とあり、さらに宮本検事正の談話として、

「鳥取駅信号所から六〇米離れている最初の出火地点勦源温泉裏空屋まではストーブの飛火力はあるが、発火力はない。従つて容疑者二名に刑事上の責任を負わせることはできない。二ヵ月に及ぶ捜査をつづけ一千名を越える

鳥取市大火

火元附近建物の状況

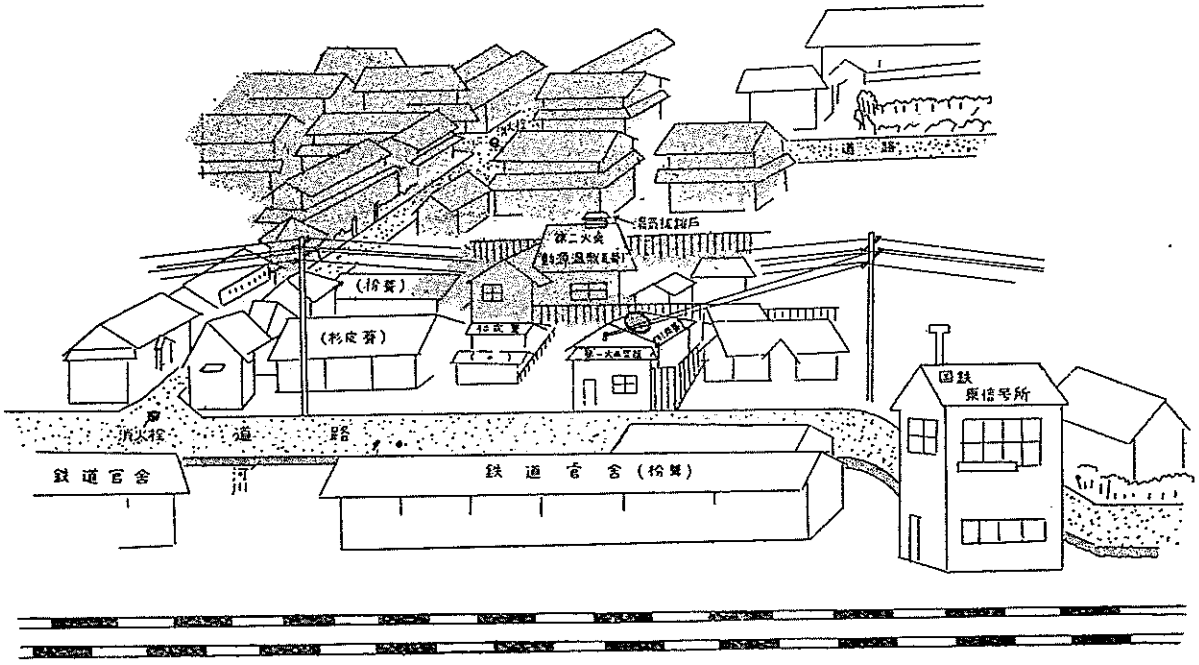

鳥取市の大火災発火地附近

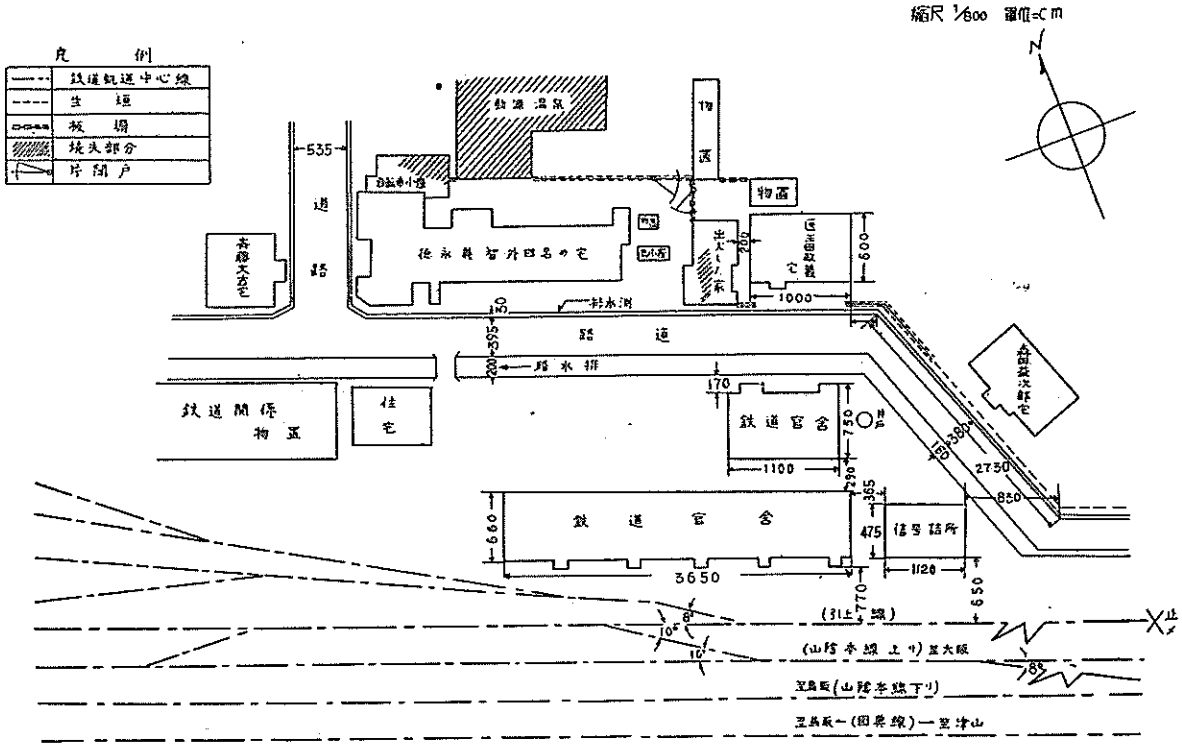

取調べを行つた。出火原因究明もこれで打切るほかはない。」

と発表され、市民注目のまとであり、雛旒を続けた原因調査は一応これで打切りとなり、不明火として取扱われることになつたが、鳥取市消防本部独自の調査概略は次の通りである。

一、調査の段階

1、調査の進行により次の種類によるものは一応否定される。

イ、放火＝本火災を放火として見るに次の点について否定される

㈠ 第一火点（第一火点とは高田好次郎氏所有空屋のことをいい、以下同じ）については、放火の形跡は全くなく、しかも白昼の出火であり且つ発火個所が屋根であり、放火とすれば、物置、押入、家屋の周囲等人の気のつかない場所からの発火が通常と考えられ、この場合発火点は人の気のつき易い場所でもあつた。

㈡ 第二火点（第二火点とは勦源温泉のことをいい、以下同じ）については、出火場所が天井裏であり、これに放火するには宿直室押入の天井板を除き這上るほかは天井裏に通ずる個所はない。なお、火災当時番台一名のほか男三名、女一名の入浴客があつたが、これらについても放火の疑いはないし、又放火したものとは考えられない。

ロ、電気火災＝電気的火災については次の点により否定される。

㈠ 第一火点については、屋外よりの引込線取付部及び近接せる屋根（杉皮葺）に異状を認めず、屋内配線については電線被覆の焼損した個所は屋根裏（屋根の焼損破壊した部分）に近接した部分のみで、他は焼損なく原形のままであつた。ソケットに他の配線を接続、盗電発火したとすれば、当然それにつながるコードの被覆も焼損すべきであると思料されるが、何等異状が認められない。又屋根裏配線の過熱により杉皮屋根に移火発火したとすれば、杉皮よりも近いところの電線を取りつけた垂木が多大の焼損をうけるべきで、屋根（杉皮）の焼痕跡の状況等から推して、屋根下（配線）から燃上つたものではない。

㈡ 第二火点については、最初に焔を発見された湯気抜鎧戸下、即ち浴場天井裏には配線はなく、又他個所からの漏電を伝導する物質もなく、電線は脱衣場天井裏と浴場天井裏とは板で遮断されているから最初脱衣場より燃焼し、拡大するにつれて遮断板を突破浴室天井に達するのが妥当と考えられるが、脱衣場附近より焔、煙等その兆候を発見した者はない。

ハ、他の火器使用による場合としては次の点より否定される。

㈠ 第一火点、第二火点とも屋根及び天井裏からの出火であり、火器使用による下部からの延焼とは考えられない。

㈡ 第二火点は温泉にして、ボイラー等使用していない。

㈢ 第二火点の在室者その他の証言によつても室内からの発火とは考えられない。

2、火災原因として考えられるもの

イ、飛火による発火

㈠ 第一火点屋根上に従来からの飛火と推定される焼痕十数個があり、何れも南側屋根にのみ存する。

㈡ 又同屋根を厳密に調査し杉皮表面を一皮めくると、杉皮の亀裂或いは隙間から飛火が内部に飛込み燃焼したものと認められる焼痕が数個所ある。

㈢ 第一火点南側屋根の杉皮押え板の下に石炭の焚殻二個（米粒の半分程度の大きさ）が発見された。

㈣ 第一火点と隣接した三戸建長屋の中央部、屋根上にも一個所の焼痕が発見され、石炭の焚殻十一個（15㎜×2㎜が一個、8㎜×7㎜一個、小豆程度のもの一個、米粒程度のもの四個、米粒以程度のもの二個）が発見された。

㈤ 第二火点にして発火場所は天井裏より上の部分であり全く飛火によるものと推定される。同建物の屋根構造の材料は、戦時中使用されていた元グライダー練習所の建物を解体した古材を使用したもので材料の経過年数は約十年で、屋根地の上に杉皮一枚を葺き、その上に一寸程度の厚さに土を敷き、瓦は津ノ井瓦の二等品であり、建築後五ヶ年を経ているので瓦の損傷、上土の亀裂等が考慮され飛火による着火が可能の状態であつた。

ロ、飛火の源として考えられるもの

第一火点の風上附近には飛火の源になるようなものは国鉄信号所の煙突と機関車の二件しかなく、この二件について調査結果を見ると、

㈠ 国鉄信号所の煙突からの飛火

信号所は第一火点より南方（風上）約三五米、第二火点まで五六米を隔てた所に位置している。信号所二階にある暖房用ストーブの煙突（高さ市道より煙突の頂点まで約十米にして信号所窓より全市を見渡すことができ、なお終日勤務しておるので常時ストーブを使

用していた）について調査を行つた。

ストーブと煙突の結合部を脱し、石炭をつつく鉄棒で煙突下部より内部をかき廻し、下に白紙を受けて煤の落下した状況を見ると、小豆大の焚殻が盃一杯程度落下、これによつて見ても相当煤が溜つていることが推定できるが、次の点で否定される。

a、第一火点の隣接屋根に発見された石炭殻の中、大粒のもの二個があり、ストーブの煙突から自然に飛出した火塊にしては余りにも大きいこと。

b、信号所と併立して建てられた鉄道仮住宅屋根（杉皮葺）の南側にも火の粉による焼痕が点点として発見され、該ストーブの煙突の飛火にしては位置、方向等の点から不合理である。

c、同信号所信号手家納集一、水田虎蔵の二人は当日勤務中であつたが、ストーブは朝勤務交代後（午前八時交代）一回の投炭をした丈で、爾後は投炭していない点からして第一火点の発火時刻まで六時間余で時間的に余りにも長時間であること。

(二) 機関車よりの飛火

鉄道線路は第一火点より南方（風上）約二八米、第二火点まで四〇米（最短距離）に位置している。

a、鳥取駅操作係谷口富雄、谷口栄同氏の証言によると、火点南側の貨物線にて発火時刻に最も近い午後

二時二十分頃から五八八列車の入替作業を貨車二十四、五車両を吉方踏切あたりまで引上げ数回突放する作業が午後二時五十分頃まで三十分間に亘り行われている。多数の車両を突放作業するには、煙突よりの通風は排気のため、強通風となり罐内の火塊を吸上げ煙突から噴出するのは往往見受ける処であり、前述石炭殻の大きさよりして機関車から飛火したものと思われる。

b、火点までの距離、風速、火塊のサイズ等から推し、機関車の飛火が落下する公算の多い位置である。

c、鉄道線路北側の鉄道仮住宅屋根にも点点として焼痕があり、機関車の平常通過位置からして機関車の飛火と思われる。

d、同一原因の火災が二個所において起つたものと推定される。

最も燃焼し易い気象条件下にあつて、第一火点は杉皮葺屋根であり、第二火点は瓦葺である点、或いは第一火点の火災状況から推し第二火点の火災原因は第一火点の飛火とは考えられず、なお第二火点の火災状況から推しても発火時刻は第一火点発火の二時三〇分乃至それ以前と推定される。

3、結　論

以上掲げた事項は調査の概略であるが、本火災は機関車の飛火による原因で二個所の同時火災と推定される。

※ 参　考

(一) 機関車からの飛火による全国火災統計を見ると（国家消防庁研究所調）

昭和二十三年　二二七件　昭和二十四年　一四一件
昭和二十五年　八三件　昭和二十六年　一一五件

(二) 鉄道線路より火災発生現場までの最長、最短平均距離

最長距離（線路中心より）稀には七〇—八〇米　通常四〇米
最短距離　列車巾以上
平均　一〇米

(三) 火災発生率の高い距離

線路中心より距離三米乃至一〇米の間が総件数の八〇%を占め、この間以外では激減する。中でも最多発生件数は六—九米の間である。

(四) 発火建物（屋根）の種類

(イ) 草葺、粉板葺
(ロ) 瓦葺（上居塗のないもの）
(ハ) 建物外壁が板張りとなつているもの

(四) 風速による火の粉の飛散距離

風速一一米—一五米の場合、曲線を延長して求めれば七〇乃至八〇米の距離に達するものと推定される。

(六) シンダー重量別保有熱量

重量	大体の大きさ	保有発熱量
〇・二グラム	約一二ミリ角	一、三一六カロリーグラム
〇・一〃	一〇〃	六五八〃
〇・〇七〃	七〃	四六一〃
〇・〇二〃	四〃	一三二〃
〇・〇〇五〃	一〃	三三〃

（註）保有発熱量は本邦産石炭八種のグラム当りの平均発熱量を元にして計算したもの

(七) 重量別保火時間

重量	大体の大きさ	風速と火の粉の相対速度（一米）	（三米）	（五米）
〇・二グラム	約三ミリ角	三三秒	八二秒	二六秒
〇・一〃	一〇〃	二六〃	一四〃	一三〃
〇・〇七〃	七〃	一八〃	九〃	三〃
〇・〇二〃	四〃	三〃	二八〃	二七〃
〇・〇〇五〃	一〃	一三〃	七〃	七〃

（註）火粉飛翔中の保火時間は風速相対速度一米以下の場合に相当すると考えられる。

(八) シンダーが落下したとしても着火の可否は定まらないが、若し着火するとすれば他の一般火災の場合から推察して、燃焼時間が相当長く出火までには一時間以上経過する事もあり得ると考えられる。

なお、燻燒を開始する時刻はシンダー火粉が燃え尽した時である。

(ハ) 風速別発火難易は無風状態であれば酸素供給不充分で燃え難い、風速大なる時は火粉が動き廻り着火し難い。一米乃至三米の風が最も着火し易い。しかし風速が大なる時も風の蔭の部分或いは凹面に落下せる場合は着火すると考えられる。

(ニ) 本市の場合第一火点屋根の状況より見て数分以上一時間位で着火する場合が多いと考えられる。

(二) 汽車の煤煙による火災危険については仮にシンダーが落下したとしても、着火の可否はシンダー火粉の大きさ、燃え残りの程度、落下場所の種類状況（例えば杉皮の表面の粗滑の程度、乾燥の程度）風速等により左右されるものであつて一概に着火するとはいえないが、多くの火粉が落下する間には万が一着火することがないとはいえない。

(三) 本市の火災記録による汽車の煤煙に起因する火災

(イ) 昭和一五、六、四午後一時二〇分—午後三時
鳥取市滝山信号所附近、山林火災（線路より約十米の地点）

(ロ) 昭和二一、三、二八午後三時一〇分鳥取県氣高郡湖山村字堀越
農家（甍葺屋根）に飛火六戸四棟全焼（線路より約五十米の地点）

（二） 大火に至つた要因

あらゆる角度から、諸種の事情を仔細に検討してみると大火となつた要因として大要次の条件が挙げられるであろう。

(1) 発火点の発見が困難であつたこと

第一の火点は難なく消火したのであるが、この時既に第二の発火点である鳥取市営動源温泉天井裏は燃燒していたものらしく、第一発火点消火と同時に、第二発火点屋上湯気抜鎧窓から火煙が吹出して来たので、直ちに消防の簡先はこれに向けられたが、この時は既に天井裏は一面火の海となり、一時に火焔は外部へ吹出し強風に煽られて拡大した。即ち天井裏において燻燒中、所謂初期において発見することができなかつた事が大火の原因を作つたことになる。

(2) 最も悪い気象状況下の発火であつたこと

当日は南々西の風が強く、特に発火時は十三米に及び、湿度も前日に続き三〇%乃至二八%に下つていたので、このような最も大火になり易い条件下に、前記の通り発見が遅れ火焔が外部に吹出たので、一時に煽られて動源温泉は瞬時にして猛火に掩われた。

(3) 物的消防力の劣性であつたこと

(イ) 鳥取市は人口六万以上の都市であるから、国家消防庁で示された常備消防力の基準は、自動車ポンプ八台、他に予備車一台計九台を必要とするが、実台数は僅かに六台、しかも当日一台は修理のため、工場に入れており、残る五台の内一台は老朽車で、当初出動できず、四台が出動したのであるが、中途において二台故障を生じ、結局有効な活動をしたのは二台のみであつた。即ち前記のような悪条件において、僅かに二台のポンプでは防禦は勿論困難であつて、これまた大火に到つた原因の一つとなつている。

次にホースであるが平時六〇本を所有してあり、一台当り一〇本となつて、二線延長を原則とする自動車ポンプにおいて、僅か一〇本宛（約二〇〇米）では到底大火の鎮滅は不可能であつた。

(ロ) 消防職員の不足していたこと。

鳥取市の消防職員は当時消防長以下四四人であつたが、うち消防長、司令長、署長、事務吏員等を除けば、実際消防活動に任ずる職員は僅かに三六人で、一車輛当り六人となり、国家消防庁の示す基準より一台当り二人、六台で十二人の職員数が少く、このことは多数のポンプが同時に出動することができない結果となり、初期消防力を著しく減殺したことも大火原因の一つである。

(4) 消防戦術に失敗したこと。

当初到着したポンプは三台ともいずれも第二火点の風上に当る第一火点の消火に当つたので、風下に位置する第二火点動源温泉の火災を発見したとき移動することなく、そのままの姿勢で風上より注水したため、初期消火が半減され、延焼を阻止し得ない結果となつて、悪条件下の消防戦術の第一歩を誤つたこともこれまた大火に至つた原因となつた。

(5) 消防活動全般の指揮に適確を欠いだこと

発火当日、鳥取市消防署の最高責任者たる消防長及び消防司令長の二人は会議出席のため不在であり、火災区域が拡大するにつれ益々全般の指揮に困難を来し、遂には各消防車毎に、或いは応援消防団は、各団毎に区々独自の行動をとつたため、重点的消火活動ができなかつたことも原因の一つである。

(6) 消防施設が不充分であつたこと。

消火栓は午後五時頃には水圧が低下し、九時頃には殆んど使用不能となり、なお貯水槽の数が著しく不足していた。

大火に至った要因（鳥取市大火災誌 二一頁より）

(7) 市街地の構成が消防的見地から充分なる検討を加えられておらなかつたこと。

鳥取市は昭和十八年に大震災に襲われ、爾来満九年になるが、未だ完全なる復興を見ず、応急的な工場、住宅が多く、その構造が一般に引火し易い状態で、道路も狭く、なお且つ木造家屋が密集していて空地が少なく、特に市街地中央を東から西北に貫流する袋川（幅員十七米）があり、これを最後の防火帯として防禦したのであるが、たまたま終戦後引揚者応急住宅が建設されていたため、防火上危険地帯を形成していたので、これがため防火地帯たるべき地域は全く反対の結果を招来して、対岸からの火を呼んだのみにあらず袋川の自然水利利用も殆んど不可能ならしめて、折角の防火帯も遂に突破され、大火に拡大した一大誘因となつた。

本市耐火構造について見ると、耐火構造七、防火構造五九三戸であつた。

第六節　当日の気象状況

大火当日の気象状況

(1) 十七日午後三時地上天気図による気圧配置は、発達した九九八ミリベールの低気圧が満州南東部にあり、時速二〇粁位で東進中一、〇二二ミリベールの高気圧は本部南方海上にあつて、その一部は広く西日本を掩い、西日本の各地は概ね好晴となつていた。午後三時既に鳥取測候所（湖山）における観測値は風向風速南々東七・八米毎秒、

気温C一四・八度、温度三二%の高温乾燥を示していた。

(2) 日中一時薄曇りとなつたが、大体終日好晴の天気が持続していて、乾ききつた南寄りの一〇米/秒、前後の強風が終日吹きまくり、一三時、平均最大風速南々西二二・五米/秒を記録、この頃市内各所では砂塵が舞い上つていた。

一五時、九九六ミリバールの低気圧は日本海北部に進出し、気温高極時の一五時には遂にC二五・三度、最少湿度実に二八%に達し最低気圧もこの時刻に現れ、この前後に発火したのであるが、フェーン現象はこの地方に珍らしくなく、これに平均最大風速一五米の風が結びついたことが今回の大火災発生の原因をなしている。

夕刻から湿度も漸増の傾向を辿り、一八時過ぎから一時風威も衰え、南々西五・五米に落ちたが、二一時再び風は募つて来た。

しかしながら鳥取測候所が予想した時刻より早目に気圧の谷が接近し、次第に雲を増して高曇りとなり、乱雲層は全天を掩い、翌十八日一時一分には驟雨となつたが、一時一六分には一九・一米/秒の突風を伴う寒冷前線が通過して、風向は北西に逆転、湿度八四%に急増した。

この突風と風向の急変は憂慮すべきものであつたが、この時既に劫火は下火となつていたので、これによる延焼拡大は免れた。この前線性降雨は鎮火によい結果を与えたが驟雨は三時三八分には止み、その降雨量は三・一粍であつた。

なお、火災当時の時間的な気温、湿度及び風速の推移は次の通りである。

毎時観測表

自昭和27年4月17日1時
至昭和27年4月18日11時

昭和27年
鳥取測候所　Hn=17.3m

日	時	分	海面気圧 mb +1000	気温 °C	蒸気圧 mb	湿度 %	風向	風速 m/s	降水量 mm	天気	全雲量	雲形	記事
17	01	00	015.6	14.6		36	SSE	10.3	—				17日前日—半°NW—0800
	02	00	015.0	14.7		32	S	8.0	—				O°W0720—0330
	03	00	014.4	14.8	53	32	SSE	7.3	—	○	0	—	gust¹0858—1617
	04	00	013.9	15.2		35	SSE	8.5	—				
	05	00	013.5	15.4		33	SSE	10.5	—				
	06	00	013.5	15.8	78	43	SSE	8.0	—	①	3	Cs°Ci	
	07	00	013.5	16.1		42	SSE	9.1	—				
	08	00	012.9	17.7		39	SE	11.5	—				
	09	00	012.3	20.2	71	30	SSW	9.4	—	○	2	Cs¹Ci	
	10	00	012.2	21.2	77	31	S	10.8	—	①	4	Cs¹Ci	
	11	00	011.7	22.2		31	S	10.0	—				
	12	00	009.7	23.1	87	31	SSW	13.9	—	①	5	Cs¹Ci	
	13	00	008.8	24.3		30	SSW	14.9	—				
	14	00	007.9	25.1	96	30	SW	10.8	—	①	9	Cs°Ci	
	15	00	007.0	25.3	91	28	SSW	10.8	—	①	10	Cs°Ci	
	16	00	007.2	24.6		32	SSW	10.5	—				
	17	00	007.4	24.2		37	SSW	10.0	—				
	18	00	007.9	22.8	120	44	SSW	8.2	—	①	10	Cs°Ci	
	19	00	008.7	22.0		46	SSW	5.5	—				
	20	00	008.7	21.1		49	S	5.5	—				
	21	00	007.6	21.2	120	48	SSW	9.3	—	○	1	Cs¹	
	22	00	007.6	20.9	126	51	S	10.8	—	○	1	Cs¹Cu	
	23	00	007.6	20.6		50	SSW	13.5	—				
	24	00	006.9	20.8	125	51	S	7.3	—	⊘	9	Ac半 Cs 1	18日 ▲▲▲ 0116 S19.1NW
18	01	00	007.0	20.6		52	SSW	7.1	—				●°fd 0101—▽°0104—0107
	02	00	009.7	12.5		84	NW	13.5	0.2				●°fd0123—●°0127—●°fd 0130—
	03	00	010.4	10.5	180	85	SE	3.2	2.9	●	10	NsFn	—●°fd—●°0215—●°fd 0246—0338
	04	00	011.3	10.6		79	SSE	1.5	0.0				半°NW0200—0840
	05	00	012.0	12.3		60	NW	8.2	—				O°0810—0935
	06	00	012.7	12.4	85	59	WNW	6.7	—	◎	9	Sc 不 Sc 半	∞°0940—1930
	07	00	012.9	12.2		60	WNW	8.0	—				gust¹0123—0220
	08	00	014.3	12.3		55	WNW	8.5	—				
	09	00	014.3	13.0	77	51	W	7.1	—	○	1	Cu	
	10	00	015.4	13.5	82	53	N	8.2	—	○	2	Cu	
	11	00	015.9	13.6		52	NW	9.6	—				

摘要					
瞬間最大風速	22.5m/s風向SSW17日13時44分	暴風の始め	17日01時00分
最大風速（20分間平均）	14.9m/s風向SSW17日13時00分	暴風の終り	17日18時30分
最低気圧（海面）	1006.6mb　17日15時18分	風向顕著又は急変	逆転
総降水量	3.1mm	降り始め 18日01時01分	降り終り 18日03時38分

第七節　鳥取地方の気象概要と火災の関係

（一）　鳥取地方の気象

鳥取地方の気象は単にこの地方の地形によるばかりでなく、アジア大陸と太平洋、日本海と中国山脈に支配される事が多い。とりわけ中国山脈によつて山陰独得の気象がかもし出されるので、特に裏日本の名物とされる降雪は十一月より初め、三月中頃に至るが、時には四月に入つても降ることがある。

即ち四十四年間の平均によれば、一ヵ年の降雪日数は三十日で、昭和八年には三十九日、同十一年には五十六日に及び、一、二月には降雪最も多く、積雪数尺に及んで数日の間交通の杜絶した記録もある。このように長い山陰の冬であるが、春ともなれば移動性高気圧通過の影響を受けて、珍らしく天気のよい日が多い。しかし北太平洋の高気圧が北上するので思いがけない突風が吹き、最大一七・八米/秒に達することもある。これは中国山脈によつてフエン現象を起すからで、主として南東の風であるが、この季節が当地方にとつて最も火災の多い季節といわれている。

六月から八月にかけての夏期は気圧の谷が太平洋側にある間陰曇の日が多く、九月より十月にかけては台風豪雨の一般に多い時期であるが、鳥取市の水害はまた有名で、寛永十二年の洪水から慶応二年の洪水までに、十六回の市中氾濫が記録されており、最近の例を見ても大正六年、同七年と大洪水が続き、如何に鳥取市の発展を阻害していたかが如実に窺われる。しかし大正十二年着工の千代川河川工事によつて、水禍だけは免がれるようになつた。このようにやや湿度は強いが、気候は四季を通じて大体順調といつてよいであろう。

（二）　大火の発生と風

大火と風とは極めて密接な関係をもつものであるが、今回の大火も全く強烈な南偏風によつて拡大したもので、由来本市大火の記録は他章において詳述したように大部分がこの大南風の強い日に起つており、春季はもとより他の季節においても、南の強風と大火とはつきものであるといわねばならぬ。

なお、多くの場合、大火中殆んど一定しているが最も不幸であつたのは享保五年五月の鳥取大火で、この時は大火半ばで風は南から西へ変り、火は予期せぬ方向に拡大し、しかも附近は山地を控えていたので、遂に山谷に火が移り、逃げ場を失つた避難民が多数焼死を遂げたこともある。今回の大火においても、風向は大火末期に至つて変転したが、既に焼け落ちて下火になつていたので、このための拡大を免れたのは不幸中の幸というべきであつた。

（三）　大火発生と温度

古い記録には温度のことははつきりと現われていないが、風が強いだけで火点となり、延焼、拡大したものでな

く、かつての鳥取大火においても天気は良く恐らく空気も乾燥したであろうことが容易に想像される。即ち近代の気象学的調査の結果に照し、温度についても今回の大火と同様な気象状態にあつたものと推察される。

従つて古い記録の鳥取大火は、現代判明している当地方の大火発生気象条件の典型的な場合に、殆んどが発生したものであるというても差支えなさそうである。

第八節　水利の状況

水利の状況如何が火災に及ぼす影響の如何に大きいかは論をまつまでもないが、鳥取市の大火においてはこの点あまりにも貧弱であつたことが痛感された。即ち本市当時の、消防水利の状況は概ね次の通りであつた。

(一)　自然の水利

本市の地域を流れている主な河川としては千代川と袋川で、その他灌漑用と排水用のものを含めて六つの川があるが、火災に際して防火用水として使用し得るものは、千代川、袋川のほか二三に過ぎなかつた。

千代川は遠く中国山脈の沖の山から北流すること五七粁に及んで、鳥取港を経て日本海に入つておるが、水量は豊富ではあるけれど市街の西部を流れているため火災について利用し得る範囲は極めて市の一少部分に限られており、この川がもつ火災消防への効用は非常に少くなつている。

袋川は源を扇の山に発して流程二四粁、市街を東西に分断して貫流し、千代川に合流して日本海に入つている。その川幅は三〇米、水深は八〇糎程度で、滑流ではないが水量も豊富で、冬期と五月の雨期はかなり増水し、夏季は僅か減水するが、火災に対する消防作業には差支えないので、鳥取市唯一の自然消火水利としての便を備えて居たのであるが、戦後対岸の土堤一千米に亘つて住宅を建築していたために消防自動車の導入が阻まれてこの川の利用価値は極端に制約され、当時僅かに使用されたのは六ヵ所に過ぎなかつた。

その他市街内外を流れている小川は水深浅く水量も少ないため、その利用価値は低く、期待できるものは殆んどなかつたといつてよい。

(二)　水道施設

消防用貯水池及び自然水利に乏しい当市の消防水利は、その殆んどを水道施設に依存しなければならない状態にあつたが、上水道の水源地としては三ヵ所（その他二ヵ所工事中）があり、これの一日送水能力は一九・二五立方米で、一分間一三・三立方米（約七〇石）であつた。これを消防ポンプの放水量一分間三五〇ガロンとして換算すれば、約一〇台の水量しかなく、又圧力は最高五〇ポンド最低五%であつて、消火栓は全市に四七五個を市街地道路一〇〇米毎に設置されていたが、何分圧力の少ない関係で、一線上の消火栓に一ヵ所消防車を配置すれば、他の消火栓は殆んど使用不能となる状態であつた。これは配水管の平均一一二・五粍という程度のものだつたので、特

に当時の配水管の状況を左に記しておきたいと思う。

直径（粍）	延長（米）
三五〇	五三四・七
二五〇	二、八二二・六
二〇〇	三、六九〇・五
一五〇	八、九五九・六
一〇〇	四一、四一六・三
七五	四、〇八九・八

（三）消防貯水地及び学校プール

消防用貯水池は公設一六ヵ所、私設九ヵ所が配置してあつたが、これらは大部分戦時中急造されたもので、毎年修理を必要とし、貯水能力は半減されていた。

その他学校のプールを設備して消防用水利の便を図つていたが貯水槽容量等は大体次の通りであつた。

四〇立方米	二五ヵ所
六〇立方米	一ヵ所
八〇立方米	一ヵ所
学校プール	五ヵ所

第九節　消防の状況

今回の火災において消火作業に従事した消防隊は、全県下は勿論、遠く県外の松江市、豊岡市等から応援を受け、その他警察予備隊の出動を要請する等、機械力、人員ともに夥しい数にのぼつた。しかも当日の最悪な気象状況はこれら消防従事者の必死の消火作業も遂に及ばず、戦後最大の災害を蒙るという結果をもたらしたのである。

なお本市の消防組織等と、この火災に対処した消防活動の概要は次の通りである。

（一）消防組織

市には消防本部及び消防署二ヵ所（東町消防署、末廣消防署）を常置する外、予備消防士並に新市内四ヵ所に、消防団に替る特設消防隊を置き、次の通り機械及び定員を置いていた。なお、予備消消士は火災の場合においてのみ出動し、各管轄消防署の指揮下に入り、特設消防隊は緊急事態発生の場合にのみ出動し、消防長の指揮下に入ることになつている。

区別	定員	現員	自動車ポンプ	手挽ガソリンポンプ	腕用ポンプ
消防本部	六	六	六台		
消防署	元	元			
予備消防士	七〇	七〇			
特設消防隊	三〇	三〇		四台	三台

註　常備消防の自動車ポンプ二台は当時故障で修理中であつたが一台は出火後二時間で応急修理して出動した。

（二）当日消防隊の到着時刻

火災の通報を受領して火災現場に到着した各消防隊の時刻は次の通りであつた。

鳥取消防署

第一線到着隊　末廣消防署　第七号車　午後二時五六分
東町消防署　第三号車　午後二時五八分
第四号車　同

第二線到着隊　東町消防署　第五号車　午後三時〇三分
（応急修理後）第一号車　午後五時三〇分

出動消防職員　四二名
出動消防士数　二〇名

鳥取市特設消防隊

第一到着隊　手挽ガソリンポンプ一台　午後三時二〇分
腕用ポンプ　八台　同

第二到着隊　腕用ポンプ　三台　同

第三到着隊　手挽ガソリンポンプ一台　午後三時四〇分
腕用ポンプ　二台　同

第四到着隊　手挽ガソリンポンプ一台　午後四時一〇分
腕用ポンプ　一台　同

初期防火と消火経過

（一）消防隊出動と第一の出火状況

午後二時五十五分、火災通報の受領によつて直ちに消防ポンプ三台は現場に出動したが到着時建物（空屋）屋根は相当の白煙を上げており且つ屋根裏の一部は炭が燃る程度になつていた。出動車二台は直ちに水管を延長して火元空住宅屋根及び軒裏に注水、受報五分間にしてその建物は完全に消火した。

なお、この建物の焼失程度は僅かに屋根面及び屋根裏の一部を焼失した程度で原形はその儘とどめていた。

（二）第二の出火状況

第一の火元家屋の完全鎮火を認め一時放水を停止したが、これの直後（約二十秒）北側十七米離れた所の市営動源温泉湯気抜鎧戸より猛然と火焔とともに黒煙が噴き出しているのを発見したが、この時すでに火勢は初期より中期に入つていた。

（三）初期防禦と延焼拡大

新事態の発生により防禦点が急変したので既に始動していた全ポンプ車三台は十五秒乃至三十秒で一斉に注水したが、これとともに消防隊も現位置の防禦態勢より直ちに動源温泉に転水態勢をとり、全能力を挙げて防禦に当つた。しかしながら既に建物一面に拡大していた火焔は折柄の強風（瞬間十五米―十八米）によつて風下からの注水が筒先より横に外れて有効注水も困難となり、建物全体が火焔で包まれてしまうに至つた。これと同時に北側隣接の酒類販売会社倉庫（木造枌葺平屋建）と十五米距てた丸茂旅館に延焼し、動源温泉を扇の要として火災は扇状型に拡大、遂に大火の様相に入つた。

（四）消防署の活動

消防署二ヵ所に常備する自動車ポンプ六台中（二台は当時故障のため）四台は動源温泉で側面、風下にあつて延焼阻止を企図したものの、最悪の気象と消防力が弱かつたために遂に火勢を制し得ず、初期防火に失敗し、これがため懸命の消火も全く水泡に帰し火災は益々拡大していつた。しかも水利は小河川と消火栓一ヵ所のみで極めて悪く、その後の延焼に伴つて逐次位置を移動しつつ活潑な防火作業に努めたが、結果は火焔に消防隊が追われることとなつた。

このように不利な条件に加えて指揮面においては不幸にして市消防長及び次席消防司令長が公務出張不在中であつたため、計画的統制指揮ができず、従つて出動した消防車、消防隊自体が独断で行動したような状況であつて計画的防禦に欠け、強力な消防戦術を展開することができなかつた。

（五）特設消防隊の活動

動源温泉の火災拡大と同時に、新市内特設消防隊四隊（三二〇名）火災通報電話をもつて非常出動命令を通達したので、午後三時二〇分には二隊、続いて二隊現場に到着し、四隊とも全部出動して各々管轄消防署の指揮下に入り消火に当つたが、機械力は僅かに手挽ガソリンポンプが三台、その他、腕用ポンプで到底猛火を制するに至らなかつた。

（六）破壊消防について

破壊消防については消防職員は人員僅少のためその余裕なく、各所に応援消防隊及び附近の市民に協力を求め、大胆なる破壊消防を試みた。しかし消防隊は破壊器具を携行したものが極めて少く又猛火のため市民は放心状態で協力する者は少く、作業中途にしてその殆んどが放置される状態で、なお加うるに昭和十八年九月の大震災後における家屋が殆んど筋かい等で補強され、耐震様式に改造が加えられており容易にこれを倒壊することができなかつた。この中三ヵ所（住家七棟、非住家二棟）のみ破壊に成功し、その効果の極めて大きなものがあつたことを附記したい。

なお、当日使用した破壊器具の主なるものは索引車一台及びロープ、鋸、鳶、斧等であつた。

（七）応援消防隊の活動

特設消防隊の出動命令通達と同時に、当日は火災警報が発令され、大火になり易い気象状況であつたので、県知事宛隣接町村の外、県下消防隊の応援出動方を要請した。そこで直ちに県地方課長（消防主務課長）を通じて全県下の消防団に応援出動依頼が要請され、別表の通りの応援があつたが、県下には消防機動力の充実したる消防隊は少く、且つ遠距離にあるため早期における活動が不可能で、火災地域の拡大とともに指揮連絡が絶たれ、各消防隊毎の防火活動に止まり、強力な統一戦術は発揮できなかつたが、その懸命の活動ぶりに対しては六万市民に深い感銘と感謝の念を抱かしめたのであつた。

（八）警察予備隊の出動

延焼区域の拡大とともに消防力の低下することが憂慮され、もはや現有力ではこれを制止する事もできず、そこで鳥取県知事は午後五時警察予備隊米子駐屯隊長へ電話をもつて直接出向方を要請するとともに警察無線により国家地方警察大阪管区本部長を通じ『鳥取市大火災延焼中防禦対策なし、警察予備隊米子隊員三〇〇名出向派遣方第三区総監へ速刻連絡乞う』との電報要請を行い、三〇〇名の隊員に通信、輸送用機等、多数の機動力を伴う応援を受け消防戦闘力に多大の強化を加えたのであつた。

（九）県下消防隊の応援状況

当日応援のため出動した県下消防隊、人員、機械等の数は次の通りである。

出動状況／郡市別	消防団数	出動人員 消防職員	出動人員 消防団員	出動人員 計	出動機械 自動車	出動機械 三輪車	出動機械 手挽	出動機械 腕用	出動機械 計
鳥取市消防署	一	四三		四三	六				六
鳥取市消防隊	八		一	一		二	七	三	一二
米子市	一	七		七	一		八	二	一〇
岩美郡	一七		二、八〇四	二、八〇四					
八頭郡	三五		一、九二二	一、九二二	一	一	六	一	八
氣高郡	二六		二、三九	二、三九			七		七
東伯郡	九	五	一八六	一九一	一		二		三
西伯郡	二		二五	二五					
計	八九	五五	七、〇四二	七、一三六	九	三	四五	五	六七

（十）火災後の活動状況

四月十八日から大火となつた原因調査に着手、国家消防庁より火災状況調査のため来鳥した大塚事務官以下二名の調査官と共に各町内毎に調査を行い、将来の防火資料を蒐集した。

第十節　飛火の状況

動源温泉が猛火に包まれると同時に、南々西の強風によつて飛火は風下に遠く飛散し、背後数カ所に新しい火点を作り火勢は益々広範囲に拡大していつたが、これに併行して無数の火点はさらに新しい火点を作り、概ね火点発生から鎮火まで十二時間この状態が繰り返された。

火災の初期において気象状況が悪かつたため当然飛火の危険を重視したが少数の消防職員では火災の防禦に当るだけが精一杯で、消防隊の飛火に対する警戒は極めて困難な状態にあつた、又市民も火災の初期と、火点から遠距離にある者はそれぞれ各自が屋根に上つたり燃焼し易い板屋根等には注水したりして防禦したのであつたが、延焼面積の拡大と延焼速度のあまりにも急なるを見て、殆んど避難搬出に必死となり、飛火の警戒や処置に当る余裕はなく、搬出するにしてもあまりに火の廻りが速かつたために、漸く身廻品程度しか持出せなかつたものも数多かつた。

しかも予期せぬ大火となつたので建物附近は勿論、相当遠距離の空地等に搬出した荷物等も飛火によつて焼失したものも極めて多い。

午後四時三十分頃千五百米北方の愛宕山に連続飛火して遂に山林の火災を併発し、久松山の一部、丸山、覚寺、濱坂、多鯰ヵ池附近まで飛火して、火災現場より二千五百米距たつた個所に四十糎平方の亜鉛引鉄板、十糎平方の炭化した木片等が発見され、いかに飛火が猛烈であつたかが想像されるが、鳥取市の名勝城趾久松山が免れたことは幸いであつた。

第二章　建物の被害状況

第一節　罹災戸数

罹災の区域は前述の通り旧市街の殆んど全域に及び、建築物の被害も広範囲に亘つた。

災害発生当時発表された概数も多少異動があつたが、罹災戸数並に世帯数は次の通りである。

罹災戸数	五、二二八
罹災世帯	五、二八七

第二節　被害建物の概況

罹災建物の坪数及び被害額の内訳は次の通りである。

住宅関係（併用店舗を含む）	一〇四、六二二坪
商業関係	九、八六六坪
学校保育園関係	五、一〇五坪

官公庁其他公共施設関係	六、三九〇坪
工鉱業関係	七、四三六坪
社寺教会関係	一、九六一坪
その他の建物関係	七七〇坪

建物の被害総額は四〇億六九二九万五千円で各々分類した損害の比率は次の通りである。

住宅関係（併用店舗を含む）	七七・一％
商業関係	七・三％
学校保育所関係	三・一％
官公庁其他公共施設関係	五・五％
工鉱業関係	三・七％
社寺教会関係	二・九％
その他の建物関係	〇・四％

第三節　公共営造物及び主要焼失建物の被害状況

この火災において県庁、市役所等の庁舎は危く類焼を免れたが、鳥取検察庁、鳥取郵便局、国警鳥取地区署を始め多くの公共建物や著名会社等が焼失したがその主なる被害状況は次の通りである。

(イ) 被害金額

官公衙その他	七一三、二四八千円
学校	二三六、一九〇
病院及厚生施設	一八三、〇〇〇
銀行会社その他	四二六、五二〇

(ロ) 主要公共施設

焼失建築物名称	戸数	棟数	延坪	損害額(万円)
(公共)				
県立工業試験所	—	二	三九五	一、〇四七
検察庁	—	七	三三九	一、八〇〇
地方経済調査局	—	六	一九一	一、〇六四
國内無線所	—	一	三三	一一〇
図書館新別館	—	一	三四四	四四八
鳥取食糧事務所	—	五	三六二	三九五
鳥取基金事務所	—	三	九二	二四〇
川端郵便局	—	一	三二	六二
瓦町郵便局	—	一	二二	三三
鑄物師町郵便局	—	五	九六	一九二
県木材工業指導所	—	一	二三	八〇〇

と殺場	—	一〇	八八
青少年観察所	—	一	六二
少年保護監別所	—	四	二六八
鳥取郵便局	—	六	三五二
電報電話局	—	二	三〇七
国警（東部地区署）	—	一	四九五
測候所分室	—	一	一八
労働基準監督所	—	一	三三
(学校)			
市立西中学校	—	四	二、〇〇〇
県立盲学校 同聾学校	—	二	八二〇
瑞窓小学校	—	四	一、〇四〇

醇風小学校	一	四八〇	一、九五五	朝日新聞鳥取支局	一	一、一八	一一〇
（病院その他厚生施設）				産業経済新聞支局	一	一五	一一〇
県立中央病院	一	一一、八四〇	六、〇〇〇	大阪新聞支局			
〃　鳥取保健所	一	三五	二九四	山陽新聞支局			
逓信省療養所	一	一	一一〇	山陰新報支局			
積善学園				共同通信支局			
みたから保育園				時事通信支局			
双葉保育園				（宗教関係施設）			
（銀行）				一畑薬師分教所	一	四一	二一〇
勧業銀行	一	七	二一五	大社教	一	二五	二五〇
鳥取銀行本店	一	一〇	二六九	愛宕神社	一	四	三〇
鳥取銀行南支店	一	二	三六	湯所神社	一	二	二
鳥取銀行川端支店	一	三	四五	品治神社	一	一九	六〇
山陰合同銀行西支店	一	五	一四〇	火伏神社	一	一	一五
山陰合同銀行南支店	一	一	四五	菅能寺	一	一九	八〇〇
三和銀行	一	二	二四	天徳寺	一	二六	一〇、〇〇〇
（映画館）				最勝院	一	二	八〇
第一映画劇場	一	一	三〇〇	眞教寺	一	四	六〇
末廣映劇	一	一	二四	眞宗寺	一	四	三〇〇
世界館	一	一	三〇〇	本浄寺	一	一	三〇
（報道機関）				清雲寺	一	一	四一
日本海新聞社	一	二	二九	浄宗寺	一	一	九〇
毎日新聞鳥取支局	一	一〇	三〇	浄覚寺	一	二	一〇

西町天理教	一	三	一〇〇	製氷会社	一	二	二五五
下台町天理教	一	一	一〇〇	魚市場	一	二	二一〇
魚町尻天理教	一	二	一〇〇	商工会議所	一	一	一〇四
下魚町天理教	一	二	二一〇	林業会館	一	一	六二
梶川町天理教	一	二	八〇	鳥取米油会社	一	一	八〇
（商業）				県農業協議会	一	二	二四〇
朝日生命	一	一五	一四〇	丸石産業株式会社	一	八	三二
千代田生命	一	一五	一五六	食糧公団事務所	一	一	二六〇
富國生命	一	一	一〇〇	輸出木工協同組合	一	一	二二八
第一生命	一	一	一五	旅館	三	四五	一、四〇一
中央生命	一	一	三〇	料理店	四八	四	三、六〇四
日本生命	一	一	一八〇	（二戸二〇坪平均として居住一、三八戸一に含む）			
料亭	一八	二六	八六〇				
浴場	六	六	三、六三〇				
特殊飲食店	二四	四四	一、四八一				
とりせん百貨店	一	三	一、四〇〇				
鳥取糧産KK	一	三	九一一				
果実組合	一	八	九二〇				
醤油協同組合	一	三	四六〇				
酒類協同組合	一	一	八四				
鳥取ガス会社	一	二	一五五				
鳥取ガラスKK	一	一〇	四九四				
青果市場	一	三	二〇〇				
		三	三〇				

第三章　市民の被害状況

第一節　罹災人口と死傷者数

罹災戸数は前記の通り、五、二二八戸、世帯数五、二八七世帯で罹災人口は次の通りである。

罹災人口　二〇、四五一人

今回の災害の発生が昼間であつたため、死傷者の案外少なかつたことは不幸中の幸であつたが、その内訳を示せば次の通りである。

（イ）死者　二人
（ロ）重傷（一名死亡）　三人
（ハ）軽傷　三、九六三人

第二節　損傷紙幣の引換

火災による紙幣の焼失は不明であるが、日本銀行引換の損傷紙幣は二十四件で九四、九四八円となつている。

損傷日本銀行券の引換状況（日本銀行引換）

紙幣＼日	十九日	二十一日	二十二日	二十四日	二十五日	二十六日	二十八日	三十日	合計
壱円	八四円			一円		三円			八円
五円	一〇五								一〇五
拾円	二、三一〇	四五	二五	二〇		二、一〇〇			四、六〇五
五拾円	四四〇		一〇〇			四〇			七〇〇
百円	八、五四〇		一、八〇〇	一四〇	四〇	一、四〇〇	四〇〇	四〇〇	一三、四四〇
五百円	二、四〇〇					四〇〇			三、〇〇〇
千円	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇		三、〇〇〇					四四、〇〇〇
合計	四四、九九	四〇	四三、〇一五	三、一七一	四〇	四、〇五三	四〇〇	四〇〇	九四、九四八

（註）百円札の引換で五十円の端数が出ているのは規定により一枚の半分を焼失し半額引換のものである。

損傷補助貨引換状況（市内銀行引換）

四月十八日から三十日まで

累計二十六件　三四、〇〇〇円（概数）

第三節　火災保険金の支払状況

大火の翌十八日、日本損害保険協会京都地方委員会並びに損害保険料率算定会大火調査班では幹部以下専門係員

が来鳥、大火の原因を科学的に調査探究すると同時に、四月二十三日から二十六日まで県立鳥取図書館を借りて各保険会社の協同調査と保険金受領の手続等諸相談に応じ、またこれが支払について被保険者市民の不安を一掃し併せて支払を迅速にするため、新聞広告、ビラの貼布、県、市、放送局、国警等各方面の協力による広報などで周知徹底をはかり、四月三十日から五月二日まで各保険会社出張所と市内銀行事務所等で支払を実施した。

かくて支払われた火災保険金額は左表の通り二、一〇九件で五億四千八百十八万九千十円七十三銭となつているが、これは鳥取市における大火前の火災保険契約高、即ち焼け残つた地区も合せた契約高の合計十三億余円の四二・一五%となつており、個人住宅の損害と公共造営物、会社、銀行、事業場等非住宅の損害の合計額一九三億余円の二・八四%となつている。このように金額においては総損害額の三分足らずという僅少に過ぎないものであるが、支払件数は個人住宅五、二二八戸、非住宅五一〇棟、計五、七三八に対する三六・七五%となつている。このことは保険加入の件数は比較的多いが、個々の契約金額が少いことを物語つているとも言えるわけである。

なおこの大火を契機として市民の保険思想と防火思想が著しく向上したということも、その後の動きによつて看取できる特長の一つであろう。

会社別支払保険金額及び件数

会社名	件数	填補金額
日本火災社	一七四	四八、三七七、五六八・五六円
千代田火災社	八五	三、九九〇、五九二・四一
大正海上社	一四五	四四、九二五、五九九・一〇
大東京火災社	三六	一三、八六六、八三二・六五
日動火災社	三一	六四、九〇〇、五一〇・三六
富士火災社	二六五	三四、九二三、六〇二・九一
安田火災社	三二	一〇六、三〇七、四二五・一四
東京海上社	一九〇	三四、六四八、七三七・四八
日新火災社	九五	二五、〇三二、四六八・〇五
大成火災社	三二	二、三二六、七九九・五五
大阪住友社	六六	一九、〇九八、一三五・四四
同和火災社	一六九	四七、八八三、八〇六・一八
日産火災社	一〇五	三五、八六五、〇六六・六五
共栄火災社	八	一八、三四〇、八〇七・〇〇
興亜海上社	四八	八、〇三六、七三五・三六
太陽火災社	一	一〇六、一八〇・〇〇
第一火災社	二	八六六、九八〇・〇〇
東洋火災社	一	一、一三六、〇六六・〇〇
朝日火災社	一	一九一、一八〇・〇〇
計	二、一〇九	五四八、一八九、〇一〇・五五

第四章　商工業関係の被害状況

県下商業の中心地である鳥取市の性格は、戦争の影響を受けて消費的な商業都市から工業面においても逐次発展の過程をたどつて漸く最近生産的な都市の形態に移行し、特に昭和二十四年三月に、本県が重要木工県として指定されて以来、本市の工業発展に期待されるところは極めて大きいものがあつた。

即ち、罹災前の本市商工業の実態は、商業戸数においては本県商業戸数の概ね五分の一を占め、県内第一の商業都市であり、産業の基盤である工業においても事業所の数は五九八ヵ所でこれの年産額は十四億九千万円（昭和二十六年十二月末現在）工場数は本県総工場数の七分の一、生産額はおおむね四分の一を占めていた。

これを業種別について見ると主なるものは木製品、家具及び装備品の製造業の一八〇工場で第一位、これの生産額二億五千八百万円、次いで食料品製造業の一三五工場で三億二千七百万円等となつているが生産額としては食料品製造業が優位を占めている。

不幸にして今回の火災で最大の被害を受けたのはこの商工業関係で、即ち罹災地域が市の最も中心地でしかも商店繁華街であつたため罹災世帯五、二八七（これは旧市街世帯の五〇％相当）中の大半が商工業者で、これがため同業者は殆んど壊滅的な被害を蒙つた訳である。

本市の商工業の事業所総数に対する罹災事業所数の割合は商業的関係事業所四九・四％、工業的関係事業所四六・八％で、日本標準産業分類による卸小売業、即ち純商業に属するものの被害は五三・三％であつたが各業種別について見ると内訳は次の通りである。

一般卸売業	五〇・〇％
特殊卸売業	三七・五％
呉服衣類身廻品小売業	六二・四％
飲食料品小売業	四六・六％
飲食店	六五・四％
路上運搬機小売業	四五・八％
各種商品小売業	三三・三％
その他の小売業	五三・八％
その他の事業所について見ると	
金融及保険業	四九・五％
不動産業	四一・四％
運輸その他の公益業	二九・四％
サービス業	四三・六％

各々事業所数に対する被害の比率の最高が飲食店で、これに次いで呉服衣服身廻り品小売業の最低が特殊卸売業

であつた。

昭和二十六年九月一日現在の調査による商品手持額から見た手持商品の被害は罹災前の総手持金額に対して罹災四店舗の被害額は六一%、業種別に見ると最高は特殊卸売業の八〇%これに次いで呉服衣類身廻品の六七・一%、最低は飲食料品の五四%等となつている。

第五章　食糧及び農林水産業関係の被害状況

第一節　食糧関係の被害

罹災地域の大部分を占める市内主要商店街が全く烏有に帰したため、既存の主要食糧販売業者の四割が罹災したのを初め、市民の台所といわれた鮮魚、蔬菜、果実の三市場が罹災焼失したほか、食品販売業者が多数罹災焼失したため、食糧の現地調達は、一時全く不可能に近い状態におかれたが、県内外各方面の協力を得て罹災者に対する食糧の確保にはことなきを得た。

食糧関係の被害状況はつぎの通りである。

(一)　主要食糧販売業者罹災状況

業種別	登録業者数	同上中罹災業者数	業種別	登録業者数	同上中罹災業者数
卸売販売業者	六	四	パン製造販売業者	五	一
小売販売業者甲	四一	一七	めん製造販売業者	九	五
小売販売業者丙	二七	一四	乾めん製造販売業者	四	三
小売販売業者乙(パン)	一六	一五	小麦粉製造販売業者	三	三
小売販売業者乙(めん)	一六	一六	精麦加工業者	二	二
米穀搗精米業者	一五	八	計	四六	一八

(二) 主要食糧焼失数量

業者別	焼失数量 米	麦製品	計
卸売販売業者	一七、四〇七	一六、八〇三	三四、二八九
小売販売業者	三〇、四〇三	一一、九〇二	三二、四〇四
精麦製粉業者	—	一六、九〇三	一六、九〇三
乾麺製造業者	—	三、四〇四	三、四〇四
計	三七、九一〇	一五六、二九九	一九六、一九九

第二節　農林水産業関係の被害

農林関係の被害

火災の拡大につれて避難の市民達は附近の空地はもとより、桜土手、畑、田等へ家財を持出したが、いよいよ烈風とともに火焔は猛威を振い大火の様相を示すと、避難場所を何回となく移動し、郊外の田畑に、作付がしてあるなしに拘わらず所狭きまでに家財を避難せしめたので、折から開花期にあつた菜種、麦田など、踏み荒され、殊に湯所方面、袋川以西の醇風校区、富桑方面の田畑における農作物の被害は相当なものと推定されたが、何分大火の災害が大きかつたのと、避難場所となつたことも止むを得ぬものとして農作者誰一人として苦情を申し出る者もなかつた。

なお、麦、蚕豆等の被害のあらましは次の通りである。

		避難面積	被害
麦	旧市方面	一八反	八〇%
同	富桑方面	三五反	八〇%
菜種	富桑方面	一〇反	一〇〇%
蚕豆	同	六反	一〇〇%

▽農業用揚水機の焼失

この大火によつて灌漑用揚水機設置の左記二箇所を焼失した。

鳥取市丹後片原町　富桑土地改良区（関係面積五八町歩）

四〇馬力、大正二年設置のもの

鳥取市梶川町　品治水利組合（関係面積二五町歩）

七・五馬力　昭和二十一年設置のもの

山林の被害

飛火のために愛宕山、久松山の一部、丸山、覺寺、濱坂など各所の山林、原野等が焼け、圓護寺部落はまさに焼

類一歩手前で部落協力の防火に喰いとめる等、山林の被害も相当であつたが、局所々々にとどまつたことは幸であつた。鳥取市有地の山林被害は次の通りである。

水産関係の被害

出火が旧市街で、本市の水産資源とされる鳥取港賀露町とは程遠く離れていたため、水産関係においては直接的の被害を免れたが鳥取名物の一つである朝市、殊に魚、青果を主とする馬場町を中心とする内市、外市を全焼し、日本冷蔵鳥取工場（三五〇坪）等を焼失するなど間接的の水産業における被害も決して少くはなかつたといえよう。

第六章　土木関係の被害状況

土木関係の被害では、道路は殆んど被災地全地域に亘り、路面並びに側溝破損の砂利道は総延長一六、六六七・〇〇米、鋪装道路一、七四六米その復興見込額は一、五〇〇万円にのぼつたが、橋梁は鳥取市の名物朝市場の内市、外市をつなぐ市場橋を始め川下町の出合橋、材木町の材木橋、湯所町の三日月橋等の木橋は殆んど焼失し、その復旧見込額は四五〇万円に達したが、幸い若櫻橋、菊橋、鑄物師橋は何れも鉄筋であつたためその難を免がれた。

左記は、道路、橋梁の被害内訳である。

道路の部

○砂利道の部（路面並に側溝破損）

市道本町路線外四六路線

平均幅員五米　総延長一六、六六七・〇〇米

○鋪装道路の部（路面並に側溝破損）

川外大工町吉方線（シートアスファルト）

幅員五・五米　六〇六・〇〇米

川端線（コンクリート）

幅員六・五米　五四〇・〇〇米
焦町線（コンクリート）
幅員五・五米　五四〇・〇〇米

橋梁の部

（名称）	（幅）	（長さ）
市場橋	五米	二七米
出合橋	四米	二九米
三日月橋	四米	四米
材木橋	六米	四米

第七章　電信、電話、郵政関係の被害状況

第一節　電信電話関係の被害

電気通信施設の被害については鳥取電話局をはじめ鳥取電報局、鳥取逓信診療所、鳥取国内無線所が類焼し、市内ケーブル施設の過半数が焼失して全電信電話回線及び全加入回線が完全に杜絶するという最悪の事態に立ち至つたが、その内訳は次の通である。

一、建物の被害

鳥取電報局庁舎
鳥取電話局庁舎
鳥取国内無線所庁舎
鳥取逓信診療所庁舎
鳥取電気通信部長官舎

線路関係

架空ケーブルの被害は現有施設数（火災前）の約四八・七％、地下ケーブル二・〇％、裸線一八・〇％、電柱二一・〇％、腕木一五・〇％、加入者五一％に及んでいる。

主要項目別に被害数を挙げると次の通りである。

イ、一般電話関係

架空ケーブル

項目	単位	火災前の現有施設数	焼失施設数	焼失率
一〇〇対以上	米	三、三八〇	二、〇〇〇	九〇・〇%
五〇対以上	〃	一〇、一六六	四、三〇〇	四二・八%
五〇対以下	〃	八、九五五	一五、三〇〇	四八・八%
計	〃	三、四三一		
地下ケーブル				
四〇〇対	米	二、二六六	四五	一・九五%
六〇〇対	〃			
電信市外ケーブル				
七対	米	一、〇〇一	一〇	一・〇%
七八対	〃	一、五五五	一〇	〇・六四%
五〇対	〃	一、四九九	三	〇・八%
その他				
裸線	粁	三八・九	三三・五	一〇・七%
腕木	個	二、七二四	二九七	一〇・五%
配線函	〃	九二	四〇	四三・三%
端子函	〃	四九九	三三四	四七・八%
電柱	本	二、三三七	四〇九	三一・八%
加入者宅内	件	二、三三一	一、一八六	五一・〇%

ロ、警察電話関係

電柱焼損		一三本
線条焼損	瓦長	六七二米
	二・九粍	一、九三六米
	三・二粍	六、一九六米
支線焼損		四条
腕木焼損		六五本
碍子破損		三一二本
機械関係		
イ、交換機器		
磁石式直列復式交換機		八台
大市外直列復式交換機		八台
本配線盤		一基
試験台		二台
ロ、電動発電機及整流並に電力盤		
光電用電動発電機		二台
15AH2型整流器		一個
12AKP2型整流器		五個
酸化銅整流器（P型）		一個
水銀整流器（MGI3）		一個
セレン整流器（FC型）		一個
配電盤		三面
電力盤（電信一号）		一台
ハ、裸搬送装置		
MNB2号（姫路向3CK）		一セット
FCS2号（松江向3CK）		一セット
3型一号（米子向6CK）		一セット
電信関係		
電信切換盤		一基
電信用ヒューズ盤		一基
蓄電池関係		
搬送フイラメント交換送話用		二個
搬送プレート用		一個
電話信号用		二個
電信送信用		二個
電信受信用		二個
PBX設備関係		
共電式交換機（直営一台、受託一台）		二台
共電式電話機（直営三四個受託三七個）		七一個
充電機（直営一台、受託二台）		三台
蓄電池（直営一二台、受託一六台）		二八台
国内無線関係		
空中線		
発動発電機		一台
返信機		二台
真空管		一二二個
タンガー整流器		二個
蓄電池		八個

配電盤	三個
柱上変圧器	二個
局内変圧器	一個

通信診療所関係

耳鼻診療椅子	一個
電気恒温器	一個
笠原蒸溜器	一個
蒸溜消毒器	一式
乾熱滅菌器	一個
試視力照明装置	一個
遠心沈澱器	一個
内科診療台	一個
レントゲントランス	
薬品類（約一二七、〇〇〇円相当額）	一一九件
医学関係専門図書	一二冊

二、被害概算額

電話局及び電報局

市内機械（市外交換機を含む）

搬送	二〇、〇〇〇、〇〇〇円
電源	二二、〇〇〇、〇〇〇円
電信	九、〇〇〇、〇〇〇円
PBX	一、四〇〇、〇〇〇円
線路	三、一一〇、〇〇〇円
庁舎	二〇、〇〇〇、〇〇〇円
その他機械器具備品消耗品類	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
小計	五、〇〇〇、〇〇〇円

国内無線所

施設	九〇、五一〇、〇〇〇円
庁舎	三、〇〇〇、〇〇〇円
小計	四〇〇、〇〇〇円

通信部長舎

庁舎	四〇〇、〇〇〇円
小計	三、四〇〇、〇〇〇円

通信診療所

施設	八〇〇、〇〇〇円
合計	三、五〇〇、〇〇〇円
合計	四、三〇〇、〇〇〇円
合計	六〇〇、〇〇〇円
合計	九八、八一〇、〇〇〇円

第二節　郵政関係の被害

郵政事業関係では、鳥取局のほか市内無集配局三を瞬時に焼失、鳥取局では局長、次長以下二十五名が、又特定局では三局長を含めて九名が罹災し、家屋資産を全焼したが、郵便物、重要書類、其の他の物品は大部分搬出した。局舎焼失後は、明徳小学校を仮局舎として、翌十八日から業務を開始した。郵便物、事業用物品等の被害状況は次の通りである。

イ、鳥取郵便局

1、郵便物（局内）は全部持出し被害なし。

2、現金被害なし。

3、切手類倉庫は、切手在中施錠のまま焼失す。

4、郵便物差出箱は、十二個焼失したが、在中郵便物は焼失直前開箱したので被害はなかつた。

5、重要書類は全部搬出した。
（貯金関係証書及び証拠書、調査事務関係を含む保険関係各種原簿及び帖簿、人事、経理物品関係各帖簿、出納簿、郵便関係各帖簿類は全部搬出）
6、物品類は直接業務に必要な日附印、金額印、秤等の現用品は全部持出したが、机、椅子、器材類、保管中の被服類は殆ど焼失した。
7、自転車の焼失九輛、破損使用不能一三輛、小型乗用車は搬出した。
8、消耗品類は、窓口用その他当座に必要なものは搬出したが、その他は焼失した。

ロ、鳥取瓦町郵便局
郵便物、為替貯金、保険年金等関係重要書類は全部搬出したがその他焼失

ハ、鳥取川端郵便局
重要書類をはじめ大部分持出したが、一部物品を焼失

ニ、鳥取元鍛物師町郵便局
消耗品類を焼失他の重要物品は大部分搬出

◎被害調書

一、建物被害状況

イ、局舎全焼　敷地三七二・八六坪
木造瓦葺二階建並に附属建物、建坪二六七・二〇坪（延三五一・二六坪）

ロ、分室全焼　敷地二〇〇坪
木造瓦葺二階建、建坪一四坪（延二八坪）
木造杉皮葺平家建倉庫、建坪八四坪

ハ、西町宿舎全焼　敷地一四六坪
木造瓦葺二階建、建坪二八・二五坪（延四一・七五坪）

鳥取郵便局焼失被害額

種別	被害金額	備考
庁舎、附属舎、庁舎工作物	一四、四四〇、〇〇〇・〇〇円	時価
備品類	二、三四九、四三四・三〇	帳簿価格
被服類	三五六、四六一・四八	同上
消耗品類	一、四三〇、七三〇・八七	同上
図書（備品）類	五六、六四九・三三	同上
不用品類	一八、〇一八・〇〇	同上
切手類	三五、五四五、四三〇・六〇	額面金額（切手、ハガキ、印紙を含む）
計	三五、三五九、七四五・七八	

第八章　電気、ガス、水道の被害状況

第一節　電気関係の被害

中国電力株式会社は、罹災寸前のところ危く焼失を免れたが、資材倉庫を全焼、その他焼失地域内における電柱四〇九本のほか電線、変圧器等総額千七百余万円に上る損害をこうむつた。その被害の状況は次の通りである。

配電設備の罹災概算額（時価による）

架空配電線路

項目	単位	数量	単価	金額	備考
木柱注入柱	本	五三	八、六三四円	四、五九二千円	
木柱不注入柱	本	三七七	五、八七六	二、〇九三	
電線銅線	延長粁	六、七六	四二、〇六〇	四、七四八	
変圧器単相	台	一三三	三六、二四四	四、〇六〇	
変圧器三相	台	二七	三九、二〇〇	一、〇六〇	
電力用器電器	台	三	五七、六六六	一七三	
油入開閉器	台	四五	八、八六六	三九九	
避雷器	台	一八	二、五五五	四六	
引込線	個所	四、〇三一	一、〇〇〇	四、〇三一	
電話ケーブル	米	七六五	四七〇	三五〇	
計				一七、四三九	

屋内設備

項目	単位	数量	単価	時価	備考
地中配電線路	米	一九六	五五六円	九九千円	
計器単相	台	一、九〇三	一、八一〇	三、六三五	
計器三相	台	二六	五、〇三〇	五八九	
電流制限器	個	一、六九二	二四〇	四九二	
電球	個	四、六五五	二五	一一七	
貸付配線	灯	四、六五五	六〇〇	二、八二一	
計				七、四三二	

第二節　ガス関係の被害

火災が発生して約三時間のうち、即ち午後六時頃、鳥取ガス会社も類焼を免れぬ情勢となつてきたので、同社では先ずタンクの爆発を恐れて係員にタンクのガスを全部抜かせて市民を安心させた。（註＝当時タンク爆発の声は、隣接町内や袋川堤坊に避難していた人々の間に伝えられ、罹災市民を戦々兢々とさせていた。）また火災発生と同時に市中の家庭用ガスメーターの類焼を避けるため、急拠社員を動員して回収していたが、会社の焼失とともに、その甲斐なく類焼してしまつた。同社の釜とタンクは、その原型を辛うじて残したのみで建物は灰燼に帰し、在積中のコークス、タールもただ火勢を強める資材となつて燃焼したが、真紅の焔を吐いて燃える石炭も二日間に亘る社

員の消火努力の結果、上部の約二十トンを焼失しただけで済んだ。

この火災により被災前の受配世帯一、三〇五戸のうち、その七九七戸が焼失、損害額一九七万円に達している。

第三節　水道関係の被害

大火による直接の被害

1　水道施設の直接の被害は総額五百四十万円余であつてその内訳は次の通りである。

量水器破損	三〇〇個	四、二〇〇、〇〇〇
量水器ボックス破損		四〇〇、〇〇〇
消火栓〃	一〇ヵ所	三〇〇、〇〇〇
水管橋〃	二ヵ所	三〇〇、〇〇〇
電話線焼失 電話柱〃		二〇〇、〇〇〇

右は本市有施設の被害であつて個人給水施設の被害は水栓の亡失、鉛管の盗難等を推定すればその被害は莫大な額に上るものと想像される。

2　水道財政に及ぼした影響

（イ）被災応急復旧関係

焼失区域内の給水は災害による不安の除去、伝染病の防止或は復旧作業に欠くことが出来ないので鎮火後直ちに焼失区域内に応急臨時給水用として共用栓を京都市水道局外の応援を得て二百四十ヵ所設置した。これに要した材料費は次の通りである。

品目	数称	数量	金額	摘要
鉛管	トン	四、三〇〇	八四一、三〇〇円	口径一三粍―二五粍
瓦斯管	トン	二、三〇〇	七八一、一〇〇	一三粍―二五粍
給水栓	個	一、三〇〇	三七七、〇〇〇	
混凝土柱	本	一三〇	八四、三〇〇	
木柱	本	三一〇	三〇、八〇〇	
止水栓筐	個	三〇〇	一〇二、三〇〇	
瓦斯管接手	個	一、三〇〇	一〇、三〇〇	
鋳鉄管	米	二、〇〇〇	二、二一二、〇〇〇	一〇〇粍―二〇〇粍
鉛	トン	一	一四四、〇〇〇	
計			四、〇九三、三〇〇	

（ロ）水道使用料関係

前述の臨時共用栓及び罹災給水家屋に対する水道使用料（料金）並びに応急避難所収容中は次の区分により減免した。

一、罹災区域分　四、五月水道料金免除　一、五一四、〇〇〇円
一、応急避難所分　六、七、八月〃　二二五、〇〇〇円
計　一、七三九、〇〇〇円

右の直接の被害として計上した額は純損失であり、この補塡には国費・県費の補償がないので苦しい水道財政の中から他の需用費的経費を節約して実施した。

第九章　文化財の被害状況

今回の火災に於て、国宝に指定されている巨勢金図の筆或は唐五道子の筆ともいわれる絹本着色普賢十羅刹女像をはじめ、その他仏像及び源爲朝の鉾、清正の槍、大藏經二千四百部、仏書八千余冊を蔵する常忍寺や、名勝、觀音院の庭園等は幸い災禍を免がれたが、名勝遺跡、又は多くの美術品、文化財の焼失したことは何としても惜しい限りで、殊に土蔵にのぞみを掛けた私有の美術品、文献等の烏有に帰した数は相当数にのぼるものと思われるが左に焼失した主なるものを記しておく。

一里の櫻土手　袋川堤防上に御弓町から湯所町に至る三粁にわたる桜は「一里の櫻土手」と称せられ鳥取名勝の一としてその壮観を誇っていたが、新橋より湯所町まで殆んど大半が焼失した。

住吉の松　川端四丁目にあつて、地上五尺、周囲一丈五尺、高さ十間あり、安永年間鳥取藩主池田家の支封攝津守仲庸君の姫君菅子が京都勸修寺大納言經逸卿に嫁したとき、その臣高木仁左衛門供人と京都に上つたが、安永六年後桃園天皇が子の日の遊びを催されたとき經逸卿御拝領の小松を乞い、国元の屋敷に植え、樹下に住吉大明神を勧請した。当時大納言の室より――

移し植えて蔭栄えつつ住吉の
松の千年も神や守らん

右一首賜つたという由緒ある松として珍重されていた。

最勝院　湯所町にあり、高野山多聞院末で山頂にあつた頃は如意山久松寺と号していた。天長九年の開基で、和同二年の昔法道仙人が美濃の国に法藏院を草創、天正年中当地に移り寶壽院と改称したが明治三年養壽院と合併し最勝院として現地に移つたもの。

法道仙人の作という涅槃像、十六善神等の名作があり、正墻適處等因幡の志士が会合した遺跡として有名であり芭蕉の笠塚もあつたが飛火のため全焼した。

天徳寺　湯所町にあり曹洞宗の巨彩として昔時多鯰ヵ池附近から四百余年前この地に移つたもの、市内屈指の大伽藍として建立の結構を誇つていた。

第三篇　救　護

第一章　救護の概要

第一節　総　説

四月十七日午後二時五十五分、出火と同時に事態の重大性を察知した県では、災害救助法の発動を予期して知事室に関係部課長を招集し対策を協議するとともに県庁各課に待機命令が発せられた。命令を受領した各課は直ちに平常業務を打切り、非常態勢への移行を準備して待機した。

火勢いよいよ熾烈を極め、延焼区域は市内中心部へ向け益々拡大しつつありとの報告に接するに及んで、午後四時、災害救助法を発動して鳥取県災害救助隊及び災害救助対策本部を設置し、県庁玄関前に隊長（西尾知事）以下出動、各部の活動について指示を行い罹災者の救助に全力を尽すこととなつた。

一方、災害救助隊本部においては、鳥取市長に対し、災害救助法に基く災害救助隊鳥取支隊の設置命令を発した。間もなく午後四時四十分、鳥取市長より災害救助隊鳥取支隊の設置を終了せる旨の報告を受領、ここに災害救助態勢は確立し、県、市一体となつて罹災者の救助に挺進することとなつた。

第二節　要救助罹災者の収容

昭和十八年九月大震災に襲われ、全市壊滅的な大打撃を受けて苦節十年、ようやく市街も復興し、商工都市として理想郷の建設に邁進しつつあつたとき、不幸今回の大火災に遭い、一挙に五、二二八戸の住宅を失い、罹災世帯五、二八七に及ぶ大打撃を受けたこととて、罹災者のうち、親族、知己に寄寓するもののほかは、住むに家なく、ただ呆然と焼跡にたたずむのみで、その有様は見るに忍びぬ状況を現出した。

こうしたこともあろうかと災害救助隊では、災害救助法の発動と同時に、市内の学校、寺院等に応急罹災者収容所を設置し、寄寓先のない罹災者を収容することとし、これに必要な諸設備（炊事場、便所等）を整え、収容罹災者の保護に万全を期することとなつた。

その状況はつぎの通りである。

罹災者収容状況

収容所名	所在地	収容 世帯数	収容 人員数	収容所名	所在地	収容 世帯数	収容 人員数
東中學校	立川町五丁目	一五	六二	南中學校	吉成	一四	六二
修立小學校	吉方町	九	三六	富桑小學校	西品治	九	三六
日進小學校	吉方一區	三六	一、三四	久松小學校	東町	二〇六	九四
明德小學校	行德	三六	一、二六	北中學校	東町	二〇九	八四
鳥大附屬小學校	東町	一〇九	三四	梅翁院	吉方二區	二	九
養源寺職人町		五	二四	川下住宅	川下町	六六	三九
寶珠院南本寺町		三〇	一三四	妙要寺	寺町	三	一七
善久寺新品治町		二六	一六六	慶安寺	寺町	五	二五
景福寺新鑄物師町		六二	二七	覺應寺	寺町	八	三一
常忍寺行德二區		五	二六	大黒座今町一丁目		九	四〇
玄忠寺新品治町		三〇	九	慈眼寺行德一區		三	一二
光明寺寺町		八	三	學成寺新品治町		六	二五
妙圓寺元大工町		一四	六六	計		二六	一、七四
一行寺寺町		一〇	五六				六、八三

第三節　在日兵站司令部の援助

鳥取市大火の報は、十七日の火災発生直後、時を移さずNHKの電波に乗つて、その情況が刻々と全国に伝えられた。

これを知つた米軍の在日兵站司令部南西司令官カータークラーク代将は、代理としてソムピァス中佐を派遣することとなり、同中佐はW・B・ストライカー軍医大佐とともに、十九日午前十時、飛行機で湖山元飛行場に到着、米軍鳥取情報隊々長ショウ大尉の案内で西尾知事を県庁に訪問、誠意をこめて大火の見舞を述べた後、入江市長を交えて詳細に状況を聴取し、いたく同情の言葉を述べ、罹災現場をつぶさに視察の上帰阪した。

帰隊後、両氏の報告に基いて発せられた大量の救援物資を輸送するとの報は、国警本部の無電を通じてその日のうちに本部に届けられ、不安と焦燥に喘ぐ罹災者と当局に慈雨の如き欣びと感激をもたらした。即ち帰隊と同時に、電光石火、直ちに措置せられたのであろう、キャンペル准尉を隊長とするトラック輸送部隊は、八〇車輛を四梯団に編成して、同日午後三時五十分、神戸第一突堤を既に出発、四二〇キロに亙る長距離を鳥取市に向けて行進しつつあるという。

本部では直ちに鳥取大学講堂ほか一棟を仮倉庫に準備し、大正、千代水、宇倍野の各村より四百人の勤労奉仕を依頼して人員の配置を完了し、受入態勢を整備してこれを待つた。

翌二十日午前三時三十分。八頭郡山郷村大字河合附近まで出迎えた西尾知事の先導で、第一梯団は大学仮倉庫に到着、深夜の大学校庭において西尾知事は輸送隊長のキャンペル准尉とかたく感激の握手を交したのである。その後第二、第三、第四梯団と同日午前八時頃迄に相続いて到着、勤労奉仕隊の協力を得て全量無事倉庫に収容し、直ちに配給態勢に移行した。

一方、貨物列車で発送された救援物資は、二十日午後七時三十一分、二十九車輛が到着したのをはじめ、同十時十二分四車輛、翌二十一日午前三時三分十五車輛、計四十八車輛全部が到着、直ちに集積場所である市内中、小学校二カ所と大学倉庫にトラック輸送、同日午後一時集積を完了した。その数量はつぎの通りである。

品名	単位	数量	摘要
携帯食糧	箱	四一、一五九	
ミルク	箱	五〇〇	
釜	個	七五	
釜蓋	個	四一	
毛布	梱	五五〇	九、八七五枚

県は集積完了と同時に直ちに配給を開始し、第一次分として即日、罹災者一人当り携帯食糧一箱（六日分）、毛布一世帯当り一枚の配給基準を定め、とりあえず携帯食糧二五、四四六箱、毛布九、七八五枚を市役所に引渡し、市内九カ所の配給所において罹災者にそれぞれ配給したのを手初めとして逐次全量の配給を完了した。

米軍救済物資の配給状況はつぎの通りである。

（一）食糧

（イ）第一次配給

四月二十一日、第一次分としてとりあえず罹災者一人当り一箱（六日分）の配給基準を定め、鳥取市に連絡、つぎの通り市に引渡すとともに市内九カ所の避難所において罹災者に配給した。

四月二十一日	八、八〇〇箱
四月二十二日	九、七四六箱
四月二十三日	六、九〇〇箱
計	二五、四四六箱

（ロ）第二次配給

四月二十四日　携帯食糧六歳以上の罹災者一人当り一箱、ミルク一歳未満の乳児一人当り一〇罐、一歳以上六歳未満の幼児一人当り六罐、病人に対し一人当り五罐

の基準をもつて配給することとし、つぎの通り鳥取市へ引渡を完了、罹災者に配給した。

四月二十四日	ミルク	四九六箱
四月二十六日	携帯食糧	一二、四四四箱
四月二十七日	〃	二、九九九箱
計	携帯食糧	一五、四四三箱
	ミルク	四九六箱

なお、携帯食糧残数二七〇箱、ミルク四箱は、一時的に郡部その他に疎開し、当時まだ判明しない罹災者の配給用として備蓄し、その後判明した罹災者に対し配給を完了した。

（二）毛布

集積完了の二十一日、直ちに市と連絡の上、とりあえず市内九ヵ所の避難所において毛布九、七八五枚を市に引渡を完了し、つぎの通り罹災者にそれぞれ配給した。

（イ）第一次配給として一世帯当り毛布一枚の配給基準を定め、四月二十一日各避難所において毛布五、二二八枚を罹災者に配給した。

（ロ）第二次配給として、罹災世帯の家族数に応じ、つぎの配給基準を定め四月二十四日までに毛布残量四、五五七枚の配給を完了した。

家族数	配給数量
三人～六人	二枚
七人～八人	三枚
九人～十人	四枚
十一人以上	五枚

（註）受領毛布九、八七五枚中九〇枚は西伯郡逢坂村火災罹災者に配給した。

（三）釜、釜蓋

四月二十四日、共同炊事用としてつぎのとおり罹災者収容所に配給した。

収容所名	配分数量 釜	配分数量 釜蓋
修立小学校	九	九
日進小学校	一五	一五
明徳小学校	一四	一四
鳥取大学附属小学校	四	—

久松小学校	一〇	一	
富桑小学校	一二	二	
北中学校	七	—	
計	七一	四一	（釜四個は逢坂村の火災罹災者に交付した）

救済用物資配給所設置箇所

久松小学校	市内東町	
明徳小学校	〃	行徳
日進小学校	〃	吉方
富桑小学校	〃	西品治
修立小学校	〃	吉方
東中学校	〃	立川
鳥取大学	〃	東町
北中学校	〃	西町
南中学校	〃	吉成

第四節　ララの援助

鳥取市大火災の状況が、ひとたび全国に伝えられると同時に罹災者に対する同情は期せずして集まり、各方面より救援物資が続々寄せられたが、中でも火災直後、罹災者のために多量の衣類を送り温かい愛の手を差のべられたララ（アジア救済公認団体）の救護活動は特筆さるべき事柄といわなければならない。

即ち四月十七日、鳥取市大火災の報告を受けた厚生省は急拠ララ代表委員と協議して、罹災者救済用としてララ救援物資衣類二百梱を送付することに決定し、直ちに物資輸送に関する諸般の準備を進められるとともに、県に対し、ララ救援物資を送附する旨電報をもつて通知せられたのである。

この報告は、余燼いまだ燻る四月十八日、罹災者の応急救助に忙殺されている災害救助隊本部に届けられ、不安と焦燥に喘ぐ罹災者と当局に慈雨の如き喜びと感激をもたらした。

県では物資の取扱に遺憾なきを期するため、関係方面と連絡して物資の受入態勢を整えて到着を待つうち、四月二十一日鳥取駅着の連絡を受け、直ちに荷受を行い、鳥取西高等学校講堂において仕訳を開始し、総数四一、八二一点を確認したので、四月二十四日鳥取市長に引渡しを行い、直ちに罹災者に対しララの厚意を伝えるとともに、つぎの通りその配分を完了した。

ララ救援物資配分状況

品目	梱数	数量	受配者数 世帯	受配者数 人員
大人用衣類	一	一六、三七	—	—
小人用衣類	—	一七、四四	—	—
ペーパーミルフエルト	二〇〇梱	一八	五、五八	二四、一四三
雑品		七、九三	—	—
計	二〇〇梱	四一、八二	五、五八	二四、一四三

第五節　国の法外援助

火災被害状況の報告を受けた厚生省は、その被害の甚大なることを憂慮して、県の行う罹災者の救助活動を指導援助するため災害救助担当官を急拠鳥取市に派遣した。

余燼くすぶる鳥取市に到着した係官は、直ちに罹災者の実情を調査し、その悲惨なる状況を本省に報告するとともに特に罹災者の寝具は最も急迫していることを認め、急速に何等かの対策を講ずる必要がある旨を具申した。

この報告を受けた厚生省では急拠国有毛布一万枚を送附して罹災者に無償交付することに決定、直ちに発送方を手配した。

一方、国有毛布発送の報を受けた県では、保管倉庫その他の受入態勢を整えるとともに物資の配給方法、その他につき鳥取市と協議して万般の準備を完了して物資の到着を待つた。

かくして四月二十五日、鳥取駅に到着、直ちに荷受を行い、それぞれ配給を完了したのである。

第六節　他府県よりの援助

四月十七日、鳥取市大火災の状況を知つた三木岡山県知事は、急拠岡山県庁を自動車で出発、火勢いまだ猛威をふるいつつある同日午後十一時過ぎ、鳥取県庁に西尾知事を訪れ、誠意溢るる火災見舞を述べ、罹災救助の協力方を申し出たのを初めとし、全国各都道府県から多額の見舞金品とともに救助活動援助のため連絡員を派遣し、県の行う救助活動を援助されたほか医療救護班の派遣、救助物資の調達、援助義捐金品の募集等各般に互り物心両面の援助が与えられた。

なお他府県より与えられた援助中主なものはつぎの通りである。

(一)　医療救護班の派遣状況

都道府県名	救護班数	班員数 医師	看護婦	その他	計	摘要
岡山県	四	三	一六	一〇	三六	
島根県	五	一〇	二五	二	四六	
京都府	三	五	二	八	二五	
兵庫県	六	七	八	三	三七	
大阪府	一	二	五	六	一三	
計	一九	三六	七五	四七	一六八	

(二) 応急救助用物資の調達援助

府県名＼品名	繊維製品	日用雑貨品	建築用品	藁工品	その他雑品	摘要
島根縣	四、五七四	二六、八四五	—	四、八〇〇	—	
大阪府	—	七、〇〇〇	二、七六八	—	四、四二〇	
岡山縣	一、〇〇〇	—	—	—	—	
計	六、五七四	三三、八四五	二、七六八	四、八〇〇	四、四二〇	

(三) 自動車の派遣援助

縣名	派遣台数	摘要
岡山縣	一〇〇台	(有償提供)
島根縣	一〇〇台	(有償提供)
計	二〇〇台	

(四) 義捐金品の募集

各都道府県では悲惨なる状況下にある罹災者を救援するため自発的に都道府県の行政機関を通じ、或いは鳥取市大火義捐金募集委員会等の組織を作るなどの方法により、ひろく各都道府県民に呼びかけて莫大な量にのぼる義捐金品を募集して罹災者救済用として寄贈された。

第七節　警察予備隊の出行援助

一、出行までの状況

出火間もなく愈々大火の様相を帯びてきた午後四時五十八分、事態が極めて重大となり、現在の消火力をもつては消火困難で、一般行政機関の総力をもつてしても、その収拾は全く困難となつたので、西尾知事は電話をもつて米子駐屯地部隊長に対し、鳥取市の救援のため警察予備隊員約三〇〇名の出行を要請した。

要請を受げた米子駐屯地部隊長は、ラヂオによる情報を聴取の結果、火勢は益々熾烈となり、目下のところ消火の見込たたずというニュースだつたので、午後六時、部隊出行計画に基き各隊命令受領者を集め、諸般の情勢上出行を予期して出行に関する諸般の準備を完了待期するよう命令を下達するとともに、米軍電話を利用して午後六時七分、管区総監に対しこの状況を説明、出行要請のあつた旨を報告して総監の命令を仰いだ。

その結果、午後八時四十五分、内閣総理大臣の出行命令に基く管区命令を受領した。そこで隊長は午後八時五十分、部隊出行命令を下達し、出行部隊に対する部隊長訓示を行つた後、第一梯団は急拠米子駅に向い出発した。

二、部隊の出行状況

（イ）第一梯団

四月十七日午後八時五十分、石田三正を長とする本部、第六中隊、通信及び衛生小隊二〇三名を以て編成する出行部隊第一梯団は部隊自動車で米子駅に向い出発、これと同時に鳥取市の火災状況偵察及び県庁、国警本部との連絡並びに部隊鳥取駅到着後の誘導に当るため、曾田一士以下三名の偵察隊をジープにより鳥取市に先行させた。

ジープによる偵察隊は危険を冒して火災の現場偵察と、県庁、国警本部との連絡を終り、部隊誘導のため鳥取駅に到着した。ときに十八日午前零時二十分であつた。

（ロ）第二梯団

十七日午後十時、補給及び炊事資材運搬のため、高橋二士を長とする自動車二輛を以て鳥取市へ向け出発、村田二士を長とする第五中隊の二ケ小隊八八名は十八日午前零時二十分米子駅発貨物列車で鳥取市に急行、同三時二十五分鳥取駅に到着、出行部隊長の指揮下に入つた。

三、出行部隊の活動状況

（イ）応急配備の状況

部隊誘導のため鳥取駅に到隊した曾田一士以下偵察隊の報告と、たまたま火災当日隊員募集のため岩美郡に出張していた松本調査主任外三名が、鳥取市火災の報を聞き直ちに鳥取市に急行、鳥取県災害救助隊本部及び国警本部に連絡したところ、米子部隊が出行要請を受けたことを知つたので直ちに国警本部の無線を利用して火災現場の状況を刻々米子駐屯部隊に報告、出行部隊到着まで各種情報の収拾に努め部隊到着後直ちに部隊本部に合流し引きつづき火災の状況を詳細報告したので、情報把握の上に大なる便宜をうることができた。

十八日午前零時二十五分、関係機関と協議した結果、出行部隊本部を国警本部内に設置し、応急配備につき極力延焼防止に努めるとともに、罹災者の救助及び道路の補修整備を実施することとたりそれぞれの部署に配備した。即ち通信、衛生小隊を除く第一梯団主力（六中隊）を延焼防止及び罹災者の救助に当らせ、一方通信小隊はSCR—三〇〇二基をもつて部隊本部、中隊及び各小隊間の連絡に当らせるとともに（有線は四囲の状況のため架設不能）、衛生小隊は鳥取大学正門前に大隊救護所を設置したが、風強く猛煙のため県庁正門横の車庫に移し隊員は勿論一般罹災者の医療救護に当つた。

その頃、火勢は依然熾烈を極め、市街の大半は猛火に包まれ消火の見込が全くたたない状態であつたが、各隊員は猛火を冒して消火作業と罹災者の救助活動、焼跡地主要道路の整備清掃に挺進した。その活動中、午前三時二十五分、第二梯団が鳥取駅に到着、直ちに第一梯団主力に増援し、それぞれの任務に挺進した。第二梯団と同時に、有線通信器材を積載した車両が到着したので、通信小隊は部隊本部及び災害救助関係機関相互の通信を確保するため架線を開始した。即ち、県庁を基点として出行部隊本部、県庁、国警本部、市役所、駅前派出所、警察学校、鳥取市警察署、放送局、鳥取大学ならびに市内四救護所間に有線網を構成するため徹宵架設作業に従事した。

（ロ）持久救難作業の状況

十八日午前五時、火災は残火の程度となつたので部隊は応急配備を解き、九時三十分警戒と作業態勢に移行することとなり一部を警戒の任に、主力各隊は西高等学校に集結後、部隊の配備を改編し持久救難作業態勢に移つた。

爾後の活動状況はつぎの通りである。

(1) **主力部隊の活動状況**

鳥取駅到着以来、一部の部隊をもつて主要幹線道路の清掃に着手し連絡交通路の確保に当り、特に焼失地域を縦断する若櫻街道及び智頭街道の清掃に主力を傾注した関係上、十八日早朝両路線とも清掃を完了し主要連絡路の確保に成功したが、残火の徹底消火のため、消防車の通行と救援連絡路の確保に重点を置き、道路の片附け清掃作業を遂行するため主力部隊をそれぞれ配置した。

即ち、第五中隊は二階町より茶町に通ずる道路をはじめとし片原通り及び鹿野街道を袋川の線まで清掃作業に従事、第六中隊は袋川西岸地区の清掃に従事した。

次で二十五日早朝から主力各隊は前日に引続き袋川南岸地域の残存道路の清掃作業に従事して午前中に主要路線の清掃を終了、午後一時三十分出行部隊の主力を撤収することに決定、撤収命令の下達と同時に部隊主力二九一名は午後三時六分鳥取駅発列車で原隊に帰隊した。

(2) **通信小隊の活動状況**

出行部隊到着時の鳥取市の通信機関は、鳥取郵便局が罹災焼失したほか電話線（警電、電通両線）は焼失散乱し、有線通信は市内外とも全線不通のため主要官庁相互の連絡も全く杜絶、災害状況も一時不明の状況を呈して施す手段もない状態を現出していた。

こうした状況下に到着した通信小隊は、零時二十分国警本部の要請により県庁を起点として国警本部、災害救助隊本部、警察学校、市役所、市地区警察署、駅前派出所に電話線を架設し、相互間の通信を確保するため直ちに電話線の架設を開始した。かくて午前六時、各回線とも電話線の架設を終り、部隊本部、災害救助関係機関相互の通信を確保した。次いで六時三十分、鳥取放送局、鳥取大学、明徳小学校、南中学校、東高等学校、日進小学校（学校は全部罹災者収容所）に対し有線電話を架設した。

出行部隊の携行した有線通信機材は殆んど主要官公庁との連絡用として使用し、部隊通信には無線機を使用することとし、ここに通信小隊の活動態勢を確立した。その後、通信小隊は災害地における唯一の通信機関として、災害救助関係機関相互の通信を確保するため、通信線の保全に或いは電話の交換に、あらゆる悪条件を克服して昼夜を分たず努力した。四月二十一日、災害救助機関に通信線或いは警電が復旧架設されたので任務も終り午後三時六分鳥取を発ち帰隊した。

(3) **車輛隊の活動状況**

出行部隊が応急配備を解き持久救難作業態勢に入ると同時に、部隊車輛は要請により救助物資の輸送を開始したが、被害甚大なため現在の車輛数をもつてしては救助物資の輸送等の円滑を期し難い状況にあるため、十八日午前八時五十分、第三管区総監部に対し自動貨車十輛の派遣方を要請した。

午後七時、管区命令により姫路部隊溝畑一士以下二五名は車輛十両とともに到着、出行部隊長の指揮下に入り

翌十九日より四月二十五日出行部隊の編成を解き帰隊するまで救助物資及び土砂の運搬等の救助作業に従事した。稼動自動車輛一〇六輛、走行粁程三、一六六・五粁。

(4) **工作隊の活動状況（千僧部隊）**

四月十九日、第三管区総監部の出行命令により、隊長以下十名、機材ブルトーザー一台、タンプトラック二台の編成をもつて午後零時五十分伊丹駐屯地を出発、午後八時三十分出行部隊本部に到着、出行部隊長の指揮下に入り、四月二十日より学校、公共建物跡地などの整地ならびに焼土、瓦礫、破片等の運搬に従事し、四月二十五日出行部隊の編成を解き帰隊するまでに、主としてつぎの整地を完了した。

（整地場所）

醇風小学校	二、八一九坪
遷喬小学校	一、九六四
鳥取保健所	五四二
県立中央病院	一、九〇〇
検察庁	七三二
西中学校	五、五六八
鳥取郵便局	六〇〇
県立盲聾学校	一、〇〇〇
計	一五、一二五
稲葉天神（土捨場）	三〇〇立方米
県営アパート（土捨場）	四五〇

出行部隊（部隊長石田三等警察正）

第一梯団	二〇三名
第二梯団	一一一名
姫路車輛隊	三〇名
千僧工作隊	一二名
計	三五六名

第八節　NHKたすけあい運動

大火の発生とともにNHK本部では、十勝沖震災の場合に準じ放送を通じて協力することとなり、実施方法その他につき中央共同募金委員会と協議、とりあえず災害地に特派員を派遣して現地の状況を調査報告させることとなつた。

十八日東京を出発した特派員は、まだ余燼くすぶる鳥取市に到着、火災の現況を調査して直ちに災害救助隊本部

を訪ね、NHKたすけあい運動の実施について種々協議し、その結果をNHK本部と中央共同募金委員会に報告した。

中央においては、刻々入電する災害情報と特派員の現地報告を基礎として一般情勢を検討した結果、四月二十一日のNHK理事会において「鳥取市災害NHKたすけあい運動」をつぎの要領で全国運動として実施することに決定した。

一、主催　日本放送協会
二、後援　中央共同募金委員会、鳥取県
三、協賛　日本赤十字社
四、名称　鳥取市災害NHKたすけあい運動
五、期間　昭和二十七年四月二十三日から昭和二十七年五月二日まで
　但し、醵出金品の受付期限は五月十日まで行う。
六、方法
　期間内、主として廣島、大阪の番組で運動の主旨を伝え、全国中継番組としては「時の動き」「社会の窓」等で取扱うほか、随時告知放送等行い、広く一般に救済金品の醵出を訴える。
七、醵出金の処理
　義捐金品はすべて罹災した生活困窮者の法外援護にあてるものとし、鳥取放送局、鳥取県募金委員会は、県、県災害救助隊、県社会福祉協議会その他関係機関と緊密に連絡し、総合的な災害救助対策の全体との関係を考慮して効果的に配分する。
八、金品送付先
　鳥取県共同募金委員会又は鳥取放送局とする。
　但し、物品を各放送局から鳥取県に送付する場合に限り、梱包表面に「鳥取市災害NHKたすけあい運動義捐物品」と朱書し、宛先は鳥取県知事として「国鉄の小口扱」又は「車扱貨物」として送付すること。

以上の方法をもつて、ひろく全国に呼びかけた結果、鳥取県共同募金委員会ならびに鳥取放送局を通じ、全国津々浦々より実に二八〇万円に及ぶ暖かい義捐金品が続々到着したので、関係諸機関と協議の上、鳥取市を通じて罹災生活困窮者に寄贈し感謝された。この運動により寄贈を受けた義捐金品はつぎの通りである。

1、義捐物品

品名	数量	評価金額
食糧	六五点	二五、一六五円
衣類	一五、二三	一、四二一、一〇〇
学用品	五、六〇八	一四、二四〇
日用品	四一〇	二六、一〇〇
薬品	三五九	一、四六〇
厨房品	一四〇	四、一〇〇
その他	一、一四〇	二、四〇〇
計	二五、九二四	一、五六〇、九五五

2、義捐金

一、〇〇五、八六三円九五銭也

第二章　保健衛生に関する救護及び応急措置

第一節　総　説

災害救助法の発動と同時に救助隊本部では医療救護班十八ケ班の出動を命じ、逸早く市内八ケ所に救護所を設けて罹災者の救護に当る一方、県立中央病院の類焼前に入院患者を安全地帯に避難させるため全力を傾注し、全員鳥取大学に避難を終り治療の万全を期したほか、翌十八日早朝から他府県及び県内より来援の医療救護班を加えて、さらに救護所の増設と巡回診療班等により罹災者の医療救護態勢を確立した。

一方この火災は五千二百余戸の住宅と、県立中央病院、鳥取保健所及び多数の医院、診療所等を焼失したため、市民の保健衛生に重大な影響を及ぼすのではないかと憂慮していたが、果せるかな六万市民の副食品を一手に取扱つている鮮魚、蔬菜、果実の三市場が焼失したため、災害後、市内非災害地域の路傍において不完全な設備をもつてこれら食品を販売する業者が増加し、市民の衛生上寒心に堪えない状況を現出し始めた。

他方、住居を失つた罹災者の多くは親類、知己などあらゆる縁故をたどつて寄寓したが、なお五千余の人々は、とりあえず市内二十六ケ所の避難所に収容されたものの、これらの避難所は学校、寺院等を応急措置として利用したため、罹災者が利用する炊事場、便所、照明等の設備を欠き、ただ僅かに一時の雨露をしのぐに足る程度に過ぎず、従つて衛生的に見て最も危険な状態にあつたので、市民を伝染病の恐怖から保護するための防疫活動には特別の努力を必要としたのである。

また、医療救護ならびに防疫に遺憾なきを期するため、これに要する医薬品と防疫資材の需給については、関係各方面の協力を得て、医薬品、防疫用資材の確保に努め、所期の目的を達成することができたことはなによりの幸いであつた。

火災による医療関係機関の被害状況はつぎの通りである。

(一)　罹災医療施設

種別	既存施設	同上中罹災したもの	施設復興に要する金額 建設費	機械器具費	計
病院	四	一	一三、六四〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一五、二四〇、〇〇〇
保健所	一	一	一〇、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一三、三〇〇、〇〇〇
診療所	四〇	二四	六四、四一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇	七四、八五〇、〇〇〇
歯科診療所	三	一九	一三、三〇〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇	一九、九一〇、〇〇〇
助産所	四九	一三	六、〇四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	六、七八〇、〇〇〇
計	一三六	五八	一二七、六四〇、〇〇〇	三三、二四〇、〇〇〇	一六〇、六八〇、〇〇〇

(二)　罹災医薬品取扱施設

種別	既存施設	同上中罹災したもの	罹災施設被害金額 建築物	焼失医薬品	計
薬局	三五	二	二七、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四六、三〇〇、〇〇〇

医薬品製造業者	六、五四〇	三、四二七	七、五四〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一三、五四〇、〇〇〇
医薬品販売業者			三六、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	六三、〇〇〇、〇〇〇
計	六、五四〇	三、四二七	七一、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇六、〇〇〇、〇〇〇

第二節　傷病者の救護措置

一、救護班の活動

災害救助法の発動と同時に鳥取赤十字病院ならびに鳥取市を担当する鳥取市民病院、鳥取国立病院等の応急医療救護班の出動を命じ、市内十ケ所に救護所を開設し、罹災傷病者の救護に当るとともに災害救助隊衛生部関係班長ならびに災害救助法に基く医療救護の実務を担当する日本赤十字社鳥取支部参事、鳥取赤十字病院長の緊急参集を求め、救護対策に関する緊急会議を開催協議の結果、災害救助隊医療班の行動隊として医療救護班本部を設け医療救護班の活動を指導調整することとなり、その医療班本部を鳥取赤十字病院に設置したほか県内外より来援の医療救護班を敏速適切に配置するため鳥取駅前に医療班出張所を設置し、救護活動の万全を期することとなつた。

医療救護の実施状況はつぎの通りである。

(1) 医療救護班救護成績

月日	出動班長	救護班員数	取扱患者数	月日	出動班長	救護班員数	取扱患者数
四、一七	九	四六	一六七	四、二五	八	元	三三
四、一八	三	一四五	一、二三六	四、二六	八	三	五七
四、一九	八	一五四	二、五五九	四、二七	八	四四	三八六
四、二〇	一九	三九	一、二八六	四、二八	八	四四	四二
四、二一	九	四八	九二〇	四、二九	八	四四	二九〇
四、二二	九	五一	九一八	四、三〇	八	三三	二五五
四、二三	七	四三	八三二	計	一四	八五八	一〇、四八六
四、二四	八	三六	五〇六				

(2) 救護班以外の病院、診療所において救護せる患者数

種別	実人員	延人員	摘要
入院	一一〇	七五	入院患者数には、焼失した病院に入院加療中罹災せるものを含む
外来	二、八七	二、八七	
助産	九	九	
計	三、〇〇六	三、五二一	

(3) 災害救助法発動中救護せる患者数

種別	実人員	延人員	摘要
入院	一一〇	七五	

外来	一三、三六三	一三、三六三
助産	九	九
計	一三、四九二	一四、〇七七

(4) 医療救護班名ならびに編成

医療救護班名	救護班数	班員数 医師	看護婦	その他	計	摘要
鳥取赤十字病院	三	五	一六	一	三	内一ヶ班巡回班
厚生病院	一	二	五	二	九	
鳥取市民病院	四	四	一二		一五	
國立鳥取病院	二	三	二		五	
鳥取縣醫師會	一	三	二		七	
東伯醫師會	一	五	二		五	
鳥取大學醫學部	二	三	三	三	九	
米子醫師會	三	四	七	二	一三	
西伯醫師會	一	一			一	
西部(日野)醫師會	一	一	二	一	四	
鳥取縣立中央病院	一	二	三	二	七	
岡山大學醫學部附屬病院三朝分院	一	二	二	一	六	
鳥取診療所	二	二	二	二	六	
岡山赤十字病院	一	一	四	三	八	
松江赤十字病院	五	一〇	一五	一一	四六	
京都日赤支部	一	一	四	二	七	
兵庫縣濱坂保健所	一	一	二	三	六	
豐岡病院	一	一	三	一	五	
岡山大學醫學部附屬病院	一	六	五	二	一三	
國立岡山病院	一	四	五	三	一三	
岡山縣	一	一	二	二	五	
大阪市	一	二	五	六	一三	
兵庫日赤	一	一	六	一	八	
姫路市	一	一	四	二	七	
京都市	一	一	四	二	七	
京都簡易保健局	一	三	三	四	一〇	
兵庫縣健康保健神戸中央病院	一	二	二	二	七	
計	三	七四	一四一	六	二七六	

二、傷病の状況

火災は昼間に発生したため、災害直接の原因による死者（焼死二人）、重傷者は極めて少数であつたことは不幸中の幸で、医療救護班により当初加療した者は主として眼疾患及び軽微なる外傷が多くを占めていたが、四月二十日降雨後は眼疾患が減少し、感冒、胃腸疾患等内科的疾病が増加した。医療救護班において救護した患者の各科別

内訳は外科疾患三七%、内科疾患二七%、眼科疾患二六%、その他一〇%となつている。

第三節　衛生材料の調達

医療救護用医薬品ならびに防疫用医療品の必要量は莫大な数量に上つたが、各方面の協力と援助を得て医療救護用医薬品、防疫用薬品の円滑なる補給に努力した。

(1) 救護用一般医薬品

災害救助法発動当初の緊急医薬品及び衛生材料は、保管中の災害備蓄用医薬品を供給使用し、不足については絶対必要量を発注確保して罹災傷病者の救護に万全を期した。その後武田薬品株式会社ほか十社から別項のような多量の医薬品衛生材料の寄贈を受けたので医療救護班本部を経て各医療救護班に配布し、傷病者の治療に万全を期することができた。

(2) 特殊医薬品に対する措置

伝染病の集団発生その他突発的な疾病（破傷風等）を予測して、早急に県内保有量を調査し非常時即応の態勢を整えた。

(3) 防疫用資材

伝染病の未然防止対策として接種用ワクチン類を速かに確保するとともに、倉吉地区に保管中の防疫資材を緊急集荷の上転用配布した。

(4) 調達した衛生材料の品目数量はつぎの通りである。

救護用医薬品調達一覧表

品目	称呼	数量	払出先	品目	称呼	数量	払出先
アスピリン錠	ケ	一、六〇〇	日赤	ネオテラボール5cc	管	一〇〇A	日赤
アルコール	瓦	六、〇〇〇	〃	ビタカンファー	管	三五〇A	〃
イヒチオール	〃	二、〇〇〇	〃	ビス錠	ケ	五〇〇	〃
エルスチン注	管	一五〇A	〃	ビオフェルミン	瓦	五〇〇	〃
オキシフル	瓦	二、〇〇〇	〃	フジパペリン	管	一〇A	〃
グリセリン	〃	二、〇〇〇	〃	フストジール	管	一五〇A	〃
クレゾール	〃	一〇、〇〇〇	〃	ビタミンB_1注 5瓩	管	六〇〇	〃
健胃錠	ケ	一、一〇〇	〃	10万単位ペニシリン	管	二〇	〃
サルゾールS注	管	五〇	〃	油性30万ペニシリン	管	五〇	〃
酢酸鉛	瓦	五〇〇	〃	油性300万ペニシリン	管	五	〃
ザルソブロカノン注	ケ	三五〇A	〃	ペナドリン注	管	五〇A	〃
スルファダイヤジン錠	ケ	一〇〇	〃	ペニシリン軟膏	瓦	一〇〇	〃
チフォゲリゾン注	ケ	一〇〇A	〃	20%ブドー糖液20cc	管	三〇〇A	〃
チァゾール錠	ケ	八〇〇	〃	硼酸	瓦	三、〇〇〇	〃
チロザルベ	瓦	二、〇〇〇	〃	硼酸軟膏	瓦	六、〇〇〇	〃
ドナン	〃	五、〇〇〇	〃	チンク油	瓦	三、〇〇〇	〃
トロンボゲン注5cc	管	五〇A	〃	マーキュロ	瓦	一〇〇	〃
ニシチン	瓦	三〇〇	〃	ヨードチーキ	瓦	二、〇〇〇	〃

外用リマオン錠	錠	2000	日赤
レスタミン注	管	50A	〃
リバノール	瓦	25瓦	〃
ミノファゲンC	管	50A	〃
ロートエキス散	瓦	10倍散 100	〃
ホモスルファミン末	瓦	50	〃
ルゴール液	瓦	500	〃
レスタミンCd	管	10A	〃
硫酸亜鉛	瓦	500	〃
ホータイ 4裂	反巻	20	〃
〃 3裂	〃	20	〃
〃 6裂	〃	25	〃
〃 8裂	〃	15	〃

ガーゼ	10米	30反	日赤
絆創膏	本	45	〃
油紙	枚	400	〃
脱脂綿	瓦	2,500	〃
三角布	枚	150	〃
點眼瓶	ケ	50	〃
石炭酸	瓦	5,000	〃
チアゾール末	瓦	2,000	〃
パラエス注	1cc×100A 10函	2	〃
〃	1cc×100 5函	2	〃
ダスピット	1cc×5A	5	〃
クロロマイセチン	250瓩×3錠	3箱	〃
其他若干			〃

寄贈医薬品一覧表 二七、四、二八調

業者名	品目	単位	数量	払出先 県立病院	日赤	市役所	市民	国立	公衛	保健室	県残
三共株式會社	ビタミンB1注（強力オリザニン）	5m 1cc×10A	300函	100函	200函						
	オキシドール	100g入	2,880本	698本	2,160本						22本
	ハップ	250g入	480罐	120罐	300罐						60罐
	カルバミジン錠	20錠入	100ケ	30ケ	70ケ						
	ロートン錠	100錠入	500ケ	200ケ	300ケ						
第一製薬株式會社	グアセチン	20入	100ケ	40ケ	60ケ						
	デルミトール	60本入	1,200本	—	60本	840本			120本		180本
	ビタミンB1注	5m 1cc×10A	200	50	150						
	オリザニンレッド錠	100錠入	200函	150函	50函						
	テラポール軟膏	100g×5	20函	5函	15函						
	ビタミンB1注（強力アベリーB1）	5m 1cc×10A	100函	30函	70函						
	プロカインペニシリンG 30万	30万	30本	10本	20本						
	局アクリノール錠（ヘクタリン錠）内服	0.035×3錠	200	50	150						
	スルファミン錠（テラポール錠）	0.5g×20	100	50	50						
	無痛ビタミンC（ビスコリン）注	100m 2cc×10A	100	35	65						
山之内製薬株式會社	マーキュロ液	25cc入×10A	200	100	100						
黒田製薬株式會社	ゲリゾン錠	100錠入	200	60	140						
	コメットオムニン注	2cc×10A	100	35	65						
鳥居製薬株式會社	アスパミン注	1cc×10A	50	20	30						
	マーキュロ液	25g入	50	20	30						
	チンク油	500g入	5	2	3						
	ペニシリン軟膏	雪印5万5g入	60	25	35						
グレラン製薬株式會社	ザルソグレラン注	20cc×3A	150A	60A	90A						
	グレラン注	2cc×3A	150A	60A	90A						

明治製薬株式會社	煉乳	三五g入	一、四四〇罐	四八〇罐	四八〇罐		二四〇罐	二四〇罐			
	ペニシリン軟膏	三万單位五g入	三、四〇〇本	七八〇本	一、五九〇本					二〇本	
森永製薬株式會社	ドライミルク		九六〇罐		二四〇罐	七二〇罐					
	哺乳瓶		一〇〇ケ		二〇ケ	八〇ケ					
大日本製薬株式會社	モナフラシン軟膏	二五g入	一〇〇ケ	四〇ケ	六〇ケ						
	セナチゾールパスタ	一〇g入	一〇〇ケ	四〇ケ	六〇ケ						
	ペナポン錠	二〇錠入	一〇〇ケ	二〇	八〇						
	稀ヨードチンキ	五〇〇g入	一〇本	三	七						
	チンク油	五〇〇g入	一〇本	二	八						
	ホーサン軟膏	五〇〇g入	一〇函	二	八						
	消毒用アルコール	五〇〇g入	二五本	三	二二						
	クレゾール石鹸液	五〇〇g入	二五本		二五						
	オキシドール	一〇〇g入	一〇〇本	一〇〇							
武田薬品工業株式會社	エルスチン	一〇A	一〇〇函	二〇	八〇						
	ペニシリン四〇万		五〇本	一〇	四〇						
	サルゾール	二〇錠入	五〇函	四〇	一〇						
	ビタカンファー	一〇A	一〇〇函	二〇	八〇						
	ミノメタ	一〇A	一〇〇函	二〇	八〇						
	ビオフェルミン錠		五〇函	一〇	四〇						
	オーレオ眼薬	一g	五〇函	一〇	四〇						
	パラメニール軟膏	一五g	一〇〇函	二〇	八〇						
塩野義製薬株式會社	パラエス	五m×一〇A	五〇函		五〇函						
宇治薬品株式會社	ビタミンC注	五m×一〇A	二四函		二四函						
	アクチゾール	二cc×一〇A	二〇函		二〇函						
	ザルソカイン	一〇cc×一〇A	五〇函		五〇函						
呉羽化学工業株式會社	D・D・T・オイル	五ガロン入	一〇罐						一〇罐		

防疫用薬品調達一覧表

品目	単位	数量	払出先 公衛	払出先 市役所
D・D・T粉末	一〇K入	一〇罐	八	二
D・D・T油剤	五ガロン入	二〇罐	二〇	
リゾール液	一ポンド入	五〇本	五〇	
クレゾール液	二〇K入	一罐	一	
クレゾール液	一ポンド	二〇本	二〇	
クロールカルキ	一ポンド	四〇本	四〇	
生石灰	一五K入	二〇罐	二〇	
消毒用アルコール	一ポンド	二〇本	二〇	

品目	単位	数量	払出先 公衛	払出先 市役所
注射針	1/3	三打	三打	
〃	1/4	三打	三打	
〃	静細用	六打	六打	
注射器	二g用	五〇ケ	五〇ケ	
ツベルクリン用注射筒	二g用	三六ケ	三六	
スルファグアニジン	一ポンド	二本	二	
腸パラワクチン	五〇cc	一三〇本	一三〇本	

第四節　伝染病予防と発生状況

県衛生部、県下各保健所職員を動員して防疫清掃班を編成し、伝染病等被災地の防疫に万全を期するため罹災者

収容所、便所、炊事場、塵芥処理場の消毒（D・D・T撒布クレゾール石灰投入噴霧）鼠族、昆虫駆除をはじめ検病的戸口調査、予防接種、収容罹災者の細菌学的検査、水質検査及び塩素消毒、公衆便所の設置、食品衛生、監視衛生教育等あらゆる防疫措置に努めたが、二十日以降赤痢患者、同疑似患者の発生を見るに至つたので、これが蔓延の防止と早期発見のため岡山県衛生部の応援を得て昼夜を分たず防疫活動を持続した結果、伝染病の発生を最少限度にとどめることができた。

災害救助法発動期間中の防疫状況はつぎのとおりである。

（一）罹災者収容所防疫実施成績

防疫班数	防疫班員数	防疫実施収容所数	罹災者収容者数	検診延件数	患者数 重症	患者数 軽症	患者数 伝染病計	細菌学的検査件数 実施人員	細菌学的検査件数 保菌者	摘要
七	四三	三ケ所	五、六五人	七三、九一〇人	九七人	五〇人	八人	六三人	六七九人	四人

（二）腸パラ予防接種実施成績

予防接種実施場設営数	予防接種実施防疫班数	予防接種に当つた予防班員数	予防接種実施人員数	摘要
二七ケ所	一七班	九二人	三、八四九人	予防接種実施防疫班中一〇ケ班（人員五〇人）は救護班より応援せるものである。

（三）罹災者収容所等清掃（薬剤撒布）実施成績

清掃出動日数	清掃班事した人員数	薬剤撒布に従	薬剤撒布を実施した収容所等の数	摘要
八日	一八四人		五五ケ所	薬剤撒布は罹災者収容所のほか、罹災者が集団避難している場所を対象として、便所、塵芥箱、厨芥捨場、罹災者の衣類、寝具等を消毒したほか薬剤の人体撒布を延四、一五〇人に実施した。

（四）食品衛生監視実施成績

罹災者収容所給食監視指導	食品販売業者監視	食品検査	計	摘要
一〇九件	八三件	一三件	一、〇四四件	

（五）公衆便所の設置

若櫻橋詰、智頭橋詰、本町三丁目（保健所跡）、鑄物師橋詰、下魚町、醇風小学校附近、明徳小学校、北中学校、景福寺の九ケ所に設置

（六）上水道の残留塩素測定個所　二四ケ所

（七）伝染病患者発生及び収容状況

収容施設名	確保病床数	患者数 赤痢患者数	患者数 同病源体保有者数	患者数 計	備考
鳥取赤十字病院	一〇床	六		六	
鳥取市民病院	二六	六	四	一〇	
計	三六	三	四	一六	

（註）ほかに集団発生を考慮して別に近隣町村の隔離病舎（一二〇床）を確保し応急措置を講じた。

（八）広報活動（衛生教育）

（イ）ポスター貼布（赤痢予防用）　二五〇枚

（ロ）貼紙（早期受診、煮食の励行等を勧奨したもの）一〇〇枚

（ハ）宣伝車の巡回（予防接種勧奨）　延一四回

（九）防疫班の編成

防疫班名	防疫班員数					摘要
	医師	保健婦	技師	その他	計	
第一班（鳥取保健所一組）	二	一	一	三	六	
第二班（鳥取保健所二組）	二	一	一	三	六	
第三班（米子保健所）	二	二	一	三	七	
第四班（根雨保健所）	二	一	一	二	五	
第五班（倉吉保健所）	一	二	一	三	六	
第六班（智頭保健所）	一	二	一	三	六	
第七班（氣高保健所）	一	二	一	三	六	
岡山縣防疫班	三	一	三	一	七	
計	八	二	一〇	二〇	四九	

第三章　食糧関係の救助対策

第一節　食糧確保の措置

四月十七日午後四時、災害救助法が発動されると同時に、直ちに災害救助隊の食糧部門を担当する経済第一部の活動態勢を整え、罹災者に対する食糧確保配給等の救助活動を開始した。

午後六時三十分、県は農林省鳥取食糧事務所、鳥取市役所と緊急対策を協議し、とりあえず乾パン二万四千食分を政府倉庫より払出を受け、直ちに市内の避難所において配給を実施することにした。しかし、これは災害発生直後の一時的な応急措置に過ぎず、爾後の食糧確保に万全を期するため、これが対策を樹立検討した結果、火災の現況よりして食糧の現地調達は全く不可能な状態にあるので、隣接地の岩美郡宇倍野村、福部村に対し二五〇俵の搗精の突貫作業を依頼するとともに、さらに東伯郡倉吉町に在庫の精米一五〇俵の急送方を手配した。

第二節　炊出しと食糧の配給

午後十一時、食糧庁に対し大火の状況を打電して協力を懇請するとともに、炊事用具を持たぬ罹災者のため米飯

の炊出を計画し、県庁農林部長室において気高、岩美両地方事務所と協議、翌十八日の米飯六万食分の斡旋を両地方事務所に割当した。割当を受けた両地方事務所は徹宵次の町村にこれを依頼確保した。

町村名	炊出数量 石数	炊出数量 俵数	摘要
岩美郡米里村	八石	二〇俵	米飯の炊出しは十九日より米穀配給に切替えた。
〃 津ノ井村	八	二〇	
〃 面影村	八	二〇	
〃 宇倍野村	八	二〇	
氣高郡大正村	四	一〇	
〃 東郷村	八	二〇	
〃 豊實村	六	一五	
〃 大和村	二	五	
〃 美穂村	八	二〇	
〃 松保村	八	二〇	
〃 千代水村	二・八	七	
〃 湖山村	六	一五	
計	七〇・八	一七七	

越えて翌十八日、依頼した米飯の集荷ならびに各避難所への配給に全力を集中した。また倉吉町からの精米も、宇倍野、福部の両村に依頼した搗精米も、万難排除の協力により順調に入荷したので今後に対する計画を樹立、食糧事務所より県の計画に従つて玄米の払下を受けるとともに、副食物の斡旋、県内外より寄せられた救援食糧、在日米軍救援物資等の配給に全力を傾注した。

災害救助法発動期間中、罹災者ならびに救助隊員等に配給した食糧の品目別数量はつぎの通りである。

（一）災害救助用有償物資

（イ）主食

（品名）	（単位）	（数量）
玄米	俵	一、三六六
乾パン	箱	一、五七九

（ロ）副食

醤油	樽	一四
味噌	〃	一四
澤庵漬	〃	四六
とろろ昆布	貫	六〇
佃煮	〃	一、四八五

蔬菜	〃	一〇、二八三
果実	〃	二、二〇〇

(二) 無償物資

(イ) 主食

白米	升	二六九二・一
押麦	升	一二四
うどん	箱	五
うどん	把	一〇

(ロ) 副食

醤油	樽	四五
〃	升	一〇四
豆類	箱	二
〃	升	一八七
漬物	樽	八二
味噌	〃	六六
鮮魚	箱	一〇〇
干魚	〃	三九
ちくわ	〃	一五
漬物	貫	二

(ハ) その他

牛乳	升	六五〇
砂糖	斤	五〇〇
干菓子	罐	七
カルケット	箱	五〇
チュウインガム	〃	一〇
干菓子	〃	一五
キャラメル	〃	二五

(三) 在日米軍救済用食糧

(イ) 携帯用食糧		四一、一五九箱
(ロ) ミルク		五〇〇箱

第四章　住宅に対する応急措置

第一節　罹災者収容所の状況

応急対策として学校、寺院、劇場等二十六ケ所に応急収容所を開設し、罹災者を収容することにしたが、これらの施設は何れも多数の人々が利用する便所、炊事場、照明等の設備を欠き、ただ一時の雨露を凌ぐに足る程度に過ぎないため急拠照明設備を行うとともに炊事場、便所等の建設を行い、応急収容施設としての諸設備を整え寄寓先のない罹災者一、三六六世帯、五、六三八人を収容した。

しかし、前述の如く収容所の設備は不充分であり、これに入居した罹災者も施設の収容力をはるかに超えたので各収容施設とも極めて狭隘な地域で生活し、見るに忍びない状況を現出したが、去る昭和十八年九月の鳥取大震災に全市壊滅的な打撃を受けた鳥取市としては、これ以上に応急収容施設を開設すべき適当な施設もなく、やむを得ない状態であつた。

一方、応急収容所に入居中の人々も自発的に自治会を結成して避難所生活の合理化を図るとともに、災害救助隊の行う救助活動に自発的に協力するなど美わしい避難所風景も各所に見られた。

第二節　応急仮設住宅の建設

罹災者に対する応急住宅対策については前述した通り応急的に罹災者避難所を市内二十六ケ所の学校、寺院等に開設し罹災者を収容したが、この措置はあくまで臨時的な措置であり、とりわけ学校を開放した収容所は一日も早く罹災者を移転させて学校教育に支障をきたさないよう措置する必要があるばかりでなく、他の施設も同様急速に返還する必要に迫られてきたので、県では災害救助法に基く応急仮設住宅を速かに建設することとし、これが建設計画につき厚生省と協議した。

従来厚生省では災害救助法による仮設住宅の建設は、罹災戸数の一割を超えない範囲内において、その建設を承認していたのであるが、今回の鳥取市火災に際しては従来の慣例を破り、罹災戸数の約二割に相当する一、〇〇〇戸建設の承認を得たので、建設地ならびに建設戸数をつぎの通り決定し、四月二十三日第一期工事として旧練兵場へ八六棟五百六戸の建設に着手、同月三十日第二期工事として他の三地区五百戸の建設に着手した。

旧練兵場に建設した住宅には、応急罹災者避難所として施設を開放している学校に収容している罹災者を優先入居させる方針のもとに、五月十五日抽籤により住宅の完成順序に従つて罹災者の入居を完了した。

一方、第二期工事である賀露、湖山、濱坂の三地区に建設した住宅については、他の応急収容施設の入居者ならびに一般罹災者を入居させることとし、六月六日抽籤により入居者を決定しそれぞれ入居を完了した。

罹災者収容仮設住宅建設状況

建設場所	棟数	建設戸数	所要金額
鳥取市立川五丁目	八五	五〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇
同	一	六	
氣高郡湖山村	一〇	一〇〇	
鳥取市賀露町	三〇	三〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
鳥取市濱坂	一〇	一〇〇	
計	一三六	一、〇〇六	六〇、〇〇〇、〇〇〇

第五章　災害救助法に基く救助物資の交付並びに生業資金の貸付

第一節　救助物資の給与状況

四月十八日火災鎮火と同時に災害救助隊鳥取支隊を督励し罹災状況の調査を行う一方、災害救助法に基く災害救助費の算出並びに救助物資の調達に努めた結果、四月二十五日より救助物資の交付を開始し、四月二十九日全罹災者に対し救助物資の給与を完了した。

罹災者に対する救助物資の給与状況は左の通りである。

一、食糧品の給与

1　炊出給与の実施状況

(イ)　炊出実施人員

実人員	延人員	実施日数
三〇、四二一人	三二、八九八人	一三日

(ロ) 炊出給与に使用した物資数量

品名	数量	摘要
薪	二、一三四束	
馬鈴薯	一六三俵	一俵一四〇〇入
夏密柑	一、〇三二ケ 九二〇〇瓦	
高菜	七四ケ	
牛蒡	二一ケ	
ホーレン草	五一ケ	
人参	六九二ケ 五〇〇瓦	
カンラン	三四六ケ	
ワケギ	三ケ	
白菜	五九ケ 五〇〇瓦	
葱	一、八九二ケ	

2 食品の給与状況

(イ) 食品給与実施状況

実人員	延人員	給与日数
一四、五三人	一四二、九四人	一〇日

(ロ) 給与物資の数量

品名	数量	摘要
木炭	一六〇俵	
米	五一、五二一瓦 八〇〇瓦	
乾パン	一、四六九箱	一箱二〇袋入
するめ田鯛佃煮	三二〇ケ	
玉里芋	五六八ケ 四三五瓦	
沢庵漬	八三、三四〇瓦	
白塩	五石二斗	
醤油	四、八四五瓦 五四〇瓦	
米	一八二、五〇〇瓦	
大根	五〇〇貫	
福神漬	一四〇貫	
昆布佃煮	六〇貫	
トロロ昆布	三ケ	
のり佃煮	三〇ケ	
あみえび佃煮	七六ケ	
海宝煮	一二五ケ	
角切昆布	三〇ケ	
生あみ佃煮	一五ケ	
いかあられ佃煮	三三ケ	
夏密柑	一、三四ケ 〇三〇瓦	
沢庵漬	六三一ケ 五七九瓦	
白塩	二二六、六三〇瓦	

二、被服寝具その他生活必需品の給与

1 被服寝具衣料品

品名	配給数量	配給世帯数	品名	配給数量	配給世帯数
布団	八〇一	五〇一	シミーズ	五、一一〇	五、一一〇
毛布	一三、四六一	五、〇七九	学生服	二、一六三	一、七九九
シャツ	一〇、七三三	五、二六七	婦人スカート	一、一四六	一、一四六
作業ズボン	七、一五〇	五、一三五	幼児服	一、四八三	一、四一七
パンツ	六、四九八	五、〇七九	女児服	一、四四〇	一、四四〇
タオル	一六、二二三	五、一六九	小児カッター	一、〇〇五	一、〇〇五
靴下	一〇、四四一	五、二六七	ズロース	三、九七九	三、九七九
晒木綿	五、八九七	四、一八三	計	八四、九〇四	五、一六七
婦人シャツ	一、一六九	一、〇三六			

2 生活必需品

品名	配給数量	配給世帯数	品名	配給数量	配給世帯数
かまど	一、八〇四	一、七九八	鉄十能	六五七	六五七
羽釜	四、六九三	四、六二一	フライパン	六四一	六四一
馬穴	五、一八二	四、七九七	薄刃	四、六四〇	四、六四〇
飯蒸器	三五七	三五七	茶碗	五、〇七七	四、七一四
湯沸	一、三五〇	一、三四一	洗面器	一、四九九	一、四九九

鍋	四、八七五	四、七七七	計
コンロ	四、五七八	四、五七七	三五、三九七

災害救助法による配給物資が二十六日から罹災者全世帯に配給された。

寝具、衣料、配給計画表

（市内各校区毎に配給）

世帯人員別	物資名（数量）															備考
一人世帯	毛布一	作業ズボン一	シャツ一	パンツ一	タオル一	開襟シャツ一	靴下二									
二人世帯	晒木綿一	ズロース一	婦人シャツ一													
三人世帯	毛布一	幼児服一	晒木綿一	ズロース一	シュミーズ一	タオル二										
四人世帯	毛布二	晒木綿一	子供カッター一	シュミーズ一	女児服一											
五人世帯	毛布二	ズロース一	晒木綿二	作業ズボン一	シュミーズ一	婦人スカート一										
六人世帯	毛布三	晒木綿一	作業ズボン一	シュミーズ一	学生服一	女児服一	タオル二	学生服一								
七人世帯	毛布四	晒木綿二	作業ズボン一	シュミーズ一	中学生服一	幼児服一	ズロース一	タオル四								
八人世帯	毛布四	晒木綿二	作業ズボン一	シュミーズ一	女学生服一	幼児服一	ズロース一	シャツ一								
九人世帯	毛布五	晒木綿三	作業ズボン二	中学生服一	女児服一	パンツ二	ズロース二	タオル六								このほかに一人世帯分を加える
十人世帯	毛布五	晒木綿三	作業ズボン二	女学生服一	学生服一	シュミーズ一	ズロース一	タオル三	婦人スカート一							
十一人世帯	毛布六	晒木綿三	作業ズボン二	開襟シャツ一	シャツ二	パンツ三	ズロース一	シュミーズ一								
十二人世帯	毛布六	晒木綿三	女学生服一	作業ズボン二	開襟シャツ一	シュミーズ一	学生服一	女学生服一	タオル七	靴下一						
十三人世帯	毛布六	晒木綿三	作業ズボン二	開襟シャツ二	シャツ二	パンツ三	ズロース二	婦人スカート一	タオル二							
十四人世帯	毛布六	晒木綿三	作業ズボン二	開襟シャツ二	シャツ三	パンツ四	ズロース二	シュミーズ一	タオル三	作業衣一						

生活必需品配給計画

世帯人員別	物資名							備考
一人世帯	鍋一	釜一	薄刃一	バケツ一	茶碗一	七輪一		
二人世帯	洗面器一							
三人世帯	薬鑵一							
四人世帯	フライパン一	十能一						
五人世帯	かまど一							
六人世帯	かまど一	洗面器一						

七人世帯	かまど一	薬鑵一					このほか一人世帯分を加える
八人世帯	かまど一	蒸器一					
九人世帯	かまど一	蒸器一	洗面器一				
十人世帯	かまど一	蒸器一	薬鑵一				
十一人世帯	かまど一	蒸器一	薬鑵一	洗面器一			
十二人世帯	かまど一	蒸器一	薬鑵一	洗面器一	フライパン一		
十三人世帯	かまど一	蒸器一	薬鑵一	フライパン一	茶碗十		
十四人世帯	かまど一	蒸器一	薬鑵一	フライパン一	茶碗十	洗面器一	

第二節　生業資金の貸付

罹災者中生業に復帰するため資金を必要とする者に対する緊急援護対策として、生業資金を左の通り貸付実施した。

生業資金貸付世帯数	一世帯当り貸付額	金額
三五〇世帯	五、〇〇〇円	一、七五〇、〇〇〇円

第六章　義捐金品と見舞

第一節　御下賜金

天皇・皇后両陛下におかせられては、鳥取市の火災により甚大な被害を受けた趣を聞かせられ、御救恤金として金一封を下賜せられたので直ちに鳥取市長に伝達し、罹災地の復興の資に充てることとした。

第二節　義捐金品

鳥取市火災の状況が全国に報道されるとともに罹災者に対する同情は各地から集り、四月十八日早朝岡山県知事からの見舞品を満載したトラックが県庁に到着したのを初め、県内外はもとより遠くアメリカ合衆国、ブラジル等の在留邦人からも多量の義捐金品が続々と到着、一物も残さず焼失して悲嘆にくれる人々の手に渡され、その温き同情に罹災者一同感謝した。

各方面より寄せられた義捐金で県及び市で取扱つたものは二十七年八月三十日現在で総計五千二百十九万四千余円に達し、見舞物資については枚挙のいとまがなく係員は連日その整理に不眠不休の有様であつた。その明細はつぎの通りである。

義捐金の部

昭和二十七年八月三十日現在

鳥取県関係

鳥取県報分

郡市別	金額
岩美郡	三〇、三五五・〇〇円
八頭郡	五九、九〇二・三〇
氣高郡	四二、〇五九・二〇
東伯郡	七四、三三〇・三〇
西伯郡	四〇四、八〇七・〇〇
日野郡	三〇、四二七・〇〇
米子市	一、〇〇五、三六・〇〇
鳥取市	—
小計	二、二〇七、五七七・二〇

鳥取市報分

郡市別	金額
岩美郡	五六五、九六五・〇〇円
八頭郡	七八五、一二二・三〇
氣高郡	三七三、一三〇・〇〇
東伯郡	一三九、二三一・三〇
西伯郡	一四六、四三七・〇〇
日野郡	三三、三八・五〇
米子市	一七、六六六、一八六・三六
鳥取市	一九、八九三、七六三・三六
小計	

国外

鳥取県報分

住所氏名	金額
アルゼンチン　進士義雄	一〇、〇〇〇・〇〇円
ブラジル　寺坂　鹿	三〇、三四一・四五
南加日本難民救済會　佐藤明治郎	三一、〇〇〇・〇〇
在米加州羅府　鳥取火災救済會	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
桑港　鳥取市大火羅災救援會	四六六、六三五・〇〇
加州羅府　鳥取火災救済會竹安繁松	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
計	二、六一九、二六六・四五

廣島県関係

鳥取県報分

	金額
廣島県知事	三〇〇、〇〇〇・〇〇円
豐田郡　椎梨村婦人會長	四、二六三・三〇
計	三四四、二六三・三〇

鳥取市報分

	金額
三原市	一四〇、〇〇〇・〇〇円
廣島市議會	三〇、〇〇〇・〇〇
廣島市	一三〇、〇〇〇・〇〇
呉市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
尾道市	一一三、四〇六・〇〇
尾道市議會	三〇、〇〇〇・〇〇
廣島市電産中國地方本部	三、〇〇〇・〇〇
廣島縣共同募金會	五、〇〇〇・〇〇
廣島縣社會福祉協議會	五、〇〇〇・〇〇
廣島市一勞働者	四〇〇・〇〇
廣島市教育委員會	三四三、三六六・〇〇
尾道市粟原町　高垣市藏	一、〇〇〇・〇〇
尾道市本町一丁目　有安　勇	三〇〇・〇〇
廣島市鞆町　植田芳松	一、〇〇〇・〇〇
呉市　市長外職員一同	二六、四四〇・〇〇
廣島市舟入川口町　高等學校PTA連合會長	一三七、三三一・〇〇
尾道市　市役所職員一同	一〇四、九三〇・〇〇
尾道市久保町　高橋德治郎	四、九三〇・〇〇
尾道市　中華そば露店組合	一、五〇〇・〇〇
廣島市　中國新聞社	二四四、九三八・四四
計	三〇四、二六七・三〇

	金額
廣島市電町縣廳内　綜合調査所長　伊藤令二	五、〇〇〇・〇〇
廣島市　中國電力株式會社	五〇〇、〇〇〇・〇〇
廣島市　瀬戸田高等學校生徒會	一、六三〇・〇〇
豐田郡中野村中野自治會　小川喜平次	一、〇〇〇・〇〇
廣島市鞆町鞆六五六　入江豐三郎	一、〇〇〇・〇〇
深安郡湯田町　婦人會長　重政茂子	一、八三〇・〇〇
廣島市　廣島郵政局長	三〇、〇〇〇・〇〇
廣島市　郵政省簡易保險局長	一五、〇〇〇・〇〇
呉市廣町　縣立廣高等學校職員一同	五、七九九・五〇
廣島縣三次胡子町　郵便局長	二四〇・〇〇
豐田郡濱豐島　北田愛太郎	一、五〇〇・〇〇
尾道市長　天野彦三	三、七四八・〇〇
佐伯郡水内村長　東　藤了	一〇、一四〇・〇〇
廣島市加計町　横谷明四	二、三三五・〇〇
廣島市長　濱井信三	七六六、一二五・八五
廣島市長　濱井信三	四、〇四二・九〇
尾道市　尾道東高生徒一同	三、四四四・〇〇
廣島市上流川町　中國新聞社寄託	二五、六八一・〇〇
廣島市上流川町　中國新聞社寄託	五、五二五・〇〇
高田郡吉田町　中國新聞社吉田支局　小都勇二	五、一〇〇・〇〇
安芸郡江田島町長　脇本恭一	六六、八三一・八七
廣島市江波町　江波青年會	一、二一〇・〇〇
豐田郡東野村婦人會長　松浦　都	五、一〇五・五〇
計	三一三、一三七・四四

鳥取市大火災義

鳥取市商業原町二丁目六〇　西原愛知	一〇、三〇〇・〇〇
計	三、六〇、六〇〇・〇〇

山口県關係

鳥取縣報分

山口縣知事	三〇〇、〇〇〇・〇〇円
萩市立樹木小學校　山縣　隆	四、六〇一・〇〇
柳井町長　新納新吉	三、四三一・〇〇
計	三〇、八、三三一・〇〇

鳥取市報分

山口縣市長會長　議長會長	一〇〇、〇〇〇・〇〇
下關市西大坪　高田　秀	三、〇〇〇・〇〇
下關市向山小學校　高田登美子	五〇〇・〇〇
德山市消防團　第一分團長　渡邊長之	一、〇〇〇・〇〇
宇部市市長	一、四六九・五〇
防府市牛神小學校　福田孝子	五〇〇・〇〇
厚狹郡王喜村警察官補隊小月部隊　河本洪進	一、三四一・〇〇
山口市米屋町　日本電氣產業勞働組合山口營業所分會	一、六五〇・〇〇
山口市大字秋穗二島　山口市立二島小學校	三五・五〇
下關市丸山町　梅光女學院內　小笠原常藏	三、〇〇〇・〇〇
計	一四〇、一三三・〇〇

島根県關係

鳥取縣報分

島根縣知事	五〇〇、〇〇〇・〇〇円
山陰合同銀行頭取　山內信二郎	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
島根縣消防協會長　恒松安夫	一〇、〇〇〇・〇〇
益田市　談話地方事務所　米田　盛	一、〇〇〇・〇〇
益田市　商津婦人會長	三、〇〇〇・〇〇
島根縣議會議員一同	八、八〇〇・〇〇
島根貨物運送株式會社職務員一同	一、〇〇〇・〇〇
簸川郡出西村　社會福祉協議會	一〇、〇〇〇・〇〇
簸川郡　社會福祉協議會長	一、六九一・〇〇
簸川郡町村會長　木佐徳之助	一一、九二四・〇〇
鳥取大火義捐金募集　島根縣委員會	一、〇四九、三五・五〇
計	三、七三一、六五・五〇

鳥取市報分

濱田市議會	一〇、〇〇〇・〇〇円
島根縣天理教團體參拜一同	五、八四〇・〇〇
出雲市	一、六五五・五〇
出雲市	一〇五、三六〇・〇〇
出雲市	一〇〇、〇〇〇・〇〇

濱田市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
松江市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
能義郡安來町	一〇、〇〇〇・〇〇
島根縣神社廳	一〇、〇〇〇・〇〇
出雲市醫治町　サーカス動物愛護業部鈴木義夫	一〇、〇〇〇・〇〇
島根縣共同漁會	五、〇〇〇・〇〇
島根縣社會福祉協議會	五、〇〇〇・〇〇
松江市外中原町一九四　曹洞宗大本山永平寺參拜團體長	六、三三・〇〇
益田市　三好組建設工業所	一、三三・五〇
大原郡木次町　木次少年團	八〇・〇〇
邑智郡川下村　仙岩寺住職	一、〇〇〇・〇〇
那賀郡大麻村長	一一、三〇〇・〇〇
濱田市	四〇〇、〇〇〇・〇〇
松江市天神町　神田新市	一、六五〇・〇〇
大原郡木次町　洞光寺　堀江雲海	五、三四〇・〇〇
益田市　佛教團	三、〇〇〇・〇〇
松江市東本町三丁目　山陰チャイアント販賣KK社長　藤原誠志	三、〇〇〇・〇〇
簸川郡田儀村　村崎宣文	一、三〇〇・〇〇
松江市　島根農大	四四・三〇
益田市　家政高等學校	三、一〇四・三〇
松江市學町二五　出雲タイムス社	一、〇〇〇・〇〇
濱田市紺屋町　共立商事KK　共立會一同	五〇〇・〇〇
安濃郡久手町立　中學校三年生一同	一、五〇〇・〇〇
松江市　山陰新報社	四四、九四〇・八〇
濱田市長　岡本俊人	四、六五六・八〇
邑智郡瑞穂村長　難波昌暢	一〇、〇〇〇・〇〇
出雲市　扶桑相互銀行　出雲支店職員一同	一、一一〇・〇〇
出雲市長　森山繁樹	一〇、〇〇〇・〇〇
出雲市大津町　出雲工業KK社長　上田俊一外職員一同	一〇、四四〇・〇〇
松江市長（一般義金分）	四、六六一・八〇
松江市長（街頭義金分）	三、六四九・〇〇
美濃郡小野村青年團　草岡關分團長	一、〇〇〇・〇〇
美濃郡鎌手村立鎌手中學校生徒一同	六〇〇・〇〇
島根縣注意局管內郡部村鄕木新生會長　奥元淵	一一〇・〇〇
松江市殿町　山陰新報社　三宅義代治	三、六四〇・八〇
安濃郡大田町　安濃郡町村會長	五〇、六六〇・〇〇
濱田市鍛冶町　木下政代	一〇〇・〇〇
能義郡　安來町長	四、〇〇〇・〇〇
能義郡　安來町役場	三一〇・〇〇
松江市長　熊野　英	四、六五〇・〇〇
計	三、一三一、〇四九・六〇

岡山県關係

鳥取縣報分

岡山縣知事	三〇〇、〇〇〇・〇〇円
岡山縣町村長會長　懸永久間太	三〇、〇〇〇・〇〇
岡山市下石井　柳町電話株式會社	三〇〇・〇〇
御津郡御津村　田中　浮	一、三〇〇・〇〇
長島愛生園三部會	一、四〇〇・〇〇
岡山縣玉野市	六、四三五・〇〇
上道郡玉井小學校　石原留藏	一〇〇・〇〇
英田郡小學校長會　見富一同	三〇、〇〇〇・〇〇
鳥取市大火災義捐金送付岡山縣委員會	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
計	二、四四、三五五・〇〇

鳥取市報分

英田郡西粟倉村	一〇、〇〇〇・〇〇円
久米郡神目村	三、〇〇〇・〇〇
津山市鍛冶町內會	四、八三〇・〇〇
津山市　津山市役所職員組合	一〇、〇〇〇・〇〇
眞庭郡　鏡村業者有志	三〇、〇〇〇・〇〇
小田郡笠川村　上田宗龍	三〇〇・〇〇
津山市山下　天理教岡山教會	三、〇〇〇・〇〇
津山市在住　カナダ部隊	一〇、一三〇・〇〇
津山市長	八〇、〇〇〇・〇〇
岡山市	一五〇、〇〇〇・〇〇
岡山市議會議員一同	一〇、〇〇〇・〇〇
岡山利鋼鐵鐵元　三宅卓次郎	一、〇〇〇・〇〇
御津郡津寺村高谷　鎌坂和貴	三〇・〇〇
玉野市議會議員一同	一三、〇〇〇・〇〇
玉野市役所職員一同	三、〇〇〇・〇〇
倉敷市山陽新聞社　高瀨岩二	一、四六三・六六
玉島市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
玉島市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
岡山縣　三井造船勞働組合	一、〇〇〇・〇〇
和氣郡山田村	三、六〇〇・〇〇
苫田郡上加茂村	一三、〇〇〇・〇〇
倉敷市議會議長　三宅高一	一八、〇〇〇・〇〇
岡山市倉敷紡績K.K.岡山工場女子寄宿舎生一同	四、一〇〇・〇〇
苫田郡　矢筈中學校	一、一四〇・〇〇
苫田郡阿波村	一〇、六三〇・〇〇
英田郡東粟倉村婦人會　山田管子	一、〇〇〇・〇〇
児島郡灘田町　中島婦人會	一、〇〇〇・〇〇
英田郡西粟倉村彩石　中島婦人會長	一、三〇〇・〇〇
児島市	三〇、〇〇〇・〇〇
児島市長	一六、三五五・〇〇
児島市　児島市職員一同	一〇、〇〇〇・〇〇
岡山市津島茶松國內　岡山縣保育會	一、〇〇〇・〇〇

小田郡神島村　神島化學工業K.K.職員代表
　　須田　光　三〇・〇〇

勝田郡湯尾村	五、一三五・〇〇
勝田郡湯尾村婦人會	一、六〇〇・〇〇
玉島市西町　カトリック教會	
同祭主任　ジアンネーテ	五、〇〇〇・〇〇
淺口郡里庄町　放送委員會町長　村山正男	一、〇〇〇・〇〇
上房郡賀茂村　社會福祉協議會長　仁藤人郎	五、〇〇〇・〇〇
英田郡西粟倉村大字彩石　延原義雄	三、〇〇〇・〇〇
岡山縣社會福祉協議會	一〇、〇〇〇・〇〇
岡山市　山陽新聞社長　高瀨岩二	一〇、四六六・三三
計	二、三五、四四四・六六

香川縣關係

鳥取縣報分

香川縣會議長	五、〇〇〇・〇〇円
香川縣知事	三〇、〇〇〇・〇〇
香川縣社會福祉協議會長　細淡宗次郎	一〇、〇〇〇・〇〇
右　同	八〇、〇〇〇・〇〇
國家地方警察香川縣長尾地區警察署長	一、三〇〇・〇〇
香川縣社會福祉協議會長　細淡宗次郎	一八、三五五・八〇
計	三四、八五五・八〇

鳥取市報分

高松市長　國東保夫	三〇、〇〇〇・〇〇円
高松市議會　議長　山田　孝	一〇、〇〇〇・〇〇
高松市赤十字奉仕團　會長　野口　祐	五、〇〇〇・〇〇
小豆島觀光會　西部旅館組合	三〇、〇〇〇・〇〇
小豆島觀光會　自動車株式會社	一〇、〇〇〇・〇〇
三豊郡財田大野村　宗證寺	一、〇一四・〇〇
大川郡長尾町　間嶋仁才	一、〇〇〇・〇〇
計	一五、〇一四・〇〇

高知縣關係

鳥取縣報分

高知縣知事	一〇〇、〇〇〇・〇〇円

鳥取市報分

高知市朝倉町　一有志	一〇〇・〇〇円
同　右	三〇、〇〇〇・〇〇
高知市本町二四　高知新聞社	一五、六四・二二
長岡郡岡豊村小籠　松崎佐太郎	一、〇〇〇・〇〇
幡多郡大方町長　田邊親治	九、一六六・三〇
高知市本町二四　高知新聞社	一四、一三二・〇〇

鳥取市大火災誌　四〇、四四・六一

計

愛媛縣關係

鳥取縣扱分

愛　媛　縣　五〇、〇〇〇・〇〇円
新居郡賀茂村　青年團一同　八五・〇〇
愛媛縣民生部長　一〇、九九〇・〇〇
計　六一、六四〇・〇〇

鳥取市扱分

松　山　市　長　一〇、〇〇〇・〇〇円
八　幡　濱　市　一〇、〇〇〇・〇〇
八幡濱市議會　一〇、〇〇〇・〇〇
宇和島連合婦人會長　三、〇〇〇・〇〇
喜多郡長濱中學　越智達彦　八二・〇〇
喜多郡大洲町長　田中紺藏　三、〇〇〇・〇〇
宇和島市長　中平常太郎　二、一三一・五〇
計　三九、〇一五・五〇

德島縣關係

鳥取縣扱分

德　島　縣　知　事　一〇〇、〇〇〇・〇〇円

鳥取市扱分

美馬郡重清青年連合會　代表者　城尾一行　三、〇〇〇・〇〇円
小松島市連合青年團長　荻原鳳繁　一、〇〇〇・〇〇
德島市名本町二丁目　青年團　一〇〇・〇〇
美馬郡脇町小學校　宗山公一　一〇〇・〇〇
勝浦郡横瀨川坂本　末廣篠二　八一四・〇〇
海部郡川上村　みどり婦人會　五〇、〇〇〇・〇〇
德　島　市　一〇、〇〇〇・〇〇
德　島　市　三、八五〇・〇〇
德島市幸町一丁目　德島新聞社　一〇〇・〇〇
海部郡阿部村　阿部婦人會　一、一〇〇・〇〇
名西郡石井町長　篠原高藏　三、〇〇〇・〇〇
美馬郡脇町婦人會長　大島正惠　六〇〇・〇〇
鳴門市役所　厚生課　五、四八〇・〇〇
德山市幸町一丁目三二　德山新聞社庶務部　五、三三〇・〇〇
計

京都府關係

鳥取縣扱分

京　都　府　一五〇、〇〇〇・〇〇円

京　都　市　一五〇、〇〇〇・〇〇円
京都府知事　蜷川虎三　九七、二八四・二六
京都府船井地方事務所長　二九、〇一四・〇〇
京都市　西本願寺　三、〇〇〇・〇〇
計　一、三〇九、三〇一・二六

鳥取市扱分

京　都　市　長　一五〇、〇〇〇・〇〇円
龜岡町　天恩郷大本愛善苑　一〇、〇〇〇・〇〇
京都市　西本願寺　五、〇〇〇・〇〇
綾　部　市　五〇、〇〇〇・〇〇
福知山線篠山配電局　三三〇・〇〇
綾部市　綾部佛教會　五、〇九一・〇〇
宇治市一有志　一〇〇・〇〇
京都市左京區下鴨宮崎町　田中千禾夫　一、〇〇〇・〇〇
京都市左京區下鴨　坂本峰太郎　一、〇〇〇・〇〇
京都大學代表　西村和義　二〇、〇〇〇・〇〇
相樂郡　精華中學生徒會　二、〇四三・〇〇
宮津町　連合自治會長　六六、〇一三・五〇
熊野郡久美濱小學校長　關　收雄　一、五〇〇・〇〇
京都市東山區粟田口三條坊町　上尾庄兵衛　一、〇〇〇・〇〇
舞　鶴　市　一〇〇、〇〇〇・〇〇
福　知　山　市　一〇〇、〇〇〇・〇〇
福知山市　天田郡婦人連絡協議會　七〇、〇〇〇・〇〇
宇　治　市　長　二〇、〇〇〇・〇〇
京都市會消防委員會　二、〇〇〇・〇〇
京都市消防職員一同　二五、〇〇〇・〇〇
京都市下京區吉祥院石原上原町　安越滿智子　五〇〇・〇〇
熊野郡久美濱中學校　荻野金次郎　二、七四四・五五
京都市右京區花園谷口垣内町　植村平太郎　一、〇〇〇・〇〇
京都市職員組合委員長寄託交通勞働組合　二四、一〇〇・〇〇
福　知　山　市　八〇、〇〇〇・〇〇
中郡天野中學校生徒會　二、六一〇・〇〇
福知山市　戸根武夫　一、〇〇〇・〇〇
福知山市　文化服裝女學院　一、四六四・〇〇
何鹿郡豐里西小學校　日向こども會　五〇〇・〇〇
福知山市內記二丁目　少年警火班　一〇〇・〇〇
福知山市　昭和小學校　三、一〇一・〇〇
福知山市　大正小學校　二、四〇〇・〇〇
福知山市　雀部小學校　九五二・〇〇
福知山市　籠我小學校　一、八六八・〇〇
福知山市　天津小學校　三〇〇・〇〇
福知山市　修齊小學校　二、一五〇・〇〇
福知山市　上嶋富小學校　一、六五五・七〇
福知山市　選翁小學校　一、四三二・五〇
福知山市　惇明小學校　六、四八四・一〇

鳥取市大火災誌

福知山市　南陵中學校	四、二五五・〇〇
福知山市　排映中學校	三、二六〇・〇〇
綾部市長　長岡　誠	一四、四二五・〇〇
綾部市　何鹿郡小中學校職員生徒	一四、五八八・九九
綾部市　綾部中學校　代表佐々木保憲	三、二八四・五〇
京都市長　高山義三	五四八、七三一・〇〇
福知山市　淑德高等女學校職員生徒一同	二、五六〇・〇〇
計	一、三五六、八二三・九四

大阪府關係

鳥取縣扱分

大　阪　府	三〇〇、〇〇〇・〇〇円
大阪府會議員團	五〇、〇〇〇・〇〇
大阪府　南海毛糸紡績會社　小林　貞	一、〇〇〇・〇〇
大阪府民生部長	八、三八〇・〇〇
大阪市京淀川區瑞光通二ノ一　辻本　卓	五〇〇・〇〇
大　阪　市　長	二、九三、三六九・三六
大　阪　府　知　事	一、三三五、二二五・四三
在阪鳥取縣人會	一〇〇、〇〇〇・〇〇
毎日新聞　大阪社會事業團	九一、八五五・〇〇
毎日新聞　點字毎日取扱	二七、五五五・〇〇
毎日新聞　大阪社會事業團	一六二、四一四・〇五
大阪府立泉大津高等學校長　岸　壽	七、七一〇・〇〇
大阪市北區中ノ島一丁目　大阪市收入役	二七、二五五・〇〇
大　阪　府　知　事	三、五一〇・五〇
毎日新聞社會事業團	一〇五、六九八・五〇
大　阪　市　收　入　役	一三四、一〇九・〇〇
點字毎日編集長	二九、一四〇・〇〇
計	五、一〇六、五一九・三四

鳥取市扱分

大　阪　府	一〇〇、〇〇〇・〇〇円
日の本足袋株式會社	一〇、〇〇〇・〇〇
大　阪　市	三〇〇、〇〇〇・〇〇
大阪市大淀區浦江　白鳩會	五、〇〇〇・〇〇
貝塚市北婦人會	一〇、〇〇〇・〇〇
大阪市南區高津町　光洋產業株式會社	一〇、〇〇〇・〇〇
大阪市南區高津町　興和紡績株式會社	五〇、〇〇〇・〇〇
岸　和　田・市	五〇、〇〇〇・〇〇
大阪市西成區新開通　小田俊太郎	三、〇〇〇・〇〇
布　施　市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
大阪市生野區勝山通五丁目	
プール學院修學旅行團	二、七三・〇〇
中河内郡加美村　鹽谷美代子	一〇・〇〇
全日本觀光連盟近畿山陰支部長	一、一〇〇・〇〇
泉大津市消防團	一〇、〇〇〇・〇〇
貝　塚　市	五〇、〇〇〇・〇〇
泉　大　津　市	五〇、〇〇〇・〇〇
吹田市長　木村熊太郎	五〇、〇〇〇・〇〇
枚　方　市	一四、三三五・〇〇
枚　方　市	一〇、〇〇〇・〇〇
寢　屋　川　市	一〇、〇〇〇・〇〇
河内郡英田村松原　井口八郎	一〇、〇〇〇・〇〇
大阪市生野區猪飼野西三丁目　福井すゑ乃	五〇・〇〇
豐能郡箕面町主婦の會　久原智勢	一、五〇〇・〇〇
大阪市北區老松町　勝山商會從業員一同	一、〇五〇・〇〇
大阪市北區高垣町　株式會社和田組	三、〇〇〇・〇〇
大阪市北區中ノ島三丁目　朝日新聞社	四〇三、七五〇・〇五
大阪市東區横堀二丁目　米村秀治	三、〇〇〇・〇〇
豐　中　市	五〇、〇〇〇・〇〇
豐中市原町一四八　國枝　誠	一、〇〇〇・〇〇
枚方市長　寺島宗一郎	一〇、五一一・五〇
市長會事務局長　中川八百八	六〇、〇〇〇・〇〇
大　阪　市	二六、三六八・五〇
枚　方　市　長	二四、六四一・〇六
枚　方　市　長	五二、三九二・二〇
大阪市西區立賣堀北通三丁目	
山善工具製販株式會社社員一同	二、二五五・〇〇
堺　市	五〇、〇〇〇・〇〇
岸和田市　藤原正夫　久子	五〇・〇〇
八尾市久寶寺二一七〇　山田倉三	五、〇〇〇・〇〇
大阪市　朝日新聞社大阪本社	一八〇、五五〇・六三
大阪市東淀川區口次町　浪華商業高等學校	四、五〇〇・〇〇
豐能郡箕面町	一〇、〇〇〇・〇〇
大阪市住吉區墨江中六丁目　西海由喜子	四、〇〇〇・〇〇
八尾市龜井八六四　野村正吉	一〇〇・〇〇
大阪市阿倍野區　大阪府立文ノ里中學校	四、五〇〇・〇〇
吹田市垂水町一、一五八　福田敬太郎	一、〇〇〇・〇〇
朝日新聞社本社寄託	二〇九、四四一・八二
枚　方　市　長	五六〇・〇〇
大阪市東區北久太郎町一	
林タオルKK内　大阪但馬人會	一〇、〇〇〇・〇〇
大阪市大正區鶴町二丁目	
大阪市鶴町小學校長　島井平太郎	一〇、五五九・〇〇
大阪市南區通通二ノ三　富士火災海上保險KK	
大阪支店集金係　杉田輝明	一、八〇〇・〇〇
大阪市西區九條中通三丁目	
市岡高等十一期生一同代表　井上豐治	五、〇〇〇・〇〇
朝日新聞大阪本社	四四、五六一・〇〇
大阪市北區東扇町一〇	

鳥取市大火災誌	五〇・〇〇
管北小學校　二年生　西村起美代	一、〇六〇・〇〇
毎日新聞本社扱　神戸市灘區魚崎町	五、三五・五〇
灘高等學校灘中學校生徒	一〇、〇〇〇・〇〇
產業經濟新聞大阪本社	三、四六六・五〇
大阪府豐中市宇曹根　藤繩　嚴	五、五四一・五〇
堺市役所扱　堺市立大濱中學校生徒一同	一六、三六八・五〇
大阪府立布施工業高等學校　生徒會長太田四郎	四、〇一〇・〇〇
大阪市產業經濟新聞社	三、一五五、一〇〇・六六
大阪市阿倍野區　阿倍野幼稚園井内彦三郎	
計	

兵庫縣關係

鳥取縣扱分

兵庫縣知事	一〇〇、〇〇〇・〇〇円
出石郡高橋村大河内　樂晉寺住職	三、〇〇〇・〇〇
有馬郡三輪町高次七〇　青山松子	一〇〇・〇〇
美方郡照來村　中井婦人會長	一、〇〇〇・〇〇
津名郡佐野町　漁村青少年クラブ	八五五・〇〇
神戸鳥取縣人會（神戸製鐵會社員）	六一、五八〇・〇〇
明石市西明石ルーテル教會日曜學校	四三一・〇〇
有馬地方事務所長	二、〇〇〇・〇〇
警察豫備隊姫路部隊	一〇、〇〇〇・〇〇

鳥取市扱分

尼崎市	一五〇、〇〇〇・〇〇
尼崎市昭和通四丁目　尼崎市連合育友會	一〇〇、〇〇〇・〇〇
尼崎市指導課長　岸野市五郎	八、三一〇・〇〇
養父郡廣谷町　滿福寺　明樂弘雄	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　西願寺　川本憲順	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　神光寺　小出淳通	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　安養寺　佐藤房俊	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　善勝寺　中川熙定	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　長圓寺　泉　弘隆	一〇〇・〇〇
養父郡廣谷町　願照寺　安井豐眞	一、八六〇・〇〇
加古川市加古川町篠原町一丁目婦人會	三五〇・〇〇
加古川市　美の利少年團	一五〇、〇〇〇・〇〇
加古川市	一六、〇〇〇・〇〇
美方郡溫泉町長	三、〇〇〇・〇〇
美方郡溫泉町青年團	一五〇、〇〇〇・〇〇
西脇町	九〇〇・〇〇
城崎（5月1日八二三列車乘客者一同）	一五〇、〇〇〇・〇〇
豐岡市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
姫路市長　石見元秀	一〇〇、〇〇〇・〇〇
神戸市長	

濱坂町長　仲山茂義	一〇、〇〇〇・〇〇
揖保郡新宮町	一五〇、〇〇〇・〇〇
姫路市姫路文具卸商組合	一〇、〇〇〇・〇〇
美方郡濱坂町　濱坂佛教會	三、〇〇〇・〇〇
相生市	一〇、〇〇〇・〇〇
神戸市灘區　浴場組合	一、〇〇〇・〇〇
川邊郡長尾村平井　乾　宗重	三、〇〇〇・〇〇
美方郡西濱村長	一〇、〇〇〇・〇〇
美方郡西濱村　婦人會	一五〇、三六〇・〇〇
美方郡八田村長	一〇、〇〇〇・〇〇
美方郡八田村　消防團	五、〇〇〇・〇〇
美方郡八田村　青年團	三、〇〇〇・〇〇
美方郡八田村　農業協同組合	五、〇〇〇・〇〇
美方郡西部婦人會長　岡口たき	三、〇〇〇・〇〇
加古郡天滿村　中尾法悅	一五〇・〇〇
同	五〇〇・〇〇
美方郡大庭村	一〇、〇〇〇・〇〇
三原郡福良町二丁目　中尾直三	三、〇〇〇・〇〇
豐岡市　豐岡社會福祉協議會	五、九一〇・〇〇
豐岡市婦人會	一〇〇、〇〇〇・〇〇
洲本市役所社會教育課	
洲本連合青年團長　琴井谷黨	一〇、〇〇〇・〇〇
神戸市兵庫區有馬町　小倉喜八郎	五〇〇・〇〇
美方郡照木村	一〇、〇〇〇・〇〇
明石市	五〇、〇〇〇・〇〇
姫路市一老女	五〇〇・〇〇
神戸市灘區新在家中町一丁目	
小泉製藥KK　鳥取縣出身者代表松田重夫	一〇、三五〇・〇〇
神戸市神戸新聞厚生事業團　田中實次	
日赤兵庫縣支部　佐藤久助	五〇、〇〇〇・〇〇
三木商工會議所	八、七五〇・〇〇
養父郡八鹿町　連合婦人會	四二、四五一・〇〇
龍野市	五〇、〇〇〇・〇〇
伊丹市	五〇、〇〇〇・〇〇
赤穗市	一〇、〇〇〇・〇〇
美方郡濱坂町	五〇、〇〇〇・〇〇
美方郡八田村婦人會	三、〇〇〇・〇〇
芦屋市	五〇、〇〇〇・〇〇
芦屋市山芦谷町　青年會長　藤原利彦	一、〇〇〇・〇〇
西宮市	一〇〇、〇〇〇・〇〇
姫路市連合婦人會　日赤奉仕團	三六一、九三一・〇〇
姫路市中小高等學校　幼稚園生徒	二〇、五九一・一五
美方郡溫泉町婦人會長　河越俊子	六、四九九・五〇
氷上郡里井町長　高槻文三郎	八、一四一・〇〇
姫路市錦町　毎日新聞社姫路支局	一四、五〇〇・〇〇
兵庫縣一有志	一〇〇・〇〇

篠山町　篠山中學校	一、六二・五〇
神戸市生田區海岸通三丁目　金日本海員組合長　蔭山　壽	二、〇〇〇・〇〇
兵庫縣朝來郡和田山町玉置　西垣よう	二、〇〇〇・〇〇
川邊郡　長尾　村	三、〇〇〇・〇〇
美囊郡三木町長　堀田光雄	六、一〇〇・〇〇
神戸市生田區海岸通三丁目　金日本海員組合長　蔭山　壽	四、五〇〇・〇〇
美方郡東支部小學校	三三、一三三・〇〇
伊丹市消防團	二〇、〇〇〇・〇〇
三原郡本村　柏木敬助	一〇〇・〇〇
伊丹市募金の分	五〇、〇〇〇・〇〇
伊丹市　日赤奉仕團	一、〇〇〇・〇〇
伊丹市縣立伊丹高校　市立伊丹高校　市立稻野小學校	一七、三四・〇〇
姫路市綿町每日新聞社　姫路支局長笹尾誠一	一五、〇〇〇・〇〇
加古川市平岡町　兵庫縣農業短期大學附屬高等學校長　高松榮雄	七、一〇〇・〇〇
美方郡龍澤村長　田淵善雄	四、一六〇・〇〇
西宮市役所收入役　氏良郡事	二九、八九九・五〇
兵庫縣神戸市　神戸友の會	六〇
相生市　日赤桐生市委員會	一〇、〇〇〇・〇〇
姫路市役所內　全國戰災都市連盟會長　石見元秀	
明石市東王子町一丁目　社會事業振興會代表　三木一子	二〇、〇〇〇・〇〇
城崎郡連合婦人會	五、〇〇〇・〇〇
城崎郡町村會	一〇〇、〇〇〇・〇〇
豐岡市　三江青年團	一、〇〇〇・〇〇
龍野市長　堺　吉次郎	五五、〇〇〇・〇〇
赤穗市長　鳥羽嘉藏夫	二七、〇八〇・五〇
出石郡町村長會長	一五、〇〇〇・〇〇
計	三、六六八、〇〇七・五五

奈良縣關係

奈良縣知事	一〇〇、〇〇〇・〇〇
奈良縣議會	五〇、〇〇〇・〇〇
計	一五〇、〇〇〇・〇〇

鳥取縣扱分

大和高田市	一〇、〇〇〇・〇〇
大和高田市　民生委員會	一、〇〇〇・〇〇
奈良市	一〇、〇〇〇・〇〇
大和高田市相生町　森田坂次	一、〇〇〇・〇〇
生駒郡郡山町木ノ加　山口房義	一、三五〇・〇〇
奈良市油坂町一丁目　奈良日日新聞社	二、五〇〇・〇〇
計	三、八五〇・〇〇

和歌山縣關係

鳥取縣扱分

和歌山縣知事	五〇、〇〇〇・〇〇
和歌山縣民生部長	五、四六一・〇〇
計	五五、四六一・〇〇

鳥取市扱分

高野山總本山　金剛峯寺	一〇、〇〇〇・〇〇
古座局區內　和歌山縣立西向保險所　熊野誠治	三、〇〇〇・〇〇
新宮市　連合婦人會	五、〇〇〇・〇〇
新宮市公民館　丹鶴婦人會	一、〇〇〇・〇〇
伊佐郡高野町　相ノ浦小學校長	一、〇〇〇・〇〇
伊佐郡農林高等學校生徒一同	五〇・〇〇
田邊市長　小森嘉一	一、九四〇・〇〇
東牟婁郡那智町　天滿高	三、〇〇〇・〇〇
海南市長　森本伊助	一、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇・〇〇
計	三、七四〇・〇〇

三重縣關係

鳥取縣扱分

三重縣知事	五〇、〇〇〇・〇〇
三重縣民生部長	四五〇・〇〇
多氣郡相可町　修教中學校生徒會	五〇〇・〇〇
計	五一、三五〇・〇〇

鳥取市扱分

上野市寺町三重銀行支店內　德水　清	一、〇〇〇・〇〇
宇治山田市浦田町　神宮大宮司　佐々木行忠	二〇、〇〇〇・〇〇
桑名市大夫町　伊勢大神樂　加藤彌太夫	五、〇〇〇・〇〇
松坂市本町二〇五八　後藤　脩、いと	一〇、〇〇〇・〇〇
飯南郡宮前村下瀧野　中村吉太郎	三三五・〇〇
度合郡御園村　山田赤十字病院長外一同	五、〇〇〇・〇〇
四日市ボーイスカウト第一村	一〇〇・〇〇
四日市市長　吉田千九郎	二、四三三・〇〇
南牟婁郡飛鳥村新宮營林署大又村道　第二宿舍　牧田廣一	七、五〇〇・〇〇
計	七〇、五六〇・〇〇

滋賀縣關係

鳥取縣扱分　一五〇、〇〇〇・〇〇円

滋賀縣

鳥取市扱分

大津市收入役　五〇、〇〇〇・〇〇円
彦根市長　五、〇〇〇・〇〇
彦根市十四丁目　子供有愛會　一、〇〇〇・〇〇
彦根市役所氣付　彦根富町子供會　四一〇・〇〇
愛知郡豐椋村　金森堂蠟燭所　一〇、〇〇〇・〇〇
栗太郡草津町長　一〇、〇〇〇・〇〇
彦根市長　一五〇・〇〇
犬上郡大瀧村大瀧小學校　中川英一　一、八三一・五〇
栗太郡松原中學校校友會長　矢部倪　一、七五二・〇〇
大津市北大路町剌手レーヨンKK滋賀工場　五、七二〇・七五
鳥取縣人會長　清水友蓉　一〇、〇〇〇・〇〇
大津市數島紡績女子寄宿舍生一同　六〇、〇〇〇・〇〇
長濱市長　寺本太十郎　一三五、九五五・二五
計

福井縣關係

鳥取縣扱分

福井縣知事　五〇、〇〇〇・〇〇円

鳥取市扱分

今立郡鯖江町長　一〇、〇〇〇・〇〇円
福井市大手町七八　村田玄太郎　二、〇〇〇・〇〇
同　一四、五〇〇・〇〇
武生市一市民　一〇〇・〇〇
大野郡西谷村中島　山本忠雄　五〇〇・〇〇
坂井郡高椋村油頭　玉川須僧　一〇、〇〇〇・〇〇
吉田郡志比谷村　大本山　永平寺　一〇、〇〇〇・〇〇
武生市長　一〇、〇〇〇・〇〇
福井市　福井市　二六、四一七・五〇
福井市　福井新聞社　五〇、〇〇〇・〇〇
福井市長　一、五二〇・〇〇
福井市二の九町四　福井新聞社　一五七、三七七・五〇
計

愛知縣關係

鳥取縣扱分

愛知縣知事　三〇〇、〇〇〇・〇〇円
幡豆郡寺津町　婦人會長　杉浦たま　一五、一四〇・五〇
計　三五、一四〇・五〇

鳥取市扱分

名古屋市助役　手島博章　一〇、〇〇〇・〇〇円
豐橋市旭町　長谷川靖、正和　五〇〇・〇〇
豐橋市孤口町一九一　ボーイスカウト隊長　杉浦一也　七、一〇九・二一
無名高校生五名　五〇〇・〇〇
碧海郡高岡村若園學校　酒井自立雄　一〇〇・〇〇
碧海郡高岡村若園小學校　酒井俊晧　一〇〇・〇〇
名古屋市港區　ボーイスカウト第一一隊　ガールスカウト愛知第七團　一、一一〇・〇〇
名古屋市中區御幸本町　中部日本新聞社會事業團　三六、五四四・七四
碧海郡矢作町　婦人會長　五、〇〇〇・〇〇
起多郡旭村　下出義雄　一、〇〇〇・〇〇
名古屋市中區西川崎町　名古屋タイムズ社　五、九一〇・〇〇
同　三六九・一〇
名古屋市中區矢場町　愛知縣同胞援護會　五〇〇・〇〇
岡崎市長　一〇〇・〇〇
幡立郡西尾町　三河新報社　富田良三　五〇〇・〇〇
寶飯郡蒲郡町　西寶新聞社　九、九五〇・〇〇
名古屋市中川區花池町一ノ三三　湯本武雄　七五一・〇〇
五五〇・〇〇

岡崎市一主婦　一〇〇・〇〇
一宮市立神山小學校長　大伴英那　九三、六四一・二〇
一宮市長、議長　五〇、〇〇〇・〇〇
名古屋市中區御幸本町　中部日本新聞社會事業團　九三、四四八・二一
名古屋市　三三〇、七六四・〇〇
名古屋市中區御幸本町中部日本新聞社會事業團　一、三三〇・〇〇
名古屋市保健福祉局　援護課　一、一三一・〇〇
計　五四一、五四一・二六

靜岡縣關係

鳥取縣扱分

靜岡縣知事　一〇〇、〇〇〇・〇〇円
靜岡縣知事（寄託者　松本萬龜雄）　六五〇・〇〇
靜岡縣民生部長（寄託金）　三、五五〇・〇〇
計　一〇四、一六〇・〇〇

鳥取市扱分

靜岡縣社會福祉協議會　一、〇〇〇・〇〇円
清水市鍛冶町　遠藤惠美、清孝　一〇〇・〇〇
清水市長　山本正治　二〇五・〇〇
靜岡市追手町一六　靜岡市教育委員長　四四〇・〇〇

濱名郡笠井町羽島　一學生　100・00
音羽町二丁目　福音ルーテル教會小島政春　100・00
濱松市元城町一三七　濱松民報社　三五・00
熱海市長　山形文雄　一五、六三一・00
靜　岡　市　10、000・00
靜岡市長　增田　茂　八00・00
靜岡縣濱松市長　岩崎　豐　九、七九・七四
伊東市福祉事務所取扱　伊東市松原町茶町子供會　四三五・00
計　三八、九三一・七四

山梨縣關係

鳥取市扱分

甲府市民生委員常務委員協議會連合婦人會　10、000・00

岐阜縣關係

鳥取市扱分

惠那郡大井町長　五00・00
武儀郡美濃中學校　生徒會長　和田公平　二、一三0・00
安入郡大藪小學校　西大藪子供會　一、0四0・00
中津川市堅清水日本キリスト改革派津川教會內
日本ボーイスカウト中津川第一隊　一、六一八・三0

多治見市長
高山市長　日下部禮一　10、000・00
加茂郡太田町彌生町自治會長　岩田又義　一、000・00
多治見市長寄託　多治見市瀧塞小學校　一、一三0・00
〃　多治見市土岐高校　三、四三一・00
岐阜市役所　三、一八0・00
大垣市社會福祉事務所長　說田泰一　九三一・00
計　六四、一三一・三0

長野縣關係

鳥取市扱分

長野縣三澤局區內　瀨子柴文夫　一、000・00
飯田市外上郷村黑田　稻垣昌三　五、000・00
松本市一主婦　五00・00
計　六、五00・00

北海道關係

鳥取縣扱分

北海道廳知事　100、000・00

鳥取市扱分

空知郡瀧川町瀧川婦人會長　武田せい子　三、000・00
室蘭市東輪西町二三五　櫻友會員一同　一五0・00
室蘭市長　熊谷綾雄　五、000・00
三石郡三石町　本杓連合婦人會　二、000・00
釧路市長　佐藤岩平　二、000・00
函館市東川小學校　六年五組　一三0・00
帶　廣　市　三0、000・00
苫前郡羽幌町　羽幌タイムス社　二10・00
札幌市北十條西一丁目中華留日學生宿舍內李志廣　一、000・00
美唄市開發青年部一同（代表　坂田俊明）　五五0・00
北海道下村眞雅子　三0・00
夕張市本町一丁目　佐藤文志　10・00
紋別郡遠輕町長　安達悅二郎　一、000・00
苫小牧市　消防本部　二、000・00
稚內市沼川　稚內市立沼川小學校なかよし自治會　六00・00
網走郡女滿別町　鳥取縣人會代表　林　淺藏　二、八00・00
紋別郡上湧別村　中湧別青年團　一、000・00
掛出町妙月寺寄託　河北つね　一、一00・00
釧路國標茶局區內北海道標茶高等學校生徒會　一、000・00
釧路市鳥取町　池田家報恩會長　原　三郎　10、000・00
計　六三、五三0・00

青森縣關係

第六章　義捐金品と見舞

鳥取縣扱分

弘前局區內馬喰町　弘前學院　六、六三0・00
青森縣知事　五0、000・00
計　五六、六三0・00

鳥取市扱分

中津輕郡大浦村　大浦小學校五年二組　二10・00

岩手縣關係

鳥取縣扱分

磐澤郡永岡村立百岡小學校　千葉則雄　二00・00

鳥取市扱分

釜組市收入役　鈴木玉次　10、000・00
二戸郡田山村　館市中學校生徒一同　八00・00
計　10、八00・00

宮城縣關係

鳥取市扱分

氣仙町南町四區　柏洋舍婦人會　二、000・00

牡鹿郡女川町婦人會長　秋保ゆき　一〇、〇〇〇・〇〇
鹽釜市長　一、〇〇〇・〇〇
仙台市表小路一　仙臺市民生部社會課　星三男　三、〇〇〇・〇〇
計　一六、〇〇〇・〇〇

秋田縣關係

鳥取縣扱分

能代市能代北高等學校生徒　三、〇〇〇・〇〇円
秋田縣知事　池田德治　三〇〇、〇〇〇・〇〇
計　三三一、〇〇〇・〇〇

鳥取市扱分

北秋田郡十二所町青年會十二所支部　渡邊正年　一、一〇〇・〇〇円
能代市長　五、〇〇〇・〇〇
計　六、一〇〇・〇〇

山形縣關係

鳥取市扱分

西村山郡寒河江町大供町常村寺子供會　五〇〇・〇〇円
北村山郡東根村東松溫泉　佐藤仲代　一〇〇・〇〇
計　六〇〇・〇〇

石川縣關係

鳥取縣扱分

石川縣知事　八〇、〇〇〇・〇〇円
金澤市南町　北國新聞社　五、三五〇・〇〇
金澤市石浦町　石川新聞社　六、六六九・五〇
金澤市南町　北國新聞社　二、四六六・五〇
同　三五、六四〇・一五
計　九六、一〇九・一五

鳥取市扱分

小松市長　和田傳四郎　一、〇〇〇・〇〇円
七尾市長　神野亮三　一〇〇、〇〇〇・〇〇
同　三、七二一・七〇
鳳至郡輪島町長　正門彌十郎　三、一六一・二〇
小松市濱田町壯年若連中代表　濱永定七　五〇〇・〇〇
計　一四、五五〇・〇〇

新潟縣關係

鳥取市扱分

新潟市入舟町公民館書道講座少年少女　六〇〇・〇〇円

福島縣關係

鳥取縣扱分

福島縣知事（寄託金）　二、五五〇・〇〇円
福島縣知事　一〇〇、〇〇〇・〇〇
計　一〇二、五五〇・〇〇

鳥取市扱分

安達郡本宮町　誓傳寺　一、一〇〇・〇〇円

富山縣關係

鳥取縣扱分

富山縣知事　五〇、〇〇〇・〇〇円

鳥取市扱分

高岡市福祉事務所長　柳澤清　六、七六六・三一円
中新川郡南加積村　酒井月峯　一〇〇・〇〇
新川郡櫻井町長　荻野峯作　五〇〇・〇〇
計　七、四〇六・三一

茨木縣關係

鳥取市扱分

土浦市福祉事務所長　河原井長平　三一一・五〇円

群馬縣關係

鳥取縣扱分

群馬縣知事　一〇〇、〇〇〇・〇〇円

鳥取市扱分

尾島町堀口住宅子供會　美空會　關口英世　一、五六〇・〇〇円
總社町中學校　二年A組　四一五・〇〇
桐生市廣澤町
日本レーヨン桐生工場勞働組合長　角岡健造　二、〇五五・〇〇
桐生市長　前原一治　五五〇・〇〇
計　四、一一〇・〇〇

埼玉縣關係

鳥取縣扱分

埼玉縣知事　大澤雄一　一〇〇、〇〇〇・〇〇円
同　（寄託金）　二、五六・五〇
入間郡飯野町　本橋加久雄　一、〇〇〇・〇〇

千葉縣立市原第二高等學校生徒會	1,000円00
千葉市日本赤十字社千葉支部	1,000・00
東京都鎌倉村　中學校生徒一同	1,320・00
市川市五ノ五三九　高安榮一郎	300・00
成田町　成田山新勝寺	10,000・00
印旛郡成田町役場　熊務課	600・00
千葉市東洲町一丁目一　千葉新聞社	1,620・00
同	620・00
東葛飾郡浦安町當代島不動講老人會	10,000・00
入日市場役場　瑞部芳郎	100・00
佐倉市宮城二〇七	
千葉縣立安房水産高等學校長　佐々木　徳	1,000・00
千葉市東洲町千葉新聞社當配給所市役所	1,000・00
計	51,100・00

神奈川縣關係

鳥取縣報分

神奈川縣知事	300,000円00
横須賀市佐野町　平田幸一	10,000・00
計	310,000・00

鳥取市報分

中郡樂野村鄉西酒代市年會代表　大澤高雄	1,000・00
横須賀市沙人町　とんぐり子供會一同	300・00
中郡成瀬村　村立成瀬中學校	1,500・00
計	1,801,821・21

東京都關係

鳥取縣報分

東京都知事	300,000円00
千代田區　タイムス社	1,200・00
江戸川區長	5,000・00
衆議院議員	13,200・00
豐島區立中學校　能原榮爾子	200・00
世田ヶ谷區長　田村　保	300・00
東京因伯鄉友會　村上啟士	2,000・00
日本學術會議長　亀山直人	10,000・00
金澤信從業員組合	11,000・00
東京都世田ヶ谷區　辻村正之	1,000・00
計	52,720・00

鳥取市報分

目黒區中目黒四ノ一二三五　矢森國	1,000円00
千代田區九ノ内一丁目	

鳥取市大火災	
計	113,250・00

鳥取市報分

浦和市八一二〇八　村井榮藏	300円00
大宮市吉敷町二ノ二六九　小山梅三郎	320・00
川口市十二目田町八八一　中村榮治	320・00
川口市立　宵木中學校	1,320・00
計	2,120・00

栃木縣關係

鳥取縣報分

下都賀郡國々田町　田口梅子	300円00
下都賀郡國々田町　小學校有志	1,000・00
計	1,300・00

鳥取市報分

芳賀郡祖母井町長　直井隆次郎	1,000円00
足利市長　木村淺一	500,000・00
計	501,000・00

千葉縣關係

鳥取市報分

横須賀市	300,000円00
同	130,300・00
中郡國府町　無名氏	100・00
茅ヶ崎市長	10,000・00
茅ヶ崎市茅ヶ崎小學校PTA	10,000・00
横須賀市立第二高等學校同窓會	1,320・00
横須賀市米ガ瀬通一ノ一六	
横須賀共濟病院内横須賀赤十字會	10,000・00
茅ヶ崎市十間坂一ノ九三八　三橋一之	500・00
横須賀市長　平沼亮三	100,000・00
同	60,050・00
横須賀市浦賀川崎友町市役所内	
日本赤十字社横須賀市委員本部長　平沼亮三	56,560・00
平塚市長　柳瀬義太郎	10,000・00
藤沢市長　金子小一郎	10,000・00
川崎市	300,000・00
鎌倉市長　岩間時光	10,000・00
平塚市平塚三四七八　西村政二郎	1,000・00
小田原市長　鈴木十郎	10,000・00
同	30,000・00
小田原市議會議長　山縣勝藏	10,000・00
川崎市ボーイスカウト川崎第十二隊	500・00

日本交通公社會長　高田　寛	10,000.00
太田區上野八八八　立田節子	5,000.00
北多摩郡府中町長	30,000.00
新宿生活館長　塚本　哲	1,000.00
北多摩郡狛村　林　輝夫	3,000.00
杉並區東田町二ノ一八一　大橋かん	5,000.00
江戸川區平井四丁目　清和婦人會	5,000.00
太田區靴谷町四丁目　KK電業社　吉田　律	500.00
千代田區丸ノ内三ノ四	
生命保險協會　矢野一郎	100,000.00
中野區新井町　豐島一男	500.00
中央區銀座西三丁目　讀賣新聞社	33,521.20
港區麻布西町　松方種子	11,322.00
在東京東伯郡人會	16,010.00
千代田區平河町二丁目　全國市長會	50,000.00
千代田區麴町一ノ六　西村輝一	3,000.00
東京消防廳　三多摩消防署一同	29,322.00
葛飾區立水元中學校生徒委員擔任教諭神保良造	1,500.00
杉並區大宮前三丁目　都立西高校生徒會	1,200.00
北多摩郡府中町長　小林茂一郎	24,124.00
中央區讀賣新聞社	31,104.00
中央區日本橋小舟町因伯鄉友會東京事務室	500,000.00
同	500,000.00
港區赤坂新町新三舍　荻野勝可	3,000.00
港區役所區長　中西清太郎	10,000.00
港區議會議長　河村末松	10,000.00
千代田區全國農業委員會協議會	3,500.00
計	1,522,120.20

福岡縣關係

鳥取市扱分	
門司市黃金町縣營住宅二二〇號　紺藤英雄	100.00
田川市東區新町國有鐵道官舍　北村廣二	500.00
鞍手郡宮田小學校五年一組一同	1,124.50
久留米市警察豫備隊總隊普通科學校九中隊　森靡	500.00
飯塚市七浦町二部二一　忠隈礦業所浦博記	100.00
田川郡赤池町市場　柳　チサト	500.00
田川郡赤池町赤池鑛業所	
學和婦人會長　戸塚若子	6,000.00
久留米警察豫備隊幹部候補生隊第二大隊五區隊	
普通科學級　我妻榮次	500.00
計	8,724.50

佐賀縣關係

鳥取縣扱分	
佐賀新聞社長　中尾都昭	6,000.00
鳥取市扱分	
西松浦郡有田町有田小學校　松尾文次	4,500.00
小城郡小城町小城高等學校内　西隈嘉造	100.00
計	4,600.00

大分縣關係

鳥取市扱分	
別府市長　脇　鐵一	10,000.00
同	500.00
中津市西高三年生女生徒	1,124.50
別府市流川觀光莊從業員一同	1,000.00
大分縣阿南村大津留小學校　寮　卓也	500.00
大分市議會議員一同	14,014.00
佐伯市役所社會課　寶戸　正	3,000.00
下毛郡本耶馬溪村　小野　釣	3,000.00
大分市春日高等學校土木科三年クラス	420.00
大分市荷揚町　大分福祉事務所長	6,100.00
別府市長　脇　鐵一	500.00
計	40,240.00

長崎縣關係

鳥取縣扱分	
長崎縣知事（寄託金）	2,629.00
鳥取市扱分	
長崎市船津町　長崎日日新聞社	3,000.00
長崎市在日大韓民國婦人會長崎支部	3,030.00
西彼杵郡伊根郡琴海中學校生徒會長　浦濱　栂	2,424.00
佐世保市八幡町　佐世保福祉事務所長	2,100.00
川棚局内川棚町　公民館長　深草義膳	6,500.00
計	26,683.00

宮崎縣關係

鳥取市扱分	
北諸縣郡高城中學校第三學年D分團一同	180.00
小林市通町一丁目	
小林製材協同組合長　桐原吉次	1,000.00
計	1,180.00

熊本縣關係

熊本市立西山中學校三年生二組一同	一、二〇〇・〇〇円
菊地郡西會志村再谷班　江口ヒロ子	五〇〇・〇〇
都城市都城市立小松原中學校生徒一同	一、〇〇〇・〇〇
八代郡一女性	一五〇・〇〇
他託郡池上小學校子供會	一、五〇〇・〇〇
天草郡本渡町　毎日新聞通信部	三、六三六・六六
熊本市祕書室（鹿本郡來民町　山根金物店）	一、〇〇〇・〇〇
計	六、九六六・六六

鹿兒島縣關係

鳥取市扱分	
鹿兒島市草牟田町　三區婦人會　中堀くめ	一、〇〇〇・〇〇円

その他

鳥取縣扱分	
氏名不詳	一〇〇・〇〇円
一學生より	一〇〇・〇〇
計	二〇〇・〇〇
鳥取縣扱分合計	一六、一一一、三六八・一七
鳥取市扱分合計	三六、〇八三、四六一・七三

見舞品の部

昭和二十七年八月三十一日現在

分類	品名	數量	備考
穀類	米	一六俵	
精	米	三叺	
玄	米	二叺	
飯	米	一俵	
麥	米	三俵	
乾めん		五箱	
雜穀		二箱	
豆類		一叺	
農林物資		七袋	
野菜	葱及玉葱	一俵	
	馬鈴薯	一三俵	
	干切大根		
	干わらび		
	干ぜんまい		
漬物	たくあん		
	その他漬物		
	福神漬		
	佃煮	一三箱	
	梅干		
	干魚	三箱	
	魚	大箱	
鮮魚	干魚		
加工	するめ	二袋	
水産	竹輪	三箱	
	昆布	二袋	
調味料	味噌	一袋	
	醤油		
	〃一升瓶入		
	鹽	九俵	
	砂糖		
	ソース		
薪炭	薪		
	木炭	一六〇俵	
菓子	ビスケット		
	キャラメル	三袋	
	グリコ		
	ドロップス		
	センベイ	一五箱	
	チューインガム	一〇箱	
	パン		
	ミルク		
衣料	毛布	六袋	

梅干		三箱	一斗入
魚		三箱	四メ入
干魚		大箱	
するめ	二袋		九六束入（一〇枚束）
竹輪		三箱	
昆布	二袋		
味噌	一袋		
醤油			八合樽三貫
〃一升瓶入			九樽 二石三斗三升
鹽	九俵		一、五〇〇本
砂糖			
ソース			五五〇斤
薪			一升
木炭	一六〇俵		九六〇束
ビスケット			
キャラメル	三袋		三、三八〇ヶ
グリコ	三袋		三四、三四〇ヶ
ドロップス			一〇、〇〇〇ヶ
センベイ	一五箱		五七八ヶ
チューインガム	一〇箱		箱はリンゴ箱大
パン			同
ミルク			一〇〇ヶ
毛布	六袋		五六八五
布	一袋		七枚
團	一袋		
晒木綿			五〇反
タオル	四袋		六、六五〇枚
手拭			一、〇〇〇枚
男ズボン			一、一三三枚
スカート			一〇三枚
モンペイ			五三〇枚
女學生服			八枚
學童服			一〇〇枚
ジャンパー			二四枚
上衣			一枚
中古衣	三、五九二袋		一九包 六、六六二枚
小包			二七包
雜品	三九袋	一箱	三包 六、四五五点
學用品			
畫用紙			一〇、二九三冊
クレオン			一、四五四箱
鉛筆	五袋		五六〇本
雜誌	七袋	一包	四冊
教科書	五袋	二八箱	
ランドセル	三六袋		一ヶ
書籍	三袋	三箱	六包 三、九四二冊
帳面		七箱	七三八冊
文房具	四三袋		一包

學藝品	一	三三点	
慰問文	一	三三通	
臺所用品	一梱	五、三三ケ	
〃 鍋	一	四一ケ	
〃 蓋	一	九四三ケ	
〃 釜	一	六〇ケ	
〃 蓋	一	一五五ケ	
辨當箱	一梱	一〇ケ	
飯盒	一	八一ケ	
ヤカン	一	二、四一五ケ	
むし器	一	四ケ	
馬穴	一	一包	
洗面器	一	四四二ケ	
汁杓子	一	三三七本	
食器	一六梱	二、七五九ケ	
茶碗	一	二八八ケ	
湯呑	一	五〇〇ケ	
庖丁薄刃	一梱	一、六八七丁	
洗桶	一	一、六五五丁	
瓶	一	五〇〇本	
箒	五梱	二、〇〇〇人前	
コンロ	二梱	二、五四〇ケ	
〃ロストル	八箱	二、五〇〇ケ	
火鉢	一	三ケ	

雜品	一	四箱	六、七五六点
御盆	一梱	一	一
ホウキ	三梱	一	一
スリバチ	七梱	一	一
陶器	二〇二梱	七箱	一
炊事道具	六梱	一	一
杓子	五梱	一	一
茶碗	四三梱	一	五、〇〇〇ケ
日用品	一梱	一包	三八二点
雜品			
履物	一	一	五四一足
むしろ	一	三包	四枚
ござ	一	一	六〇〇枚
疊表	一梱	一	一
紙	一	四箱	一
塵紙	三梱	一	一四〇貫と一、四〇〇枚
ローソク	一	一	五、六〇〇本
マッチ	一梱	一	二、四〇〇ケ
齒ブラシ	二梱	一	一
〃磨粉	一	一	一、一〇〇袋
下駄	五梱	一包	九八八足
草履	一	一	三五一足
長ゴム靴	一	一	一足
地下足袋	一	一	二足

ロープ(綱)	一七梱	一	一
荷車	一	一	二台
櫛	一	一	三〇〇打
藥品	四九梱	一	六〇〇ケ
哺乳瓶	一	一	八〇本
家庭用品	一	一箱	三点
縫糸	一	一	三〇〇カセ
入浴券	一	一	二〇〇枚
慰問品	一	一包	一

N.H.K.見舞品受領數量

分類	品名	數量	備考
衣料	バンド	一六本	
	毛布	四四枚	
	オシメカバー	一六枚	
	足袋	一九五足	
	タオル	九七枚	
	手拭	三五枚	
	帽子	一三三枚	
	子供エプロン	四四枚	
	前掛	八枚	
	カラー	一四枚	
	敷布	二九枚	
	首巻	一〇枚	
	手袋	二〇足	
	ネクタイ	五六本	
	靴下	五三五足	
	小袋	一枚	
	風呂敷	六六枚	
	バースタオル	一枚	
	子供中古衣	三八三枚	
	大人〃	三九二枚	
	オシメ	一一七枚	
	足袋	一四五足	
食糧品	乾シイタケ	二缶	
	ソース	五五二本	
	昆布	一束	
	罐詰	六〇缶	
	ワカメ	一箱	
	水飴	三瓶	
	砂糖	二缶	
	カキ餅	一箱	
	普通菓子箱		
學用品	教科書	五〇一冊	
	雜誌	一、七三冊	
	ランドセル	一三ケ	新

ランドセル	一〇ケ	中古
ソロバン	五ケ	
クレヨン	三箱	
硯墨	四ケ	
繪具箱	四箱	
硯石	三ケ	
消ゴム	二六ケ	
封筒	八〇枚	
大學ノート	三一〇冊	
小學ノート	六八〇冊	
下敷	二四枚	
ペン軸	八本	
物指	三本	
鉛筆キャップ	五〇ケ	
色紙	八〇枚	
半紙	四帖	
手帳	七冊	
辨當箱	九ケ	
〃料理入	六ケ	
皿	七枚	
箸箱	一五本	
茶碗	二〇五ケ	
水筒	八ケ	

豪所用品

鍋	一九ケ	
飯盒	三ケ	
洗面器	三ケ	
釜	一ケ	
ヤカン	四ケ	
水切籠	一ケ	
撬網	三枚	
御盆	二ケ	
菓子器	二ケ	
薄刃	二ケ	
飯杓子	一三ケ	
〃	九ケ	
汁スリバチ	一ケ	
籠	一ケ	
果	一六枚	
雜	一四本	
雜品袋		
傘	内布傘四本	
下駄	大足	
靴	三足	
〃小	一四足	
大	三足	
藥品	二五一	赤チン小瓶入り
石ケン	一六ケ	
歯ブラシ	三一本	
〃磨粉	三袋	

財布	一〇枚	
櫛	一四枚	
手提袋	六二枚	
學生鞄	四ケ	
リュックサック	一四枚	
下駄鼻緒	一三九足	
脫脂綿	七袋	
火のし	一ケ	

参考　本見舞品については當初に於いて開梱數量を確認したものである。

災害救援物資見舞品県別一覧表

（NHK見舞並に日赤取扱も含む）

昭和27年7月31日現在

府縣名	品名	梱或ハ俵	箱或ハ叺	包	點數	備考
熊本縣	衣料	一梱	一箱			
計		一梱	一箱			
鹿兒島縣	書籍					
計						
長崎縣	衣料			一〇	一〇	
計				一〇	一〇	
宮崎縣	衣料		一箱	三		
計			一箱	三		
大分縣	衣料	一梱		一六		
	書籍			一		
計		一梱		一七		
福岡縣	衣料	二梱		四一		
	學用品			三		
	小包			一		
	雜品		二箱			
	地下足袋			五		
計		二梱	二箱	五九		
佐賀縣	衣料			四		
計				四		
德島縣	衣料	二梱				
	コンロ				五〇〇ケ	
計		二梱			五〇〇ケ	
高知縣	ランドセル	二梱		〇		
計		二梱		〇		
香川縣	味噌				五〇	
	衣料	二		一六一		
	下駄				四足	
	和傘					

鳥取市大火災誌

計	七	一箱	一	一六五	
愛媛縣					
衣料			三		
陶器		八箱			
計		八箱	三	〇	
山口縣					
衣料		二梱	一〇	四	〇
味噌		三樽			
學用品				二、八三二	
石鹸		一梱			
日用品		一梱			
白米		三袋			
其の他					
計		四梱	一〇箱	四二、八三二	
島根縣					
するめ		二〇個		二〇貫	二〇梱内燻九六束×一〇枚＝九六〇枚
昆布				二〇貫	
澤わん		一樽			
衣料		六七梱	一箱	二	
救援物資				一	
晒木綿		一梱			一梱＝五〇反
辨當箱		一梱			
學用品		二梱			
白米		五袋			
スリバチ		四梱			
計					
梅干		一樽			
不明		二梱			
陶器		二九梱			
	七		一箱	二	四〇貫トト一点
計					
廣島縣					
衣料		三梱		三五	六一
救援物資		一梱			
マツダ電球				五、〇〇〇ヶ	
不明		一四梱			
醤油四〇〇瓶入		五樽			
ランドセル				一	
コンロ				二、〇〇〇ヶ	
計		四八梱		三六、七、〇六一	
		五樽			
岡山縣					
學童服				一〇〇	
タオル				二、四二一	
ローソク				四、〇〇〇	
チリ紙					五〇貫
マッチ				二、四〇〇ヶ	
ビスケット				一、〇〇〇袋	
大根					一七七貫
ゴボー					一五八貫
蓮根					一三〇貫
菜類					九八貫
計		七五箱	一四	三、一〇六	
		八升五合			
		二六梱			
		三〇樽			
大阪府					
手拭				五、四〇〇枚	
マッチ					若干
醫療品		一梱			
學童服		六梱			
ムシロ		三梱			
チューインガム			一〇箱		
食器（アルマイト三ツ組）				三四〇ヶ	
衣料		一四九梱	一四箱	三五二	
毛布		六梱			
マニラロープ		一七梱			（一七梱ハ一七五キデアル）
ホーキ		三梱			
千切大根		四〇			
歯刷子		二梱			
鍋洗面器				四、四一〇	
鉛筆				四〇〇	
ランドセル				五九	
糸				一、〇〇〇カセ	
不明		四梱			
新葱				八貫	
ニラ				七貫	
澤わん		三〇樽			
佃煮		六〇箱			
莫座		六〇枚			
雑品		一五箱			
セーラズボン				四八〇枚	
タンコズボン				一〇〇枚	
モンペイ				三三〇枚	
救援物資		二梱			
白米		三俵ト八升五合			
衣料		二三梱			
藁品			一四	一	
煙草（光）		一梱			
疊表		一梱			
履物				九、一足	
文房具				七四四	
梅干				三貫	
大豆				一升	
天笠				一、二九一	
カマド				六六ヶ	
陶器				一ヶ	

澤わん	一樽	—
書籍	二梱	—
傘	—	一
釜	—	二
學用品	—	四五五
日用品	—	二四八
靴	一梱	—
計	二四四梱 一箱	二四〇 三一、四四五
三重縣		
衣料	一梱	—
救援物資	一梱	—
計	二梱	—
奈良縣		
衣料	一梱	—
書籍	二梱	—
學用品	—	五一九
日用品	—	一〇一
計	五梱	四一〇
福井縣		
衣料	一九梱	—
箸	三梱	—
日用品	一梱	—
計	三梱	—
滋賀縣		
衣料	二梱	一箱 三
計	二梱	一箱 三
兵庫縣		
澤わん	三六樽	—
ローソク	—	一、六〇〇本
カルケット	二箱	—
鉛筆	一箱	—
衣料	五七梱	一箱 五一
白米	一〇俵	一七
荷車	—	二
學用品	四梱	三
マッチ	一梱	一梱入八七 二ケ入り
野菜	三梱	—
醤油	五樽	—
盆	—	一
櫛	—	三、六〇〇枚
不明品	一三	—
文房具	二	—
下駄	七梱	六
粉石鹸	二梱	—
計	一〇〇俵 八六梱 四三樽	四箱 六一五、一三〇
和歌山縣		
衣料	一八梱	—
小包	—	一
建具	—	二四四
計	一八梱	一 二四四

京都府		
衣料	三梱 四三箱	四 —
菓子	一梱	—
不明品	一梱	—
ローソク	四梱	—
森永キャラメル	—	六〇〇
學習帳	—	五七八
鉛筆	—	六、八六六本
下駄	一梱	—
計	七梱 四二箱	四八、〇四四
長野縣		
白米	—	一斗
食器	二梱	—
衣料	—	—
計	二梱	一斗
山梨縣		
衣料	—	—
學用品	—	—
計	—	—
愛知縣		
衣料	三梱	—
救援物資物	二梱	—
庖丁	—	—
學用品	五	—
陶器	六	—
履物	—	二
中型消防車	四台	—
ホース	—	一〇本
切換ノーズル	—	二本
計	五梱 四台	五 二二本
岐阜縣		
衣料	二	—
陶器	六	三八
不明品	—	—
救援物資	二	二
計	七四俵	四〇
新潟縣		
衣料	—	三箱 三
日用品	—	一
不明品	—	一
計	—	三 五
千葉縣		
衣料	—	三
日用品	—	一
其ノ他	—	二
計	一箱	一四 二〇四
埼玉縣		
衣料	一梱	一 三
小包	—	二
釜	三梱	—
計	四梱 一箱	四 —

神奈川縣	紙	一箱	一
	學用品	五梱	一
	洋傘	一	一
	食器	三〇梱	一
	衣料	三豆	一
	小包	一	一
	不明品	一	一
計		五〇梱 一箱	三 一
東京都	衣料	一四一梱	三
	カレンダー	二梱	一
	書籍	三梱 一箱	二100
	ドライミルク	四梱	一
	キャラメル	二六五梱	一
	ドラプス	五六六梱	一
	ビスケット	四六〇梱	一
	不明品	六梱	一
	雑誌	七梱	一
	雑品	一梱	一
	鉛筆ノート	二梱	一
	教科書	二梱	一
	學用品	一梱	一
計		一、四九〇梱 一箱	三 二四五
茨木縣	衣料	一 六箱	一
計		六箱	一
群馬縣	衣料	二梱	一 二
	學用品	一梱 一箱	七 一〇
	小包	一	一
	救援物資	三梱	一
	炊事具	二梱	一
		六梱	八 二
計			
靜岡縣	衣料	六梱	一
	小包	六梱	二
計			二
青森縣	衣料	一梱	一
計		一梱	一
岩手縣	衣料		二
計			二
福島縣	衣料		二
	學用品	一梱	一
計		一梱	二
秋田縣	衣料		二
計			二
北海道	衣料	一梱	二
計		一梱	二

鳥取縣內見舞品數量表

品名	梱又箱又俵又八叺	包	點數	備考
白米	三三一俵	一五八叺	一三六石四斗八升	外二、一、五〇〇人分四、〇四七ケ
握飯	五七俵		四三石一斗七升	
麥			三十	
豆			四斗三升	
甘藷			三貫	外二若干
大豆	一俵		三斗一升五合	
パン			100ケ	
衣料	八三梱	三箱	二九 八、七五二	
ビスケット		三六七箱		
味噌	一三樽			
醤油	三五樽		二十一升	
みかん		五箱		
清酒			三引	
箸			二、000人前	
鍋			一三五ケ	
釜			100ケ	
〃			六〇ケ	
机			七ケ	
薬品			三四ケ	
下駄	二梱	一包	八〇点	
タオル			二三枚	
入浴券			三〇五枚	
靴			一点	
地下足袋			二点	
日用品	四一梱		七 六、九八点	
臺所用品	四梱			
陶器	六三梱	一箱	四、七八点	
學用品			一三、四四点	
其ノ他	三梱		九六点	
塵紙	一梱			
椎たけ			三貫	
菰包		七梱		
木箱		一箱		
ヤカン			三ケ	
蒸器			二ケ	
辨當箱			二ケ	
コンロ			九ケ	
布團			一枚	
梅干	一樽		二貫	外一、〇〇〇ケ一、五〇〇人分
漬物				外二五貫五〇〇匁
竹輪			四、六〇〇本	
干魚		四七箱	三九枚	

鮮魚	一	五箱	一	仮ゴー	一	一	二ヶ
脱脂綿	一	一	若干	グリコ	一	一	三〇箱
火鉢	一	一	一ヶ	かき餅	一	一	若干
むしろ	一	一	四枚	佃煮	一	三〇	二ヶ
やかん	一	一	一ヶ	薪	一	一	一、八四〇束
莚	一	一	三枚	木炭	一	二五俵	一
竹そうけ	一	一	二ヶ	野菜	一	一	二、六七五貫
皿	一	一	三八三枚	バレイショ	五五個 一俵	一箱	一九五貫
薬製品	一	一	六点	計	五五九俵 三二個 五九箱	五一箱 一六袋	一八七
竹〃	一	一	四四点				二、八九五貫 二四二、五九〇五合 三五、六二四ヶ 三五、八六五点 三五、〇〇〇人前 五、〇〇〇束 一、八四〇束 五、六〇〇本 其他若干三件 四三〇枚
藁縄	一	一	若干				
容器(箱類)	一	一	二六ヶ				
家庭用品	一	一	一ヶ				
毛布	一	一	七枚				

第三節　在外邦人の見舞

一、見舞金品

鳥取市大火の報は電波に乗つて遠く海外にも伝えられ、アメリカのロスアンゼルス、サンフランシスコ等では鳥取大火救援会を組織して在留邦人の義捐金を募り、またブラジル鳥取県人会では本県出身者の義捐金一五八万九千余円を募集、そのほかアルゼンチン、南加日本難民救済会からもそれぞれ義捐金の寄託があつたが、これら海外在留邦人からの見舞金は左の如く合計四二〇万八千三百三十六円四十五錢となつている。なお義捐品はノールウェーのルーテル教会から衣料三十五梱が届けられている。

住所・氏名		金額
アルゼンチン	進士義雄	一〇、〇〇〇・〇〇円
ブラジル	寺坂鹿	五〇、五四一・四五
南加日本難民救済会	代表者　佐藤明治郎	七二、〇〇〇・〇〇
在米加州羅府鳥取火災救済会	代表者　竹安繁松	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
桑港鳥取市大火罹災救援会		四八六、六七五・〇〇
ブラジル鳥取県人会	鈴木榮藏	一、五八九、一二〇・〇〇
計		四、二〇八、三三六・四五
ノールウエー国　ノールウエールーテル教会　衣料三五梱		

二、見舞電報

サンフランシスコの県人会で結成している鳥取市罹災救援会から、四月二十九日、西尾知事宛に次の見舞電報が届けられている。

「貴市今回の大火に対し、われら県人一同衰心御同情に堪えず、ここに謹んで御見舞申上げます。」

第四節　罹災児童生徒へ学用品配分

◎寄贈運動靴の配分（第一回配分）

一、罹災生徒児童用運動靴の配分

寄贈者　東京都中央區兜町一ノ五　日興證券株式會社　社長　遠山元一

イ、品種　運動靴

ロ、數量　一、五三三足

ハ、配分案（五月八日配分）

（第一回配分）罹災生徒児童用運動靴配分案（五月八日）

校名		校名	
久松	三三	醇風	三三二
邇岐	二五五	修立	六
日進	一七七	富桑	四
明徳	一〇七	東中	九
西中	一〇〇	南中	一三七
北中	一三	計	一、三三

◎寄贈図書学用品配分（五月十三日第二回配分）

一、廣島圖書株式會社（四月二十四日）

1、ぎんのすず　三、六〇〇部

2、縣譯教科書（基礎科學教科書　三組、社會科お話の本　三組）

3、教育漫畫本（お猿三銃士　一〇〇部、カンチャン虫の國　同險　一〇〇部）

二、小包（八包）何れも學用品（五月六日）

松江市中學校長協會會長　丹澤眞澄　一包

松江市法吉小學校　一包

茨城縣日立市前塚市營住宅

明朗ケ丘子供會代表　田中隆平　一包

福岡縣戸畑市祇園町二丁目　草野文具店　一包

武生市武生東小學校五年二組　館　英治　一包

廣島縣安佐郡鈴張村鈴張小學校六年　伊藤久之　一包

明石市神戸大學教育學部附屬明石中學校　二包

計　八包

イ、品種　畫用紙　九、九八〇枚　雑誌　六九四冊

クレオン　二、七二六個　筆入　一七〇個

鉛筆　八一九打　ノート　一、〇三九個

消ゴム　二二一個　畫板　四二板

學習帳　二、〇四四冊　ランドセル　一二一個

◎罹災生徒児童用学用品其他配分（五月十七日第三回配分）

△品種其他

イ、黒板拭　四四一ヶ　大阪府泉南郡田尻村桑田黒板製造所　桑田　耕

ロ、消ゴム　二、四〇〇ヶ　同

ハ、慰問袋　一三八袋　大毎社會事業團（二九梱）

ニ、タオル　二五枚　大阪、大正中央中學生徒會

消ゴム　六三個　同

鉛筆　一、四三九本　同

慰問袋　二六〇袋　同

衣料品　一二二點　同

雑誌　二二〇冊　同

ノート　九四四〃　同

雑品　七五點　同

ホ、慰問袋　一二點　熊谷市南小、氣高校長會、名古屋清水小、兵庫篠山小、岡山鉾立小、山口西畑小、和歌山田邊地區警、西伯手間小、鹿兒島志布志小（以上一袋）堺濱小學校（三袋）

クレオン　七二〇個

クレパス　一、〇八〇〃

繪具　七二〇〃

筆入　二七〃

◎罹災生徒児童用学用品其他配分（五月二十日第四回配分）

一、品種　學用品

二、數量　五包

1、山口縣宇部市常盤中學校生徒會

衣料品　二三點　石けん　三個　消ゴム　四個

鉛筆かぶせ　六個　鉛筆　五〇〇本　ノート　二〇七冊　畫用紙　三枚

2、兵庫縣赤穂市鹽屋小學校

衣料品　四點　鉛筆　五七本　ノート　一二冊

消ゴム　二個　鉛筆かぶせ　四個　慰問文　七通

3、東京都町田局内玉川大學出版部

圖書　五冊

4、縣教育委員會扱學用品殘品

雑誌　二七冊　慰問袋　一〇袋　衣料品　三點

鉛筆　一二本　石けん　二個

鳥取市大火災誌

5、市厚生課扱學用品殘品

畫用紙　一三帳　雜誌　一五〇册　畫板　一個

筆入　二個　クレオン　一箱

三、罹災生徒兒童用學用品其他配分案（五月二十日）

久　松（鉛筆　一〇　ノート　五）

醇　風（圖書　二　衣料　一　鉛筆　二〇　消ゴム　二

慰問文　七）

遷　喬（圖書　二　衣料　一　鉛筆　一五　鉛筆サック

四）

修　立（ノート　二）

日　進（衣料　一　鉛筆　五　ノート　一）

富　桑（ノート　一）

明　德（衣料　一　鉛筆　二　ノート　一）

附　小（鉛筆　五　ノート　二）

東　中（衣料　一　鉛筆　二〇）

西　中（圖書　一　衣料　九　鉛筆　一八〇　石けん

一　ノート　八〇　鉛筆サック　六）

南　中（衣料　三　鉛筆　九〇　石鹸　一　ノート

四〇　消ゴム　四〇

北　中（衣料　七　鉛筆　一五〇　石けん　一　ノート

六五　畫用紙　三）

附　中（衣料　三　鉛筆　五〇　ノート　一五）

家政中（鉛筆　一〇　ノート　三）

盲

（慰問袋　一〇　衣料　三　鉛筆　一二　石けん

二　雜誌　二七）

（畫用紙帳　一三　雜誌　一五〇　畫板　一　筆

入　二　クレオン　一）

聾

畫用紙　一六　雜誌　一七七　畫板　一　筆入　二

クレオン　一　慰問袋　一〇　衣料品　三〇　鉛筆

五六九　石けん　五　圖書　五　消ゴム　六　鉛筆

サック　一〇　慰問文　七　ノート　二一九

計

◎罹災生徒兒童用学用品其他配分

（五月二十六日第五回配分）

A、市文教課受領分

衣料品　七八一點　福井市二の丸町　順代小學校

B、縣教育委員會受領分

イ、衣料品　九八點　岡山縣苫田郡高田村　共和中學校

ロ、毎日社會事業團扱品

全國各小學校より　慰問袋　五一袋

全國各中學校より　同　一二一袋

大阪市放出中學校生徒會

ノート　二四〇册

雜誌　九七册

衣料品　五二六點

鉛筆　九四四本

雜品　二一三點

愛媛縣北宇和郡畑地中學校二年生（矢野順奈子、山本光江、酒井郁見）

雜誌　一二九册

雜品　二點

大阪市福島小學校兒童會

鉛筆　七三八本

ノート　九二册

學習帳　二九〇册

衣料品　六點

雜品　二七點

福井縣春江西小學校六年四組

慰問袋　二三袋

大阪市阿倍野區大谷中學自治會

衣料品　三四二點

廣島縣福山市南小學校四年D組

慰問袋　一四袋

兵庫縣有馬郡三輪町三輪小學校（佐藤良子他）

雜誌　一一六册

ノート　一八册

雜品　三點

◎罹災生徒児童用見舞品配分

（五月二十七日第六回配分）

市厚生課扱による。

サクラガム　二五、〇〇〇個

カルケット　二〇〇個

グリコ　二、〇〇〇個

ドロップス　三五六個

せんべい　石油罐一四箱

◎罹災生徒児童用見舞品配分

（六月四日第七回配分）

1、高校用雜誌　八〇册

2、中學用〃　二〇〇〃

3、小學用〃　七八二〃

4、高校用教科書　七五〃

5、中學用〃　六六一〃

6、小學用〃　一、一六二〃

7、ノート　五、五七八〃

8、學習帳　一〇、七八〇〃

9、小學用カバン　四三三個

10、中學用カバン　一三一〃

11、鉛筆　五、八五二打

12、筆入	八五九個	同	六〃 濱松市西部中學校TRC
13、畫板	一一四〃	同	六〃 尼ヶ崎市大庄西中學校生徒會
14、クレヨン	五八四箱	同	一〃 兵庫縣養父郡建屋中學校生徒會
15、畫用紙	四七二帳	同	一〃 和歌山縣東牟婁郡畝畑小學校兒童會
16、定規	七六二個	同	一〃 新居濱市浮島小學校兒童會
17、下敷	七七〇枚	同	一〃 廣島縣安藝郡熊野第二小學校
18、定期券入	三七五個	同	一〃 和歌山市砂山小學校五年福本久代
19、物指	六五本	同	一〃 大阪府中河内郡加美小學校
20、算盤	七九基	同	一〃 呉市廣町横路小學校三年濱野組一同
21、筆	三四四本	同	一〃 茨城縣新治郡田余中學校
22、ペン軸	一五八〃	同	三束 兵庫縣雲雀丘學園兒童會
23、コンパス	八一個	同	一〃 市災對本部より受領の殘餘分
24、手帳	一〇九册		
25、繪具	一四六箱		
26、消ゴム	一、四八四個		
27、其他の學用品	一、六三八點		

3、慰問品

◎罹災生徒用一般見舞品配分

（六月六日第八回配分）

1、クレパス	一、〇〇〇箱	東京、大日本文具KK
2、慰問袋	一袋	日野郡阿毘縁小學校六年生

◎罹災生徒児童用一般見舞品

（七月十日第九回配分）

品種	單位	數量	品種	單位	數量
高校生用教科書	册	公	中學生用教科書	册	一、三二
鉛筆	打	二、三五	筆入	箱	四三
ランドセル	個	四二	クレパス	箱	六二

硯	個	四九	筆	卷	一六
ノート册	二、四四	鉛筆	削個	一	
墨	個	五五	朱墨	個	三
消ゴム	個	六九〇	コンパス	本	七
インク瓶	一〇四	筆	本	四五	
小學生用教科書	册	二、八五	高校生用雜誌	册	七三
ペン軸	本	三七	繪具箱	一四	
畫板	個	三〇	繪具筆	本	三
畫用紙(大)	册	二四四	畫用紙(小)	册	一六五
畫用紙	枚	四〇七	學習帳	册	四、六七
グラフ用紙	册	三五	雜帳	册	六〇
クレヨン箱	一三	算盤	基	二七	
定規	個	二三	伸縮器	個	二六
中學生用雜誌	册	六五	小學生用雜誌	册	二、八五
西洋紙	枚	六、〇〇〇	便箋	册	四〇
封筒	枚	一、九〇〇	繪紙	卷	三〇
鐵筆	本	二四	下敷	枚	六四
物指	本	三六	繪具	皿	三〇
雜品	點	二九〇			

◎罹災生徒児童用一般見舞品

（七月二十五日第十回配分）

品種	單位	數量	品種	單位	數量
小學生用教科書	册	二五	中學生用雜誌	册	四〇
高校生用雜誌	册	二五	鉛筆	打	一、四六
筆	入箱	一五	クレパス	箱	六
クレオン箱	三〇	繪具箱	五		
消ゴム	個	三九	コンパス	本	八
ナイフ	丁	一七	カミソリ	丁	二
鋏	丁	三	文鎮	個	六
運動靴	足	一七	辨當箱	個	六
漆	入個	七	茶碗	個	六
湯呑	個	四〇	アルマイト食器	個	二
中學生用教科書	册	三五	定規	個	公
下敷	枚	四〇	指本	三〇	
硯	個	二	算盤	基	八
繪具皿	個	一	繪具筆	本	九
筆	本	九	指ヌキ	個	二、一〇〇
カバン	個	七	學習帳	册	二、一〇
大學ノート(大)	册	三	大学ノート(小)	册	七九
木皿	枚	八	刺身皿	枚	二
大皿	枚	五	中皿	枚	三七
小皿	枚	七	小井	個	四
小學生用雜誌	册	三〇〇	西洋紙	枚	三〇〇
畫用紙	枚	四〇	クレオンペーパー	册	六

毎日社會事業小包個	三	袖丸型ケ	四〇	美保小	四三
ネーム入ケ	三三	衣料點	八三	中郷小	四三
タオル外点	三三	靴下足	三	九附屬小	四三
手袋足	一	下駄足	四四	奈中	一、六六
中古品靴足	三七	石けん	三	西南中	三、〇一〇
ワサビ卸ケ	一	摺鉢ケ	一	附屬中	八三
勺子枚	三〇	箸	三三	高	八六
雑品點	一四〇	賠	三三	西高等學校	二、六九
				高等學校	三六
				氣盲學校	三三
				聾學校	三七
				轉出先其他	三三
				計	三、一三三

備考　教科書の配分は各寄贈会社よりの荷物毎に整理し、五月十五日より七月五日迄の間に於て十二回に亘り配分した。
なお、其他は鳥取大火後間もなく発生した西伯郡逢坂村の火災による罹災児童生徒に配分したものである。

◎罹災生徒児童用教科書配分表（自五月十五日至七月五日）

學校名	受納數	学校名	受納数
久松小	三三	醇風小	三、三三
巡喬小	二、三三	修立小	一九
日進小	一、九三	明德小	一、三一〇

◎罹災生徒児童用一般見舞品（九月一日第十一回配分）

品種、數量	送付先	備考
文具品一個	福岡縣門司市古城小學校	七月十四日　鉛筆其他
同	同　浮羽郡吉井町浮羽高等學校	七月十五日　ノート三册、鉛筆二三本
〃	大分縣西國東郡臼野小學青少年團	同　雑誌三、ノート四、鉛筆二六本
同	福岡縣直方市筑豊高等學校	七月十六日　ノート一、鉛筆二九、ゴム一
一個	同　教育廳山門出張所	七月十七日　鉛筆百十一本、ノート九册
〃	同　門司市玄明町庄司小學校	同　ノート七、ゴム三、鉛筆二八七、筆入二
〃	同　筑紫郡筑紫小學校	七月十八日　鉛筆其他
八個	同　福岡市役所學務課	同　衣料品及鉛筆其他
一個	同　堅箱小學校　八波郡安郎	同　鉛筆二二、慰問文若干
六〃	同　三井郡北野町福岡教育廳三井出張所	七月廿一日　鉛筆其他慰問文等
一〃	同　八女郡福島町教育廳八女出張所	同
〃	同　八幡市高槻小學校	同
〃	同　同　鐵町二丁目中央高等學校	同　綿衣類、文房具
〃	同　築上郡教育廳築上出張所	同
五個	同　若松市役所教育課長	同　鉛筆十一打十本、萬年筆一、衣料二
一個	同　筑紫郡阿志岐小學校	同　ノート二四、鉛筆一〇四本
〃	同　同　安德小學校	同　文具類
〃	同　門司市立大積小學校	同
〃	同　筑紫郡水城小學校	同　鉛筆、ノート其他
〃	同　福岡市馬出大佛通り教育廳粕屋出張所	同
〃	同　福岡縣早良郡金武村金武小學校	同
〃	同　宗像郡東郷村教育廳宗像出張所	同
〃	同　鳥島郡前原町教育廳鳥島出張所	同
五個	同　嘉穂郡穂波村忠隈教育廳嘉穂出張所	同
二個	同　京都郡行橋町教育廳京都出張所	同
〃	同　鳥取縣八頭郡郡家町教委八頭支所	同　衣料七點、其他
一個	同　福岡縣筑紫郡學業院中學校	同　學用品其他
		同　鉛筆其他

鳥取市大火災誌		鉛筆二ダース、衣類一點	
同 〃	山門郡縣立山門高等學校	學用品其他	
同 五個	同 久留米市教育課	同 ランドセル個 四 雜誌	雜誌
		同 品點	古教科書

◎罹災生徒児童用見舞品

（十月三十日第十二回配分）

一、文具 紙箱	一梱	福岡縣筑紫郡筑山中學校	雜	入	鉛筆
二、同 木箱	同	同 教育應援賀出張所	學	箱	打
三、同 同	二梱	小倉市教育部視學室	習	箱	二六
品名	單位	數量	帳	冊	一〇〇
品名	單位	數量	冊	冊	一六
鉛筆	打	三六	ノート	冊	七
ノート	冊	一六	刀	丁	四
刀	丁	七	消	ゴム	四
消ゴム	個	四	小	丁	二
小刀	丁	四	鋏	枚	六
鋏	枚	六	下	定	八
下定	規	二	ペン	軸	三
ペン軸	本	二	クレオン	箱	二
クレオン箱	本	二	衣	料	點
衣料點	足	八	古ゴム長靴	足	一
古ゴム長靴	足	一			

◎鳥取大火見舞金交付について

◎學校生徒奨励金交付について（三月十三日）

二十七年四月鳥取大火罹災生徒に対する奨励金として、鳥教委達第十三号を以つて、八拾二万四千円が、罹災生徒三、二九六名に対し、一人当り二五〇円宛交付されることになり次の通り罹災生徒に交付した。

（内譯）

校名	生徒數	金額	校名	生徒數	金額
松	三三	八、二五〇円	醇	八三	二〇、七五〇円
喬	五三	一三、〇〇〇	風	二〇	四、〇〇〇
遷	一三	二、五〇〇	修	立	一、五〇〇
日	進	四、二五〇	富	桑	六、二五〇
明	德	三三、〇〇〇	附	屬	一三、二五〇
東	中	一九	西	中	三七、五〇〇
南	中	一四、七五〇	北	中	三〇、七五〇
附	中	四、〇〇〇	計		三、二六、八三四、〇〇〇

受付年月日	金額	贈呈者	指定贈呈先
二七、四、二〇	七四、九四一・八〇円	芦屋市教委會、兒童、生徒、職員一同	罹災幼、小、中學校兒童生徒並ニ職員一同
四、二一	一、二〇〇・〇〇	青谷町灘町區少年團	鳥取市學童一同
〃 二三	五八、六四六・五〇	出雲市教育課長、同 中、小學校長會長	鳥取市内小、中學校
〃 二六	三〇〇・〇〇	東京都澁谷區立中幡小學校	同 小學校兒童
〃 二七	二六、六三九・五〇	大高岳二、福山結三、小松順一	同 中學校生徒
〃 〃	八二、〇五五・六七	松江市内中學校	同 小學校兒童
〃 〃	二六、五一一・九〇	松江市内小學校兒童一同	同 中學校生徒
〃 二八	三〇、五〇〇・〇〇	金澤市立中學校長會長	同 中學校生徒
〃 〃	九八〇・〇〇	兵庫縣教組、美方西部教員組合	同 小中學校兒童生徒職員一同
〃 三〇	二五〇・〇〇	組合員、兒童生徒一同	同 ボーイスカウト
五、二	二五、四二九・〇〇	日本ボーイスカウト明石第一隊隊員一同	同 ボーイスカウト
六、一七	九九、七〇六・七四	香川縣綾歌郡岡田中學校 三年 森岡 侃	同 西中學校
計	四二七、一六一・一一	福山市東中學校生徒一同	同 罹災教職員兒童、生徒一同
二七、四、二三	一二、二三〇・〇〇	濱松市長	
五、二	一〇二、一八五・〇〇	（學校關係分）	
五、六	二〇〇、〇〇〇・〇〇	出雲市澁谷婦人會	鳥取市婦人會
計	三一四、四一五・〇〇	福山市連合婦人會	同
二七、四、二七	五〇〇・〇〇	奈良縣婦人協議會	同
計	五〇〇・〇〇	（婦人會關係分）	
		北海道宗谷村連合青年團長	鳥取市内青年團員
		（青年團關係分）	

教育委員会関係見舞金として、右の通り受領したので、取敢えず左記の通りの金額を、それぞれ交付した。（昭和二十八年三月十六日）

鳥取市大火災誌

1、	九八〇圓	ボーイスカウト	代表　小川清渡し
2、	二五〇圓	同	同　同
3、	二五、四二九圓	西中學校	校長　小川清渡し
4、	三一四、四一五圓	鳥取市婦人團體協議會	會長　近藤壽子渡し
5、	五〇〇圓	鳥取市連合青年團	團長　鈴永壯伯渡し

罹災兒童生徒教科書無償補給狀況

	會社	冊數	會社	冊數	會社	冊數	會社	冊數
	日書	一、〇一〇	大日本教	一、六六一	山省	四、九七七	文育水	九九三
	東書	三、三三四	中賀	六六八	三堂海	三三五	愛	八九二
	圖	二六六	教出	六三二	東	四四五	積	二九
	教	三四〇	教村	三〇七	廣	二六四	清	七九
	實	四六四	光談	六	島	三	二	
	日	四六四	講		圖	二	楽	一、四三二
	藝	四六四	中研	四七	林	四三	陸	一、〇六八
	學	八七二	啓	六	啓	九九	計	三、一六九
	圖	七三	工修	八七	春			
	大	七三	修		陽			
	修		文		開			
	元	九九	修	元六				

第七章　其他の救援措置

第一節　国鉄運賃の減免

国鉄では罹災者に対する救恤用寄贈品その他について、四月二十一日つぎの要領によつて運賃の減免を実施した。即ち罹災者救恤用寄贈品及び罹災者救護材料で、官公衙又は日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品については無賃、罹災者用の物資は五割引とするもので生活必需品及び応急建築材料などのうちから緊急のものを指定し、無償物資のものは四月十八日から五月十七日までの一ヵ月間、五割減物資のものは四月十八日から七月十七日まで三ヵ月間とし、一般罹災市民ならびに全国各地からの暖かい救援の熱情に応え、復興への力強い足がかりとなつて感謝された。

このため対策本部ならびに鳥取支隊では県庁玄関前及び市役所に輸送証明受付所を設け、連日殺倒する罹災市民で大混雑を呈した。その要領及び取扱狀況はつぎの通りである。

（参　考）

総裁達第二二六号

鳥取市火災罹災者救恤用寄贈品、その他に対し、貨物運送規則

（昭和二十四年九月日本国有鉄道公示一二五号）別表貨物割引賃率表割引番号（十三）並びに旅客及び荷物運送規則（昭和二十五年五月日本国有鉄道公示第一一〇号）第二三一条第二項第二号及び運輸運輸規則（昭和二十五年五月日本国

有鉄道公示第一〇九号）第九十条第二項第二号による運賃減免を次のように取り扱う。

昭和二十七年四月二十一日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

一、品　名　罹災者救恤用寄贈品（以下〔甲〕という。）罹災者救護材料（官公衙又は、日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品。以下〔乙〕という。）罹災者用物資（以下〔丙〕という。）

(1) 生活必需品（食料品、薪炭、衣類、寝具、雨具、炊具等）

(2) 応急建築材料（木材、竹、すぎ皮、ブリキ、トタン板、針金類、くぎ類、瓦、ルーヒング類、建具、敷物類、むしろ（敷物代用のものに限る）、畳、畳床、板ガラス、軽便壁板）

二、発　駅　国鉄線及び連絡社線各駅

三、着　駅　鳥取

四、扱種別　甲及び乙　小荷物並びに小口扱及び車扱貨物

丙　小口扱及び車扱貨物

五、貨　率　甲及び乙　無賃

丙　五割減

六、期　間　甲及び乙　昭和二十七年四月十八日から昭和二十七年五月十七日まで

丙　昭和二十七年四月十八日から昭和二十七年七月十七日まで

七、荷送人　甲及び丙　制限しない。

乙　官公衙又は日本赤十字社

八、荷受人　甲　鳥取縣知事又は鳥取市長

乙　官公衙又は日本赤十字社

丙　制限しない。

九、配　達　小荷物及び小口扱貨物は、配達の取次をしない。

十、条　件　甲　託送の際〔甲〕であることを申告すること

乙　託送の際官公衙又は日本赤十字社において〔乙〕であることを証明した書類を提出すること。

丙　託送の際、鳥取縣知事又は鳥取市長において〔丙〕であることを証明した書類を提出すること。

備考　木材には木製品を含まず。

木製品　マッチ軸木、木煉瓦、コンクリート用せき板、箱、組立てたもの、その他、樽、桶、漆器の素地と生地、木管の素地、木管、器具の柄、その他、木粉（木薬粉、木皮粉を含む）、廃材と屑材（鋸屑を含む）。

（イ）自家消費或は知人親戚等が送つた物資件数

種目	件数	種目	件数
木材	三〇	衣料	三
タタミ	七	ベニヤ板	二
建具	三	亜鉛板	一七
釘	九	瓦	一
木炭	一	スレート	二
杉皮	二	ガラス	二
炊事用具	三	計	九二

（ロ）業者が営業用として緊急に入荷する物資件数

種目	件数	種目	件数
木材	一三二	炊事用具	一三
釘	七	亜鉛板	一四
ガラス	三	建具	一四
タタミ	九	杉皮	三
代用タタミ	三	スレート	五
ベニヤ板	三	針金	一
瓦	五	計	二三

罹災者用物資輸送証明調

品名	数量	摘要
瓦	五四、九〇〇枚	大久保七　郡野津六　石見江津一　倉吉一　平野一　田原一　浅利三　高松二　西倉吉一　舞鶴一　仁鹿一　四倉二　志度一　後藤一　女川二　掛屋一　尼崎一　宍道二　江津一
スレート	三三〇、三三〇	葛薬二　塚口一　和歌山六　鳴戸三　吹田一〇　大阪一　周防富田一　尼崎二　鬼無一　鳴門二　住戸一
トタン板	四、四九五	湊町一　梅田一六　大阪一　西宮一　尼崎一　天王寺一　阿倍野一　三田一　廣島一　倉敷一　倉吉一　神戸一　用瀬三　智頭一　己斐一　御來屋一　根雨二　津山三　濱原二　端野一　郡野津一　久手一　尾崎港一　三原一　出雲今市五　新井一　知井宮七
木材	九三五、二七五	

生山三　寺前三　岸本一
浦安一　八鹿三　江原一
濱坂五　西宮一　高松二
恩根内一　境　一　大社一
梅小路一　鶴居一　倉吉二
出雲須佐一　石見大田四　福崎一
川端一　美作落合一　小田一
江南一　大東二　谷川一
長谷一　野里一　梁瀬一
河内一　新見一　岡山一
美作瀧尾一　松江二　淺利二
久谷一　日高川一　大分一
木次三　高松一　坂出一
櫻井二　宍道二　宇和島一
高槻一　浜町三　尾道二
廣島一　和歌山一　院ノ庄一
姫路一　京口一　蘭峨三
岡山一　住吉東一　川本一
濱原一　津和野一　中島港一
西條一　網干一　宇野一
三次一　林野一　津山一
揖屋一　倉敷一　波子三
佐古一　豐岡一　江原一

江津五　尾道二　西倉吉二
高知二　新宮二　熱田二
大岩一　濱田一　大岩一
尾崎港八　大阪一　淺野一

板硝子　二、三三箱　廣島一

建具　二六、九四三　三原一　和歌山一八　阿波中島七
岡山四　法華院二　米子二
梅田二　大川二　津山二
廣島一　松江一　庭瀬一
阿波宮岡二　長濱一　岐阜二
德島二　仙崎四　尾崎一
新宮一　濱坂一

釘　六四〇屯　三三〇箱　梅田一　西宮一　浜町一
德島一　福岡一　神戸一
己斐一

竹　四〇〇束　浦安一　西倉吉一
疊　八、〇七六枚　三原一　筑後大川三　米子三
佐田二　庭瀬一　片町三
浜川一　岡山一　廣島一
福山一　西阿知二　江津一
三田二　津山一

屋根板　一、一〇〇束　廣瀬一
杉皮　六、六二八束　五三〇坪　石見江津二　阿潮一　智頭一

針金　一五九屯　一屯　濱坂一　下市口一
梅田二　西宮一

輕便壁板　六〇〇坪　七、九三三枚　笹島一　仙臺一　大阪一
京都一　大社一　德山一
梅田一

亜鉛鐵板　二三、五〇五　梅田五　松江一　浜町一
寢具　二梱　渡瀬一

炊具　一九九個　八〇〇屯　李一　鬼無一　瀬戸一
浅利一　信樂一　松江一
廣島一　上住吉一　梅田一
江津一

便器便槽　二、五六六ヶ　富岡一　梅田二　江津四
浅利一　都野津一　三田尻一
コンロ　三五屯　五〇〇箇　鬼無一
衣料　七貫匁　上住吉一

第二節　貨物及び見舞客の状況

国鉄の窓から大火に因る復興資材を含む貨物の到着及び見舞客の乗降状況を見ると、連日四國、岡山などから復興資材が平日の約三倍に達し、昨年一日平均の貨車到着数三十二輛だつたものが火災後はぐんと増加して七〇—九〇輛の貨車が構内外を埋め、また小口貨車も昨年一日平均の三倍強という増加ぶりで五月上旬にはだいたい一日三十輛位に上るという有様であつた。

なお日通鳥取支店の貨物引換証付の復興資材が五月十日までに五十七輛届いているが、大部分が受け取られず僅か九輛を除いてあと四十八輛がそのまま構内に放置されていた。

また、火災前及び後における鳥取駅の乗降客ならびに手小荷物の取扱状況をみると、大火翌日の十八日には定期

祭旅客を除いて一九、一九九名が乗降しており、昨年同日に比べて一五、〇〇〇人の増、平日の約五倍という最も激しい動きをみせているが、これらは殆んど罹災者の見舞客と見られている。手小荷物は二千個が到着して平日の十倍という物凄い殺到ぶりを示し、各方面からの救援の手がいかに鳥取大火に集中されたかを物語つている。

その状況は次の通りである。

火災前後鳥取駅乗降客及び手小荷物取扱状況

四月	乗降客 乗車人員	増減	降車人員	増減	定期人員	増減	手小荷物 発送	増減	到着	増減
十五	三、七三五	△一、一五七	三、七九九	△一、八一	六、四八三	三四三	一三	△三〇	三六六	△六八
十六	三、九三五	四六七	三、八四四	七三五	六、五五六	四二五	一五七	三五	三八四	六九
十七	四、七一四	一、一三	五、四九七	二、〇九八	六、四三五	四八七	九	△六四	四〇八	一〇九
十八	三〇、一三五	一六、三二〇	一九、一九九	一五、三三八	六、四七八	二五八	一四三	△一八	一五四	△一七二
十九	九、七三六	六、六四四	九、七三六	六、六七八	六、四七八	三二	一四〇	七	五八	△三三五
二十	六、四九八	二、九五七	五、九八八	二、五五六	六、五六一	三五〇	一〇八	△三六	四、〇〇五	八七
二十一	七、四三四	三、一九〇	七、一三七	二、二六七	六、五六二	三五九	一三	△一四	三四二	△三
二十二	六、九三〇	二、三〇九	六、七三五	二、六二四	六、六二八	四四四	一六八	五五	三〇〇	三
二十三	七、〇八一	四、二六八	六、四七二	三、七五八	六、七五七	五四四	二四三	一四五	四〇〇	二〇
二十四	四、七四四	一、五五六	四、八四四	一、七九一	六、八〇〇	五九二	二七〇	二三	六五九	三五七
二十五	五、二八一	二、〇三二	四、三四九	九三三	六、八三一	五八四	一五三	九	四八一	一六三
二十六	五、六六〇	二、〇一九	四、六四四	一、五四三	六、八五〇	五七八	一三〇	△三三	四四四	一六三
二十七	四、八八〇	一、四一四	四、六七四	一、一二八	六、九〇三	五三三	一四四	△三八	五二一	一六二
二十八	四、四〇三	八三	四、三三八	九九二	六、九二九	四七六	一四四	△三三	四八五	一〇七
四月	乗降客 乗車人員	増減	降車人員	増減	定期人員	増減	手小荷物 発送	増減	到着	増減
四月	三四一、四八九	四六、三五五	三四一、二一九	四六、九四一	—	—	六、七六二	△一〇三	一七、一九九	三、三三五
五月	三三四、六三三	△七、九四三	三三五、一九〇	△四、七六三	—	—	四、一九九	△一、三六	一七、九四三	三、八一六
六月	三〇二、二六九	三〇、二九九	三〇三、六〇〇	三三、八五〇	—	—	五、八九六	△一六三	一四、八九六	一、五五八

（註）増減は昨年同日に対するものである。△印は減

第三節　日赤奉仕団及び青少年赤十字団の活動

(1)　日赤奉仕団及び青少年赤十字団の活動

非常災害の場合関係官公庁の行う救助活動に協力する日赤奉仕団及び青少年赤十字団は鳥取市大火にも直ちに活動を開始した。即ち火災直後、美保、賀露、稲葉、中郷など、まず周辺地区の奉仕団が果敢な消火活動を展開し、翌十八日からは富桑、明徳、その他各校区の奉仕団が連日に亙つて焼跡の整理、救援物資の輸送、炊出しなどに従事したが、一方、青少年赤十字団も、鳥取東高等学校の団員が罹災者の調査、救援物資の輸送、あるいは事務補助な

と二週間余りに亘つて連日奉仕活動を行つた。その延人員は届出たもののみでも六、七六八人に及んでいる。その活動状況はつぎの通りである。

青少年赤十字団奉仕団

奉仕月日	奉仕延人員	同上延時間	奉仕内容	備考
四月十七日	八三〇人	二、六二〇時間	消火	美保、賀露、稲葉、中郷、各校區奉仕團（自午後三時至翌朝五時迄）
自四月十八日至五月一日	二、七二一	三、一六六	焼跡の取片附	美保、賀露、稲葉、中郷の各校區奉仕團が罹災校區へ分散奉仕
自四月十九日至四月二十三日	四三二	四、三六六	救援物資輸送	富桑、明徳、美保外
自四月二十九日至四月二十六日	二四〇	一、九二〇	各校區罹災者調査、日赤救援物資輸送事務奉仕	鳥取東高等學校青少年赤十字團
自四月二十三日至四月二十五日	四三六	四、一〇八	炊出し	美保外
自四月二十日至五月三日	一、八五九	二、一四四	日赤救援物資並に大阪奉仕團員からの見舞物資を各罹災者へ配分	全校區
計	六、七六八	五五、四六六		

(2)　鳥取市火災罹災者救援本部の活動

日赤支部では、罹災者に対する義捐金募集を行うため十八日、県、県町村会、鳥取市など関係者と緊急協議の結果、日赤支部内に鳥取市火災罹災者救援本部を設け、時を移さず県下全般に亘つて義捐金品の醵出運動を実施、醵出された義捐金品は鳥取市長を通じ罹災者にそれぞれ交付した。

第四節　在京県人美術家の救援活動

「鳥取を救おう、私達の郷土を一日も早く復興させたくては…」と燃えるような郷土愛から一途に焦土の市民の上に思いを馳せた東京因伯郷友会では、六月十八日世話人会を開いて「鳥取大火義捐金募金美術展覧会」を開催しその売上金をそのまま罹災市民に贈り、復興資金の一助にすることを決定、東京在住郷土出身美術家を動員することとなつたが、この挙を聞いた島根、岡山、兵庫など隣県出身の芸術家も進んで同情ある協力ぶりを示して製作、日本百貨店新聞社及び因伯郷友会の主催で十一月一日から四日まで、東京日本橋白木屋画廊で開催、次で大阪、米子、鳥取と順次移動展を行つた。出品されたものは、日本画一六点（一三名）、洋画一二点（七名）、版画三点（二名）、彫刻四点（四名）、計三五点（二六名）で、出品者の内訳は鳥取県出身十七名、島根県出身三名、岡山県出身一名、兵庫県出身五名であつた。

この日、ラジオ東京もこの催について無料放送のサービスを行つたので、初日は土曜日で午後開催であつたが、入場者六一一人、出品画もつぎつぎに売約済という盛況であつた。二日目は六七八名、三日一、五一三名で最高、最終日四日は六三四名、正味三日半日で三、四三六名という予想以上の参観者を得たが、この美わしい義金は起ち上る鳥取市へ寄贈される。（昭和二八年三月一日現在）

日本画の部

鯉　森田光遠（西伯郡出身）
金剛山　〃　〃
晩秋　小野竹谿（岡山縣出身）
雨後の月　小早川秋声（日野郡出身）
蒐翫　菅楯彦（倉吉町出身）
桃　浜田台児（鳥取市出身）
初夏　内田稲葉（八頭郡出身）
あまざけ　梶川直人（倉吉町出身）
日野川青嵐　持田卓二（西伯郡出身）
麓の春　〃　〃
山路　神庭白黎（日野郡出身）
田園新涼　森崎伯靈（兵庫縣出身）
錦鯉　野々内保次郎（島根縣出身）
港　松浦滿（島根縣出身）
秋日　森崎伯靈（兵庫縣出身）
聖徳太子　中庭煖華（兵庫縣出身）

洋画の部

海　辻愛造（兵庫縣出身）
人の構圖　吉本時昌（東伯郡出身）
ヨットハウス　笹鹿彪（米子市出身）
花と青い壺　伊谷賢藏（鳥取市出身）
犬若（銚子）　笹鹿彪（米子市出身）
龍峯寺梅林　松田兎八（鳥取市出身）
岩井の山　〃　〃
作品(1)　吉本時昌（東伯郡出身）
作品(2)　〃　〃
鬱（大山）　古家新（兵庫縣出身）
するめ　草光信成（島根縣出身）
麥とあざみ　〃　〃

版画の部

花　川西英（兵庫縣出身）
彦根城　橋本興家（鳥取縣出身）
櫻田門外　〃　〃

彫刻の部

裸婦　早川巍一郎（倉吉町出身）
裸婦　長谷川塊記（鳥取市出身）
にわとり　山本兼文（鳥取縣出身）
兎　杵谷精一（米子市出身）

第四篇　公安

第一章　警察の活動状況

第一節　災害対策本部の設置

大火の発生と同時に事態を重視した警察隊長は、庁内拡声機をもつて全員に周知させるとともに、緊急部課長会議を開催し、これが対策を協議した結果即時、執務中の県本部の警察職員全員及び鳥取地区警察署長に対し、二十四名の非常召集を発令する一方、先遣隊として、足立警部の指揮する一ケ分隊（九名）を指揮、官車により緊急現場に出動させた。

所轄鳥取市警察署長は出火と同時に署内勤務者を現地に出動させ、続いて外勤及び非番員の非常召集を発令し、必要な警備活動を実施したが折柄の強風にあふられて火は見る見る燃え拡り、自署員のみでは収拾出来ないと認めたので午後三時二十五分、鳥取市公安委員会より国警鳥取県本部警察隊長に対し緊急応援要請を行つたのである。

これを受けた警察隊長は、さらに警備力を強化するため近接警察署より緊急赴援させることに決定し、午後三時三十分、那家、賀木、岩井、智頭、倉吉、八橋各地区警察署長へ三分の二（計一〇四名）動員を発令したが、この頃既に市内の状況は著るしく混乱し、正確な情報の入手が困難となり、状況判断に支障を来たすこととなつたので午後三時四十分智頭橋畔の鳥取地区警察署屋上に情報係を派遣し、刻々移り行く正確な情況を警電で報告させ、さ

らに国警鳥取県警察学校在学中の現任科生を動員してメガホンによる飛火の警戒並びに避難誘導について必要なる広報活動を実施させたが、午後三時五十分情報係より

「火勢は次第に強まり、鎮火の見込なく、南々西の風に吹きまくられ、出火現場より末広通り川外大工町を経て袋川を越え若櫻橋方面へ延焼する虞あり」

との報告に接したので、警備部隊の有効適切な運営を図るため、県本部内につぎのように災害対策本部を設置し、所轄鳥取市警察署と緊密な連絡の下に、有時即応の非常態勢を確立した。

災害対策本部組織

本部長（警察隊長）湯山融
- 情報収集、被害調査班 班長 警備部長（岸本虎二）
- 情報連絡、自衛警備班 班長 警務部長（軍司眞太郎）
- 渉外班 班長 総務部長（鐘尾儀藏）
- 弘報宣伝班 班長 防犯統計課長（濱本重美）
- 警戒班 班長 警羅交通課長（遠藤彌太郎）
- 捜査対策班 班長 刑事部長（石原貞雄）
- 非常退避班 班長 会計課長（山本新藏）

本部長附
- 軍司眞太郎
- 鐘尾儀藏
- 岸本虎二
- 石原貞雄
- 遠藤彌太郎
- 濱本重美
- 木本正
- 辻本虎由
- 山本新藏
- 土井条次

第二節　公安部の活動

一方、県に於ても事態を重視し、午後四時災害救助法を発動、関係各機関を動員し一体となつて非常態勢をとることとなつたので、災害準備対策本部を鳥取県災害救助隊本部機構の公安部に切かえ、災害地の警備と治安維持に全力を傾注することとなつた。ついで午後四時三十分、火勢は益々熾烈を極め、現場における警備部長は、燃え狂う猛火に遮断されて横の連絡は全く杜絶し、各警備隊は孤立するのやむなきに至つたが、あく迄警備の根本方針である人命救助、避難誘導、警戒区域の設定、消火活動の協力に従つて、警備活動を継続した。そのうち市内の遞信警察電話は殆ど不通となり、通信機関はここに全く機能を停止したが幸い警察無線電信は健在であつたため、通信連絡は専ら警察無線によるほかはない状態となつた。

即ち、中央官庁をはじめ、部内との通信連絡は勿論、部外関係もすべて警察無線によつて行い、送受信機とも無休の活動を続けたのである。この間取扱つた件数は送信二二九通（四〇、九六九字）、受信二六七通（四二、五五九字）、計四九六通（八三、五二八字）の多数にのぼり、当時迅速確実な報告連絡及び救助作業を行い得たことは特筆さるべき事項といわれよう。

かくするうち袋川西岸における初期の防火措置も効を奏さず対岸の藪片原町所在県本部鑑識課、鳥取地区警察署も楽観を許さぬ状況となつたので、これが自衛警備を厳重にするとともに、鳥取地区警察署留置の被疑者二名及び

非常持出し物件を退避させたが、午後五時、猛火のため自衛警備は全く不能となり全員退去のやむなきに至つた。

この間、県下各地区警察署の応援警察官は次々と到着、午後九時四十二分、全員の非常召集を完了し、即時部隊配置を行い警備部隊の増強を図つた。

翌十八日午前零時二十分、島根県より応援警察官一ケ小隊（三六名）が到着、直ちに火災現場の警備に配置し、活動中鎮火をみるに至り、凄惨の極に達した恐怖の一夜は明けていつた。

そこで、まず救助機関の活動と併行して火災状況並びに罹災者の完全把握、災害現場を中心とする地域の警戒と警備、火災原因の究明等の活動が急務とたつたが、これを行うには、まず情況把握を第一とし、鎮火直後、所轄鳥取市警察署と合同し、県本部各部課長の指揮する火災状況調査班を編成して火災現場の実情の把握に努め、事後における警備方針を決定し、警備態勢を確立強化した。かくて午前七時三十分、岡山県本部からの応援警察官一ケ小隊（三四名）並びに島根、岡山両県より派遣された新鋭パトロールカー四台が到着、動員警察官は五五七名となり、これを一般警戒隊（二ケ中隊編成により罹災地域及周辺の警備）、特別警備隊（捜査、警備情報、広報活動、連絡誘導、被害調査、交通整理、予備など八班をもつて編成）、設営隊に編成し、一方、指揮連絡の確立を期するため本部通信係をもつて、県本部と鳥取市警察署、県警察学校、鳥取放送局、救護所の四ケ所に警察電話を架設するとともに、被害警察電話の復旧に努めた結果、午後一時五十分、賀木、八橋、倉吉、米子、各地区警察署間並びに国警島根県本部との間がそれぞれ復旧した。ついで午後二時四十二分、廣島管区警察学校、応援部隊一ケ中隊（一〇四名）が到着したので、一般警備部隊に編入警備部隊は結局六六五名となり警備態勢はより強化された。

第三節　警備本部及び警備部隊の活動

当時の客観情勢は相当陰悪な因子を孕み、治安確保のため、相当長期に亘り警備を必要とし、かつ警備部隊の合理的運営を図り、さらに強力な警備を実施する必要が認められたので、火災発生直後設置した災害対策本部の組織を災害警備本部に切かえ、警備警察官として、県本部八六名、鳥取市警察署八五名、県下各地区警察署六〇名、米子市警察署二〇名、計二五一名を中核として警備を続行することとし、事態収拾の根本方針を

一、火災原因の徹底的究明と捜査の続行

二、火事場泥棒及び食料その他諸物資の需給不円滑による不当利得者の徹底的究明

三、警備情報の収集による実情の完全把握

四、警備部隊の重点

など決定した。警備本部の組織、事務分掌警備部隊の構成はつぎの通りである。

鳥取大火災警備本部構成員（幹部のみ）

鳥取県公安委員会

委員長　秋久勲

委員　寺谷英太郎

委員　堀安成文

鳥取市公安委員会

委員長　濱田金治
委員　漆原健治
〃　森下秀隆

警備本部長　湯山融（警察隊長）
副本部長　山根長十郎（鳥取市警察署長）
総務部長兼庶務係長　鐘尾儀藏（総務部長）　警部　坂田一郎
〃　豐島一好
設営係長　山本新藏（会計課長）
〃
警務部長兼人事装備係長　軍司眞太郎（警務部長）　〃　岡本正直
〃　足立利一
広報連絡係長　木本正（教養課長）　〃　牧田成太郎
警備部長兼警備情報係長　岸本虎二（警備部長）　〃　高木三郎
〃　山口房男
警備実施係長　遠藤彌太郎（警羅交通課長）　〃　前川隆實
刑事部長兼捜査係長　石原貞雄（刑事部長）　〃　西篠良雄
〃　狩野房雄
防犯係長　濱本重美（防犯統計課長）　〃　細田辰次
鑑識係長　辻本虎由（鑑識課長）　〃　古都眞造
通信部長　土井条次（通信出張所長）　事務官　西山潔
技官　中屋李玉
〃　曾根岡横
本部附　中村清三郎（警察学校長）　警部　進木正文
鳥取地区警察署長　伊藤貞男　〃　武田照一
鳥取市警察署長　山根長十郎　〃　平井保
〃　山崎安一

鳥取市大火災警備本部組織表

司令室	警備本部長	副警備本部長	参謀
	警察隊長	鳥取市警察署長	県本部各部課長 学校長 通信出張所長

一、災害警備実施に関する最高方針の決定
二、各部活動の全般調整
三、指導、発表

警備本部事務分掌

部別	部長	係別	係長	係員	事務分掌
総務部	総務部長	庶務	秘書企画課長	秘書企画課員	一、司令室の開設 二、司令室と各部係との連絡 三、県災害救助隊本部との連絡 四、進駐軍、警察予備隊との連絡
		設営	会計課長	会計課員	一、食糧の調達配分 二、宿舎救護施設の設営整備 三、会計経理 四、その他給与関係一切
警務部	警務部長	人事装備	人事装備課長	人事装備課員	一、非常召集事務 二、装備資材の管理及び整備 三、燃料の調達配分 四、監察
		広報連絡	教養課長	教養課員 学校職員	一、宣伝工作 二、報道機関その他関係方面との連絡
警備部	警備部長	警備情報	警備課長	警備課員	一、警備被害情報の収集整理 二、警備実施の方策策定 三、警備実施に関する必要なる助長
		警備実施	警羅交通課長	警羅交通課員	一、警備実施計画の企画 二、警備部隊の編成配置運用指揮 三、輸送計画の企画 四、消防との連絡協調 五、その他火災警備に関する事項
刑事部	刑事部長	防犯	防犯統計課長	防犯統計課員	一、経済情報の収集及び経済取締 二、危険物の取締 三、防犯指導
		鑑識	鑑識課長	鑑識課員	一、火災原因の究明 二、各種犯罪に対する鑑識活動
捜査	捜査課長	捜査	捜査課員	捜査課員	一、火災原因の究明 二、捜査情報の収集及び犯罪捜査検挙取調 三、証拠資料の蒐集
通信部	通信出張所長			通信出張所員	一、通信連絡関係一切 二、通信施設の設置、整備

鳥取市大火災警備部隊構成表

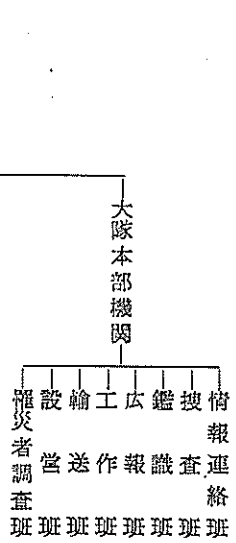

備考　警備本隊の中より機動警羅隊、交通取締班、特別警備隊等任務を附与してそれぞれ活動せしめた。

一、警備本部

警備本部司令室は、警備本部長統卒の下に県本部各部課長が参謀となり、刻々と移行する情勢に対処するため、災害警備実施に関する最高方針の決定をはじめ、警備部隊の全般的指揮並びに調整及び発表を行い、この最高方針に基き、警備本部の事務部局である各係においては係長が指揮し、それぞれの任務に当つたのである。

司令室の発する警備命令は、即時、口頭、伝令、電話等によつて伝達の上、逐次実施に移され一糸乱れない組織的活動を実施したのである。

二、警備実施部隊

(一) 大隊本部機関の活動

(1) 情報連絡班

情報連絡班は、一般治安情勢の把握、警備対象及び罹災者の動向を中心として、広範囲な情報活動を展開し、つとめて実情の完全把握につとめ、警備本部の状況判断並びに最高方針の決定及びこれに基く警備部隊の適切な運営等に資したが、治安維持の重責を全うでき得たのも情報班の隠れた活動に負うところが尠くなかつた。

(2) 捜査鑑識班

県本部捜査鑑識課員、鳥取市警察署員を以て編成し、火災原因の究明に焦点をおき、併せて火災時及び事後における犯罪捜査を担当して任務達成に邁進したが、これが活動状況はつぎの通りである。

(イ) 火災原因の究明

所轄鳥取市警察署では出火（四月十七日午後二時五十六分頃）連絡によつて直ちに現場に出動してこれが原因の究明に着手し、ついで急拠応援出動した県本部員と協力捜査の結果、出火現場である鳥取市永楽町高田好次郎管理の空家に無断侵入し、電燈線を利用してゐ電気ドリルを取つけ椎茸栽培用原木に穴をあけていた鳥取市吉方七九三番地京染取次業澁谷繁治氏他二名を「電線の過熱から出火」と認め、四月十七日午後十一時緊急逮捕取調の上、重過失失火罪容疑者として鳥取地方検察庁に送致し、引続き捜査中であつたが、その後国警本部刑事部鑑識課、長谷場警視、科学捜査研究所木村技官の鑑定により電気による出火でないことが明かとなつたので、引続き出火原因の究明に努めていたところ、四月二十五日、大阪市消防局空本予防課長等の鑑定の結果、出火原因は外部よりの飛火であると認定されるに至り、これが原因となるもの一切（火元家屋の隣接家屋、当時風上にあつた鉄道官舎信号所、汽車の煤煙等一切）について厳重捜査したところ、鉄道信号所ストーブの煙突より排出する火の粉により出火した容疑が濃厚となり、さらに厳重捜査の結果、同所より排出する火の粉により出火したことが確認されたため、捜査は漏電説より飛火説に急転し、責任者である鳥取市吉方鉄道員山田虎蔵、鳥取市圓護寺鉄道員家納集一の両氏を容疑者として四月二十八日午後十時三十分頃、通常逮捕取調の上、鳥取地方検察庁に送致し、引続きあらゆる悪条件を克服して裏付捜査など文字通り不眠不休の活動を続けた。（前記被疑者は昭和二十七年八月十三日鳥取地方検察庁に於て不起訴処分となつた）—第二編第一章第五節参照—

(ロ) 一般犯罪の捜査

このほか、いわゆる火事場泥棒、その他火災時は勿論、事後の混乱に乗じて発生した犯罪は盗難届受理件数三七九件の多きにのぼり、その内訳は

衣類	二、六五二点	七、一三五、九二〇円
自転車	一九四台	一、二九八、〇〇〇円
（但し三九台は発見還付済）		
現金		三九七、六七五円八三銭
金属類		四三九、四〇〇円
其の他		二、三五八、三五〇円
計		一一、六二九、三四五円八三銭

となつており、これが検挙並びに被害回復状況はつぎの通りである。

検挙状況

罪種別＼検挙状況	検挙件数	検挙人員	金額
窃盗	一一〇	一一七	四八二、六九五円
横領	二	三	一二九、八〇〇円
賍物故買	二	三	二二、八〇〇円
計	一一四	一二三	六三五、二九五円

被害回復状況

種別	数量	金額
金属類（含屑鉄）	二、七八五・六〇〇貫	二二三、五七五円
衣料品		一八〇、八四〇円
自転車	一〇	六四、〇〇〇円
その他		九〇、八〇〇円
計		五五九、二一五円

鳥取地方検察庁では、これら災害に便乗して続発する犯罪の被害金額壱千円以上によるものについては、全部起訴する厳罰主義をとり、検察庁及び警察一体となり、これが捜査検挙に努めたのである。

(3) 広報班（詳細は第一編第八章第三節参照）

(4) 輸送班

警備部隊及び諸物資等輸送の迅速適切を図るため、県本部人事装備課員を主体として輸送班を編成し、動員車輛（三二台）を統制し、配車輸送計画を樹立して輸送の完璧を期し、少数の班員をもつて連日連夜輸送と車輛の整備に当つたため、警備の完全実施に側面的に寄与した。

(5) 工作班

国警県本部鑑識課、鳥取地区警察署及び鳥取市警察署、巡査派出所など四ヶ所の焼失に伴い、これが整理及び新設のため工作班を編成し、鑑識課を県本部会議室に、鳥取地区署を元武徳殿にそれぞれ移転したが、警備の拠点と市民の利便を図るため、智頭街道ロータリー、瓦町ロータリー、若櫻町派出所跡、茶町派出所跡、醇風小学校跡、湯所橋南詰、鹿野橋西詰、駅前交通ボックス跡、盲唖学校跡、片原交叉點(中国電力横)の十ケ所に天幕による仮設巡査派出所を設置する等の任務に当つた。

(6) 設営班

最大時は六百七十名を擁した警備部隊の宿舎、給与関係等を担当させるため、一般職員をもつて設営班を編成し、警備部隊の設営に当つた。

(7) 罹災者調査班

罹災者は市内各学校、寺院等の収容所に収容されているほか、市内各所に身を寄せており、これら罹災者の安否を気づかい、各所より押掛ける者が毎日おびただしい数に上つたが、救助機関では、これらの居所が把握されておらないため、訪問者の不安は増大する一方であつたので、罹災者の状況を完全に把握し、将来の災害対策に寄与し、傍ら慰問激励を兼ねて一般民衆の便宜を図るため、罹災者調査班を編成し、収容所は勿論、全市内残存家屋を戸別に巡回訪問して、罹災者調査表を作成し、これを旧住所毎に整理し、四月二十一日より鳥取市駅前巡査派出所に開設した「罹災者避難先案内所」に備付け、訪問者、作業奉仕隊、市民等の便宜を図つた。

(二) 警備本隊の活動

(1) 機動警羅隊

火災直後急派された岡山、島根両県パトロールカー四台を中核として、機動警羅隊を編成し、全市の警戒警備を実施するとともに、各種連絡に当つたが、特にパトロールカーは災害現場を中心に昼夜の別なく、火災直後においては残火による延焼の早期発見並びに措置、徒歩警羅隊及び立番勤務者、物資集積所警備員等との連絡或は協力、その他これらに当る警備部隊の指揮監督等目まぐるしい活動を続けた。パトロールカーは治安情況の平静を取り戻した四月二十四日午後六時任務を完了し、四月二十五日午前八時それぞれ帰県した。

これが直接活動の実績はつぎの通りである。

窃盗現行犯検挙二件四名、迷子の保護五件五名、拾得物の処置六件、精神病者の保護一件、盗難届の受理五件、交通事故二件、自動車無免許運転検挙三件三名、火災早期発見一件、其の他三件。

(2) 特別警備隊

罹災直後からララ物資、米軍の救援物資等が続々と到着したので、これの保管場所及び配給所等の警備のため、特別警備隊を編成して警備を実施した。

(3) 交通取締班及び一般警備隊

火災現場整理のため、県下各地より動員された勤労奉仕隊及び全国各地より訪問の見舞客等のため市内は著しく混雑を来し、各道路とも通行人は波の如く、加えてその間を走る自動車の数も又おびただしいものであつた。平素五分間の走行距離を三十分間要する状況にあり、当時の混雑にかかわらず交通事故の発生しないのがむしろ不思議であつた。

また、災害現場につきものの窃盗等の犯罪も跡を絶たなかつたので、昼間における勤務の重點を、交通取締と仮設巡査派出所勤務及び警羅隊に区分し、派出所勤務においては担当区域の設定、警羅隊は智頭街道を境として東西に二分、交通取締に於ては若櫻、智頭、鹿野三街道を重点にそれぞれ警備警戒を実施し、夜間に於てはこれ等を統合し、主要路線地点の張込検問及び重要個所を中心とした拠点警羅に重点を指向して警備の万全を期した。

かくして限りある警察力を最高度に運用し、しかも国警、市警渾然一体となり、あらゆる困難を克服して一糸乱れざる強力な組織活動を実施し、又県災害救助隊を中心とする各救助機関の適切な活動により、当初憂慮された治安情勢も、日を経るに従つて平静となり、一時は虚脱状態に陥つた市民も雄々しく復興に起ちあがつたのである。

一方、四月二十八日、対日講和条約発効に伴う新しい情勢に対処したければならない客観情勢にあつたので、四月二十八日以後における鳥取市の警備は、県本部、鳥取市警察署、岩井、鳥取、郡家、智頭、賓木の各地区警察署員の所要警察官をもつて実施することとし、他の警察署員はそれぞれ所属に復帰させたが災害救助法の適用期間満了に伴い、四月三十日を以つて災害警備本部を解散し、鳥取市警察署に事務を移管することとなつた。しかし鳥取市公安委員会より、捜査係三〇名、警備隊員三〇名、計六〇名を五月一日より五日まで再度応援方の要請があつたので県本部刑事部捜査課鑑識課三〇名、岩井地区警察署五名、鳥取地区警察署五名、郡家地区警察署九名、智頭地区警察署四名、賓木地区警察署七名、計三〇名を応援派遣することに決定し、その後は鳥取市警察署八八名を合せ、警備部隊一四八名を以つて警備を実施した。

鳥取市大火出動警察官数

署別＼日	四月一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	五月一	二	三	四	五	合計
県本部	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一、三四
岩井	九	九	九	七	二	一	一	四	四	四	四	五	一	一	五	五	五	五	五	八二
鳥取	二四	二四	二四	二四	二四	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	二四二
郡家	二〇	二〇	二〇	一七	一〇	六	七	七	七	七	七	一三	一三	九	九	九	九	九	九	二〇五
智頭	一七	一五	一七	七	一	七	四	四	四	四	四	六	六	四	四	四	四	四	四	一三三
賓木	一五	一三	一五	八	八	一	一	一	一	一	一	七	七	七	七	七	七	七	七	一三三
倉吉	二九	二五	二九	一九	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一八二
八橋	一四	一三	一四	九	四	一五	一五	一三	一三	一二	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	六九
米子	一	一	一	一	一	一五	一五	一三	一三	一二	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	七六
境	一	一	一	一	一	七	七	七	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇
溝口	一	一	一	一	一	三	三	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	八
黒坂	一	一	一	一	一	三	三	四	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	三

一般職員計	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	二、二九九
	四〇五	三九五	四〇五	三六八	三六六	三五五	三五五	二九九	二九六	二九四	二九四	二六七	二六二	二五七	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四、八二八
P 鳥取市	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	一、六七二
M 米子市	二	—	—	—	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五一
計	九九	八八	八八	八八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	一、八三三
外管 管區學校	—	一〇四	一〇三	一〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三一〇
岡山	三四	三六	三六	六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	二八
島根	三六	三八	三八	二	二	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三八
計	七	一七	一七	一二	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	五六
警察豫備隊	三〇〇	三五五	三五五	七〇	七〇	四九	五三	五三	五三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	三五五	三五〇	三四五	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一、三五八
合計	八四一、〇一六	六六一、〇一五	六六一、〇一五	六三七	五三〇	四九〇	四六八	四三七	四〇三	四〇一	四〇一	三五五	三五〇	三四五	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	八、五七五
警察合計	五七四	六六一	六七〇	五六〇	四五〇	四四一	四一五	四〇四	四〇三	四〇一	四〇一	三五五	三五〇	三四五	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	七、二七

鳥取市大火災使用警備装備一覧表

番號	品名	數量	備考
一	パトロールカー	四	島根・岡山兩縣派遣
二	指揮官車	三	
三	大型出動車	一	
四	中型出動車	一	
五	普通乗用車	九	
六	小型乗用車	五	
七	側車	五	
八	單車	二	
九	トラック	五	内四臺借上げ
一〇	キャリヤー	三	
一一	小型三輪車	三	
一二	圓匙	一五	内一〇借上げ
一三	掛矢	三	
一四	ロープ	一〇米	
一五	寫眞機	一五	
一六	無線電信機	四	
一七	電送機	一	
一八	自家發電機	二	
一九	擴聲機	三	
二〇	メガホン	一五	
二一	防護眼鏡	八〇	
二二	救急箱	六	
二三	テント	一七	借上
二四	毛布	四一	内三九枚を殘して全部借上
二五	照明機	一	
二六	警備用具箱	一	
二七	炊事用具	一式	
二八	提灯	一五〇	
二九	懐中電灯	一〇〇	一部市警

第二章　警察予備隊の活動

知事の出向要請に応えて、機を逸せず大火の鳥取市へ到着し延焼防止、避難民の誘導、罹災者の救助、通信網確保等に協力した予備隊は、大火の翌十八日応急配備を解き、一部を引続き警戒と作業態勢に移し、独自の機動性を発揮して主要幹線道路の清掃による交通路の復旧を図るとともに救助物資の輸送、通信網の復旧と情報の収集及び連絡など、国警本部と緊密な連繋のもとに挺身したので焦土の復興は進捗した。（第三編第一章第七節参照）

第三章　物価騰貴の対策

第一節　総　説

目抜き通りの繁華街を殆んど焼失した結果、諸物資の欠乏によつて生活必需物資、建築資材及び労務賃金等は、逸早く値上りの気配を示し初め、災害対策本部では緊急部課長会議を開きこれが対策を協議の結果、経済調査局及び鳥取市警察署等関係機関と緊密な連絡のもとに、係員を動員して別項のような広報活動を行う一方、経済情報の収集並びに経済取締を強化し、円滑なる物資の需給調整と価格の安定等、経済秩序の確立に全力を傾注し、諸物資不足に便乗する悪徳業者のしゆん動をシャットアウトすることとなつた。

しかし、大部分の商人は、取締をまつまでもなく、進んで協力し、大火当夜あるいは翌朝にはすでに京阪神方面に赴き、食糧品、その他の諸物資の大量仕入を行い、それが続々入荷を見るに及んで、その後物価の面では著しい動揺も見ず、殆んど平常と変らない状態に安定し、火災を当て込んで一攫千金を夢みるような悪徳商人の横行等特異な動きは認められず、中には店の信用にかけて、むしろ奉仕的薄利あるいは割引販売を実施する商人もあつて懸念された物価の暴騰はなく概ね平静に推移した。

第二節　物価騰貴抑制の概要

一、諸物価の状況

大火一週間後には生活必需物資の買漁りや売惜み等なく、僅かに野菜類、煉製品等及び日用品の一部が別表の如く上昇したが、特異な動きは認められず、大体平静に推移したが、特に良心的な商人は、取締機関に協力して災害発生とともに割引販売を実施して美しい郷人愛の商魂をみせるなど罹災者より感謝されているものも尠くなかつた。

しかし、建築資材中、特に木材と労務賃金は鰻上りに値上りを見せ、復興意慾にもえる市民の起上りが憂慮されたが、極力業者の良心と自肅に訴えて価格と賃金を協定し、或いは価格の店頭表示を励行するよう指導する一方、ラジオ、新聞を通じ、或は壁新聞や移動宣伝車を駆つて買溜め、売惜しみなどしないよう業者や市民に呼びかけて協力を求めた結果、良好な成績を収めることができた。

国警鳥取県本部で調査した四月二十一日現在の市内の生活必需物資価格はつぎの通りである。（カッコ内は火災前価格に対する割合）

(イ)　日　用　品

石鹸二五円（二・五割高）、アルミ鍋三〇〇円（二割高）、竹ざる五〇円（一・五割高）、上敷（中品一丈につき）一七〇円（一・五割高）、ローソク四寸一本五円、金網五〇円、雨傘（番傘）一五〇円（二・五割高）、七輪（とんろ）一二〇円（三割高）、下駄（粗物）六〇円（三割高）で、僅かにゴム裏草履が二割安の八〇円を示したほかその他日用品は最低二割から最高十五割高となつている。

(ロ)　衣　料　品

タオル一枚二〇円（五割安）、湯上りタオル一枚五八〇円（一・五割安）、靴下一〇〇円（一割安）、全般に平均二割安となつており他物価に比して特異な現象を示している。

(ハ)　トラックと人夫賃

トラック一臺三人付一日七、〇〇〇円から八、〇〇〇円、荷馬車一臺人夫一人一日二、〇〇〇円から二、三〇〇円、一回運搬三五〇円から四〇〇円で、大体平日の五割高を示しており、日傭人夫は食事自弁で一日男三五〇円、女二〇〇円で、バラック建築作業に従事する大工の日当は三五〇円から三八〇円となつている。

(ニ)　建　築　資　材

スギ五分板一坪分四〇〇円、スギ五分一丈物一本三八〇円、スギ皮一坪一丸二〇〇円で全般に約二割五分高、亜鉛板一枚三八〇円、釘一寸から三寸一貫三五〇円となつている。

(ホ)　食　料　品

鮮魚百匁四〇円、野菜類一把平均六円、馬鈴薯百匁一〇円、夏みかん百匁二二円（二割高）、リンゴ百匁五〇円（三割高）、竹輪五円から六円で五割高、鶏卵は一個一〇円で大体同値、菓子類は奉仕品などは逆に五割安と

いうのもあつた。

二、木材の暴騰に対する措置

(1) 経　過

十八日未明鎮火当時は呆然自失の罹災者も、十九日には応急住宅建設に取りかかつたので木材入手のため必死の買漁りが初まつた。一方、十八日午後から十九日にかけて品薄と需要増大を見越して近隣産地に俄か業者が氾乱したため、勢い市内の建築資材は漸騰の気配を示し初め、二十日昼頃には早くも二割近い暴騰をみるにいたつた。

(2) 措　置

(イ) 協定価格の設定

そこで、県では別項のように一般市民に対し報道宣伝に努める一方、二十一日、検察庁、国警、経済調査局、市警等の取締当局ならびに県、営林署、木材供給関係者代表、県議、市議等約四〇名が県会議事堂会議室に参集、「復興用材供出協議会」を開催、県営仮設住宅用材を標準として適正妥当と思われる価格がつぎの通り協定されたので、それ以後この価格は大体において守られ二十日以降は殆んど平静を取戻し需給調整は無難に推移した。

応急住宅分協定価格表

区分	品等	I	II	III	備考
板	長一〇尺—一三、二尺二・五寸、三寸、三・五寸角	二、一〇〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	(1) 許容限度 (a) スギとあるをマツ、スギ (b) 九尺は一〇尺を材積を認める
	長一間厚四、五、六分巾四寸—五寸		二、四四〇		(2) 設計材であるため従来の約一五%増
	長一間厚四、五、六分巾六寸—七・五寸		二、六四〇		(3) ヒノキは三〇〇圓上げ
	長一間厚四、五、六分巾八寸—九・五寸		二、八四〇		(4) 板の二間ものは一〇〇圓上げ
	長一間厚四、五、六分巾尺上		三、〇四〇		(5) 受渡場所、鳥取驛レール渡とする
	長一間厚二・三分巾五寸		二、四〇〇		(6) 荷卸、小運送、取扱料はこの價格に加算する
	長一間厚二・三分巾六寸		二、六〇〇		(7) 四分板に限りスギ五分板はマツ、スギ
	長一間厚二・三分巾七寸		二、八〇〇		(8) スギ板は巾七寸下のこと
	長一間厚二・三分巾八—九寸		三、〇〇〇		(9) マツ板はスギの一五〇圓下げとする。
	長一間厚二・三分巾尺上		三、二〇〇		
キズリ	一間		二、一〇〇		
	半間		一、二〇〇		
割	一〇尺—一三・二尺二寸角下	二、四〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	
	一〇尺—一三・二尺天井竿	二、九〇〇	二、八〇〇		
平割(厚板)	一〇尺—一三・二尺三寸上	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	
素材	松丸太五寸 一三・二尺		一、二〇〇		

杉丸太五寸	一三・二尺			一、三〇〇		

(ロ) 国有林の供給

前項の対策と併行して国有林の特売を要請し、つぎの通り大阪営林局管内、鳥取、倉吉、津山、山崎の各営林署から、マツ、スギ等復興材一一、二六〇石を格安に供給を受けたので、市中価格暴騰の抑制ならびに維持に成功する一因になつた。

国有林材特売許容数量

種別／関係署名	杉	ヒノキ	マツ	計
倉吉	五〇〇	一、一〇〇	—	一、六〇〇
津山	九六〇	五〇〇	三〇〇	一、六六〇
鳥取	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇
山崎	四、五〇〇	一、五〇〇	—	六、〇〇〇
計	七、九六〇	三、〇〇〇	三〇〇	一一、二六〇

(ハ) 鉄道運賃の割引

鉄道運賃五割引の制度を早急実施に移すよう措置し、必要により大生産地より比較的安価に大量移入可能の態勢を確立、十九日から実施されたので、この面からも大いに価格抑制に貢献した。

(ニ) 復興用木材斡旋所の設置

罹災者が建設する復興用木材を安定した価格で供給するため二十五日、日の丸タビ建築用地で木材販売所を開設した。

これは鳥取市と鳥取県木材協同組合連合会の共同で市中銀行の協力のもとに、主として県外から七、〇〇〇石の移入を目標にして集荷配給しようとするもので、希望者は罹災証明書と建築届を市役所に提出し配給証明書を受けて買受ける。一世帯当り二十二石を限度として二十六日から開始した。

入荷は順調に進んだが、販売量はまだ比較的少く五月二日までに、だいたい一日平均一二〇石程度で価格は協定価格より石当り一〇〇円程度安く、このため罹災者は協定価格の範囲内で安心感をもつて木材を入手することができた。

三、日用品廉売所の設置

鳥取商工会議所でも物価つり上げの一部不徳商人を封じ、被災者に良品を安く売るため五月一日からつぎの五ケ所に日用品廉売場を設けて営業を始めたが非常に好評であつた。

第一廉売所　西町商工会議所跡
第二　〃　茶町公民館跡
第三　〃　若櫻橋詰黒住教会跡
第四　〃　鑄物師町

第五　〃　湯　所

四、広報活動

(1) 壁新聞の掲出

つぎの内容の壁新聞を作成して市内の要所要所に掲示して商人並びに一般市民の自粛自戒を促した。

〃食糧品、その他生活必需物資は続々、救援入荷しつつありますから買溜め売惜みはしないようにしましょう〃

〃暴利を貪る悪徳商人がありましたら警察へお知らせ下さい〃

(2) 移動マイク班の編成

火災発生の翌日より宣伝班を設け、自動車に拡声器を設備して、災害地はもちろん、非災地域をも巡回して、つぎのような街頭広報を実施した。（放送文は(1)の壁新聞及び(3)のラジオ放送文と同じ）

(3) ラジオ放送

火災発生の翌朝より鳥取地検、経済調査局と連絡協議のうえ暴利或は売惜みをする悪徳商人の撲滅を図るため次の要旨についてラジオ放送を行つた。

〃暴利を貪る商人又は売惜みをする商人がありましたら、直ちに警察又は経済調査局に御連絡下さい〃

〃救援物資や復興資材は次々に入荷しつつありますので買溜めや買急ぎをしないように致しましょう〃

(4) 新聞発表

火災発生の翌朝より数名の経済視察員を市内に派遣して経済情報の収集に努めたが、大火三日後にたつて部分的に物価の値上り兆候が現れたので、暴利行為は厳重に取締る方針である旨の内容を新聞に発表して、関係業者に警告を与えた。

なお火災直後及びそれ以前に於ける生活必需品の価格の趨勢はつぎの通りであつた。

大別	品名	二十六年十二月 価額	二十六年十二月 ジセンを一〇〇とするパーセント	二十七年一月 価額	二十七年一月 ジセンを一〇〇とするパーセント	二月 価額	二月 ジセンを一〇〇とするパーセント	三月 価額	三月 ジセンを一〇〇とするパーセント	四月 価額	四月 ジセンを一〇〇とするパーセント	五月 価額	五月 ジセンを一〇〇とするパーセント	六月 価額	六月 ジセンを一〇〇とするパーセント
主要食糧品	白米	八五・〇〇円	一〇〇%	八五・〇〇円	一〇〇%	八五・〇〇円	一〇六%	八五・〇〇円	一〇六%	九五・〇〇円	一一三%	九五・〇〇円	一一三%	一〇〇・〇〇円	一二八%
	押麦	五五・〇〇	一〇〇	五五・〇〇	一〇〇	五五・〇〇	一〇〇	六〇・〇〇	一〇九	六〇・〇〇	一〇九	六〇・〇〇	一〇九	六〇・〇〇	一〇九
	小麦粉	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇	四八五・〇〇	一〇〇
	食パン	二八・〇〇	一〇〇	二八・〇〇	一〇〇	—	—	三〇・〇〇	七一	三〇・〇〇	七一	三〇・〇〇	七一	三〇・〇〇	七一
	乾うどん	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇
	生うどん	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇
	甘藷	五〇・〇〇	一〇〇	六〇・〇〇	一二〇	六〇・〇〇	一二〇	七〇・〇〇	一四〇	七〇・〇〇	一四〇	七〇・〇〇	一四〇	六〇・〇〇	一二〇
	馬鈴薯	七〇・〇〇	一〇〇	七〇・〇〇	一〇〇	八〇・〇〇	一一四	八〇・〇〇	一一四	八〇・〇〇	一一四	八〇・〇〇	一一四	四〇・〇〇	五七
類穀	大豆	一二〇・〇〇	一〇〇	一一〇・〇〇	九二	一一〇・〇〇	九二	一〇〇・〇〇	八三	一〇〇・〇〇	八三	一〇〇・〇〇	八三	一〇〇・〇〇	八三
	小豆	一七〇・〇〇	一〇〇	一六〇・〇〇	一二	一八〇・〇〇	一〇六	一八〇・〇〇	一〇六	一八〇・〇〇	一〇六	一八〇・〇〇	一〇六	一八〇・〇〇	一〇九
菜	里芋	一三・〇〇	一〇〇	一三・〇〇	一〇〇	一五・〇〇	一一五	一五・〇〇	一一五	一五・〇〇	一一五	—	—	—	—
	大根	四・〇〇	一〇〇	四・〇〇	一〇〇	四・〇〇	一〇〇	五・〇〇	一二五	五・〇〇	一二五	—	—	五・〇〇	—

分類	品目														
蔬菜	ほうれん草	5.00	100	8.00	160	13.00	260	—	—	—	—	—	—	—	—
	キャベツ	7.00	100	6.00	86	6.00	86	6.00	86	10.00	143	6.00	86	5.00	71
	玉葱	10.00	100	13.00	130	13.00	130	15.00	150	15.00	150	10.00	100	6.00	60
農産加工品	たくあん	12.00	100	12.00	100	12.00	100	12.00	100	12.00	100	13.00	108	14.00	117
	ふくじん漬	40.00	100	40.00	100	40.00	100	40.00	100	40.00	100	45.00	113	45.00	113
	梅干	35.00	100	40.00	114	40.00	114	40.00	114	40.00	114	35.00	100	35.00	100
	豆腐	15.00	100	15.00	100	15.00	100	15.00	100	15.00	100	15.00	100	15.00	100
	こんにゃく	13.00	100	13.00	100	12.00	92	12.00	92	12.00	92	12.00	92	12.00	92
	生あげ	8.00	100	8.00	100	8.00	100	9.00	113	9.00	113	9.00	113	9.00	113
畜肉食品類	牛肉	165.00	100	160.00	97	170.00	103	180.00	109	180.00	109	160.00	97	160.00	97
	豚肉	185.00	100	185.00	100	185.00	100	190.00	103	190.00	103	190.00	103	180.00	97
	鶏肉	160.00	100	150.00	94	150.00	94	150.00	94	150.00	94	150.00	94	150.00	94
	牛乳	13.00	100	13.00	100	13.00	100	13.00	100	13.00	100	13.00	100	13.00	100
	煉乳	140.00	100	130.00	93	130.00	93	130.00	93	130.00	93	130.00	93	130.00	93
	粉乳	260.00	100	250.00	96	250.00	96	250.00	96	250.00	96	250.00	96	260.00	100
	鶏卵	13.00	100	11.00	85	10.00	77	9.00	69	8.00	62	9.00	69	9.00	69
水産物品	生たい	100.00	100	130.00	130	130.00	130	130.00	130	140.00	140	110.00	110	90.00	90
	生さば	45.00	100	45.00	100	55.00	122	40.00	89	30.00	67	25.00	56	23.00	51
	生いわし	25.00	100	20.00	80	20.00	80	15.00	60	11.00	44	10.00	40	10.00	40
	塩さけ	120.00	100	140.00	117	130.00	108	140.00	117	130.00	108	—	—	—	—
	するめ	55.00	100	45.00	82	50.00	91	45.00	82	45.00	82	40.00	73	45.00	82

分類	品目														
水産物品	にぼし	60.00	100	70.00	117	70.00	117	70.00	117	70.00	117	70.00	117	60.00	100
	こんぶ	80.00	100	90.00	113	90.00	113	100.00	125	110.00	138	100.00	125	—	—
調味料	醤油	70.00	100	70.00	100	70.00	100	70.00	100	70.00	100	70.00	100	70.00	100
	味噌	20.00	100	20.00	100	22.00	110	22.00	110	22.00	110	22.00	110	22.00	110
	食塩	21.00	100	21.00	100	21.00	100	20.00	95	21.00	100	21.50	102	21.00	100
	食酢	5.00	100	7.00	140	7.00	140	7.00	140	5.00	100	5.00	100	5.00	100
	食用油	240.00	100	240.00	100	240.00	100	250.00	104	230.00	96	230.00	96	240.00	100
	砂糖	110.00	100	110.00	100	110.00	100	110.00	100	110.00	100	110.00	100	—	—
果実	りんご	25.00	100	25.00	100	25.00	100	25.00	100	30.00	120	35.00	140	45.00	180
	夏みかん	—	—	—	—	—	—	—	—	10.00	100	15.00	150	20.00	200
衣料品	晒木綿	350.00	100	360.00	103	320.00	92	310.00	89	280.00	80	250.00	71	350.00	100
	キャラコ	120.00	100	120.00	100	115.00	96	98.00	82	75.00	63	85.00	71	85.00	71
	銘仙	2,100.00	100	2,100.00	100	2,100.00	100	2,200.00	104	1,950.00	93	2,000.00	95	2,100.00	100
	打綿	300.00	100	290.00	97	290.00	97	330.00	110	320.00	107	300.00	100	280.00	93
	綿縫糸	20.00	100	20.00	100	20.00	100	18.00	90	15.00	75	20.00	100	17.00	85
	ミシン糸	58.00	100	58.00	100	58.00	100	53.00	91	58.00	100	60.00	103	50.00	86
	毛糸	2,000.00	100	1,900.00	95	1,900.00	95	2,000.00	100	1,900.00	95	1,500.00	75	1,500.00	75
	メリヤスシャツ	500.00	100	480.00	96	450.00	90	350.00	70	300.00	60	250.00	50	200.00	40
	作業服	1,300.00	100	1,350.00	104	1,650.00	127	1,350.00	104	1,000.00	77	980.00	75	980.00	75
	学童服	1,300.00	100	1,400.00	108	1,100.00	85	1,000.00	77	1,000.00	77	680.00	52	750.00	58

区分	品目														
身廻り	タオル	六〇・〇〇	一〇〇	五〇・〇〇	八三	五〇・〇〇	八三	六〇・〇〇	一〇〇	四〇・〇〇	六七	三〇・〇〇	五〇	二五・〇〇	四三
	足袋	一五〇・〇〇	一〇〇	一八〇・〇〇	一二〇	一三〇・〇〇	八七	一三〇・〇〇	八七	一〇〇・〇〇	六七	八〇・〇〇	五三	一〇〇・〇〇	六七
	靴下	八五・〇〇	一〇〇	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	七〇・〇〇	八二	八〇・〇〇	九五	八〇・〇〇	九五
	軍手	七〇・〇〇	一〇〇	七〇・〇〇	一〇〇	七〇・〇〇	一〇〇	五〇・〇〇	七一	四〇・〇〇	五七	四〇・〇〇	五七	四五・〇〇	六四
	ズック靴	三、八〇〇・〇〇	一〇〇	三、八〇〇・〇〇	一〇〇	三、八〇〇・〇〇	一〇〇	三、八〇〇・〇〇	一〇〇	三、〇〇〇・〇〇	一〇七	三、〇〇〇・〇〇	一〇七	三、〇〇〇・〇〇	一〇七
	地下足袋	三一〇・〇〇	一〇〇	三一〇・〇〇	一〇〇	二九〇・〇〇	九四	三〇〇・〇〇	九七	三〇〇・〇〇	九七	三〇〇・〇〇	九七	三〇〇・〇〇	九七
	下駄	八五・〇〇	一〇〇	八五・〇〇	一〇〇	八五・〇〇	一〇〇	八五・〇〇	一〇〇	五〇・〇〇	五六	一〇〇・〇〇	一一八	一〇〇・〇〇	一一八
	雨傘	二七〇・〇〇	一〇〇	二六〇・〇〇	九六	二六〇・〇〇	九六	二六〇・〇〇	九六	二六〇・〇〇	九六	二八〇・〇〇	一〇四	二五〇・〇〇	九三
	洋傘	一、四〇〇・〇〇	一〇〇	一、三〇〇・〇〇	九三	一、三〇〇・〇〇	九三	一、三〇〇・〇〇	九三	一、三〇〇・〇〇	九三	一、三〇〇・〇〇	九三	一、三〇〇・〇〇	八五
燃料	木炭	二九〇・〇〇	一〇〇	二九〇・〇〇	一〇〇	三〇〇・〇〇	一〇三	三〇〇・〇〇	一〇三	三〇〇・〇〇	一〇三	二七〇・〇〇	九三	二七〇・〇〇	九三
	薪	二七・〇〇	一〇〇	二六・〇〇	九六	二六・〇〇	九六	二六・〇〇	九六	二六・〇〇	九六	二五・〇〇	九三	二五・〇〇	九三
炊事用具	陶器	一八・〇〇	一〇〇	二〇・〇〇	一一一	二〇・〇〇	一一一	二〇・〇〇	一一一	二〇・〇〇	一一一	二〇・〇〇	一一一	一四・〇〇	七八
	鍋	二六〇・〇〇	一〇〇	二六〇・〇〇	一〇〇	三〇〇・〇〇	一一五	二六〇・〇〇	一〇〇	二六〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一三三	二六〇・〇〇	一〇〇
	釜	四三〇・〇〇	一〇〇	四三〇・〇〇	一〇〇	四九〇・〇〇	一一七	四九〇・〇〇	一一七	四三〇・〇〇	一〇〇	四〇〇・〇〇	九三	四〇〇・〇〇	九三
	弁当箱	九〇・〇〇	一〇〇	九〇・〇〇	一〇〇	九〇・〇〇	一〇〇	八五・〇〇	九四	八五・〇〇	九四	七五・〇〇	八三	七八・〇〇	八七
	菜切庖丁	一〇〇・〇〇	一〇〇	一三〇・〇〇	一三〇	一三〇・〇〇	一三〇	一三〇・〇〇	一三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇
	バケツ	一三〇・〇〇	一〇〇	一二〇・〇〇	九二	一二、・〇〇	九二	一一五・〇〇	八八	一一五・〇〇	八八	九五・〇〇	七三	九〇・〇〇	六九
雑貨	電球	八五・〇〇	一〇〇	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四	八〇・〇〇	九四
	半紙	八〇・〇〇	一〇〇	七五・〇〇	九四	九〇・〇〇	一一三	五〇・〇〇	六三	五〇・〇〇	六三	五五・〇〇	六九	四五・〇〇	五六
	ちり紙	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇	一〇・〇〇	一〇〇

区分	品目														
雑貨	歯ブラシ	竹製八・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	三七五	三〇・〇〇	三七五	三〇・〇〇	三七五	三〇・〇〇	三七五	三〇・〇〇	三七五	三〇・〇〇	三七五
建築材料	杉板	二二五・〇〇	一〇〇	二六〇・〇〇	一一七	二四〇・〇〇	一〇五	二四〇・〇〇	一〇五	二四〇・〇〇	一〇五	二四五・〇〇	一〇六	二三〇・〇〇	九八
	セメント	四八〇・〇〇	一〇〇	四八〇・〇〇	一〇〇	四五〇・〇〇	九四	四八〇・〇〇	一〇〇	四八〇・〇〇	一〇〇	四五〇・〇〇	九四	四五〇・〇〇	九四
	瓦	三、三〇〇・〇〇	一〇〇	三、三〇〇・〇〇	一〇〇	三、三〇〇・〇〇	一〇〇	三、三〇〇・〇〇	一〇〇	三、三〇〇・〇〇	一〇〇	三、六〇〇・〇〇	一一八	三、六〇〇・〇〇	一一八
	亜鉛鉄板	五九〇・〇〇	一〇〇	五九〇・〇〇	一〇〇	四一〇・〇〇	六九	四一〇・〇〇	六九	三九〇・〇〇	六六	三三〇・〇〇	五六	三三〇・〇〇	五六
	丸釘	三〇・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	一〇〇	二八・〇〇	九三	二五・〇〇	八三	二五・〇〇	八三
	針金	三〇・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	一〇〇	三二・〇〇	一〇七	三二・〇〇	一〇七	三〇・〇〇	一〇〇	三〇・〇〇	一〇〇	二八・〇〇	九三
	畳表	三三〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一〇〇	三三〇・〇〇	一〇〇	三三・〇〇	一〇〇
	板硝子	三八・〇〇	一〇〇	三八・〇〇	一〇〇	三八・〇〇	一〇〇	三八・〇〇	一〇〇	三五・〇〇	九二	三五・〇〇	九二	三五・〇〇	九二
	障子紙	七五・〇〇	一〇〇	七五・〇〇	一〇〇	六五・〇〇	八七	六〇・〇〇	八〇	六〇・〇〇	八〇	七〇・〇〇	九三	七〇・〇〇	九三

第五篇　復興計画

第一章　総　説

鳥取市は藩政時代から因幡部（一市三郡）を対象とした商工業都市である。昭和の初めまでは消費的な性格が強く、何ごとにも城下町らしい消極的な色彩を多分にもつていたが、しだいに木工、鉄工業など小規模ながら発展し、日華事変勃発以来その発展はとみに著しいものを見せてきた。そして現在は県下の行政、経済、産業、文化の中心地である。

都市計画事業としては昭和十四年区劃整理事業が行われて以来、逐次街路拡幅も実施されてきたが、その後交通機関「自動車」の急激な発達によつて彌縫的改造のみではもはやその用をなさず、狭い街路や凸凹のひどい、そして排水の悪いぬかるみ道路は、交通事故の増加となり、本市の発展を阻害するものは実にこの狭隘な街路であるとさえいわれてきた。

たまたま昭和十八年九月、鳥取市を襲つた大地震は、千百余の人命と重軽傷者数千の被害を与え、一瞬にして本市を壊滅させたが、幸い震災を機として震災復興都市計画事業による街路拡幅が国庫補助で行われた。しかし終戦前後、極度の資材不足その他の理由で既に計画済の街路幅員も変更の余儀なきに至り、また家屋移転さえ居据りを強行して事業が思うように進渉しないなど幾多の苦難はあつたが、戦後政府は生産都市再建整備事業を興し、その後これに代つて重要幹線街路事業を実施するなど鳥取市の都市機能も漸く高揚されるに至つた。

小規模たがら三つのデパートがこの地方の名物となつて客足をさそい、伝統を誇る木工業は非戦災県の強みをもつて著しい発展をみせ、とりわけ駅前から山陰本線に沿つて豊富に湧出する温泉帯は近年とみに観光都市としても新らしく脚光を浴びるなど、その将来は明るく期待されていたのである。

たまたま今回の大火災によつて、既成都市改造の難関に苦しんだ鳥取市は、当時の全市火の海となつた悲痛な思い出を踏切りとして、いま、あらゆる災害に対抗できる理想的な近代都市へと甦ろうとしている。

長い苦難の歴史に鍛えあげられた粘り強い性格は驚くほどの底力を発揮し、早くも翌日から赤黒い焦土の上に巣箱のようなバラックの商店が建ち初めた。焼け残つた商品が、ミカン箱の上に並べられているのも痛々しかつたが、やがて、たばこ屋が出来、バーマネント屋が復活し、バイ一屋の暗い灯かげの中からレコードの歌声まで流れ客を呼ぶ大道商人の悍高い叫びと逞ましい建設の槌音が交錯して夥しいトラックの往き来とともに、街はしだいに活気に満ち満ちた。

理想的な近代都市、どのような災禍にも耐えうる鉄と砂利とセメントの防災都市、明るい健康的な、文化の香り高い街づくり――。この願いをかなえてくれる都市計画は、全国のモデルケースとして注目されたがら着々と進められていつた。拡げられる道路、駅から山の手へかけて真直ぐに延びる見事な防火帯、それと交叉する水路と緑の歩道、一万六千坪に亘つて設定される公園や緑地、どれもこれもスマートで堅固な明るい建物である。

かくして復興計画は、ひろげられた一枚の市街図に、遠大な理想をもつて引かれる一本一本の新しい道路線のゆくてに、その焦点を結んでいつたのである。

第二章　都市計画の概要

第一節　都市計画と防火帯の設定

一、都市計画

1、概況

大火発生間もなく鬼丸土木部長は直ちに部内各課長を招集して取あえず交通、住宅、復興対策について緊急協議するとともに災害状況を建設省に打電したので、建設省から石破計画局長（本県出身）小坂技官らが翌十八日午後三時来鳥、県主脳部と協議する一方復興予算の概略を同夜電を以て関係方面に連絡、ここで復興計画の基本方針が決定された。ついで十九日中田建設次官、高谷都市建設課長が来鳥、県市合同で検討を加え、さらに都市局島崎事務官の来鳥をまつて区劃整理の方針を決定、ここに不燃都市大鳥取市の都市設計が確定されたのである。また基本測量を東京の八洲測量会社に委託し、区劃整理の設計書施行規程の立案を順次進めた。しかし、この急施を要する換地設計を如何にして行うかについては本計画のヤマとして慎重に協議を重ねた結果、兵庫土地区劃整理協会を鳥取市に招きその意見を徴したが、手持事業の関係から鳥取市委託の箇所を除いて約四〇万坪を

東京の株式会社桜井森都市計画事務所に委託することに決定した。そこで両会社は直ちに技術員を数十名動員して作業に移つた。

当時はまだ土地区劃整理の設計認可前ではあつたが事態は一日の猶予も許されないので、昼夜兼行作業を続けるとともに県下各土木出張所員を動員して計画路線の中杭を現地表示し、次々と建築されるバラックに対して本計画を明示した。

2、鳥取市火災復興対策要綱

イ、大火の都市計画的原因

大火の原因は湿度、風速等の関係もあるが、都市計画的諸原因は概ねつぎの通りである。

(一) 本市は昭和十四年より土地区劃整理を実施した他局部的に土地区劃整理を施行したので、街路形態は概ね整理されているが、何れも姑息に過ぎたるため、火災防止の役割を果していない。

(二) 上水道の水量、水圧が何れも不充分であり目下拡張工事中であつた。

(三) 防火用水（自然水利）の配置が悪いこと、水量もまた不足であつた。

(四) 出火地点より袋川までの区域は街路形態が不整形であつたため、消防活動を阻害した。

(五) 袋川にマーケットがあつたため延焼速度を増大せしめた。

(六) 消防機能が偏在しており、分散配置されていない。

ロ、復興都市計画基本方針

復興計画の樹立に当つては、以上の防火的弱点を除却したくてはならないが、特に本市の地形的条件を考慮し、過度の理想計画を排し、また市民の復興意欲、家屋の復興を阻害することもなく、かつ財政事情を勘案して、最も実情に即した復興都市計画を急速に実施するため概ねつぎの方針によることとした。

第一、方　針

(一) 急速に防火的な地方中心都市として、商業、産業、観光の綜合的都市計画を樹立する。このため、既定都市計画を再検討する。

(二) 焼失区域並びにこれと関連のある地域を含めて約六十一万坪の地積に対して土地区劃整理事業を実施する。

(三) 袋川を利用した防火帯により、市街地を南北に分割するほか、袋川は防火用水として利用し得るように改修する。

(四) 市街地を東西に分割するため若桜街道を拡幅し、その両側を防火建築帯とする。その他幹線街路を拡幅するものとするが、その幅員は必要最少限度に止める。

(五) 在来市街地の建築密度が高く、街路面積は僅かに市街地面積の数パーセントに過ぎないので、街路防火帯公園広場等公共用地面積を市街地面積の三十パーセント程度に高め空地の確保を図るとともに、別途防火地区、準防火地区指定等建築物の構造的措置と相俟つて防火能力を強大にする。

(六) 住宅復興は公営住宅（一部不燃住宅とす）、金融公庫住宅、単独県営住宅等により約三千戸を急速に建設する。

(七) 焼失区域内の墓地を移転せしめるため、新らたに土地区劃整理区外に墓地公園を造成する。

(八) 消防施設を分散配置する。

第二、措　置

(一) 在来の土地区劃整理で未了のもので、うち焼失区域に関連あるものは、本土地区劃整理に引継ぐものとする。

(二) 土地区劃整理の実施に当つては、建築物の復興を容易とするため速かに使用地積を明示する。これがため従来の地積は実測に依らず土地台帳地積を基準とする。

(三) 仮換地は、土地区劃整理の設計及び施行規定に基き出来るだけ速やかに指定する。

(四) 宅地の減歩率は特殊のものを除き三〇パーセント以内とする。

(五) 原則として本事業は県において実施するものとする。これがため市は全面的に協力するものとする。

第三、都市計画概要

復興都市計画基本方針に基き既定都市計画を再検討し、つぎのように決定する。

(一) 用　途　地　域

今回の大火を契機として都市機能、防災及び将来市勢の伸展に伴う人口増加並びに焼失前の土地利用状況等を勘案し、将来市街地区域につき工業、商業その他業務及び住居に充てるべき土地を調査して用途地域の指定を行う。

(二) 復興土地区劃整理

焼失区域及び、市長執行の駅前土地区劃整理区域（第一工区）、湯所土地区劃整理区域を含めた最少必要限度に止めた約六十一万坪の区域とする。

設計方針はつぎの通りである。

イ、街路は都市計画として規定するものによるほか土地の状況を精査してその配置を定めるものとし、その幅員は特別の事情ある場合を除いて八メートルとする。

ロ、公園その他緑地地積は、総地積の約三パーセントとする。

遷喬小学校、醇風小学校、西中学校、県立盲学校、県立聾学校は元位置に復旧する。

ハ、劃地は特別の事由ある場合を除いて、住宅、商店及び工場の建設に適応するように決定する。

ニ、土地区劃整理地区内の焼失墓地は追加する地区に造成せる公園墓地に移転する。

(三) 街　路

国、府道県を基準とした重要交通幹線街路、市街地及び市街地たるべき地並びに聚落地相互の連絡を図る幹線街路を、防火的幹線街路とする。

(四) 都市水利施設

今回の大火の原因である水利機能不備の増強を図るため、袋川の改修並びに防火水槽の設置を図る。

防火水槽は概ね、初期消防の効果を挙げ得る配置とするも、区劃整理以外については精査の上追加する。

(五) 公共施設

公園、運動場、緑地については、砂丘、久松山、袋川沿い等につき、目下決定すべく準備中である。墓地については、市街地の高度利用を図るため、岩倉附近又は圓護寺附近に公園墓地を造成し、旧市内の墓地移転を行う。

その他、公共施設として、卸市場の位置の決定を行う。

3、復興計画の基本方針

(一) 焼失区域を中心として、約五五万坪に土地区劃整理を行い、交通・衛生・保安・経済等に関して市民の福利をはかる。

(二) 鳥取駅から県庁に到る若桜街道約二粁に亘り防火地域を指定し、更に袋川で南北に貫通する防火線で市内を四分する。

(三) 区劃整理に伴う換地予定地の指定は、出来るだけ早く指定する。

(四) 地区内の墓地は市街地の状況からして、閑静なる公園墓地を造成し移転する。

(五) 事業は本年度から三ケ年とする。

(六) 官庁、学校、その他公共建物は不燃化する。

4、事業の概要

街路

幹線　幅員一一―一二米で延長約一三、九〇〇米

内幅員十五米以上のものは、歩車道の区分をつけ更に植樹をする。

補助線　幅員八米以下延長約二一、五〇〇米

U型若しくはL型側溝をつける

橋梁

幹線にかかるものは、永久橋とし補助線に架設するものは木橋とする。永久橋は、桜橋（仮称）、若桜橋、智頭橋、鹿野橋、片原橋（仮称）、湯所橋

木橋　出合橋

河川水路

袋川現行

防火帯の一として利用するため、西岸に一一―一五米の路幅をとり、その一部を遊歩道とする。

山白川

現在の曲折を直にし疎通をよくし従つて断面を縮少して土地利用の向上をはかる。

その他

幅員一一・五米から〇・七米まで延長線約三、〇〇〇米

公共空地

事業区域は建蔽率高く又公園緑地及び空地が少いので墓地の移転跡を含め区域面積の三%約一六、〇〇〇坪

を公園及び緑地とする。

墓地造成

区域内に焼失墓地五、〇〇〇坪、墓碑約四、三〇〇基あるが環境悪く又経済的土地利用状況からしても好しくないので閑静なる圓護寺に公園墓地を造成して移転するものである。

なお市ではこのほか区域外の墓地も併せて移転する計画である。

防火施設整備

昭和十八年の震災復興事業以来二十二ヵ所築造済みであるがさらにこれを強化するため四十屯容量のもの二十ヵ所区域内に配置するものである。

物件移転

火災当時、建築基準法第八十四条を適用し十坪の制限を行つた。そのため約三、〇〇〇戸のバラックが建てられたが、これらが換地のため移動を余儀なくされたものがその大部分である。

その他街路の変更に伴う上水道、下水道の一部及びガス管路の移転を行う。

連絡街路整備事業

土地区劃整理地区内は以上区劃整理で整備されるわけであるが、これと地区外の重要施設との連絡上必要な街路を整備するものである。

二、防火帯の設定

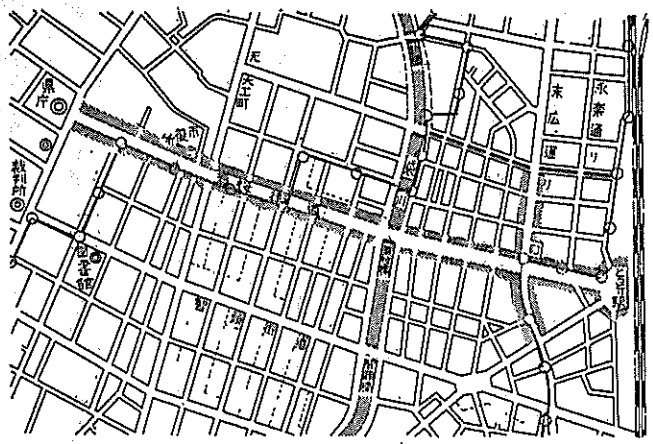

都市計画基本方針に基く防火建築帯造成は、第一段階として、まず鳥取駅から県庁に至るメーンストリート若櫻街道一、三〇〇メートルに及ぶ両側十一メートルを指定し、市の中心部を南東から北に貫流する袋川と交叉して市街を四分し、大火によつてこうむる災害を部分的に喰止めようとするものであるが、さらに工場地帯と市の中心部及び市の中心部より住宅街へとの連鎖を劃然と断ち切るため、さらに第二次として袋川以南の末広通りの線、第三次として山手寄りに大工町、片原線をも防火帯に指定して、いずれの地区よりの火災発生に対しても、あくまでその被害は局限し、その効果をねらおうとする構想である。

若櫻街道防火建築帯の昭和二十七年度造成計画の構造別は、純鉄筋コンクリート構造は五階建一棟を含めて二六棟五二戸、ブロック造及び主要構造の一部にブロック造りを含むもの五九棟九八戸、計八五棟一五〇戸という山陰地方には初めての劃期的なビル

街が現出することになつたのである。

第二節　土地区画整理の状況

都市計画の路線決定後における五四万坪に及ぶ尨大な土地区劃整理は、復興計画のうちでも空前の大事業として、また、都市計画成否の鍵を握るものとして、もつとも市民の関心をあつめたものである。

大火直後、罹災者の誰もが欲しい住宅が、いつ決定されるとも知れない土地の区劃が定かでないまま、漫然と拱手しているわけにはいかない。今迄の自分の土地が、あるいは借地が、いかに善意であるにもせよ、もうすでに自分の意思のままに動かすことができないのである。罹災市民が土地区劃整理の合理的決定を急いだのも尤もである。

このため県でも特に慎重を期して、換地と補償を知事の諮問に応じて調査審議するため、知事を会長とする「鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会」を設置、その第一回を五月三日開催、換地設計方針及び区劃整理設計、同施行規程などを決定、つづいて本町一、二丁目ほか七ブロック、二万七千坪の換地を承認したのを初め、一八七ブロックについて五月十三日までに都合三十九回に亘つて審議した。

この換地計画は予想以上にスムースに進み、五月末頃には大体の測量、杭打ちを完了するとともに指定通知を出すという突貫作業をつづけ、全国でも珍らしいスピードぶりを見せた。

しかし一方、市民の間には県の行うこの換地予定指定処分をめぐつて、整理施行者である県を相手として行政訴訟により処分取消を提起した者も十九件という多きに上り、今なお続行されているものもある。その他大小さまざまなトラブルも見られながら、新生鳥取市の胎動は明暗織り交ぜて、慌しいなかに減歩率平均一割五分という好成績を収めて、順調に進められていつたのである。

第三節　建築の復興計画

一、応急対策

1、建築制限

四月十八日、県では建築基準法第八十四条の規定を発動して、都市計画上の必要から、今回の市街中心部への延焼の一因となつた通称櫻土手バラックの実情に鑑み、袋川西岸堤防敷を建築禁止区域とし、さらに四月二十七日には同じく焼失区域の丸山町ほか四十七ヵ町を指定して、この地域内において、五月十七日までに建築する建築物は一棟の延面積を三〇平方メートル以下に制限したが、区劃整理が予定より遅れ、また換地計画の決定が遅れるなど各種の実情を斟酌してさらに一ヵ月延長して六月十六日までとした。一方、都市計画路線上に突出している建物を調査して直ちに路線上より移転するよう勧告するとともに、焼跡に建築することは、たとえ自己所有

地に建てる臨時のバラックでも無断で建築することを禁じたのである。しかし復興を急ぐ市民の中には、測量を終つて標示した都市計画道路標識の内に建築するものが続出し、都市計画進捗上支障を生ずるので非常の措置として、県では七日副知事室に水道、中電、鳥取ガスその他各金融機関等を招致して協議の結果、違反建築物には水道、ガス及び電気の供給を停止し、また、住宅金融公庫、国民金融公庫の融資に対して斡旋しないという強硬方針を決定、一方工事施行者に対しても、これらの工事については施行してはならない旨厳重に勧告するとともに、建築主からも違反しない旨の誓約書をとることとした。（但し水道供給停止の決定は、その直後、決定を取消すことになつた）

2、無料相談所の開設

火災後の借地借家問題解決のため、五月十五日建設省より係官を迎え遷喬小学校焼跡に於て、県、市共催で罹災都市借地借家臨時処理法説明会を開催、引続き市役所に相談所を開設した。

一方、県建築士会でも県に協力して、鳥取市の復興を促進するため県庁、若櫻街道及び駅前附近に進出し、会員が輪番で出勤、建築申請や住宅金融公庫手続、建築設計など無料で奉仕した。

二、恒久対策

1、公営住宅の建設

公営住宅法に基く公営住宅は、二ケ年計画、総事業費三七、七四九万円をもつて一、五六六戸を建設することに決定、その敷地は県営分を岩倉地内雨瀧街道沿いの水田と、旧練兵場跡を初め丸山、湯所に、市営分を湯所、東吉成、大森町、材木町にそれぞれ選定、九月より建設に着手することとなつた。

その内訳はつぎの通りで昭和二十七年度は半数が建設される。

イ、県　営

○木造平家建厚型スレート葺一棟二戸建一戸当り八・五坪四六六戸

○特殊耐火構造二階建一戸当り八・五坪一〇〇戸

ロ、市　営

○木造平家建厚型スレート葺一棟二戸建一戸当り八・七五坪八〇〇戸

○特別耐火構造二階建一戸当り八・七五坪二〇〇戸

2、一般住宅の建設

罹災直後、市民は避難所に入所したもの以外は非焼失地域にある市内外の親類、縁故を頼つて一時身を寄せたが、一夜明けた翌十八日には甲斐甲斐しく焼跡整理に起ち上つたものの、まず住に対する解決を求めて、県の建築制限にもかかわらず、近づく雨季も気がかりな罹災者たちは、せめて雨露を凌ぐバラックでもと、県、市の応急仮設住宅建設に刺激されたかのように建設を焦り出してきた。もちろん、素人作りに近い、家とは名ばかりのものが多かつたが、さすがに目抜通りに位置を占める商店が目立つて多いのはまた当然であろう。

四月中に県に申請のあつたものは五〇七件、そのうち確認されたものは四七八件、延五、〇七〇坪であつたが、

五月には一躍倍増の九六七件、一〇、〇〇八坪が確認され、全市を挙げて逞ましい復興調に乗つてきたが、六月はぐつと落付いて一二九件、一、三六〇坪で総計一、五七三件となり、焼失戸数の約三〇％が早くも態勢を整え、そのうち一三％が本建築に着手、四％は完成し、初夏の陽にキラキラと白銀の屋根も眩しく快足の復興ぶりを示した。

3、公庫住宅の建設

一方、県では、まず住宅建設が急務であるというので、できうる限り公庫融資により一日も早く復興させたいと、建設省ならびに住宅金融公庫に対し、融資枠の拡大とともに、利用希望者には一率に融資が受けられるよう特別の配意方を要請した。

これに先立ち政府に於ても、四月十八日の朝の閣議において鳥取市の復興事業に対する緊急資金として、資金運用部より二億円、住宅金融公庫より二億円の特別融資を決定、五月十五日迄を災害特別申込締切日として、とりあえず四月二十八日から鳥取銀行、扶桑銀行、鳥取信用金庫の三ヶ所で仮受付を開始することになつた。

この日、第一日だけで、鳥銀本店四二五件、扶桑銀行八五〇件、鳥取信用金庫一五二件、計一、四二七件、五億一千六百六十万円に上り、貸付可能額三億六千百二万円をはるかに突破する殺到ぶりを示し、五月一日には二、〇二七件、七億四千万円を超過、予定の五五〇戸に対し約四倍という高率となり、日を逐つてなお激増することが予想されるに至つた。

そこで県では、公庫に対しさらに二億円を増額方要望したが、その結果、一億三千万円の別枠融資が決定したほか、防火建築用としてさらに別枠一億円が追加決定を見るに及んで、建築意慾は一層昂揚され、目ざましい進捗ぶりを示したのである。

第三章　商工業の復興計画

第一節　工業の復興計画と工場誘致

一、工業復興の基本的態度

今次の焼失区域の大部分が市の中心繁華街であつたため、商工業者の被害は極めて大きく、その損害は、被害総額の九割以上に達した。しかも今回の被害は、昭和十八年の大震災と異り、すべてを灰燼に帰し去つたため、その起ち上りについては特にその復興資金の面で極めて憂慮されていた。

そこで市では県及び商工会議所の協力を得て、火災の翌日から復興資金対策に取りかかつた。

元来、鳥取市の振興を阻害していたものは、立地条件その他市民の性格上の欠陥がその根本原因となつているが反面、城下町としての消極的性格からくる生産都市形態の欠陥もまた見逃し得ない素因である。しかも大火の被害が、住宅と商店と、町工場の不規則に建ち並んだ従来の不完全な都計にも原因の一つをもつていたともいわれている。

ここにおいて、工場再建の問題は、実に復興計画の焦点として取り上げられねばならなくなつたのである。工場施設がこうむつた大きな被害は、従来もその振興を叫ばれてきた地方産業の今後にとつて、悪くすれば壊滅的打撃を与えることになるかも知れないからである。

そこで、今次大火を機として、理想的近代都市計画への実施を推進するとともに、消費都市としての性格から脱皮し、生産都市への飛躍的転換を図るべく工場地帯を造成して、産業規模の拡大と、経営の合理化による能率の向上をはかるとともに、新たに工場の誘致運動を展開するという基本的構想を確立するに至つたのである。

二、工場地帯の造成

本市における工業の中核をなすものは、木工業と鉄工業であるが、これらはいずれも市街地に散在し、その経営規模は、一、二を除いて極めて小さく、いわゆる町工場としての域を脱しない状況であつた。

この関係から有機的な関連作業に不便であり、勢い工場の拡張も不可能であつたことは否めない。従つてこれらが本市の産業振興上大きな隘路となつていたのである。

今次の大火によつてこれら工業施設の大半を焼失したので、焼失工場を市街地から分離して一地区に集団をはかり、この隘路を打開することにより生産都市としての百年の大計を樹立すべく工場地帯を設定することとなつた。

即ち、鳥取駅裏三万三千七百二十二坪の農地を市において買収することとし、第一次に二六、八六一坪、第二次六、八七一坪を獲得、第一次分は八月に埋立を完了した。（第二次分は昭和二十八年度に埋立を完了する予定）

これより先、市においては、工場地帯割当の万全を期するため、市、県、商工会議所関係及び業界の代表者十八

名をもつて駅裏工場地帯割当委員会を組織し、埋立の促進及び進出希望業者の計画検討、ならびに割当配分など慎重審議し、会合を重ねること数度、ついに十月十五日個人割当の決定をみるに至つた。その内訳は鉄工業一二で七、〇四八坪三三、木工業一七で五、六五九坪四九でこれら罹災業者の大部は自己資金の手持がなく、従つて融資の面に多大の困難を生じたが、鉄工業者はさきに東部鉄工業協同組合を結成し、県の指導ならびに組織の力をもつて国有機械（元光工廠）一六〇台の払下げを受けて、焼失機械を補塡するなど組合の運営を強力に進めていつたため、他業者に先んじて融資を受け今年（昭和二十八年）三月には早くも操業の域にまで達している。これに反し木工業者は、県、市の強力なる指導にもかかわらず業者の組織化が遅々として進まず、そのため資金の面において行詰りを生じ今後に大きな問題が残されている。

三、工場誘致

大阪機工株式会社の進出

大阪機工鳥取紡績工場の誘致は、火災前から進められていたが、火災を契機として急速に進展、元鳥取練兵場跡一五、六三三坪を市において提供、同会社は昭和二十七年八月より工事に着手、同年十一月第一期工事として一万錘の施設を完成し、十二月六日操業を開始するに至つた。

第二節　商店街の復興

さすがに商店街の立直りは急速調である。駅前から若櫻橋までの、いわゆる新興商店街はやや遅れたが、「老舗（しにせ）」の多い若櫻街道筋の目抜通りは、伝統に生きる土着の強みもあつて、鎮火後三十時間で早くもバラック第一号を建てる気早い商人もあつて、〝焼け残り品大安売〟と銘打ち、慌しく往き交う見舞客を驚ろかせるほどの逞ましい商魂をみせたのは印象深い。

が、ともかく著しい進出をみせたのは、大火を当て込んで逸早く津山、岡山方面からどつと繰り込んだ大道商人の群で、道路使用の禁まで犯して駅前附近を中心に、みるみる太平線通り、若櫻橋附近一帯の路上に花々しい投売り戦を展開してきた。一方、売つた買つたで賑わう鳥取名物の一つ、朝市で知られた川端、梶川通りの魚菜両卸売市場が全焼したため、勢い駅前附近に青空市場として移動し、ここもまた鮮魚、蔬菜の取引拠点として利用され、物凄い雑沓ぶりを呈した。

これと同時に市内各所に、近郷からの俄か商人や振売りによる露店売りが目立ち、前後して他地方から流れ込んだ一般労務者を相手とする簡易飲食店が屋台を並べ、一時は三十数軒を数え、特飲街を控えていただけに暗黒の街として血なまぐさい傷害事件などが伝えられ、時に市民の心を暗くすることがしばしばであつたが、やがて県、市斡旋による救急物資が大量入荷を見、一方全国より続々と届けられる夥しい罹災者用見舞品が配給され、商店街も

急速に復興するにつれて、一攫千金を夢みたこれら俄か商人たちも次第に影をひそめ、経済状態は案外早く平静をとり戻してきた。そして老舗を誇つた古風な格子造りも今はすつかり姿を消して、明るい鉄筋やブロックの共同建築も交つて、特に防火帯として指定された若櫻街道では、一部道路を距てて焼け残つた商店といかにも対照的な雰囲気をみせている。

第三節　商工業の金融對策

一、復興資金対策

今次の大火により、本市商工業の大半は潰滅し、これが復興資金は多額に上るものと予想されたので、これが確保を図るとともに、これに伴つて無一物となつた業者に対する補償制度の確立が緊要なる問題として大きく浮びあがつてきたわけである。

1、商工業復興所要資金の確保

即ち、火災の余燼まだ消えず、災害対策本部はあげて救援事務に忙殺されている四月十九日、県商工課では、商工業復興資金の需要額を二十七億二千万円と算出、この尨大な需要に対する資金計画を策定した。

火災当日である四月十七日現在における市内金融機関の一般予金残高は、十七億余万円、一方貸出残高は十五億七千万円となつており、従つて金融機関からの融資は全面的に期待できず、商工業者の手持自己資金等を考慮しても、実に十七億円の資金源の不足を生ずる結果となつたのである。そこでつぎのごとき対策を樹立、県、市、商工会議所一体となつて、政府及び関係方面に対し、復興資金放出方につき、強力に運動を展開することとなつたのである。

鳥取市災害商工業復興金融対策

(一) 国民金融公庫と融資総額五千万円に対し、損失補償契約を結ぶ。
損失補償総額は、融資総額の一割を限度とする。(市も県と同様の契約を結ぶ)
「註」火災直後、政府においては、国民金融公庫をして復興資金五千万円融資せしめることに決定していた。

(二) 国民金融公庫に対し、本資金の枠を二億円に拡大方陳情する。(増額分に対し、(一)と同様の損失補償契約を結ぶ)

(三) 県信用保証協会の基金を五千万円増額する。(現在は六、七三一、〇〇〇円)

(四) 商工組合中央金庫に対し、応急復興資金として二億円の融資方を陳情する。(国民金融公庫の場合と同様損失補償契約を結ぶ)

(五) 資金運用部資金五億円を市中金融機関をして取扱わさせ、市及び県がその金融機関と損失補償契約を結ぶ方法による融資を、大蔵省、通産省に陳情する。
損失補償契約は貸付額の一割五分を限度とする。(市も同様の契約を結ぶ)

(六) 資金運用部資金二億円を県が借入れ、これを金融機関に預託して融資を図る方法を大蔵省に陳情する。

(七) 政府余裕金の市中金融機関に対し預託方大蔵省に陳情する。

(八) 県及び市の借入資金の償還期限を延期し、その一部を本資金に充当方大蔵省に陳情する。

右による折衝の結果、資金運用部資金からの支出は事務的に不可能であり、これに代る方法として、保証協会の基金を一億円増額し、十倍限度の十億円の保証措置を確保、これが資金は日本銀行の斡旋によることとなつた。即ち七月一日大蔵省議により、つぎの通り決定をみたのである。

一、県、市に対し、それぞれ五千万円、計一億円の起債を許可する。県、市はこの一億円を県信用保証協会に寄附するものとする。

二、復興資金については、日本銀行をして強力に斡旋せしめる。

三、国民金融公庫に復興資金枠として一億円を設定する。

2、損失補償制度

復興資金源獲得については前記の通りであるが、担保物件欠如による信用力の附与なくして業者の起ち上りは困難であるので、これと併行して受入態勢の整備拡充を図つた。即ち

イ、鳥取県信用保証協会の強化

(1) 災害復興特別基金として一億円造成する。(県、市それぞれ五千万円寄附)

(2) 調査機能、管理機能の充実を図る。

ロ、損失補償制度の確立

(1) 国民金融公庫に対し、県、市においてつぎの通り損失補償契約を締結した。(六月)

(イ) 融資対象　四月十七日罹災した商工業者

(ロ) 融資条件　国民金融公庫の融資条件による。

(ハ) 融資総額　一億円(十月に二億円に拡大した)

(ニ) 損失補償限度　融資総額に対し、県、市それぞれ一割五分

(ホ) 融資取扱期間　四月十八日より昭和二十八年三月三十一日まで(昭和二十八年三月、さらに六ヶ月延長した。)

(2) 国民金融公庫を除く市内銀行、相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫と市との間に、つぎの通り損失補償契約を締結した。別に市と県との間に、再補償契約を締結し、市の負担する損失補償金額の二分の一を県が負担する。

(イ) 融資総額　三億円

(ロ) 損失補償限度　融資総額に対する三割

(ハ) 融資条件

○対象　鳥取市の火災により罹災した中小企業者

○貸付金の使用　災害復興に必要とする設備資金及び運転資金

○貸付期間　二ヶ月以上五ヶ年以内

○貸付限度　個人　一〇〇万円　法人　三〇〇万円

(ニ) 融資取扱期間　四月十八日より昭和二十八年三月三十一日まで(昭和二十八年三月に、さらに六ヶ月延長した)

第四章　その他の復興計画

第一節　官公衙、学校の復興計画

焼失した官公衙のうち、国警東部地区署、国警鑑識課、労働基準監督署、食糧事務所、経済監察局は、西町にあつた元鳥取商工会議所を含める隣接地に、三階建六五八坪の合同庁舎を、また検察庁は元の位置にそれぞれ鉄筋コンクリートで再建することとなつたほか中央病院四階建三、〇〇〇坪、中央保健所二階建三五〇坪、聾学校二階建四一〇坪、積善学園二八六坪、工業試験場四六五坪、図書館分館四〇坪など、県立の各施設はもちろん、遷喬小学校、醇風小学校、西中学校など、いずれも防火都市建設計画に基いて、大部分を起債、または国庫補助を仰いで昭和二十七、八両年度に亘つて、いずれもこの地方では初めての鉄筋コンクリートまたはブロック併用耐火建築としてその偉容を誇ることになつた。

第二節　通信、電気、ガス、水道関係の復興計画

一、通信関係

あらゆる通信網の杜絶によつて、つんぼ状態に陥つた市民は、安否を気遣う親類、縁故、知己などに、何とかして一刻も早くこの状況を報じようと焦るばかりであつた。

電気通信管理所では、十八日午前十時、中国通信局より秋藤計画部長、門田施設部長その他関係官の来鳥を得て合同会議の結果、電信回線は対大阪、米子二番、神戸、京都、松江、岡山、広島、倉吉の順位によつて緊急復旧、引続き全回線を可及的速やかに復旧するとともに、そのため各種施設を整備することとし、罹災後三時間にして早くも寺町の焼け残つた電気通信管理所内に臨時電報局を設置して電報の取扱を開始した。そこで、ラジオ或は自動車のマイクによつてこのことを知つた市民は、罹災者非罹災者ともに群をなして殺到し、窓口は一時蜿蜒として長蛇の列を作り、電話回線全滅の傷手も手伝つて、十八日の如きは平常の十倍に達した。その後電信回線の復旧も極めて順調だつたため、市民はまずほつと安堵の胸をなでおろし明るい表情に輝き初めたのであつた。

しかし、一時、大部分のものは差向、使送、郵送以外ではまだ速達の方法がなかつたので、当分の間遅延承知のものに限り受付けるという制限は脱しきれなかつたが、四月二十二日に至つて解除するというスピードぶりであつた。

一方、電話関係も、第一次加入者の復旧方針として差当り一五〇件を目標とし、国家機関、公共団体等のうち重要と認められるもののほか、金融、医療、治安、新聞通信、運輸各関係機関など、一四七件を復旧することとし、施設部門は、ケーブルのルートを変更、ゴム線架渉等の方法を講じて速やかに開通を図ることとした。つづいて第二次加入者復旧方針として、第一次分一五〇件を含めてその目標を六〇〇と決定した。

二、電気ガス関係

真暗い焦土を一日でも早く明るい街へしてほしいとの要望は特に通行人の最も多い若櫻、智頭両街道あたりから多く出された。何しろ夜間は被災地が広いだけに、僅か三ヵ所に特設された探照燈も威力を発揮することができず、殆んど暗闇といつていい心細さ、そのうえ無燈火自転車なども多いので、夜間の通行はかなり危険な有様であつた。

中電では、まず被災周辺地区の電力供給を確保するため、翌十八日より連絡用配電線路を新設することとし、二十一日までに高低圧架線用八十一本の建柱を終り、同時に引込改修を行つて非災家屋に送電を開始したが、一方焼損した電柱、電線、変圧器その他機器の残骸回収も急を要するので昼夜兼行の突貫作業を行つた結果、一週間余で全部完了、その他復旧に際し憂慮された導管のガス漏れも調査の結果、火災後二十五日目で、だいたい二〇％程度と確認されたので五月十二日から家庭へのガス送出を開始する運びとなつた。

三、水道関係

あらゆる災害直後においては、環境が最も悪いため、悪疫の発生を伴うことは過去の例に徴して明らかである。とりわけ水管系伝染病の発生はその及ぼす被害が最も大きく、ひいては民心の不安を惹起することともなるので、特に飲料水の確保と保健衛生の観点からつぎの通り復旧方針を樹てた。

1、漏水防止
2、臨時共用栓の設置（とりあえず十九日より二十四日まで）
3、復旧作業

このうち、共用栓設置についてはつぎの要領によることとした。

1、車馬の通行に支障のないよう現場に於て考慮の上なるべく町角に設置する。
2、設置箇所は道路側とするが、やむを得ないときは宅地内。
3、間隔は百米に二箇所。
4、既設引込管より分岐し、止水栓は取付けない。
5、立上りは瓦斯管或は鉄柱を使用。
6、水栓はなるべくベークライトとする。
7、水栓盗難防止のため針金にて結束する。
8、臨時共用栓の立札を附けること。
9、新設を原則とするが、現状に応じて個人引込管を使用する。

なお、市議会の議決を経て条例を設け、罹災給水使用者に対して、四、五月分の給水使用料を減免することとした。

鳥取市大火災誌（災害救護篇）　奥付

昭和二十八年三月二十日　印刷
昭和二十八年三月三十日　発行　（非売品）

製許
複不

限定部千壱

編者　鳥取市大火災誌編纂委員会

発行者　鳥取縣廳
　　鳥取市

京都市下京区西洞院通七条南
印刷者　内外印刷株式会社
　　坂本守正